

第三編

松元町の歴史

第一章 伊集院のおこり

第二節 隼人の地

松元町は明治二十二年から昭和三十五年四月一日町制を施行するまでは上伊集院村であり、それ以前は、はっきりした年代はわからないが、恐らく平安朝の頃から伊集院郷と呼ばれた行政区域に属していた。

明治時代の初め、伊集院郷は二十九カ村と野町から成っており、そのうち上谷口、福山、石谷、春山、直木、入佐の六カ村を以て、明治二十二年四月、上伊集院村を形成し、同時にこの六カ村は大字となつて現在に至つてゐる。

往昔鹿児島県の地域には薩摩隼人、大隅隼人など呼ばれた隼人族が住んでいた。文武天皇の四年（七〇〇）、薩摩隼人は大規模な反乱を起こしたので、中央政府は軍隊を派遣して、鎮撫し、住民の戸籍を調べ、（大宝二年一七〇二）やがて薩摩国を設置し、国の下に「郡」その下に「里」の行政区域を造つた。

続日本巻第二、「大宝二年〇八月丙申、薩摩多禰、化を隔て命に逆らう。ここに於いて兵を發して征討し、遂に

を校し、吏を置く。」（校は数を数えること。）

元明天皇の和銅二年（七〇九）十月の続日本紀の記事には「戊申（十月二十六日）、薩摩隼人郡司ヨリ以下一百八十八人入朝」とあつて、郡司（郡の役人）が置かれてゐることがわかる。翌和銅三年には「曾ノ君細曆」に、人々を教化してその成績が顕著であつたといふので、外従五位といふ一般人に対してはかなり高い位を授けてゐる。隼人地方が次第に王化に服していったことが伺われる。そこで和銅六年（七一三）には薩摩国のうちから肝属・曾於・大隅・始良の四郡をさいて「大隅国」を設置した。

王化は順調に進むかに見えたが上からの行政になじまない隼人は養老四年（七二〇）二月、大挙して今の国分市にあつた大隅国の国衙（役所）を襲い、国の長官である大隅守陽侯史磨を殺害した。政府は「萬葉集」の歌人としても有名な大伴旅人を大將軍に任命して討伐させる。旅人らの報告によると首を斬り、捕虜にした者一四〇〇といふことで、以後隼人の反抗はなくなつた。

第二節 日置の郡

大宝元年（七〇一）に發布された大宝律令では五十戸を以て里とするとあつて、一戸は五親等までを含む大家

族で、大体二〇人が平均とされている。

数里を以て郡とするのであるが里は靈龜元年（七一五）に「郷」と改称された。承平年中（九三二—九三八）に編纂された「倭名類聚抄」によると薩摩国は出水・高城・薩摩・甕島・日置・伊作・阿多・河辺・穎娃・揖宿・給黎・谿山・鹿児島島の十三郡からなり、日置郡は富多・納薩・合良の三郷で成立している、とあり、郡名には萬葉仮名がついているから読めるが郷名にはそれがないのでどう読むのかわからない。鹿児島県史は、「富多郷」はいまの薩摩郡入来町の副田かとの説があるがつまびらか「詳でない」、「納薩」はイリサと読み松元町大字入佐ではないか、また「合良」はカフラで、冠嶽かむりたけのカフラノタケの訛なまったのではないかともいうが、いずれも不明である、としている。入佐の永田川流域からは古代の石斧などが発見され、灌漑技術に乏しかった昔の人達が田を開いて住むには格好の地勢ではあるが決め手はない。ともかく日置郡が設置された頃は、三郷ではあるから伊作・阿多の二郡すなわち金峰、吹上の二町を除き残りの日置郡六町の地域に一戸二〇人、一里（郷）一〇〇〇人で、三郷三〇〇〇人の人口が住んでいることになるから、この谷間に田圃を開いて数戸が住み、また何キロもの彼方に小部落があるといった人煙稀少の地帯であったらう。

第三節 いすの院

伊集院郷という郷がいつできたかということとはむつかしい。郡ができて、郡役所ができた。郡役所のあるところを郡家、また郡元といった。鹿児島市に郡元というところがある。古の鹿児島郡の郡長が役所を構えていた所である。日置郡の初めの郡役所が置かれた所は、私は郡山町ではなかったかと推定している。（伊集院郷土史第一部・郡山郷土史上巻）

「三大実録」の清和天皇貞観二年（八六〇）三月二十日の項に、薩摩国従五位上開聞神に従四位上を加え……従五位下知賀尾神；並びに従五位上を授く、とある。知賀尾は薩摩国で中央政府から認められた神社八社のうちの一つである（川内市の新田神社もまたこの中にはない）。

郡の長官を大領、次官を小領といったが、国の長官であれ郡の長官であれ、みなその行政がうまくいくように、役所の近くに守護の神社を祭っている。あるいは在来の神社を地域の守護神として尊崇した。

伊集院町を北から南にその中央を貫流し、伊集院駅前まで西流して東支那海に注ぐ神之川は、その源流の郡山町

西侯と旧下伊集院村嶽との間にある「餅川上の丘」に祭られていた知賀尾神社の下を流れ、この神社にお参りするには、この川で禊（みそぎ）をしてお参りするので神の川と称されるようになった。

知賀尾神社がなぜこのように中央政府から認められるようになったのかは、まだ今後の研究に待たねばならないが、とにかく神之川流域が平安朝初期において、鹿児島下において屈指の政治的文化的センターであって知賀尾神社はその中心か、または中心に近い所に位置していたからであろう。知賀尾神社は日置郡の郡司こむらぎのつかさの尊崇する日置郡の守護神であったと推定する。

知賀尾神社はもともとは神之川の原流が発生する餅川上の岡の上に鎮座していたが野火の災にあつて現在の里岳に移されたのだという。現在は熊野六所権現であるが、熊野信仰の起こる以前の奈良朝平安朝初期は土地の守護神であつたらう。

郡司の仕事のうちで重大なものの一つは租税を民から集めて定められた額を国衙に送ることである。当時の租税は米で、稲穂を束ねたもの（玄米二升にあたる量を束ねた稲穂を束そくといひ、数量の単位とした）を集めた。それを収容する倉庫は郡の役所の構内に造り、嚴重に垣をめぐらしたので倉院または院といった。「院」とは垣を

めぐらした建物のことである。

倉院が郡に一つしかない間は別に名前をつける必要はなかった。次第に人口がふえ、開拓が進み、たとえば市来の大里のあたりや、松元町の入佐のあたりから、郡山町にあつたと思われる郡の倉院まで、租税の稲束を運ぶことは、山坂を越え川を渡り、納税者には大きな負担となつてきた。そこで平安朝初期の延暦十四年（七九五）、郷に一カ所若しくは二、三郷に一カ所、納税者に大きな負担をかけないように倉院を建設せよ、との命令が出された。薩摩でもすぐにその命令に従つて倉院が造られたとは思われないが、そのうち日置郡内にも郡山以外に倉院が造られた。イスと呼んでいた地とイチクという地に作られたことは確かである。数カ所に倉院があるとそれぞれに名前をつける必要が生ずる。イス院―伊集院、イチク院―市来院、そして郡山の郡衙に隣接してあつた従前からの日置郡の倉院は、その土地の名をとつてミツエ院（満家院）と呼ばれることになつた。

郡山中学校の南方台地に小字満家原がある。このあたりが最初に日置郡の郡役所や租税の稲穂を入れた倉院のあつた所ではないかと推定している。

はじめ倉院の名前であつた満家院・市来院・伊集院は、やがて、その院に租税の稲穂を運ぶ人々の住む地域

名に変わっていく。そして伊集院郷あるいは市来郷という地域が成立するのである。

第四節 郡役所移転

人口が次第に増え、伊集院、市来、日置と南方が開発されると、日置郡の役所のあった郡山は郡の北部に辺したので、役所は伊集院の郡の地に移つたらしい。延元二年（一三三七）九月十四日、伊集院忠国が川上頼久の軍と「伊集院郡本」に戦う（島津国史）とあって、郡本は伊集院郡村に有りとしているので、郡の地は古くは郡本と呼ばれ、郡司の役所の所在地であった（伊集院郷土史第一部）。

伊集院の郡の地に郡役所が移つた頃は、大化改新（六四五）にはじまり大宝律令（七〇二）によってほぼ完成された律令制度は全国的に崩壊中であり、特に大隅薩摩では口分田くぶんでんの制度はやっと平安朝の初め頃になって施行したというのであるが、どこまで徹底したかはわからない。神社仏閣に田地の所有が許され、貴族がそれと結んで私有地に近い荘園を拡大するようになる頃、平安朝の中期藤原時代にはいって、太宰府の役人であった平ノ大監季基は今の宮崎県都之城付近に大がかりな開墾をして、その土地を天皇の代わりとして勢力を振るつた宇治関

白藤原頼道に献じ、藤原氏の荘園とした。いわゆる島津荘（庄）であって、十一世紀前半の時代である。島津荘はその後年と共に拡大されるが、隼人町にある鹿児島神宮、すなわち大隅正八幡もまた広大な荘園を所有するようになり、平安朝末期十二世紀の末頃には薩摩国四千町歩の田地のうち三千町歩が島津荘の土地となり、六百町余の大部分が大隅正八幡の、その他が川内の新田八幡、頼娃の枚聞神社の所領となり、日本政府の役人薩摩の国司が郡司や院司を督励して国税を徴集し得る土地は、「建久凶田帳」（一一九七）で見るとわずかに二百町歩にすぎない。

先に述べたように税を収納する倉院が郷に一つぐらいの割合で建てられると、その管理にあたる院司が置かれた。郡司や院司は大体土地の豪族者をあてることになっていたが、中央やあるいは九州諸国を管轄していた太宰府の役人から九州諸国の国司や郡司となる者も多く、彼らは地方民から尊敬されたので、その地に定住してその地方の有力者となり、中にはその職を世襲し、地方の豪族となる者が生ずるようになる。

郡司達はその郡内で登録されている田地に対する租税を国に上納すれば納税の役目はすみ、管内の労働力を使つて自分で開墾した田地は自分の私田とし、ますます

政治力経済力を高めていった。力が強くなると管轄する田地を勝手に島津荘や大隅正八幡宮に寄進し、国司もそれを取り締ることができない。寄進された土地はこれを「寄郡」といって、荘園に対する年貢は少なく、国の方には公租公課の半分を納めればよいことになっていった。これは薩摩大隅以外にはあまり見られないしきたりであつたという。薩摩大隅の田地が大半荘園化した原因である。

第五節 伊集院郡司

いつの頃からか、日置郡では日置郡司という者はいなくなり、院司が院司といたり郡司といたりするようになって、伊集院郡司と称する者が発生した。

「古城主由来記」によると、紀貫之の子孫で伊集院本堂太夫紀能成という人が伊集院郡司となつて伊集院を支配したが、子供がなかつたので藤原冬嗣六世の孫、従四位丹後守藤原保昌の子又太郎昌成を養子にして伊集院郡司職を譲つた。

藤原保昌については、中央公論社刊行「日本歴史」別巻年表に（長元元年（一〇二八）十月、金峰山の僧徒が大和守藤原保昌の非法を訴える）と記載されており、新古今集の女流歌人和泉式部の最初の夫であり、「今昔物

語卷二十五」には有名な盗賊袴垂保輔が襲おうとして手の出なかつた剛勇の士として出ているが、ともかく十一世紀前半（一〇三六没）の人物である。すると紀能成も同時代の人物であるから、彼が伊集院郡司であつたのは、平ノ大監季基が島津荘を開いた万寿元年（一〇二四）と大体同じ頃と見てよからう。

「古城主由来記」と鹿大教授五味克夫先生の研究をあわせると伊集院郡司紀氏の系図は次のようになる。

【紀氏系図】



この頃は地方豪族はそれぞれ武力を擁した時代で、平将門の乱が鎮定されたのは天慶三年（九四〇）、藤原純友が誅せられたのはその翌年、源頼義・義家父子が陸奥の豪族安部頼時の征伐に向かつたのは永承六年（一〇五二）のことで、平定するまで九年を要した（前九年の

役)。

それから百五十年、武士は次第に声望を高くし、保元、平治の乱を経て平氏の全盛を招来し、建久三年(一九二)七月源頼朝が征夷大將軍となり、幕府を鎌倉に開いてから慶応三年(一八六七)徳川幕府が政權を返上するまで我が国は武家支配の体制となる。

第六節 伊集院百八十町

鎌倉幕府の要請によつて薩摩国衙から建久八年(一九七)に提出された土地とその支配者を記した薩摩国凶田帳(建久凶田帳ともいう)に伊集院については次のように記されている。

伊集院百八十町内

上神殿	十八町	万得
下神殿	十六町	万得
桑羽田	五町	万得
野田	六町	島津御庄論 万得
大田	十五町	同 御庄論 万得 本主在序道友
寺脇	八町	同 御庄論 万得 本主在序道友
時吉	二十五町	万得 名主同前
末永	二十五町	万得 院司八郎清景
続飯田	八町	万得 名主権太郎兼直

土橋十三町

万得 名主紀四郎時綱

河俣十町

万得 僧忠寛

谷口十四町

没官御領 地頭右衛門兵衛尉

十万六町

万得 名主紀平二元信

飯牟礼三町

万得

松本十八町

万得

この記載の仕方を見ると伊集院郷内の土地を漫然と書き出したものではなく、東北部の上神殿から西南部の方に、いま大字になっている地名を順々に書き連ねており、時吉という大字は現在はないが神之川の下流兩岸の久木野々、牧の角、宮田、神之川の地帯である(伊集院郷土史第一部二七頁)。神之川から先は海であるから伊集院内の陸地を東北に引返した所が末永で、これは現在の伊集院町^{まち}中心部から徳重・猪鹿倉・郡の地にあたる。次の続飯田は麦生田で、その東部は中川、竹之山をも含めた土橋で、それから西南にまた引返すと河俣すなわち清藤で、その南は谷口となり、その次の十方は谷口と飯牟礼の間にあることになっているが、まだどこであるか断定することができない。ともかくこの記載の仕方は順序を踏んでおり、当時開拓された伊集院郷内のすべての土地をしるしているものと思われる。そうすると、最後の松本とはどこであろうか。松元町内であることは確実

であるが、松元駆付近でないこともまた確かで、飯牟礼の東部でなければならぬから、入佐から直木そして春山を含めた地帯を想定せざるを得ない。十万と松本については後でまた触れることになるが、右のように末永や河侯の地を指定した理由に就いては「伊集院郷土史第一節」二八頁以降を見ていただきたい。

ところで「万得」とは大隅正八幡宮と密接な関係のある名田をいい、すなわちいまの国分八幡社の荘園であることを示す。伊集院内では谷口十四町を除いてみなそうであり、本主、名主などの名前のある土地は寄郡にした荘園で、それ以外はまるごと正八幡宮領すなわち一円荘と思われる。

第二章 建久凶田帳

第一節 右衛門兵衛尉

谷口十四町であるが、没官御領とあり、地頭は右衛門兵衛尉である。右衛門兵衛尉は島津氏初代忠久のことである。忠久は元暦二年（文治元年一一八五）、島津御庄の領家である近衛家から島津庄の最高の役職である下司職に補せられ、同年八月十七日、頼朝からも認定さ

れた。時に年六歳である。翌年正月信濃国塩田庄の地頭職となり、建久三年（一一九二）十月には幕府が平家方の武士阿多四郎宣澄から没収した土地（没官領）の、谷山郡・伊作郡・日置南郷（永吉）・同北郷（吉利）の新御領名田などの地頭職となっている。谷口十四町も右の宣澄からの没官領である。建久九年になると忠久は更に満家院（小山田・比志島を含む郡山の地域）の郡司名田、川内の宮里郡司名田ほか大隅日向各地の郡司名田地頭職を与えられているが、それより先建久八年十二月三日には幕府から薩摩大隅の守護職に任せられた。

守護の任務は御家人（鎌倉幕府からその支配地を認知され、幕府の命に従う武士）を指揮して内裏大番役（京都に上つて皇居の警備に従事する仕事）を勤めさせること、人身売買の取り締まり、殺人その他謀反などの犯罪を取り締まり治安を確保することである。

地頭の制度は以前からあったが、頼朝の時代になつてからは権限が大幅に強化され、荘園にも、郡司名田など国司郡司の支配する公領にも置かれ、その管轄地内の(1)警察権（刑事上の犯人を逮捕して守護に引き渡す）。(2)徴税権（荘園領主や国郡が収納する年貢や租税公事を徴集して荘園領主や国衛に送る）。(3)下地管理権（年貢や租税の未納者から土地を没収する権限）。(4)年貢や租税

の中から兵糧米として反別五升を取得し、貞応二年（一二二二）からは庄、公田を問わず十一町のうち一町歩を免田として耕作する権利が与えられたが、次第にその権限を強め、従来の莊園領主や国郡の支配権を侵し、その支配地を拡大して行つた。右のような地頭の権限を「地頭職」という。

第二節 在庁道友

野田、大田、寺脇は島津御庄論とあるが、これは島津庄か正八幡宮の庄園かで争論があつて帰属が決まっていないことを示し、本主または名主（その差異はよくわからないが同じようなものではないか）の在庁道友は当時川内の薩摩国衙の役人であつた大前道友のことで、大前一般にはオオクマと読んでゐる。

大前氏の出自については色々説があるが、醍醐天皇の皇子で、かつて薩摩守となつた源ノ師之（天慶四年一四一年頃）の子孫とするのが一般である（川内市史上巻三三三頁）。

道友の数代前の助兼が時吉姓を用いたことから、その子孫もしばしば時吉と号し、郡司や郷司などの（祁答院郡司、東郷別府郷司）肩書や権限を利用して、その一族は開墾買収その他の方法を以て薩摩郡方面各地に支配地

を拡大し、その支配地に時吉の名を冠した。

道友の父を道氏といい、薩摩国衙の役人となりその位は薩摩椽で東郷の斧淵に居館を持った。道友は権大椽で、薩摩国建久岡田帳の提出者の一人としてその後尾に「権 大前 在判」とその名を連ねている。道友が各地の時吉名主あるいは川内宮里の安楽寺領下司、甌島二十町の本地頭などの肩書きで支配する土地は、伊集院内の四十八町を併せて建久岡田帳にあらわれているものは二百二十五町二反の多きに達し、薩摩国では当時屈指の豪族である。

大前氏はその後南北朝の戦乱期を通じて次第に衰微する。伊集院の支配地もそれにもなつて大前氏の手を離れ、島津伊集院氏など所在の新興勢力者の手に帰していく。しかし今に伊集院に残る宮里姓時吉姓は、かつての大前氏の支配を物語るものであろう。

第三節 院司清景

末永二十五町は院司八郎清景が支配している。当時院司と郡司は同様に使っているが、元来は院司であつたのだろう。そしてその本拠は日置郡司の所在地であつた伊集院町大字郡、その中心地と思われる九玉神社鎮座付近と考えられ、紀氏はいつからかその直接支配する本貫の

地を末長く領知できるようにとの願いをこめて「末永」と名づけた。

紀氏は先に述べたように紀能成にはじまり、六代が伊集院郡司四郎時清、入道して法名を迎清というが、平安朝末期に伊集院の城山にはじめて館を作ったと伝えられる。その子六郎清実「古城来由記」には豊後国宰府において戦死を遂ぐとあり、建久八年の時点では弟の八郎清景があとを継いで郡司となつてゐる。

建久八年十二月二十四日という忠久が守護に任ぜられてから二十一日目であるが、忠久は守護の任務としての内裏大番役催促状を出している。その書状が「鹿児島県史料旧記雑録前編一」の九一頁に三通見えるが、そのいずれにも「伊集院郡司」は記載されている。この「伊集院郡司」は八郎清景入道迎明である。彼は薩摩の御家人二十余人と共に翌建久九年三月に京都に上ったはずである。

伊集院郡司と一緒に内裏大番を命ぜられた者に南郷方楊房がいる。「来由記」によると日置南郷（永吉）の桑波田氏は伊集院郡司時清の三男桑波田阿闍梨源智の嫡男方楊房寛齊に始まるという。

紀姓の名主はこの外伊集院内に土橋名主紀四郎時綱がおり、十万に紀平二元信が居る。

注・名（みよう）は村というほどのもので、徳川時代の村、いまの大字に近い地域と考えてよい。

鹿児島県史料集(v)薩摩国山田文書の五号「沙弥寂澄田地賣券案」は、弘長元年辛酉（一二六一）十月二十八日の日付けで、伊集院用丸（名）のうちの字原田垣本にある水田一町二段を、寂澄相伝の所領であるが石谷久徳に「うりわたすところ実也」という売渡状であつて、沙弥寂澄と紀清忠の署名在判となつてゐる。寂澄は清忠の父と思われるので紀氏系図によつて見ると清実の孫、清持の子の清光であろう。用丸名というのは「上掲山田文書一五一号」の「持丸名内原田垣本田湯穴前田分」の持丸名と、字はちがつても同じであろう。「字原田垣本」であるが、現伊集院小学校の東隣南方神社からその東部清水馬場、そして県合同庁舎のあたりまでを古く原田といつた。興国三年（一三四二）五月、伊集院忠国と共に谷山の西征將軍懷良親王のもとにはせ参じた原田又四郎経道はこの原田を領した武士と思われる。しかしここには垣本がない。垣（柿）本（元）、垣内、垣戸、開戸などという地名は中世の新開田地である場合が多い。といわれどおり、松元駅近くにある柿元が、付近に原田の地名はないが原田垣本の垣本ではないか。前記「山田文書一五一号」に原田垣本田に続いて湯穴前田分と湯穴が出てく

けてしまうのである。

第四節 あなゆの前

山田文書一〇号「僧慶きやう西所領讓狀案は次のようにゆつりわたすうちのを大く庄ほ田のてん品等はくらの事
在田老町内一所 あなゆ六のまえ前参段

一同 くわんしやてん田参段

一同 五月てん一段田廿

一同 せとくち一段瀬戸卅、はんさうに三郎かつくる一段田廿

一同 中牟多田式段田廿 文永八年五月八日寂念在判

一同 きくほうかや屋し教きの書その

とあつて、次に藪三カ所が記され、以上の土地は「権現の御敷地とはいいながら、僧慶西が先祖相伝の所領なので、孫の「せうこう」に譲り渡す、という文書である。時は文永六年（一二六九）三月で、文書の末尾に僧慶西在判、嫡子紀時道在判、とある。

「旧記雑録前編七、町田祖五郎光俊譜中」は次のように述べている。

文永六年三月、僧慶西及び嫡子時道の署名判の、権現御敷地及び御造替云々の書状があるが、慶西及び時道は紀

るので、用丸名は松元町の福山乃至上谷口なにあったと推定する。「来由記」によると伊集院郡司職は清持、清光（光）、清忠と伝えられる。これが紀氏伊集院氏の本流であるが、紀氏はこのように福山上谷口付近にも田地を持つており、あとにも述べるようにこのあたりから石谷にかけては建久岡田帳以後に開發されていく地域であった。

伊集院郡司職についていえば、「来由記」は清忠からあとは系図がない、としているので紀氏伊集院家（島津伊集院氏に対し古伊集院家という）はこれで絶えたようになっていいる。ところが「伊集院由緒記」の寺脇円福寺のところ、円福寺への寄進状の中に「老通弘安元年（一二七八）九月十五日紀時継判」。というのが記載されているのである。時継は伊集院郡司四郎兵衛尉と称し、（元享四年と思われる鎮西下知状案）法名迎念であり、税所氏である上神かみ殿次郎太郎祐継と土地問題で争っていることが「旧記雑録前編」に出てくる。時継は郡司職を父持時から譲られ、更にその子宗継（法名迎意）に譲渡していることなどから伊集院郡司職は清忠から持時に、そして時継、その子宗継（法名迎意）へと譲られた。そしてその後は南北朝争乱時代になって、郡司職、地頭職などそれぞれ以前の秩序法規はすべて戦乱のつぼの中に溶

姓伊集院郡司の一族であろう。権現御敷地のをくぼ—大窪は今ほ福山村穴湯あなぼの前にある。穴湯の前は湯穴の前と同じで、今は石谷の南、岩井谷の田頭に土穴があつて、十畝ばかりの濕田がある。俗に蛇穴といつてゐる。これが「あなゆの前参段」の田圃なのだ。……

瀬戸口は前谷島廻まわの北にある。中牟多は中尾田ではなからうか。中尾田は芋洗の東にある。

また神免田（神社の田地で租税が免あつされてゐる田）といふのが前谷の中にある。又、権現社の山下を寺之前といつてゐるが、おそらく僧慶西とその嫡子時道等の住居あての趾あとではないだらうか。

この権現社は石谷の熊野神社のことである。その位置、たがずまいも古社にふさわしく森厳とし、境内の古石塔も鎌倉時代のものである。石谷の開発者が齋いき祭つた神社であることは疑いない。そして、権現の御敷地とされてゐる穴湯の前、くわんしや田、せとぐち、中牟田などは、このあたりで最初に開発された田地であろう。

中牟田については、文永八年五月八日、寂念在判とあつて、これは慶西がこの年月日に寂念から買ひ取つた土地で、その証文のあることを示してゐる。寂念は、鹿大教授五味克夫先生の「薩摩国伊集院の在地領主と地頭」（吉川弘文館刊行）、「莊園制と武家社会」所載論文に

よると、紀清忠であり、慶西は後述のように紀時村であるらうという。

第五節 石谷久徳

「山田文書一四八号」、大窪大貳房明賢陳状は後が欠けてゐるので年代がはつきりしないが、建武三年（一三三六）ごろのものとされてゐる。明賢は、一通本主時綱置文寛喜二年（一二三〇）二月二十八日、一通慶西置文文永六年（一二六九）三月〇日の二通を証拠品として提出し、大隅式部孫五郎入道道慶（山田宗久）と、薩摩国伊集院大窪ノ内湯穴ノ前ノ田地三段に就いて相論してゐる。明賢はこの書状で、その祖系を、仏教房、明賢祖父道西、為子息治部房治部房と書いてゐる。（仏教房—道西—治部房—明賢）

明賢が証拠品として提出した書状の一通には時綱と書いてあり、もう一通の書状の慶生であるが、この兩人は共に明賢の先祖であろう。時綱は建久凶田帳では土橋十三町の名主であつた。五味教授は前掲論文の中で、建長五年（一二五三）五月、満家院西俣名主栄尊（比志島民祖）がその非法を訴えた伊集院中河名主兵衛尉時村について、「私見ではこの御家人兵衛尉時村は土橋名主時綱の後ではないかと思ふ。そして慶西とはこの時村の法名

ではないかと考えるのである。」と述べておられる。

「山田文書一七号」は「ふつけう讓状案」であるが、仮名文で、この頃は濁点を着けないので、わかり易く書きなおすと次のようになる。

讓り渡し奉るもちまろ（用丸）の内水田一町二反、あざな
（字名）原田かいもと（垣本）の事

右件の田地はふつけう相伝の所なり。然るに初鶴御前に
次第証文等を相添えて、永代を限り讓り渡したてまつる
こと実なり。他の妨げなく領知あるべく候。依て後日の為
に証文の書件の如し。

建治元年（一二七五）十月三日 　ふつけう在判

私は右の「ふつけう」は仏教であつて、明賢陳状の仏教房のことではないかと考える。すると法名道西紀時道の父にあたる僧慶西すなわち紀時村ではないか。時村は石谷の熊野権現の座主職として仏教房を名乗つたのではないか。

するとこの年から六年前にこの用丸の内水田一町二段、字原田垣本を沙弥寂澄から買い取つた石谷久徳なる人物もまた時村の別名ではないかと考えられる。後に石谷の各地に久得（徳）名に属する田畠が出てくるところからみると、久徳は相当勢力のあつた人物と思われるからである。

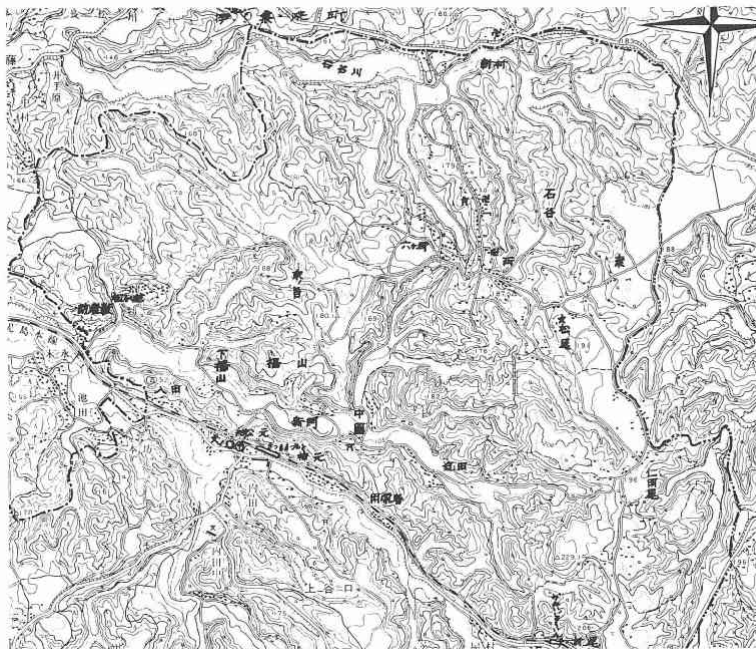
第六節 土橋十三町

松元町とは直接には関係がないのであるが、建久凶田帳で土橋十三町の中心はどこであつたかと考えると、土橋の羽黒神社の存在を無視できないと思つている。

「伊集院由緒記」には由緒不詳と出ており、大権現であり、祭神は八幡・天神・山王・稻荷などおよそこのあたりで尊崇する神々をほとんど奉祭していることは、その歴史の古さを物語る。土橋とは、川に橋があるのは交通の激しかったことを示し（普通は川を歩いて渡る）、その橋も一本橋から二、三本丸太を寄せ集めたものは相当の交通量のせいであり、何本も寄せて、その上に土を覆つて道路と変わらぬ土橋が架けられるとなると、そのあたりの集落の政治経済の発展を想像させる。その土橋が地名となつたのであるが、石谷から流れてきた細流が清藤にはいり、その上に土橋が架けられ、その先に羽黒神社があることから、建久の頃紀時綱は下土橋の羽黒神社鎮座のあたりに居を構えていたのではないかと想像される。

開拓開墾によつて経済力を高めることに躍起となつてゐる鎌倉時代初期の頃、時綱の子弟親族は、田地に作り易い溝の流れを上流に向かつて開発し、おそらくその孫

石谷福山地図



と思われる時村の時代には、石谷の開発に当たっていた。次に述べる「十万」の名主紀元信らが谷口川の上流をめざして開発して行ったのと、やがては現在の松元駅付近で落ち合うことになろう。

第七節 石谷阿闍梨

延応二年（一二三九）八月二十二日の、比丘尼生阿弥陀仏と同菩薩房（菩薩房は満家院郡司大藏永平の娘で、頼朝には従兄弟にあたる源頼重が、罪によって薩摩に流された時その妻となった。その子が比志島の祖となった重賢入道栄尊である。生阿弥陀仏は菩薩房の妹。）の文書「旧記雑録前編、四〇三号」によると、この二人は満家院西俣名のうち八世井浦の田畠を、これは先に誓尾六所権現（前出従五位上知賀尾神）に寄進したものであるが、石谷阿闍梨隆慶に曳（引）渡している。この石谷阿闍梨という坊さんは五味教授も「紀姓石谷氏であろう」とされているが、石谷の熊野権現と知賀尾六所権現の座主職を兼ね持っていたのではないか。知賀尾神社は古来からの神社で、平安末期熊野信仰が興るにつれ、熊野六所権現となり、石谷が開発されると石谷に勧請されて現在の熊野神社となった、そしてそれを勧請したのは紀時綱と関係の深い者で、隆慶は同じその一族で僧となった人物

と推定するが、なお今後の研究を待ちたい。

それから少し時代が下って、前記紀時村（慶西）の妻成阿弥陀仏の文永十一年（一二七四）十二月一日の書状「山田文書一四号」によると、彼女は今まで大窪の所領に関する税務など兵衛太郎に依頼してきたが、いろいろ不都合があり、私にも不法にあたるので、今後は「一向との」に、お願いする、とあつて、弘安二年の「せうあみたふつ讓状案」（山田文書二五号）、弘安八年（一二八五）の「せうあみたふつ置文案」（山田文書三〇号）を見ると、「との」とは上総二郎であることがはっきりする。五味教授によると兵衛太郎は当時の満家院郡司税所義祐であり、上総二郎は比志島榮尊の孫上総五郎二郎時範であらうという。弘安八年四月十日の置文案で、成阿弥陀仏は、大窪の所領は自分の死後は上総二郎に讓渡するのは勿論であるが、いまでも「所領を沙渡し、公事の支配」をしてほしいと述べているので、土橋名紀時綱の後裔、時村夫妻が支配していた松元町大字福山の字大久保の所領は比志島氏にその知行権が移った。



第八節 谷口十四町

島津氏初代忠久が地頭に補された谷口十四町は、現在の上谷口と下谷口を併せた広い田地と比較してみると極めて狭い。

「伊集院由緒記」の「下谷口村之内麓犬之馬場諏訪大明神」の項に、永正十一年（一五一四）十二月十五日付で、時の伊集院地頭鳥取播摩守政茂が諏訪神社の中島大官司に与えた書き付けがある。「立久公より諏訪両頭掛田數六拾町被成御定候御書附」として、満家院・伊集院・日置庄・吉利・南郷のほとんどすべての名四二を八番にわけて書きあげ、九番目は阿多郡南方であるが、これは島津立久が寛正六年（一四六五）に鹿児島諏訪神社御佐山祭の夫役を鹿児島・谷山の二十四力村に割り当てた（旧記雑録卷三八、鹿児島県史料では前編二の一、四二四号）のと軌を一にし、各番の組が一年ずつ祭祀の入費などを受持つことになり、伊集院諏訪神社の場合には九年で一回りすることになる。永正十一年の書き付けではあるが、夫役が定められたのは鹿児島島の諏訪神社と同じく寛正六年頃であろう。各名の名を書きあげる最初に「薩摩国伊集院諏訪社御祭礼年回田數番帳之事」という題がつけてあるので、これからこの書き付けを引用す

る場合は「諏訪社番帳」の符号を用いることにする。

さて、これには谷口名があり、黒葛原名がある。伊集院忠国の第六子依嶺は後に還俗して黒葛原を姓とするが、黒葛原名を支配してのことであろう。伊集院町下谷口の天神馬場部落は昭和初期までは黒葛原といった。黒葛原名は下谷口の川畑・小原・麓東西を含む地域であったのではないか。

そして先にも触れたように現在の上谷口は鎌倉時代以後に開発されたもので、建久の頃はまだ谷口にはいつていない。

いろいろな証明の理由をぬきにして、私の想定結論をいうと、谷口十四町の中心地は、下谷口の丁度真ん中にあたる四郎園の小字小藪、俗に「こんやま」といい、子供遊園地ができているが、そこに上る道の左側に数十基の五輪塔群がある。ここを中心にした地域が谷口十四町であり、この五輪塔群はこの地域の開発者達のものではないか。(故黒田清光先生の意見を含めて)

谷口と飯牟礼との中間に記録されているのが「十万」である。いまはそれに近い発音の場所さえ見出し得ない。

私は「十万」を下谷口の東部にあたる池田・末永・窪

田の地域ではなかったかと角川書店発行「日本地名大辞典」に書いたが、窪田簡易郵便局の南、鹿児島本線の鉄道を越え、約四〇分の一角に五輪塔群数基があり、昭和四十四年、黒田先生によれば紀氏の相輪という一箇が発見された。

谷口川を隔ててその南方一〇〇分の池田部落に古石塔群があり、税所氏の相輪をいただいた宝塔もある。寺跡と伝えられるが、八幡神社があり、このあたりが開発された「十万」の当初の頃のものと推量する。(後述黒田先生論文参照)

以上のようなことで、下谷口の東部から上谷口の内田地帯にかけてが「十万」の地であろう。そこから南方丘陵地帯を行くと、直木、恋之原、そして飯牟礼へと通ずるのである。

紀氏一族は、鎌倉初期から石谷・福山・池田・上谷口の内田の地域に開拓の鋏をふるっていたのである。

第三章 島津伊集院氏

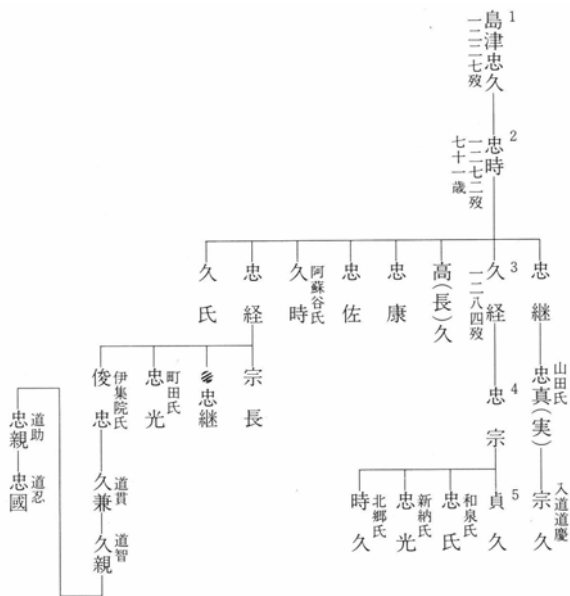
第一節 系図不審

紀姓伊集院氏のあとを受けて、松元町の土地支配者となる島津伊集院氏について述べなければならない時期にはいった。

島津氏の元祖元祖惟宗元祖忠久は建久八年（一一九七）十二月、薩摩・大隅の守護に任ぜられ、間もなく日向守護も与えられたのであったが、建仁三年（一二〇三）の比企氏の乱（北條氏が頼朝方の豪族比企能員を滅した）に座して、（忠久の母丹後局は比企氏の出であった）三州守護職は取りあげられ、実朝が將軍となるに及んで薩摩守護職と薩摩における各地の地頭職だけは還付されたものの、日向・大隅における広大な地域の地頭職は返されなかった。

忠久の子島津氏二代忠時は文永九年（一二二二）、七十一歳で死んだが、「それより前、文永二年六月二日、長子修理亮久経久経に対して讓状を置き、彼に薩摩国守護職・同国薩摩郡・市来院・日置南郷・莫弥院莫弥院・宮里郷・十二島地頭職を与えた。」——（鹿兒島県史一巻二五八頁。）

「なお忠時の庶長子式部少輔忠継の子忠眞忠眞に薩摩国谷山郡地頭職を讓渡した。忠眞は後の山田氏の祖である。」——（前掲書）



忠時の三男（久経の弟）大炊助高久おおいのすけたかひさ（また長久）は忠時から「給黎院・穎娃郡・伊集院・和泉莊・満家院及び……を譲られた。後に信濃に居住して中沼を称し

た。」七男「忠経の長子宗長は給黎院を領し、三子忠光は父忠経の町田氏を伝へ、四子俊忠は伊集院を領し、各々その所領を以て称号と為した。」——(前掲書)

「鹿兒島県史」、及び「島津正統系図」によつて家系を图示すると以上のような系図がであらる。

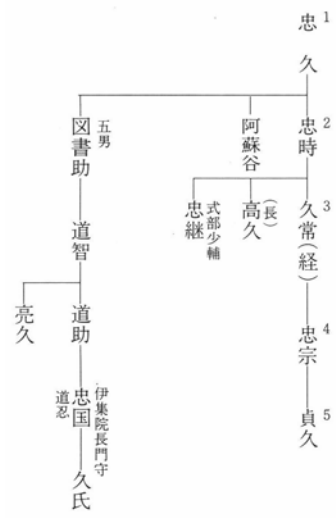
この系図は、伊集院氏は島津氏二代忠時の七男忠経の四男俊忠の子の久兼が、伊集院郡司清忠の跡が絶えたので伊集院一字治城を居城として伊集院氏を称した、という従来の説(古城主来由記など)の基もとになつてゐる。

「山田文書三二号」は薩摩国御家人谷山郡司五郎資忠と、谷山郡内の山田村及び別府村兩村の地頭である大隅式部太郎忠美の子息二郎丸の代理人で、二郎丸の養父にあたる大隅五郎太郎久親法師法名道知が相論して裁判に訴えたのに対する鎌倉幕府の判決文であるが、弘安十年(一二八七)十月三日の日付である。右の二郎丸とは山田宗久の幼名で、式部孫五郎入道道慶のことである。この文書は久親の名が初めてあらわれる史料である。久親の娘初鶴御前は宗久の妻となるので、久親は養父にあたるわけである。

久親が山田宗久の養父ということであれば、久親は宗久の父忠眞(実)と同時代の人物でなければならぬ。島津二代忠時の七男忠経の四男俊忠を祖とする伊集院氏

の系図はどうしてもここに二代のずれがある。久親の孫にあたる伊集院忠国は南北朝期にはいつて島津氏五代貞久と数年にわたつて抗争し、また忠国の娘は貞久の次男氏久の妻になつてゐる。島津正統系図は五味教授の指摘のように後代の作である。

都城島津家本田文書には次のような系図があるとい



ともかく、伊集院氏の系譜を明らかにすることは難しいが、山田氏と近い関係にある島津一族であることは確かである。

第二節 島津入部

蒙古の勢力がアジア大陸から東ヨーロッパを席卷しつゝあることは我が国にも伝えられていた。大陸との交通は相当に進んでいたと見てよい。蒙古軍が西進して北ヨーロッパ諸侯の連合軍をワールスタットに破り、ヨーロッパ人を震え上がらせたのは西紀一二四一年のことである。執権北条時頼が南宋から渡来した禪僧蘭溪道隆を開山として、鎌倉に建長寺を建てたのは建長元年（一二四九）のことであった。大陸の情報はかなり詳しく我が国に伝えられていた筈である。蒙古に屈服した高麗が、蒙古の命に従って使者潘阜を大宰府に送つたのは文永五年（一二六八）のことであった。もはや大陸の激動は対岸視されなくなったのである。

鎌倉幕府が、西国に領地を持ちながら鎌倉に在住する有力御家人を、その任国に下して北九州の守りにつかせたのは、文永十一年の元寇第一回目に肝を冷した翌建治元年（一二七五）のことであった。薩摩守護職で薩摩の各地に地頭職を持つ島津三代久経が、薩摩に下って異国警固を命ぜられるのは建治元年である。島津氏始祖忠久に従って薩摩に下ったといわれる関東武士（秩父・猿渡・酒匂・鎌田・愛甲・小田原・川越・熊谷・木藤その

他）の薩摩入りは、実は久経に従つてのことであつたのではないだろうか。ともかくこの頃西国に領地を持った守護一族の地頭達は鎌倉を主とする東国から九州に下り、外国からの侵入に防国の態勢を敷いたのである。我が国の歴史上はじめてのことであつた。

島津氏二代忠時が庶長子忠継の子忠眞に谷山郡地頭職を譲り渡したのは文永九年（一二七二）四月十七日である（山田氏文書二二号）。これから三年で建治元年となるのであるが、島津一族が領国に帰住するのは大体この前後のことと思われる。

忠眞は初め忠実の名を用い、式部太郎三郎・式部少輔・大隅守を称し、谷山郡司忠能の娘を妻として子宗久（次郎丸・式部孫五郎入道道慶）を生む。宗久は次男で、長男を土用熊丸といったが若死と見え、山田氏は宗久が継いだ。三男は直久で、三郎丸 式部弥三郎といい、建治二年（一二七六）九月十三日、父忠眞から谷山郡のうち宇宿村の地頭職を譲られている。宗久の代理人大隅五郎太郎久親法名道智が、後には宗久自身が土地問題その他で相論する相手の谷山郡司五郎資忠（法名覺信）は宗久にとつては母の弟、叔父に当たる。

この両者の相論に対する正安二年（一二三〇）七月二日の関東下知状（山田氏文書四二号）の中に、弘安四年（一

二八一) 宗久十余歳とあるから、かりに宗久の出生を西紀一二七〇年の文永七年とすれば、忠真らが谷山の山田に居住するようになった頃が推定される。

宗久の妻の父で、宗久の後見役みたいな大隅五郎太郎久親は、五味教授の著書「薩摩国伊集院の在地領主と地頭」によると、著名な「蒙古襲来絵詞」にその名の見える「いわや四郎ひさちか」かと考えられる。久親は(久長の甥式部三郎の手の物)であるが、久長は前掲忠時の三男大炊助高久で、文永四年十二月三日、父から伊集院・満家院・穎娃郡その他の地頭職を譲られ、弘安四年の蒙古合戦にも従軍している。その甥の式部三郎は宮里郷地頭大隅式部三郎忠光で、彼も出陣したことは明らかである(山田文書三六号)。(式部三郎の手の者)とあるから、久親は式部三郎と共に、戦ったのであろう。石谷は現在「いしだに」と読むが、石谷を古くは「いわや」とよんだのではないだろうか。その名のおこりと考えられるのは、今も蛇穴としてその名称と痕跡を残す「湯穴」の存在であろう。湯穴の付近一帯の小字は岩井谷とよばれている。)そして教授は更に町田氏系図を挙げ、式部三郎忠光は町田氏二代忠光その人であり、(恐らく久親は忠光の弟かまたは甥であろう)とし、久親は伊集院の地頭職を持つ島津長久の代官として伊集院にはいったもので

はあるまいかといっておられる。

久親がどこに住んだかは明らかでないが、彼は建治元年十月、石谷仏教房からその娘のために伊集院内用丸名字原田垣元の田一町二反を購入し、更にその後大窪の穴湯の前の田地三反も手に入れて、これを娘初鶴御前に付けて、谷山の山田に居住する山田宗久に嫁入りしたことは既に述べた。よって以上の田地は「山田氏文書四三号」に見るように、正安二年(一三〇〇)十一月には山田氏の所領となった。石谷地方の以前からの開発者紀氏は新しく地頭若しくは地頭代として入部してきた島津氏と親善関係を結ぶためにこれらの田地を売却したのであろう。

第三節 山田氏と石谷

この地に拠点を得た山田氏は、「山田氏文書七三号」山田道慶讓状―正中二年(一三二五)四月十九日及び「同一五一号島津忠能申状」―建武四年(一三三七)三月を勘案すると、石谷及び福山地方に次のような田地を所有していた。

。田

土橋村内島廻田一町 (旧土橋中学校敷地下の田圃)

今は大字竹之山に属する

石谷村古里内馬渡田一町、同村瀬戸口田二反

福山村大路(道)田三反、同柳田田二反、山下田、こは田

。菌(畠)

古江菌、桑迫―久徳名に属する

源太迫、三ノ小山原

石谷の東部、石谷川の源流に沿って小字中尾田があり、その東部に隣接して、馬渡がある。「山田文書七三号」に「四段、馬渡のつつみより上」とあるが、馬渡に南接している「つんが迫」は堤ヶ迫で、このあたりが山田氏所領の馬渡であろう。馬渡田一町は中尾田の田圃であり、馬渡は古里内としているが、古里は近くに小字として存し、古くはこの一帯を古里と呼んだのだろう。古江菌は古里に隣接する小字触菌ではないか。桑迫は仁田尾にあり、瀬戸口も小字として存在する。福山村内ではこは田(木場田)はあるが、大道田、柳田、山下田は小字にもそれらしいものがないので後日の研究調査に待ちたい。

「山田文書九三号」は山田宗久(道慶)と道覚とが田地を争った結果の和与状で日付けは元徳元年(一三二九)十二月九日である。この書状で「田地四段^{柳田内式段}菌老ヶ所^瀬」は道覚の所有ということに決められた。それから数年経って建武中興が成った建武二年(一三三五)二月、道慶は前記世戸口田も源太迫も道慶相伝の地であって、本銭返しの質券に入れ置いたものであるから、借金の半

分を返済したら本主に返すという今度の新政府の徳政令を適用していただきたいと上申した(山田文書一三五号)。

これは認可されたとみえ、建武四年三月の道慶子息忠能申状(山田文書一五一号)には山田氏の所領となっている。源太迫はこのような経緯を経た迫地であるが、石谷地区のほぼ中央にあたる六カ所公民館の北二〇〇^以、小字「袖ヶ迫」に源太屋敷という地名があり、以前は人も住んでいたという。その下方の谷を源どんのホキといい、そこからは熊野神社下の小字前谷に通ずる(源太屋敷の上方に住む玉利直輔氏七十歳前後、久木崎フミさん八十歳位の話)。これが源太迫で、石谷のうちでも古く開墾された畠地ではないかと考えられる。

久徳名であるが、石谷久得にその名を負うといわれており、前出のように、普通の名のように一カ所にまともってはなく、古江菌と桑迫が大分離れているように久得が開いたあちこちの土地で構成された名と思われる。

次に「三ノ小山ノ原」であるが、以下五味教授の前掲書所話を骨組にして説明する。「山田文書七〇号」、元享四年(一三二四)十一月二十九日の鎮西下知状は、薩摩国伊集院三小山原の内の中原と、良金が支配している原との境界について、島津式部孫五郎法師法名道慶と、石谷右衛門三郎法師道有が争論してきたが、今年二月二十六

日両者が和解して和与に達したそうだからそれを認定するといふのである。これで三小山原といふのは中原を含んでいる地域であることがわかる。彼らが和解した内容は、良金知行の原は道慶の知行とし、中原は道有のものとし、その境界は「富松の北中野・猿走より向嶋北上の鼻崎」となっている。

道慶が支配するように決まった良金知行原の良金とはどういふ人物であろうか。「山田文書一六一号たうきん避状」——かうえい四年（一二四五）十月二十一日——は次のように書かれている。

さつまのくにいしゆあん伊集院のふく万ミやうの内ふるさと古里のその二ヶ所が事、右かのそののハたうきんちうたいさう伝てんのちなり、しかるをたうきんかち伝かうつけのちふ治部男ハウリやうきんといひ、たうきんといひ、しまつ島津のしきふ奉のま奉こ五らう入道殿御御ひ計い依によて、りやうきんあん安とつかまつり候事も、たうきん十五のとしより御中にほ奉う公こつかまつり、おやをもたすけ、さいし妻し子をもかへりみ、いま今までもいのち命いきて候、御をんあさ残からず候間、かのその二ヶ所したいせ次うもん第らをあひ証せ文へて、永代まいらせ候をはぬ。御ちきやう候へく候。いらん違わつ乱つ煩らい申ものも候ましく候、よて依こ日のために状如件。

たうきん（花押）

これは読めばわかるように、自分も父も島津道慶に大変お世話になったので、そのお礼に先祖からの土地、ふく万名のうち古里の蘭二カ所を差し上げるといふのである。当時の百姓達は豪族の庇護のもとに生きねばならなかった情況がこの行間に読み取られ、地主達がわずかの田地の相争いを遠く博多や鎌倉まで訴訟に持ちこんだのは、小作人やその土地で生活する百姓達を庇護するためであったこともまた本状は物語っている。

良金知行原の良金は右の治部房良金であり、道慶はその家中の一人である良金の所有地を石谷右衛門三郎の支配地にならないように守つてやつたのであろう。

ところで良金の子道金が山田氏に譲つた古里の蘭は「ふく万名」のうちとある。我々はここで久徳名のほかに石谷村にふく万名という土地のあることを知つたのであるが、この名は他のどういふ土地を保有していたのか、いまは知ることができない。

道慶の相手の石谷右衛門三郎法師道有は、石谷の永福寺所蔵の「町田家正統系図」によると、「曆応三年庚辰（一二四〇）九月十一日、助久与と權山三郎右衛門尉資久・小河小太郎・酒匂久景等、撃テ凶徒ヲ有リ戦功、此時助久家族中村右衛門三郎、及中間孫三郎並被ナラニニ創ムル、中村右衛門三郎、法名道有。道有墓、在石谷邑ムラ前谷山

中^二。」とあつて、この中村右衛門三郎は墓も石谷にあるというのから見れば石谷に住んでおり、石谷右衛門とも呼ばれたのではないか。道有は紀姓石谷氏ではなく、町田助久の家族とあるから、「あるいは助久の兄弟叔姪の関係でもあるうか。」とは五味教授の説である。

さて、以上鎌倉末期に谷山の山田氏が知行していた伊集院内の土地について、「山田文書」にあらわれるものを拾つて説明したが、伊集院久親やその子忠親らが自分の支配地としている土地は石谷をはじめとして古文書の中にはまったく出て来ない。久親法名道智は何度も述べたように谷山の山田宗久の養父、そして地頭代として活躍している。しかしその生活の本拠はどこにあつたのか、にわかに決定し難いのである。

第四節 町田助久

伊集院町大字大田に鎮座する(大田中部藩)神明宮(伊勢神社)について「伊集院由緒記」は次のように記す。

同神社はもと伊集院本城(一宇治城ともいう)の中にあつた。いまも本城内に神明城という所がある(ザビエル記念碑のある所で標高も一番高く、本丸跡地とされている。)

棟札に「正応元年(二二八八)始めて御勸請、寛正二年

(一四六一)御遷宮。当座主神護院定盛代也云々」と。

これよつてみれば、弘安四年蒙古十万の大軍が伊勢の神風に吹かれて博多湾の藻屑と消えてから七年目に一宇治城にこの神社が建てられている。ということは、弘安之役に出陣し、伊勢神宮の神威を眼前に見た者、そしてその後も交代で博多の守りについた武士達が帰郷して、やつと一段落した頃、居城に伊勢神社を勸請奉祭したものであろう。そして、伊集院から出陣した者は前述の如く久親である。

「鹿児島県史料拾遺(V)」「伊集院一流惣系図」は、流布本の系図を忠親までで使用しているが、久親の子忠親の付記に、蒙古侵入のとき「大文字の太刀を以て蒙古を斬獲し、誉名を天下に施す者也」としている。あるいは忠親も父と共に出陣したかも知れない。

いずれにしても久親か忠親か、伊集院氏を称した彼らはこの頃既に居を伊集院本城に構えていたのではないか。

「山田氏文書九五号」、元徳二年(一三三〇)三月十四日の伊集院助久請(証)文を見ると、助久は左兵衛尉を名乗り、助久の兄は大隅助三郎で、父は道智即ち久親である。大隅助三郎は忠親であり、彼は大隅大炊助三郎久国とも称し(旧記雑録前編九、文保元年九月十九日鎮西下知

状)、図書介ともいい、法名は道助である(一流総系図)。

忠親の弟助久は、亮久とも書いた文書があるが、五味教授は、町田氏系図の初めは伊集院氏のそれも覚束なく、町田氏はこの助久が初代であろう、という。

町田の地は、山田宗久(道慶)が度々先祖相伝の地といつている土橋の島廻の南に接続し、石谷川の支流竹之山から流れる小溝によって作られた峡田である。後に町田の字をあてたのであろうが、マツダかマチダか、その意味は今後に待とう。ともかく、既に開発された土橋島廻田(山田文書一〇五号、元徳二年(一三三〇)の南西にっらなる竹之山から流れる小溝によって造成された田地、助久はこの地をも支配して、町田姓を称したと考える。

【伊集院氏系図 (1)】



第五節 地頭の圧力

伊集院や満家院(郡山)、その他の地頭職を持っていた島津長久は、彼が薩摩国に持っていたすべての地頭職を島津氏四代忠宗に譲って、自分は長野県、すなわち信濃国に持っていた領地に移住した。

島津氏四代忠宗は、文保二年(一三一八)三月に和泉郡地頭職をその子と泉三郎兵衛尉実忠に譲った。五味教授によると、伊集院及び満家院地頭職もまたこの頃和泉実忠に譲られたのではないかという。

鎌倉幕府(頼朝)が守護・地頭を設置したのは、旧勢力を駆逐して、幕府の勢力を扶植するのがその目的であったから、地頭は律令制下の郡司や郷司など従来の豪族の経済力、軍事力を侵犯して自らの行政力を確固たるものにしようとし、幕府もまたそれを支援した。

伊集院久親達が伊集院にはいつて来た事情は既に述べたが、伊集院氏は地頭島津長久の代官を権力の根拠として、次第に田地の買収開拓などでその力を蓄わえていったと思われる。先述文保元年九月十九日の鎮西下知状では、大隅大炊助三郎久国は、満家院の御家人比志島忠範に銭五十貫文を貸しており、それから十年たった嘉暦二年(一三二七)六月十日にその返済を受けたが、その受

取証文には久国（忠親改名）の子忠国（大隅助三郎）も連署している。忠国にとっては叔母にあたる初鶴御前の夫である山田宗久入道道慶も、土橋の島廻の田圃一町歩を忠国に抵当に入れて借金している。当時地頭は蒙古防衛のため博多に交代で出陣させられたり、博多湾防御の石垣の修理を命ぜられたり、負担が多くて困っていた。伊集院氏は既に地頭代の職も長久が信濃国に移住後はなくなり、今までに権力を嵩にきづいた地主の立場で田地を開墾し次第に富を増していったのではないかと思われる。

元享五年（正中二年—一三三五）正月二十二日、島津氏五代貞久は薩摩守護職として領内を巡視した。「山田文書七一号」にその供廻りの者達の姓名が記録されているが、大隅五郎兵衛尉と称した町田助久は、「馬七匹、上下二十五人、雑駄一匹」と記され、大隅助三郎は「馬八匹、上下二十五人、雑駄一匹」とあつて、助三郎は伊集院忠国のことで、この叔父甥の勢力はほぼ等しいことがわかる。この記録は伊集院から谷山鹿兒島薩摩半島東部の巡視に関するものであるが、この行列で最大の人数を出している一人は山田道慶の孫、すなわち子息忠能の次男式部彦七で、「上下二十七人、乗馬六匹、雑駄三匹」としるされているので、これとあまりかわらない伊集院氏

は、本流の忠国も、支流の助久も、この地域では相当の豪族であることがうかがわれる。

ところでこれより一年前の元享四年と推定される鎮西下知状案（五味氏前掲書）は、「島津下野前司忠宗法師鑿鑿子息三郎兵衛実忠・代明舜」と「伊集院郡司四郎兵衛尉時継法師鑿鑿子息弥五郎宗継法師鑿鑿・河俣弥六郎道治鑿鑿等」との間で行われた、地頭の税の取り前についての論争に対する裁判の判決であるが、地頭は、荘園の本荘（庄）の地頭の場合は反別一斗、寄郡（伊集院の場合は先述建久岡田帳に本主・名主などの記載の地は寄郡、何もないのは大隅正八幡宮の本荘）は五升と定められているということを旧来の地主は楯にとって主張しているが、これを見ると、地頭の実忠はそれ以上を要求したのである。文書の後がないので結論は不明であるものの、地頭の支配力の積極性を物語る一例で、満家院でも比志島氏と地頭実忠の代官とのこの種の訴訟事件が数多く見られる。

従来からの地主であり、かつ豪族であった紀氏は、右の事例が示すように、地頭島津氏に次第にその勢力を蚕食されていった。と同時に、旧勢力の中に踏みいつて新しく勢力を伸ばしつつあった伊集院氏や満家郡司職を大藏姓加治木氏のあとを受けついで税所氏も、そして税所

氏と争った比志島氏もまた鎌倉後期になると、地頭島津実忠の攻勢にすっかり参つてしまふ。山田宗久(道慶)の子忠能(忠経)申状(山田氏文書一五二号)はよくその事情を物語っている。繰り返すが、既に地頭代官ではない伊集院忠国も、対地頭の立場は被害者であった。

これが数年後におこる南北朝戦乱期(元弘元—一三三一)に、南朝にあるいは北朝に味方する豪族や地主達の去就の原因となる。

第八節 門貫殿

「伊集院一流惣系図」によると、前出のとおり、大隅助三郎忠国には、石原忠充(光)、門貫殿といわれた久貫、今村殿ともいわれた今村七郎法名道珍の三人の弟がいる。「山田文書五二号」を引用する。

うりわたし奉さつまのくにいしゆいんかとぬきの田園並山野島地等事

四至限東、谷山堺道

限南 原山堺道

限西 仁多尾堺道

限北 中原堺並、鹿児島堺道

右のように境界となる道路が示され、この東西南北の境界地のかとぬき(門貫)は、大藏家安の先祖代々から

の土地であるが、大隅助三郎に借金の抵当に入れておいたところ、こんど永久に売り渡すことにした。

元應二年(一三三〇)十一月二十三日

大隅助三郎はこの年次からみて伊集院忠国である。忠国は門貫の地を買って、これを弟久貫に与えた。久貫はこの地に住んで門貫殿と呼ばれた。

伊集院から、「東市来、松元、田上、鹿児島、鹿兒島の東市来線」を、上伊集院駅から上り、春山入口を経て台地に上がった左方が門貫で、その下に峽田がある。

今村七郎は「山田文書五三三号」に「謹上 今村七郎殿」と見え、前掲「島津道鑑廻狩供人注文案」、「山田文書七一号」に「今村七郎 上下七人 乗馬一疋雑駄一疋」とある。これから見て彼もまたひとかどの地主侍であることがわかる。

門貫殿と呼ばれたところから見ると、彼の生活の本拠は石谷のうちであつたらう。

第四章 建武中興

第一節 元弘之乱

元弘三年（一二三三）閏二月、後醍醐天皇は隱岐島から伯耆国名和湊（鳥取県西伯郡）に脱出、名和長年は天皇を擁して船上山に拠り、四方の官軍及び有力武将に檄をとばした。京都の六波羅軍強化のため大軍を率いて京都に上った足利高氏は、後醍醐天皇と既に密約があつて、船上山攻撃と見せかけて、京都の西丹波国篠村まで進み、ここから全国の武将に向かつて高氏軍への協力を訴えた。「旧記雜録前編卷一七」に

「自伯耆国蒙勅命候之間、參候、令合力給候者、本意候、恐々謹言。」

四月廿九日 高氏花押

島津上総入道殿

という高氏から島津氏五代貞久に与えた密書の記録がある。これは縦二寸六分（約八・五セシ）、横二寸二分五厘（約七・二セシ）の小さな絹布に書かれているという（小学館刊日本の歴史一一卷三四頁写真）。高氏の密使はこのような小布を身にかくして四方に飛んだのである。

鎌倉幕府の中で源氏のうちでは最も地位が高く、自らも源氏の正統を任じ、人からもまたそのように見られていた足利高氏花押の密書を得て、頼朝の庶子忠久の後裔たることを誇りとする貞久は、一も二もなく、一族を挙げて反幕軍となる。同じく源氏を称する比志島氏一族も、地頭島津氏にさんざんいじめられてきた恨みを棄てて島津氏の無二の協力者となる。

高氏らは五月七日京都に入つて六波羅を滅し、新田義貞は同月二十一日鎌倉に進入し、北條政権は亡んだ。貞久は北九州の豪族小貳・大友両氏と共に、一族の山田道慶その子忠能、指宿忠篤、渋谷典重、二階堂行久らを従え、博多の鎮西探題北条英時を討つて、五月二十五日これを滅した。伊集院氏がこの戦に参加したかどうかは明らかでない。

島津貞久（上総入道道鑑）はその戦功によつて六月十五日付けで日向国守護職を与えられ、更に翌建武元年四月二十八日には大隅守護職に任ぜられ（旧記雜録前編卷一七）、従来の薩摩守護職と共に初代忠久以来はじめて三州守護職を兼任することになった。

新政府は雑訴決断所という役所を新設し、従来からの訴訟問題の裁決に当たつた。谷山郡司覚信と山田道慶及びその子忠能との争論は裁定されて、山田、上別府両村

の地頭職は山田氏に与えられ、谷山覚信は地頭得分米などを山田氏に渡すことになっていたが、覚信はその実行を果さないうちに建武元年十二月に死亡し、問題は残されたまま山田忠能と覚信の子谷山隆信との反目となる。

新政府はまた建武元年正月三日、「諸国一同法」といわれる法を發布した（県史第一巻四三六頁）。土地などを抵当に借金している者は、借金の半分を返済するとその抵当物は元の主に返却される、という法律である。御家人特に元寇に出征し、あるいは博多警護に当たり、また防御陣地の石築地修理を命ぜられた武士達は経済的に苦しく、借金して衰微する者が多かつたので、その救済策としてとられた処置であった。これで前述の如く山田道慶は伊集院氏に抵当に入れていた土橋の島廻田地、古江藺、源太迫などの土地を取り戻した。また満家院の比志島彦太郎義範も建武元年五月、伊集院忠国に提供していた抵当物件、満家院内山口田一町及び竹中屋敷一カ所を借金二十貫文のうち半分以上を返済したから私に帰すよう命じて下さいと願いで出ている。（旧記雑録前編卷一七）

第二節 中興挫折

建武中興は間もなく挫折し、建武二年（一三三五）七月、北條時行の乱を鎮定するために勅許を待たず鎌倉に

入った足利尊氏は、新政府に対する反逆を明らかにし、尊良親王を將とする尊氏追討軍を箱根に破り、敗軍を追って京都に迫ったが、楠正成らの知謀に惨敗し、翌建元元年二月、九州に走る。島津貞久、山田宗久（道慶）らははじめ尊氏追討軍に加わっていたが、途中から尊氏に従って九州に下った。

尊氏を迎え討つ菊池武敏の軍と三月二日福岡市箱崎近くの多々良浜で戦った尊氏は、官軍を破り、ために九州の諸豪は大方尊氏に従属することとなった。大軍を率いた尊氏は五月二十五日神戸市湊川に新田・楠の官軍を破り、京都に入って北朝を擁立する。後醍醐天皇は吉野に行宮を置き、ここに南北朝時代（吉野時代）が始まる。

山田忠能らは山口県の赤間関まで尊氏を出迎え、多々良浜の合戦には菊池氏と戦った。

伊集院忠国がこの時北九州に出むいたかどうかははっきりしないが、弟の大隅次郎四郎石原忠充は力戦して足利直冬から感状を貰っている（島津国史）。

尊氏の東上軍には比志島義範兄弟など薩摩からも多数の軍兵が参加し、一方島津貞久は薩摩に帰り、日向・大隅で官軍を率いて活躍する肝付兼重・伊東祐廣・野辺盛忠らの鎮圧に当たることになる。

建元元年（建武三年）四月から六月にかけての輝北町

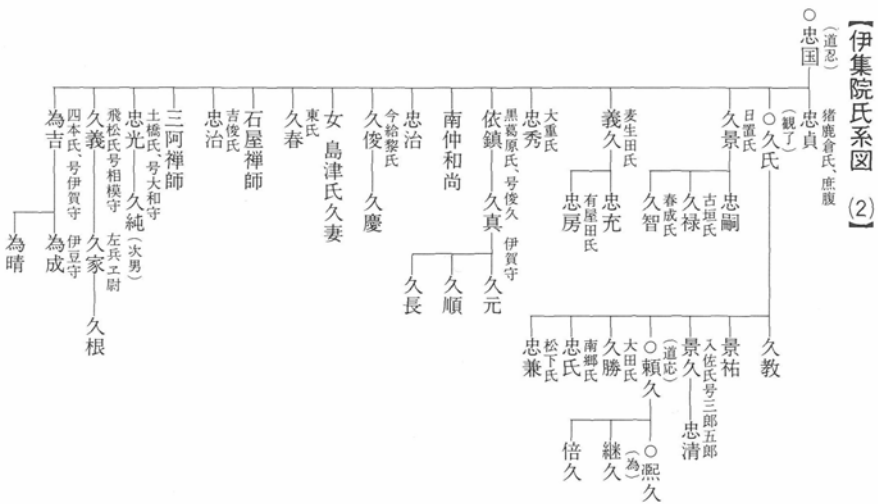
百引の官軍の抛城加瀬田城攻撃に貞久自ら将となつて、子息樺山六郎資久・島津左京進宗久（伊作氏）・山田式部諸三郎忠能・二階堂紀伊権守行久・莫禰成長入道圓也・篠原孫六国道・祢寝清種・郡山弥五郎頼平らの武将を従え、本田久兼が軍奉行となつて采配をとつた。この中に大隅助三郎忠国の名も見える（旧記雑録前編卷一八、伴譜兼重伝）。

第三節 兇徒忠国

吉野朝廷では九州の官軍の統率者として懐良親王を派遣することになり、その前駆として三條侍従泰季が薩摩に下向し、官軍に志のある武士を召集した。延元二年（建武四年）三月前後のことである。

建武四年三月二十三日の源忠経（比志島氏）が薩摩守護代酒匂久景に認めて貰つた軍忠状に「大隅助三郎忠国以下兇徒」とあるから（旧記雑録前編卷一九）、忠国は三條泰季の招きに応じて、足利方の島津本家貞久の手を離れて、島津一族の主流としてはただ一人、南朝の方に味方することになつたと思われる。

伊集院忠国はそれ以来、肝付兼重・矢上氏・谷山隆信・指宿氏・知覧氏などと共に、南朝軍の雄として薩隅の地に活躍し、武力を以て伊集院を中心とする郡山、日置



その他の地方を制圧していった。それは彼の子供や孫達が、各自支配するようになった土地を姓としたので、その姓を見れば伊集院氏の勢力範囲がわかる。

第四節 入佐・四本・直木

忠国の庶長子忠貞は猪鹿倉に住んで猪鹿倉氏を称した。建久図田帳（二一九七）の「末永」の地に含まれていたと思われるこの地は、百余年を経て猪鹿倉という新開地になった。

興国七年（一二四六）八月、忠国は兵を日置に進め、野崎、若松の両城を落し、日置庄の河北及び河南の地を占拠した、と県史にあるように、吉利地区まで支配するようになった。その結果その子久景（久秀ともいう）は日置を領して日置姓となり、次男久祿（よ）に日置小学校付近を与えて古垣姓にしている（このあたりを古垣といったらしい）。

松元町と関係のあるのは四本（元）氏である。四元も鎌倉末期にその名を与えられた新開地であろう。次は忠国の孫になる三郎五郎景久が姓とした入佐である。伊集院一字治城の砦の中に入佐城という名が「伊集院由緒記」に見えるが、入佐景久が守衛していた砦でもあろうか。しかしその場所は定かでない。景久は「伊集院一流

惣系図」では他腹三男とある。「島津家譜」は、たとえば「伊集院忠国十六男号四本伊豫守為吉。十七代孫四本六左衛。一、此庶流大崎三家有之。一、同庶流串良有之」といった具合に徳川時代における右系図諸氏の流れがどうなつて、その子孫がどこに住んでいるかを記している。

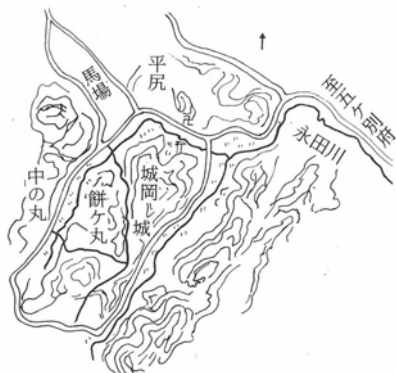
入佐及び四本に就いては南北朝時代に、右のように文献の上でその存在を知ることが出来る。ところで現在は四元をも含む地域の直木はどうであろう。

前掲「山田文書七一島津道鑑廻狩供人注文案」の中に「直木彦二郎 上下廿人 乗馬七疋 雑駄二疋」とある。忠国や助久の供廻りは二十五人、山田道慶の次男彦七が二十七人であるのを見ると、この直木彦二郎もこれらにあまり劣らぬ地主といえよう。もし彼が元弘争乱以前に直木を中心に現松元町の南半分を支配していたとすれば、それにふさわしい、供揃いである。しかし彼の名はこれ以外には見あたらないので、直木を領して直木を名乗ったのかその出目も定かでない、これだけでその頃直木の成立を証明することはむずかしい。

第五節 春山古城跡

春山に「城（しよ）」、「城ノ岡」、「城ヶ崎」の小字名があり、

岡の形状からして中世山城のおもむきがある。東西北の三面を東方谷山へ流れる永田川源流の小流が囲み、北麓に彦山神社、そして小流を隔てて北方に伊集院忠国の第十一子石屋眞染禪師（二三四五出生、伊集院妙円寺及び鹿児島福昌寺開山）の創建という泰陽山直林寺があった。頂上には三〇坪程の平地があり、そこまで三段の段階と各段に若干の平地があり、南部は西方台地の馬場集落から下りてきた道路にひきついで、西側を北流する小流を越え、丘の少し低いところを斜め南東に通ずる小道が走り、その西側に「餅ヶ丸」の小字、更にその西には「中の丸」がある。



「伊集院由緒記」に「春山村古城跡一カ所」とあるのはこれを指すと思われる。

丸というのは城の一郭、砦をいった。

この山城は南北朝抗争期における谷山の山田、別府両村の地頭であって、守護島津本家とその行をともした山田氏と、島津一家ではその娘を本家島津氏



春山城の西側から城を望む

五代貞久の次男氏久（島津氏六代）に嫁がせている姻戚でありながら、ただひとり南朝に属した伊集院忠国と、この両陣営の抗争の接点にあった。

城を東西の南から擁してめぐる永田川の原流となっている小流が城の北東で合流して、一時峡間を下って奔流すると、

谷山五ヶ別府の川口に出る。伊集院・松元町から谷山の臨海工場地帯に向かっての、また皇徳寺などの団地へ連なる幹線道路となっているこの道は、古来の道路である。谷山の山田村と別府村（五ヶ別府）両村の地頭職を持つていた山田氏は、既述のとおり伊集院土橋の島廻や石谷及び福山地方に田地を持っていた。その所領の田地との交流はこの道路によるしかないのである。

島津伊集院氏を実際に確立したと思われ、そして谷山の山田氏の基礎を築いた人物とも推量される「大隅五郎

太郎久親（法名道智）が、伊集院谷口十四町の地頭島津久長の地頭代として伊集院に居を構えたとするならば、彼がしばしばその娘初鶴御前・その夫山田宗久に、山田家の後見人として会いに行った道はまたこの道であつたろう。

延元二年（一三三七）三月、西征將軍懷良親王の先驅として、三条侍從泰季が薩摩に下つてきた。伊集院忠国はその招きに応じて南朝方となる。

谷山では旧谷山市北部を支配する地頭山田氏と、支配権のことで数十年法廷で争つた谷山郡司（隆信）との今度は武力による抗争がつづく。

延元四年（暦応二年—一三三九）四月、伊集院忠国は、島津豊後守実忠（島津氏三代忠宗の子で伊集院・満家院の地頭職を譲られ、地頭の権限を拡張して、伊集院氏・山田氏・比志島氏など在地地主を圧迫した）が抛つていた給黎院上籠・綱屋の城を攻略（県史一卷四五三頁）した。忠国がどの道を通つていまの喜入町に進出したかわからないが、喜入町すなわち往事の谷山南部から知覧、そして喜入にかけては伊集院忠国の第九子今給黎久俊の領知となる。伊集院氏の發展は目覚ましい。

ところが、南北朝期の抗争戦乱開始から十余年、敵味方の攻伐の最も激しい時代に、境界を接していながら、

しかも南北軍の先鋭部隊であつた伊集院氏と山田氏とが、お互いだけで直接戦つたことはないのである。古来からの情誼を重しとしたのか、そのような義理人情を無視した時代といわれるが、その実情はわからない。

以上述べたのは伊集院氏か、山田氏か、そのどちらかが敵の侵入を防御する前衛拠点として、この春山の古城を築いたものと考えらるからである。

古城の北麓を流れる永田川が激流となつて谷山の五ヶ別府へ流れ落ちて五〇〇（五）川口に川口城があつた。「谷山市誌」は「伊集院頼久の居城といわれる」としている。だが、頼久（忠国の孫）の時代にはじめて造成した山城かどうか、それもわからない。

春山城、川口城ともに、伊集院から谷山にはいる古来からの幹線道路に沿つている。伊集院忠国が、原田・桑波田の諸將と共に、懷良親王来着の報に接して谷山城に伺候したのはやはりこの道を通つてでのことではなかったのか。

第六節 平城背後地

興国元年（一三四〇）七月、島津貞久は川内の権執院俊正、相保末、及び弥寝清種らを率いて市来城を攻め、城主市来時家を降し、勢に乗つて伊集院一宇治城に猛攻

を加えた。伊集院忠国もこれを支えることができず、城を棄てて伊集院町大字古城の平城（内城ともいう）に退いた。

「鹿児島県地誌」には古城村のところで

「内城墟、村ノ南ニアリ、東西凡耆町三拾間、南北凡式町……北条氏ノ時島津久経其姪俊忠ヲシテ本村ヲ領セシム。俊忠本城ヲ築キ之ニ居ル。俊忠ノ子久兼伊集院城ニ移ル。」

と記し、古城が伊集院氏と古くから関係のあったことを匂わせている。

貞久は翌年八月十五日、また大挙して平城を囲んだが、肝付兼重らが鹿児島東福寺城（祇園洲上の山城）を奪ってこれに拠ったので、それに備えるために囲みを解いた。

翌興国三年（北朝康永元年——一三四二）五月一日、南朝軍待望の懐良親王が薩摩に到着、間もなく谷山の谷山五郎隆信の居城に入り、官軍の勢いは俄かに奮い立った。伊集院忠国は六月一族若党百余騎を率いて谷山城に伺候し、同日伊集院の武将である桑波田掃部充宗景、原田又四郎入道経道らも手勢を率いてはせ参じた（阿蘇文書）。

彼らが谷山へはせ参じた道は、松元から春山に出て五

ヶ別府など山田氏の領地を押し通って行つたと思われる。島津貞久は官軍の勢いがつかぬうちにと忠国らが谷山に伺候（六月二十七日）する以前、六月十九日谷山城を攻撃したが、三郎重久・又三郎氏久などその子供達をはじめ、有力幹部に負傷者が続出し、手痛い打撃を受けた。宮方の士気は更にあがり、忠国らは翌七月の末までに北は満家院内の島津兵衛三郎久実の居城ならびに島津平三郎家久の原（厚）智城を下し、南は日置庄内の若松城、地頭島津豊後守実忠の代官が守っていた永吉の南郷城を奪い、短い期間に串木野以南の地は南朝方の制圧するところとなつたのである。

川内に退いた貞久は再び兵を集めて反撃し、八月五日谷山に進出して波之平、牛下で戦つたが勝たず、帰途平城に忠国を囲んだがこれまた落とすことが出来ずに川内に帰った。

その後互いに小ぜり合いはあつたが目立った動きはななく数年を過ぎ、興国七年（一三四六）八月、満を持していた忠国は兵を日置に進め、野崎城・若松城を再び占拠し、谷山城の背後の脅威を除き、武家方の重鎮伊作宗久を却って包囲する態勢をつくり、宮方の士気が上がった。この頃忠国は再び一字治城を取り戻し、平城から帰城したと思われる。翌正平二年十一月、懐良親王は肥後

へ移られたが忠国の勢力は衰えず、既述の通り日置を占拠し、正平五年八月には郡山城を奪い、日置吉利から旧伊集院郷、そして郡山に至る地域を抑えた。

その頃足利尊氏の重臣高師直兄弟こうのあきなと尊氏の弟直義とが反目し、高兄弟は正平六年二月二十六日に直義に殺されたが、直義もまた翌年の同月同日尊氏に毒殺された。

このような足利幕府の内訌で薩隅の地もまじともえ巴の勢力争いとなり、貞久もその子氏久も南朝に降る時期もあつて、元中九年（一三九二）には南北朝の合一となり、伊集院氏はこの南北朝争乱期に、先に伊集院忠国の子や孫の姓で知り得たような地域を支配する豪族にのし上がったのである。

伊集院忠国は興国元年（一三四〇）八月から同三年八月までは右のように確實に伊集院古城の平城に居る。古城と入佐の間は永吉川の源流をなす小溝の谷を隔てて指呼の間、城を下つて谷に出、谷伝いに永田の谷筋に出てまた坂を上げれば入佐の下原部落に達する。その間直線距離で五百歩いて一キロほどにすぎない。入佐は平城を守るためにその背後地として重要な位置にあつた。

古城から「おんぢよが坂」を下り、日吉町の岩井田・小吹に出れば、恋之原から古城の下を流れて入佐との境界となつている永吉川が、入佐の山方から流れてきた永

田川と合流する。川伝いに下れば七呂を経て永吉麓に達し、西すれば日置上、及び吉利に通ずる。七呂からすこし東にはいつた坊野には有名な黒川洞窟がある。縄文から弥生にかけての遺物を出しているが、永田川沿いはその源流の山方部落付近からも石器類を出すという。平城は当時の交通上そして戦略上の要地であつた。

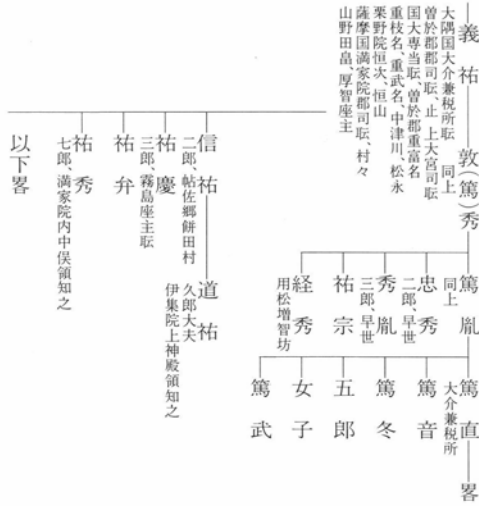
第五章 税 所 氏

第一節 税所氏相輪

直木の小字向原の東氏宅に税所氏の相輪がある。古石塔研究家の故黒田清光先生は、鎌倉末期のもので税所次郎忠秀の宝塔の相輪と推定された。

この税所氏系図は五味教授の「鹿児島史学第九号」（一九六一）所載「大隅国御家人税所氏について」の論文中のもの（A）と、黒田先生著「中世石塔の再診断第一集資料編」の「檜前姓税所氏の系図」（B）を併せたもので、Aでは忠秀・秀胤ともに早世で、秀胤のところは□胤となつて秀の字はない。また次の祐宗も居ない。早世といつても二十歳を越しても子供がなければ早世としてゐるようではある。

【税所氏系図】



上谷口内田の上坊観音堂跡にやはり鎌倉末期の税所氏の宝塔相輪があり、石谷東の木藤京一氏宅には南北朝期と見られるものがあり、黒田先生は前者を忠秀らの兄敦(篤)胤の、後者を四郎祐宗のものではないか、とされている。

松元町と税所氏との関連がこのように出てくると、税所氏なるものについて説明しなければならない。直木彦

次郎が税所二郎忠秀であれば問題は簡単であるが、その間の橋渡しをするものは何もない。そこで税所一族の行動を追ってみることにしよう。

税所氏系図の義祐の付記にあるように、税所氏は大隅国の大介というから、いまでいえば県の部長級で、また税所職というから税務課長といえる。国分市地方の系図に列記されている土地を支配していたが、義祐の伯父に当たる篤満が、北條氏が和田一族を討った時に鎌倉におり、北条氏のために武功を挙げて戦死した。その妻は満家院郡司大藏幸光(満)(加治木氏)の姉妹であったが、幸満が承久之乱(一二二二)に朝廷に味方して満家院郡司職を北条幕府に没収されていたので、夫の武勲の功としてこの満家院郡司職を所望し、それが認められて彼女に与えられ、そして篤満の弟にあたる祐満に譲られた。祐満の子が義祐である。

満家院郡司職を税所氏の所有にした篤満の妻の姉妹が、源頼重の妻となった菩薩房である。彼女はその姉妹の篤満の妻とはかつて、満家院郡司職はまずその妻に給わるのであるから、彼女が夫の弟祐満に郡司職の権利を譲る前に、その権利の中に含まれている比志島・河田・西俣・城前田・上原藪の五ヶ名の名主職を菩薩房が貰うことに決めたらしい。そしてこの五ヶ名の名主職は菩薩

房の子重賢、すなわち比志島氏の祖榮尊に譲られるのである。そしてその子孫である比志島氏・河田氏・西俣氏・辺牟木氏などの興起の基礎がここに築かれる。

税所氏の経済的・政治的基盤は始良郡隼人国分地方にあった。税所氏は大隅正八幡といった隼人町の鹿兒島神宮とも関係が深く、義祐の次男信祐の子道祐は、大隅正八幡の莊園である伊集院上神殿を領することになる。

第二節 上神殿祐継

詳しくは五味教授の「薩摩国伊集院の在地領主と地頭」を見ていただきたいが、道祐は祐継とも言い、法名を迎祐といった。父信祐の妻、すなわち上神殿次郎太郎祐継の母は伊集院郡司紀持時（迎慶）の娘、そして時継（迎念）の姉妹らしい。祐継は、弘安三年八月二十三日、父税所信祐から「大隅国正八幡宮政所職己下得分並餅田村」を譲渡されている観音丸である。

「県史一卷」三五七頁に、上神殿祐継が、伊集院郡司紀時継（法名迎念）及びその子弥五郎宗継（法名迎意）と、永仁六年（一二九七）頃から多年にわたって下神殿そのほか次に記すような土地の所有権について争論し、博多の鎮西探題に訴訟を起こして勝っていることが記されている。

下神殿の内 山下田 一町四段

同 平田 五 いま片平田の地名あり

同 迫田 三 迫田あり

土橋のうち 田平田 六 寺田平あり

得重の原田字六段田 二 六段田あり

同 樋脇 三 四〇代樋脇あり

辺保木（郡山町） 一一三五

計三町五段一五代

山下藪

薩摩迫藪（在下谷口）

常念居藪

（鹿兒島史料旧記雑録前編一 一一三〇号）

上神殿次郎太郎祐継幼名くわんのう（まる）は、「旧記雑録前編卷八、鹿兒島県史料一の八〇七号」弘安二年六月二十七日の文書で、祖父の院司沙弥迎慶、すなわち伊集院郡司持時から、三二人の家人召使男女を譲られている。彼は、これらを養うだけの、これは母方の譲りであるから、それ以上の財産を所有していたと見るべきで、右に掲げた田畠などを買得し、鎌倉末期においては伊集院地方で各方面にわたる相当の土地支配者であった。

「伊集院由緒記」の麦生田今寺のところまで

一、古寺跡

石塔之銘

右志者為当寺建立大壇那沙訶。

迎佛年齡九十 七月十一日今終出

離主死往生極樂損証并彫割如件

正応二年八月廿九日孝子敬白

石塔一基

僧甲^{字不詳}靈

元享二曆正月三日

右は往古尼寺の跡と申伝候 山号寺号並開基破壊之年間

等不詳 当分地面は百姓屋敷に相成居 寺跡と申伝迄御

座候

五味教授によると「迎仏」は税所義祐の法名である

(前掲旧記雑録一の二一三〇号)。そうだとすれば、いま国

道三号線麦生田三文字の西約一〇〇^歩足らずの国道下孟

宗竹山の地に寺院があり、その寺を建立した大壇那税所

義祐の菩提(井の字は菩薩の略字)を弔つて、孫祐継が

石塔を建てたのであろう。その塔は今はなく、今寺(小

字となつている)から移したという宝塔が麦生田宮下停留

所の墓地入口にあるが、税所氏の相輪をいただいてい

る。

因みに正応二年は西紀一二八九年であるから、数え年

九十歳で没したとすれば、税所義祐は西紀一二〇〇年建

久二年頃の出生である。

先に述べた「山田文書一四号 文永十一年(一二七四)

十二月一日」の成阿弥陀仏の書状に、いままで私の方の

いろいろな公事^じを兵衛太郎に依頼してきたが、私に不法

にあたるのでこれからはひたすらあなたにお願ひする、

とあるこの兵衛太郎は税所義祐で、あなたとは、比志島

榮尊の孫で上総五郎二郎を称した時範であろうと述べ

た。成阿弥陀仏は慶西紀時村の妻であるが、上神殿次郎

太郎の母、すなわち郡司時継の姉妹達と近い関係にあつ

たのではないかとされている。彼女は文永八年十二月十

六日の文書で郡司紀清忠を本主(本家の意)とし、自分

を末葉としており、その本家から出て支流の土橋名主時

村に嫁いだものとされている(薩摩国伊集院の在地領主と

地頭)。このような関係で始良郡地方にも所領を持ち、

大隅国の国衙の役人の肩書きを持ち、おとなりの満家院

郡司職をも兼ねる税所氏に紀氏一族は頼るところがあつ

たのであろう。更に、満家院のうち上原蘆は税所義祐が

満家院郡司職を受領した際紀氏一族の上原能基を代官に

しており、能基は上原に住んで上原を姓にしたのであろ

うが、これまた税所氏と紀氏との関係を窺わせる。(後

述)

第三節 満家院の税所氏

ところが税所氏が満家院の郡司職を手に入れた頃は既に島津氏は満家院の地頭職及び満家郡司名田の地頭職も持つており、特に鎌倉中期ごろから満家院内の豪族達と支配権財産権について相論し提訴し、あるいは庄迫しあるいは懐柔して、彼らの上にその支配権を強化しつつあった。

税所氏についていえば、郡司職には郡司得分米といって満家院内から五十石の米を取る権利があり、地頭職はその管理する土地から反当五升の兵糧米を取る権利を持つのが普通であったが、満家院では島津忠久が地頭に任命された時に、川内の宮里郷地頭職に見るように、なおそれ以上に郡司の権限に食い込む、すなわち前記郡司名田に対する地頭権が与えられており、税所義祐は郡司得分米について島津氏二代忠時と宝治元年（一二四七）十二月に論争をはじめ、その訴訟事件は延々と続き、四十年を経過した正応元年（一二八八）、すなわち義祐死去の前年六月七日に義祐の子篤秀と島津氏との和解が成立したのであった。和解といっても結局税所氏は郡司得分米も地頭方に取られ、わずかに「郡司職」という名前だけを残すことのできたのみであった。

税所氏が満家院内で直接支配する土地は義祐の子七郎祐秀が知行した中俣村、及び童名を弥陀僧といった祐秀の弟の「満家院内小山田村二少シ田之レ在リ」の土地、その妹のところで付記されている「満家院内油須木村領知之」の土地に「上之原」と思われる上原園だけである。上原園は税所氏が比志島氏に与えることになっていた五カ村の一つであったが、前郡司加治木氏（大蔵姓）と関係のあった紀氏一族の上原氏が住んでいたので、名目上は税所の支配として上原氏がその代官となって実質上支配したのであった。

税所氏は東俣及び厚地村の年貢を以て維持されている花尾権現、それを管轄する別当寺平など王院の座主（厚地座主職）の肩書きも持っているが、これも実質は島津氏の支配するところであつたらうと思われ（花尾神社は忠久の母丹後局を祭るといふ）、このようにみえてくると、税所氏は満家院内で生活の根拠とするような土地はほとんど持つていなかったことになる。

第四節 相輪分布図

黒田清光先生の話では、大隅国衙の役人であり、且つ広大な莊園を支配する大隅正八幡宮政所職を兼ね、当時曾於郡と呼ばれた始良郡のうち栗野の恒次・重武・重富

・桑本郷の松永ら多くの土地を支配した税所氏の墓石が始良郡方面には意外に少なく、「中世石塔の再診断」には、国分市府中・東藤美氏宅及同市関ノ迫―但室町期―(単人町松永―応永頃―の三件だけが挙げられている)、それに比べて現在伊集院町内だけでも古文書には税所氏関係はほとんどあらわれないのに、古石塔は実に多いのである。

今は郡山町里岳の智賀尾神社近くの南氏宅にかなりの大きさの宝塔二基があり(二基は夫妻と思われる逆修塔、一基は納骨塔)、既述のように麦生田宮下の墓地に南北朝期の相輪を持った宝塔一基(但し塔身は納骨孔がなく、首部の高さが二ツで相輪とは別のものかもわからない)、次に麦生田平等寺跡に納骨孔のある宝塔二基、夫妻のものと思われるが、小さい方の宝塔の相輪は塔身と合わずに大きい。その相輪に応ずる宝塔が別にある。その他にも相輪四つを確認している。

「伊集院由緒記」によると、平等寺は嘉禄年中頼遍法印が開山となつて建立したとあり、鐘の銘に嘉禄三年(一二二七)五月とあつたというから、税所氏がまだ満家院郡司職などを与えられたか与えられない頃に存在した寺である。墓地に、三重石塔と思われるものが二基、更に開山頼遍法印の建長二年(一二五〇)の入定窟がある。

税所氏相輪は黒田先生によると次男家を示すというから上神殿祐継一統のものであろう。

大宇寺脇の鹿兒島本線踏切近くの崖の上と、寺脇部落古墓地脇にそれぞれ相輪が一箇あて。税所氏は寺脇にも土地を持つに至つたのか。さらに西進して市来町来迎寺跡の市来氏墓地にも存在する。

祐継が紀時継父子と争論して得た薩摩迫菌の下方現四郎園の鉄道変電所先の田圃に突き出た小丘の上に五輪塔若干と相輪があり、そこから西二〇〇呎の梅岳寺跡墓地に一箇、そして池田部落八幡神社下に、五輪塔に囲まれて高さ一・五呎の完全な宝塔一基がある。黒田先生によると税所義祐の納骨塔ではないかという。

第五節 小原権現

ここから直線で一・五キロ、上坊石塔群に達する。その二〇〇呎手前に小原権現があり、そこにまたコの字型に二十二個の五輪塔、そして税所氏の宝塔がある。

昭和三十八年に竹下隆二先生が書かれた「松元町郷土史第一輯」に、「これは小原清吉氏が昭和十七年、ここを開拓して社殿を新築した当時、この付近一帯に散在していた墓石塔をこの山腹の境内に運びあげて組立てたものであります。」と。そのとき小原清吉氏自身から聞かれ

たことが書いてあって、さらに「この墓石を境内下の田や川の中から運びあげる時、まことに軽く工事も早く終わったことは不思議であったといっています。」とある。この古石塔群は上坊のものと一緒にであろう。

四郎園・窪田・池田・小原権現・上坊石塔群地図



第六節 上坊石塔群

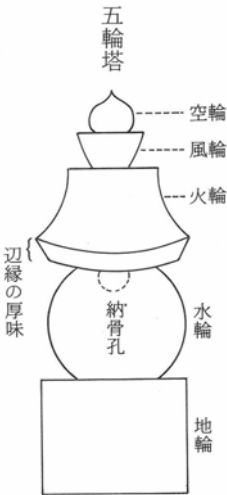
ここで昭和五十三年七月、上坊石塔群が整理復元された折に、同月十日付



紀氏一族とその家臣の逆修塔

で書かれた黒田先生、この石塔群ならびに近隣石塔群についての論文があるので抄記しよう。

…前後三日間の整理中に、巨大五輪塔の火輪も空・風輪も近くに出土し、その下から税所家の夫人の宝塔三基もみつかり、六十数基分の五



輪塔も出土しましたが、税所家の男性の塔身と相輪はついに見つかりませんでした。しかし台石の状態からみてはるかに早い時代に転落しているようです。

向かって右側上段にある巨大五輪塔の水輪には、火葬骨灰を収めた納骨孔もあり、その水輪の高さと最大半経部の高さとの割合から、間違いもなく紀氏の五輪塔であることが確認されました。

また火輪の一边の厚味が六弍弱ですから、日本の大宝令で定められた小尺（曲尺）で一寸五分ですから、鎌倉中期の建治年間（一二七五～一二七七）の造立であることもわかりました。

当時の技工標準では二カ年乃至一カ年半の工程で完成されておりますので、およそ文永年間の終わりがころ死亡されたものと推定されます。

下段にある五輪塔群はすべて平安末から鎌倉中期までのもので、紀氏の近縁者や家臣達が生存中に供養のために建てたものでして、この世の安泰と福利を祈り、あの世の極楽往生を願った逆修五輪塔であります。

このように逆修供養を営んでおくと、子孫が五十代も百代も供養をつづけてくれる。その百倍二百倍も功德があるという仏教思想によるもので、古来から久し

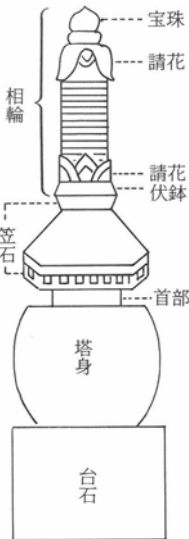
く慣行されてきました。

向かって左側の上段には税所家の相輪をつけた宝塔



税所家一族とその家臣の逆修塔

があります。その中で塔身の首部の高さ六弍のものが税所義祐夫人のもので、四弍のものが篤胤夫人のもので、三・五弍のものは敦直夫人のものであります。この外に男性の笠石と台があります。塔身と相輪がみつかることには判定されることとなります。



その下段にある五輪塔群はすべて税所家の家臣達のもので、納骨孔のある数基をのぞくとあとは逆修五輪塔であります。最下段には残欠の五輪塔があります。どんな残欠でも将来の学術研究上不可欠の資料として大切に保存せねばなりません。

建久八年（一一九七）の薩摩国田帳に「十万六町万得名主紀平二元信」とありますが、十万という土地は「伊集院町郷土史」に飯牟礼と谷口との中間とだけ記されており。池田や米丸や四郎園に紀氏関係の逆修五輪塔群がありますので、上坊を含むこれらの地域が該当するものと思います。六町とあるのは建久八年までに開拓された土地のことでありましょう。

紀平二元信はのちの紀平二元保に当たるようです。

元信の父は税所義祐の父祐満が満家院郡司となつたと、その代官をつとめた紀能基で、系図上では能基―基保―基忠―基員と続くのですが、一般の文書では元保―元忠―元員と書かれています。ところがどういうわけか筑後国山門郡瀬高下庄の鷹尾別府にある高良別宮の寛喜三年（一一三一）八月の文書に「早く紀元保をして先例に任せ大宮司に補し本屋敷を安堵せしむ可き事」と着任を催促しており、同年八月二十四日には紀元保の補任状が出されているが、着任もせず、

ようやく建長三年（一二五二）七月になつて初めて大宮司紀元保とあり、十二年後の文永二年には早くも元保の讓状によつて紀元忠を大宮司に定補しているのです。また紀元忠も弘安八年（一二八五）には「大宮司紀元忠代子息元員云々」とあるように、高良別宮から姿を消しているのです。この辺の事情がこの上坊や池田や米丸や四郎園の石塔分析から判明するならば、きわめて興味ある課題となるのではありますまいか。

有馬注・先に述べたが再記すれば、税所義祐の父祐満が、満家院郡司職を得た経緯は、祐満の兄篤満は建保元年（一一三三）五月鎌倉に居て、和田合戦に際し和田義盛の息子らを射殺する武勲を挙げたが戦死した。満家郡司加治木（大蔵姓）幸光（満）は承久之乱（一二二二）に際し上洛し、院方となつて戦い、敗れて失跡した。その所職領地は幕府に没収された。篤満の妻は幸光の姉妹（比志島氏祖榮尊の母菩薩房も同）であつたので、夫篤満の武功に対して、没収された兄弟幸光の所職領地を与えられんことを上申し、幕府の許可を得た。そして篤満の弟でそのあとを継いだ祐満が満家郡司職を得たのであつた。祐満の子義祐が父の讓りを受け、満家院の事を沙汰するようになったのはいつからかはつきりしないが、最も早いものは天福元年（一一三三）十月二日の僧智弘らの文書にふち

はらよしすけ(花神)(旧記雑録前編卷四)とあるので、義祐が満家院に關係するのはこの頃からであろう。

正和元年九月十日、この元年の文字の横に二があるので正和二年(一三三三)かも知れないが、この文書は上原三郎基員と中俣弥四郎入道道証との相論に対する守護代沙弥本性の裁決文で、この中で基員の曾祖父は能基で、税所義祐の代官であったことが述べられている(旧記雑録前編卷一一)。

上原能基はこれによつて、だいたい十三世紀半頃の人物といえよう。能基は紀氏であつて、前満家郡司大藏幸光と縁戚にあつたのではないかと思料され(厚地山権現掛仏銘の紀氏)、現小山田小学校北方の上之原に住み、上原を姓とした。

紀平二元信は十二世紀末の人物で、黒田先生が元信は後に元保と改名し、能基の子であるとされるのは如何かと思われる。むしろ元信の子の一人を元保とし、一人を能基(元)とすれば年代的つじつまは合うが、黒田先生の示された紀氏系図の出所が論点にならう。

伊集院町内の池田には紀氏と税所氏の石塔群があり、窪田の米丸(簡易郵便局前田圃中)にも紀氏關係の石塔群があり、四郎園の鉄道変電所近くに税所氏關係の石塔群があり、その(谷口川を隔てて三〇〇ト)南方四郎園

千比つ子広場近くにも紀氏關係石塔群がある。

これらの石塔群からその關係を求めめるために、それらの五輪塔について造立年代を明らかにする目的で、各火輪の一边の厚味を計測してみた。

(厚味の薄いほど年代が古い—有馬)

第七節 十万の開拓

まず第一に建久八年以前に紀平二元信がこの上坊の地を卜して自分の居城と定めたのは平安末期であつたこと、第二には建久の初め、上坊を主として池田や米丸の地に開拓をすすめて建久八年までに六町を開墾していたこと、第三に寛喜三年(一二三二)ごろはようやく八町に達していたかどうかということ。

第四に建長三年(一二五二)ようやく十町の開拓に成功したことなどが、逆修五輪塔に見られる人員投入から推算されるのである。従つて寛喜三年八月二十四日の紀元保の補任状までは、筑後国の高良別宮へ出向の余裕などもなかつたものとみられ、しかもこの頃既に紀平次元信は紀平二元保と改名していたことになるようである。

有馬注・建久凶田帳(一一九七)の頃、仮に平二元信を二十歳前後としても、寛喜三年は五十余歳である。

さらに第五に、その頃税所義祐がこの上坊にはじめて

来たが、当時元保の郎党はまだ上坊を本拠として開拓に余念がなく、更に、上坊・池田・米丸・四郎園の開拓をつづけていたこと、第六に、紀平・二元信が死去するころまでには、義祐の郎党も協力して開拓に加わり、上坊・米丸・四郎園の開拓が進められて、およそ三十町に達していたことなどが推定されるのである。

有馬注・谷口十四町は島津忠久が伊集院内で得た地頭としての土地であった。島津伊集院氏はこの土地を生活の根拠として住み、更に開拓に専念したと思われ、それは四郎園を中心とした地域であったろうことは既に述べた。

満家院の郡司職であった税所義祐が、何故上坊に来て元保の開拓に参加せねばならなかったかについては、その頃総地頭職の島津氏が、義祐の郡司得分を奪ったことによるものと考えてよいのではあるまいか。その後四十年間も訴訟が続いて、その結着として実質的に郡司得分を失っているようである。

かくて税所義祐が正安二年十一月十七日に九十歳で死去する頃までには更に十町を開拓して、十万の土地は四十町の開拓が遂行されたものと推算されるのである。

ところが永仁年間（一二九三～一二九八）の逆修五輪塔を最後として、紀氏郎党のものは全くみられなくなつて、税所氏の石塔は鎌倉末期のものとして、直木の向原

と内田の上竹原文男氏宅にそれぞれ宝塔があつて、吉野時代のものが四郎園の鉄道変電所近くと、野田と東市来町大里の来迎寺跡にそれぞれ税所氏の宝塔が見られるのでありますが、税所篤為時代になって、文和元年島津友久のために上坊を攻められて、遂に投降し、隼人の姫城へ退去し、十万の地から全く税所氏は没落してしまつた。

従つて、十万の地は紀平・二元保から元忠の二代と、税所義祐から敦秀・篤胤・敦直・敦為の五代によつて支配されてきている。

有馬注・(1) 税所義祐の死去を正安としてあるのは誤記で、黒田先生も別な所で正応としておられるが、死去の日も前掲伊集院由緒記の今寺跡に記されていたように正応二年七月十一日である。

(2) 野田とあるのは寺脇の誤記と思われる。

(3) 文和元年は一三五二年、ここに記された島津友久が島津氏九代忠国の庶長子相州家の祖とすれば時代があわぬ。

義祐 (篤) — 敦秀 (篤) — 敦胤 — 敦直 — 敦為 — 敦定 — 敦政
大介兼税所 同上 同上 同上 同上 同上 或敦秀 同上

第八節 紀姓上原氏

紀姓上原氏についても少し述べるならば、前に上原三郎基員と中俣弥四郎入道道証との争論に対する守護代沙弥本性の裁決文（比志島文書）を挙げたが、中俣弥四郎は税所義祐の子七郎祐秀の子孫であり、基員は義祐から満家院上原蘭の代官を命ぜられた紀能基の曾孫であった。中俣弥四郎は、上原氏は税所氏の郎従であるといったらしい。これに対して基員は「曾祖父義基が義祐の代官として当院（満家院）郡司職を知行していた時、地頭代が非法なことをして訴訟事件になった際、能基自身が地頭の下知状を預っている。そういうことから義祐・篤秀・篤胤三代の間、能基から基員に至る代々、数通の書状を持つているがそれには、郎従之礼儀（無之、更に○月二日（附正和）の篤胤の書状には、上原三郎入道頼念が基員を養子として、上原屋敷一所を譲ったことは承知している。且つ比志島忠範の証明書を持つているからには後日面倒なことはあるまい云々の次に、頼念は当院一分名主也（満家院内で独立した名主）とある。」とその独立性を主張し、守護代本性もそれを認めている。

上原基員は頼念に幼少より養われたと述べているように、三郎入道頼念の養子である。彼は税所氏の郎従では

ないが代官であるという気持ちはあつて、元享二年（一三二二）五月三日の契約状（旧記雑録前編卷一二）では、今後は相互に親子兄弟の思いを成して、喜びも歎きも我が身の大事と心得、更に腹黒害心あるべからず候、たとい住所は遠近の境を隔つと雖も、互に用事隔心無く申し承るべく候、と税所氏と一体同心のおもむきを約している。

黒田先生の説からすれば、上原三郎入道頼念は紀元忠に当たる。その元忠は文永二年（一二六五）に元保の譲りを受けて筑後国高良別宮の大官司となつてゐる。元保が老齡その職に堪えなかつたか死亡したかによると思われるが、元保は紀平二元信の改名とすれば、建久凶田帳の頃を二十歳としても九十歳に近い。税所義祐とか島津貞久とか長命の者も居ないわけではないが如何かと思われる。

上原三郎入道頼念は郡山の上原に屋敷を持つていて、幼少から養つてきた養子の基員にそれを譲渡した。基員は以来上原に居住していたようである。一方、元員は黒田先生によると弘安八年（一二八五）に元忠から高良宮大官司職を譲られた。

上原基員は、前記中俣氏との相論の中で、自分を弁護してくれる証人として比志島孫太郎（忠範）と、その一

族の西侯又三郎（久盛）を挙げている。そして中侯弥四郎は、彼らは自分にとつては敵方である（から信用しない）と言っている。税所氏中侯は比志島とは反目しており、建武二年（一三三五）の良舜契状（旧記雑録前編卷一七）には基員の後継者と思われる上原三郎久基と比志島彦太郎義範の二人が並んで挙げられ、上原氏と比志島氏の結びつきの深いことを示す。元弘以後比志島氏は一貫して満家院の地頭である島津氏に協力する。

第九節 埋没の税所氏

旧記雑録など古文書は、当時の歴史のわずかな部分しか語らない。但し大きな事件はその地方で文献にできなくても他の地方で伝えられ、歴史の表道路はそのままでよいが、際だつたこともなく、時の流れに従って、いわば世の下積みで流れていった者は文献の下に埋れて、歴史考古学の光りをあてられて、ようやくその存在の反射光を放つのである。税所氏もその一人かも知れない。

南北朝争乱期に当たっては、平安朝期からの律令制下に豪族化していった郡司級と、鎌倉幕府直属の守護・地頭、それに従つて下つてきた関東武士達との抗争が舞台に照明される。

この時期に時代を直手に取つて乗し上がった特例とも

いふべきは伊集院氏である。その首領伊集院忠国（法名道忍）に従つた主なる部将は、島津兵衛三郎久実 同彦三郎久末 児島伊豫房行明 同四郎左エ門入道道高 島山二郎左エ門入道成阿 村田阿闍梨如玄 原田又太郎入道経道 桑波田八郎宗高 野田左エ門四郎昌孝 大田八郎左エ門入道蓮義 近籠彦六入道本阿が挙げられている（伊集院郷土史第一部五一頁）。

島津兵衛三郎久実は、満家院内に居城があつたが、興国三年（一三四二）官軍に攻め落され、以来南朝に降つて忠国の有力な武将となつた。久末はその一族である。児島、島山、それに近籠はよくわからない。村田は菊池一族で薩摩の南朝方の応援に来た有能な武将、原田は伊集院の町付近の、桑波田・野田・大田はそれぞれ名字の土地を支配した紀姓の豪族。この中には鎌倉末期から南北朝期にかけてあれだけの宝塔、相輪を残している税所氏の名はない。

右のように原田・桑波田など紀姓の諸氏が南朝軍として活躍しているのに対し、伊集院彦五郎入道迎斎は島津氏久に従つて筑前金隅で戦い戦死して足利尊氏から感状を貰っている（県史料旧記雑録一二四〇九号）。島津国史によると迎斎は、建久畠田帳の院司八郎清景の曾孫彦五郎清重であろうと、疑うらくはとして断定はしていな

いが紀氏の本流であろう。紀氏も同族相分れて戦ったが、既にふれたように伊集院忠国の叔父に当たる町田助久は島津貞久の軍奉行として活躍し、また弟の大隅次郎四郎とも称した石原忠充も谷山の山田氏一族とともに武家方（北朝方）の貞久が頼みとする武将であった。同族中でこのように互に相戦ったのがこの時代の実相で、助久や忠充、そして山田氏も伊集院に所領を持っていたから、伊集院の武士達を同僚としまた部下として戦場を馳駆したはずである。北朝すなわち武家方諸將の姓名も「島津国史」や「旧記雑録」などに幾多も出てくるのであるが、税所氏に関してはその庶流である大隅の重久（国分市重久を本拠とした）一党が島津貞久の武将として活躍しているほか、観応三年（一三五二）以来大隅で畠山直顕に味方して島津氏に対抗した兇徒の一人に「税所介」が挙げられているのみで、それもたった一回限りである。しかもこの税所介は大隅在住の税所氏で、薩摩の税所氏ではない。伊集院町及び松元町のあちらこちらに幾多の相輪を残す税所氏は一体どこへ没してしまったのであろうか。

第六章 伊集院氏の興亡

第一節 勢力膨張

既に述べたように、十四世紀後半においては、伊集院忠国を首領とする伊集院地区の南朝方軍団は、北は郡山町の西南地区から松元町・伊集院町・日吉町一帯の地域を制圧し、年と共にその協同軍団であった野田氏・桑波田氏・原田氏など紀氏分派の地主達を家臣団に編成し、連合体から単一の強力な軍団に成長していった。

足利尊氏兄弟の争いから発した幕府の分裂抗争に、どう処したらよいかわからなくなった島津氏五代貞久は、正平十一年（一三五六）三条泰季に降つて南朝方となり、伊集院忠国の嫡子久氏は、義弟にあたる貞久の次男氏久と共に畠山直顕を加治木方面に攻撃して戦功を立て、島津本家にとっては最も有力な味方となっている（伊集院郷土史第一部第五章）。

守護島津氏がその後吉野期から室町時代にわたって薩隅の安定勢力になるにつれて、伊集院氏もまた南北朝争乱期（吉野朝期）に制圧した地域を領土化して支配するのである。

例えば郡山地区であるが、伊集院忠国は正平五年（一五五〇）郡山城を攻略した。その結果その後は郡山周辺を領地化していることは次の廣濟寺文書が証明する。

奉寄進

薩摩国満家院みついえいん小山田中俣内水田伍町並なみ九箇所つぐ野の野の、
限えん永代えいだい、於圓勝寺おんげんじ所奉寄進也、仍状如件

貞治じげい式年しきねん五月六日

熙久せいきう（花押）

沙弥道応さみちどうおう（花押）

沙弥観了さみちくわんりょう（花押）

沙弥道忍さみちだうにん（花押）

忠国はその子久氏・孫頼久・曾孫熙久の四代の名を連ねて、今の鹿児島市小山田町のうち中俣にある水田五町と畠などの付いている藪九力所を圓勝寺に寄進している。但し熙久の花押は後日追押したものである。圓勝寺は忠国の七男南仲禪師が伊集院古城いむつりやうに創建した寺で、廣濟寺の前身である。

中俣の地は税所氏が満家院郡司となった後、税所義祐がその子七郎祐秀に領せしめ、祐秀は中俣を姓とした。正和元年（一一三二）九月十日の上原三郎基員と中俣弥四郎入道道証との相論（比志島文書・旧記雑録）については既に述べた。正平十五年（一二三六〇）二月十一日、伊集院忠国の「三つみつへへののみんなのなかのまたの名の内のすいてん」

などを子の久氏に譲渡した書状（旧記雑録前編卷二六）を見て、この頃既に中俣氏は追われ、その地域は伊集院氏の支配下にあつたことがわかる。

第二節 石屋禪師

至徳二年（南朝元中二年——一三八五）、伊集院忠国の第一子、石屋せきおく禪師が吹上町永吉（当時南郷という）に妙通寺を建立し、その後吉利に深固院を、そして春山に直林寺を建てた。「西藩野史応永元年」のところで僧石屋について次のように記されている。

石屋は伊集院長門守忠国第十一之子也。貞和元年（一一三五）乙酉七月十七日生る。觀応元年（一二三五〇）、六歳にして伊集院廣濟寺（泰定山広濟寺、京師南禪寺の末寺也。本朝甲利の一也。開山南仲は石屋の兄也）に入て学ぶ。延文四年（一二五九）洛陽京都に至り、南禪寺蒙山もうざん（南仲の師也、勧請して廣濟寺の開山とす）を拜して師とす。同五年十六歳にして僧となる。永徳三年（一一三三）癸未

（亥）三十九歳にして能登国総持寺に至り、通幻（豊後の人）に見て法を受く。至徳二年（一一三五）乙丑四十一歳にして国に帰り妙通寺を建つ。同三年深固院を薩州吉利に建つ。直林寺を伊集院に建つ。嘉慶元年（一一三八七）妙円寺を建つ。応永元年（一一三九四）福昌寺を建つ。同三十

年五月十一日、丹波国永沢寺に卒す。年七十九。

右の妙円寺建立は、「伊集院由緒記」や「三國名勝図会」では明徳元年(一二九〇)(南朝元中七年)となっている。

石屋は上方かたがたからの帰途山口県を過ぎ、当時中国地方十二カ国の守護大名であった大内義弘の帰依を受けた高僧であった。伊集院の徳重神社の地、「妙円寺詣り」で名高い妙円寺は、大内義弘の娘、法智妙円大姉の菩提を弔うため、義弘が多額の金品をその家臣に託して、はるばる伊集院まで遣り、それに石屋の兄の伊集院領主久氏が援助して、徳重神社の現在地に寺を建て、大内義弘の娘の法名をそのままとって、法智山妙円寺としたのにはじまる。

このように、当時足利幕府で屈指の豪族として聞こえた大内義弘から、その居住地山口県山口市に在住を請われた若手の名僧として聞こえた石屋禪師が、帰郷すると直ちにその宗法を広めようとした土地が、現在ではやや辺地と思われる、吹上町永吉のあたりであったのであろうか。

地理的にみると永吉川の流域が往事の人々の居住地であった。遠く縄文、弥生とはいわれないまでも、既述のようにその出土品の出る地域でもあり、以後もずっと住民往来の地であったろう。それゆえ石屋はこの地に布教

し、戦乱の民の仏土への救済を念願して仏寺の建立を企てたのであろう。しかし寺院の建立が、郷里伊集院に帰ると年をそんなに経ないうちに実現しているというのは、彼の高德をうべなってもなお他に理由があると思われるまい。

「旧記雑録前編卷三十一」、「伊集院円通庵文書」、応永二年(一二九五)六月十八日、沙弥觀了、即ち伊集院久氏の書状に、「南郷の内こくれうの門水田一町三段：右件くだんの田藪之事、觀了重代相伝の所領たる間……」とあって、娘が尼となって建立した円通庵に右の土地を寄進している。更に応永四年(一二九七)十一月二日の久氏の円通庵への寄進状、「南郷内田藪等事」というのがあり、これも「觀了重代相伝所領」と書かれている。このほかにもあるが、これらの寄進状によっても、現在の吹上町永吉の地方は、その全部とはいわれないまでも、南北朝時代において伊集院氏の支配地となっていたことは明らかである。

ところで、この南郷の地は、伊集院郡司紀氏の一族である桑波田氏が鎌倉時代から支配していた地域であった。興國三年(一二四二)五月、西征將軍懷良親王が谷山城に來住されたとき、伊集院忠国は、一族百余騎を率いて御所に伺候したが、そのとき彼と共に参上した桑波

田掃部充宗景という武士がいた。宗景がこの南郷の桑波田氏であつたか、伊集院郷桑畑に居住していた桑波田氏であつたかは明らかにし得ないが、いづれにしても両桑波田氏は緊密な関係にある一族であり、南北朝末期において伊集院氏の勢力は桑波田氏をその家臣団に組み入れて、いまの永吉、吉利、当時の日置南郷・北郷の地域を領地化していることは明らかである。

すなわち南郷の地は伊集院氏が支配する地域の南部国境地帯であつた。石屋はその属する伊集院氏の支配地の安定をまずこの地域からはじめた。妙通寺を建て法を広めることも石屋の兄久氏の援助があつたがゆえと推定される。石屋は南郷人士の精神的安定と文化の向上をはかりながら、翌年は永吉川の上流へむけて約六キロ、吉利の岩井田の地に草庵を営んだが、それがやがて幽遠山深固院となる。

深固院は一時中絶したが、貞享三年（一六八六）吉利領主祢寝氏二十一代清雄が再興し、伊集院・吉利・永吉は勿論谷山・鹿兒島方面からも参詣者が多く、繁栄したという。廢仏毀釈の難に逢い、今は石屋禪師の招魂墓や歴代住職祢寝清雄の墓など往時を偲ばせる石塔が残存するのみである。

第三節 直林寺

石屋はつづいて春山に泰陽山直林寺を建てる。石屋はこの寺の開山を自分の師であつた通幻寂靈大和尚（道元の弟子という）としたので、本寺は曹洞宗能州総持寺の末寺となつている。「伊集院由緒記」によると歴代住職は次のようである。

- | | |
|-----------|----------|
| 開山 通幻大和尚 | 二世 石屋大和尚 |
| 三世 竹居大和尚 | 四世 仲翁大和尚 |
| 五世 大集叟大和尚 | 六世 大麟大和尚 |
| 七世 花翁大和尚 | 八世 哲外大和尚 |
| 九世 鉄岩大和尚 | |

以下は前後がわからないとして

- | | | | |
|------|-------|------|-------|
| 龍山和尚 | 翠岩和尚 | 怒海和尚 | 帰山藏司 |
| 梅本藏司 | 密泰大和尚 | 梵仙藏司 | 禪泰大和尚 |
| 玉伝藏司 | 源流藏司 | | |

が列記され、現在（天明頃か）は流伝藏司とある。

三世住職竹居正齋和尚は僧になる前の姓は長氏で伊集院の生まれ。石屋の高弟で、石屋が元中七年（一二九〇）山口県の大内義弘と実兄伊集院久氏の後援で伊集院の徳重に妙円寺を建て、そちらに移ったあとを継いで住職となつたが、その後石屋が島津氏七代元久に招かれて島津

本家の菩提寺となつた玉竜山福昌寺（現在鹿児島市玉竜高等学校の地）の開山となるや、竹居和尚はまたその跡を継いで妙円寺二代住職となる。妙円寺に居ること二十三年、石屋が総本山能登の総持寺の貫主に挙げられ、応永二十四年（一四二七）福昌寺を去ると、竹居はまたその後継者として福昌寺二代住職となり後には大内氏に請われて長門国大寧寺の中興の祖となつた。

四世仲翁大和尚は島津元久の子で梅寿といつたが、若くして仏門にはいり、元久歿後も還俗せず、その跡を継がなかつたので、島津氏八代の守護職を狙つて伊集院頼久と元久の弟久豊との対立が生じ、数年にわたる内乱が起るのであるが、それはしばらくおいて、仲翁について「三國名勝図会」の記するところを述べよう。

当時（福昌寺）の三世を仲翁和尚といふ。師、諱は守邦、仲翁と号す。恕翁公（島津元久の法号）の嫡男なり。師、七歳、竺山和尚を見て出家の志を發す。恕翁公素より仏乘を信するや、一子といへどもその出家を許す。年十五、石屋和尚に妙円寺に従ふ。応永元年、石屋和尚福昌寺に住す。師又是に従ふ。此時國中戎事擾然たり（戦乱があつた）。藩臣謂らく、邦君（元久）別に嗣なし、是を如何と。福昌寺に至り密かに啓するに還俗継嗣の意を以てす（藩臣たちが仲翁に坊さんを止めて父元久公のあと

を継いで下さいと申し上げた）。師曰く、王公の富貴は我榮とするに足らず。我尊榮是より大なるあり。我今出家学道す。庶くは三界の大導師たらん、とて聽す。師年十七、下野州足利学に遊んで儒を学ぶ。四方の知識に参見す。十八年恕翁公逝す。明年師年三十四（元久は四十一歳で死去したので、師年三十四は誤り）、薩州に帰り恕翁公を龍山に供養す。師、石屋・竹居両和尚に侍して参究す。後竹居の衣法を伝ふ。：応永三十一年（一四二四）、福昌寺に住す。永享元年（一四二九）大岳公（島津氏十代忠国）始良に含粒寺を建て、師を請し是に居らしむ。：文安元年（一四四四）伊集院春山城主某（伊集院春山村二、城跡アリ）、師を招して直林寺に住せしむ。二年、偶、伊集院徳重に遷化す。

仲翁和尚については右でおわかりのことと思ふ。最後に伊集院徳重に遷化すとあるように、妙円寺跡、現徳重神社東北二二〇、旧東門名頭屋敷内にその墓がある。「由緒記」には、直林寺の宝物として仲翁和尚の自筆の棟札があつたとし、その写しとして次の記録がある。

竊以

靈廟不朽并修功成。伏冀依茲善因、增加實俗無窮之光華者、于皆文安元年季九月十八日

直林住山叟中翁筆

大工 藤原六郎左衛門影義

このように当時高僧の名の高かった仲翁和尚が直林寺の住職であったことは歴然としており、これによって直林寺が当時薩摩における有数の寺院であったことがうかがわれる。

「由緒記」には寺の宝物として石屋和尚の「舍利塔并牙有之」とし、「三國名勝図会」には「石屋舍利塔あり、齒七枚を納む」とある。また鎮守堂が当寺の麓にあつて彦山権現を祀るとしている。ついでに彦山権現について記しておこう。

「由緒記」によると彦山権現の正神は差渡三寸の鏡で、山神と霧島神を合祀し、山神の御神体は高さ六寸程の木座像で、その背に江門（江戸の意）庄七作とある。霧島神も高さ同じく、背の銘も同じ。棟札があつて次のようなことが書かれている。大日本西海路薩州伊集院春山之村靈廟興之事。伏して惟みるに本廟は始祖福昌開山大和尚石屋を指すが直林精舎の鎮守として崇敬されたものであるが、爾來年を経て既に傾いた。この時に当たつて始祖より第九世の私が住持としてかたじけなくもこの寺に住することになつたがこれを座視するに忍びず、志をはげまして再興した。時に天文二十三年（一五五四）甲寅二月三日。直林現住野釈比丘乘田敬白、とある。（この比丘乘田

は始祖より九世とあり、始祖を石屋としているから、直林寺住持としては十世にならう。）

第四節 犬追物

石屋眞梁が永吉から春山に布教し、更に妙円寺を建立しつゝあつたこの頃の薩摩地方の治安はどんな状態であつたらうか。建武中興より既に三十余年が経過し、島津氏五代貞久から大隅守護職を譲られた氏久は、足利幕府の九州探題今川了後と文中三年（一三七四）以来隙を生じ、彼に対抗するために南朝に降つたが、氏久の妻の兄に当たたる伊集院久氏は、共に南朝方として氏久を援け、了後の子今川満範の大軍を都之城の叢原に破り、薩摩守護職の島津伊久も、今川氏が頼みとした祢寝氏も今川に離反し、氏久と同調したので、薩隅の地は平穩の日々を送るようになった。

元中二年（一三八五）十二月十五日、島津氏久は伊久と共に主催者となつて「犬追物」の行事を開催した（島津国史）。犬追物は野犬を騎乗の武士が射る鎌倉時代からの武士のスポーツ行事であるが、このような行事が華々しく開催されるということは、支配地区の治安がよくなり、主催者の権威が高まつた証左である。このときの騎射の順序は、伊久、氏久両守護を番外とし、第三位は氏

久の婿の市来筑前守忠家、次は伊集院助三郎久氏、五位は忠家の子市来千代犬丸、六位伊集院左近将監(久氏の甥猪鹿倉忠矩)、次は日置肥前守(久氏の弟久景の子か)、次は伊集院七郎、そして十一位に伊集院式部少輔、十二位に伊集院次郎とあつて、両守護を除く十人中六人までが久氏を本家とする伊集院一族でしめている。島津一党の中で伊集院氏が如何に重視され、その勢力が大きかったことを示すものである。

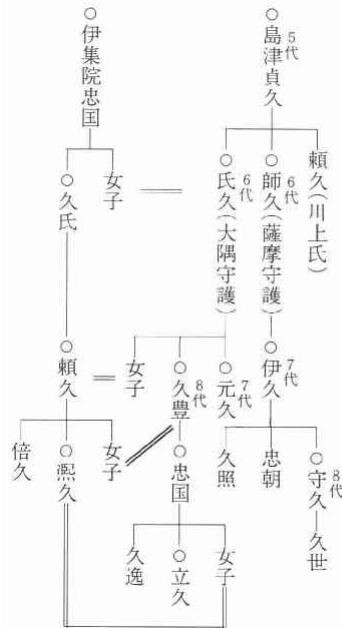
春山の東に連なる谷山の山田地区に勢力を持っていた山田氏は、伊集院忠国の叔母初鶴御前の夫であつた。山田式部孫五郎入道道慶を中心として北朝足利方に忠勤を励み、島津貞久に従つて各地に転戦したが、谷山五郎隆信らが西征將軍宮を奉じて谷山城に戦う頃からその領地はしばしば戦場となるのみか、土橋や石谷方面に持つていた土地も今は敵方となつた伊集院氏の支配に歸し、宗久の孫久興は貞治六年(一二三六)に山田・上別府兩村を父忠経(初め渚三郎忠能)から譲渡されたことが山田氏系図には見えるが、その後谷山氏の衰亡とともに谷山の地は島津氏の支配下におかれ、島津氏の有力な武将ではあつたものの、山田久興は大隅国市成村に所領替へとなり、その後山田氏は日向大隅の地を転住するのである。

このような状況であつたから春山地区も平穩であり、

石屋の宗教活動も順調に行われ、直林寺の繁栄もまた招来されたのである。

【島津伊集院婚姻図】

印は結婚関係



第五節 石谷支配

薩摩国伊集院内柿本門五段同岩屋谷五段事

右彼所領は任道忍之讓り依有之志宗悟書記え限り永代奉讓之處也。若於此所領違乱煩申す者候はば、頼久不_レ可_レ為_二子孫_一候。仍為後日之讓状如_レ件。

応永九年(一四〇二)十二月廿七日 頼久判

伊集院頼久が伊集院徳重の廣濟寺二世桃隠宗悟和尚に田地を寄進した讓状で、「旧記雜録前編卷三二」所収

「廣濟寺文書」中にある。「柿本門五段」とは「山田文書一七」の、「ふつけう」が「はつづる御ぜん」に譲り渡した（もちまろのうちすいてんいちやうにたんあさなはらたかimoto）の水田五段であり、「岩屋谷五段」は「山田文書一四八」の「湯穴前田地三段」を含むかまたはその付近の田地であろう。これらは既に述べたように鎌倉期においては山田氏のものであった。既にこの譲状が示すように、南北朝以後になると石谷の地は伊集院氏の全面的支配に帰しているのである。なお応永十一年（一四〇四）甲申八月二十二日の頼久及び為久（熙久幼名）判の廣濟寺への寄進状にある「大窪鎮守田九段」の大窪は、「山田文書一〇」の〈ををくほ〉で、僧慶西が石谷権現の田地として子孫に譲った田地を含み、それは後に山田氏の所領となつたものであった。

奉寄進

薩摩国伊集院直木の内坂上門水田六段并園三ヶ所事

右彼田地は道応、雖、為二本領、依、有、志、崇悟

西堂に限、永代奉讓之処也。若於此所領、

違乱煩申者候は、道応不可、為子孫、仍、為、後、日、

讓状、如、件。

応永廿五年十二月十三日

道応判

道応は伊集院頼久であるが、彼は島津氏七代元久の妹を、（それも元来従姉妹になるのであるが）めとり、元久からも深く信頼され、元久一代の間は彼の片腕のような立場にあり、また活躍もした。しかし元久が応永十八年（一四一一）八月四十一歳で逝去すると、その後嗣をめぐって元久の弟久豊と隙を生じ、応永二十年から久豊と各地で戦い、互に勝敗があつたが、応永二十四年末にようやく和解した。頼久は川辺に移り、伊集院城には子の熙久があとを継いで居住した。

右の譲状は既に頼久隠居後のものであるが、彼は熙久の親としてなお強い発言権を持っていたのであろう。

ところで「直木」の文字が土地名として古文書にあらわれるのはこれがはじめてである。十四世紀の末から十五世紀の初め頃にかけて永田川の源流がつくる山方や牟田の田圃、鷲巢川沿いの峡田が開け、また池田、向原などの高地も四元あたりと同様に畠地として開墾がすすめられ、右の文書に見えるように「坂之上門」が出現した。坂之上門は既に六百年近い昔に存在し、今にその子孫の坂上姓をとどめている。六百年の血と汗で開拓された田畠を耕して坂上門の命脈は今なお息づいているのである。

第六節 石谷三十町

従兄弟同志であり義理の兄弟でもある島津久豊と伊集院頼久との争いは、足掛け五年にわたって時には熾烈な戦鬪を交え、多くの知名な親族や家臣の武将を失ったが、先述のように応永二十四年末に和解が成立した。条件の一つに頼久は石谷村三十町の地を久豊に献ずるという項があった。

「旧記雑録前編卷三五、義天公御譜中」によると、久豊がある時家老の吉利某（伊集院頼久の一族という）を召して、伊集院頼久が降参してから国中がおおかた平治した。そして頼久が私に無二の忠節を尽くすなら私の幸、これにまさるものはない。しかし讒佞ざんねいの徒がいて仲たがいさせたら大変なことになる。初犬千代丸（熙久幼名）に姉がいると聞いているが、私の妻とすることができたら佞姦の徒もなすべがなかる。汝よろしくこれを謀はかれ。ということ、これを聞いた頼久の妻も頼久もまた大いに喜んで、間もなくこし入れがあり、久豊はその女むすめを寵愛し、頼久が先に献じた石谷三十町の地を彼女に与えた。程なく男子が生まれた。出羽守有久とい、大島氏の祖となる。

西藩野史では應永三十年の事としているが、義天公御

譜中では応永二十八年の事になっている。

久豊は若い頃日向の伊東氏に備えるため兄元久の命によつて日向境に派遣されていたが、当の敵方である伊東祐安の女むすめを兄の許可なくして妻とした。そのため彼は元久の不興を買い、この兄弟仲の不和が、頼久をして元久逝去の際自分の子初犬千代丸を元久の後継者にしようとした野心を起こさせる原因であつたし、それは引いて先述の久豊と頼久の争乱となつたのであつた。その伊東家出身の妻が亡くなり、頼久の娘が右のようにその後妻となつて両家は固く結ばれたのである。

石谷三十町の土地は右のようにして島津本家のものとなり、そして伊集院家から嫁いだ久豊の妻に与えられた。しかしこれは石谷の土地全部ではなかつたらしく、「円通庵文書／旧記雑録前編卷三四」には、応永二十七年二月三日、道應（頼久）書判の「たまりの園一所、馬場藪一所、合三ヶ所事」という圓通庵への寄進状がある。この「たまり園」は石谷六方所公民館の近く、小字袖ヶ迫付近と考えている。更に永享八年（一四三六）卯月十六日の熙久書判「圓通庵寄進状」がある。薩摩国伊集院石谷之内たかひ一町二反并屋敷一所を永代限り圓通庵に寄進するものである。「たかひ」は現在のどこにあたるか明らかにすることはできないが、石谷の内なの

である。

第七節 石谷高久

久豊は応永三十二年（一四二五）正月二十一日、数え年五十一歳で亡くなり、やがてその妻であった伊集院熙久の姉もなくなると、久豊のあとを継いだ島津氏九代忠国は、石谷三十町の地を家老をつとめていた町田高久に与えた。高久は石谷を領して石谷出羽守高久と号する。

町田氏の祖五郎兵衛尉助久は島津氏五代貞久の軍奉行となつて働いたことは既に述べた。「島津国史」や「旧記雑録前編」記載の「町田氏系図」などを参照すると次のような系図ができあがる。

【町田氏系図（1）】



助久の子孫はどこを所領していたかわからないが、その曾孫高久に至つて町田氏をはじめて石谷を領地としたのであつた。

「町田氏系図」の注によると、町田土佐守直久は伊集院頼久の部将で、頼久が久豊討伐の兵を挙げた際頼久に従い、頼久が久豊軍に伊敷の小野に囲まれた応永二十年十二月七日、日置肥前守などと共に戦死している。弟の久清は阿多姓を名乗り、飛彈守を称し、「旧記雑録」の中にその姓名が散見する。高久は本家の俊久が若死したので本家を継いだ。

伊集院熙久は石谷三十町の地がその姉の所有である間は異存はなかつたが、昔は親戚筋とはいえないまは他人同様になつた町田高久の領有するところとなつては、伊集院忠国以来伊集院氏伝来の石谷を再び伊集院氏の所領にしたいと思つた。石谷の内にはなお伊集院家の土地も散在していたからその思いは次第に強くなつていった。

伊集院氏は頼久の時代に川辺郡坊之津を支配下におき、ここを根拠地として朝鮮との交易で巨利を得、熙久の時代にはその交易は諸豪族をはるかに凌いで盛んとなり、伊集院氏は島津本家にも勝る富裕を誇つていたのではないかと思われる。しかも彼は守護島津忠国の婿でもあつた。それでたいの事は岳父にあたる忠国は許してくれると思つたのかも知れない。

「町田氏系図」では、熙久が大守忠国の名をかたつて、伊集院に來いと石谷にいうてやつたので、宝徳元年（一

四四九) 九月十六日、高久は大急ぎで伊集院に向かったことになっている。熙久は妙円寺の山門に兵を伏せて、妙円寺の前を通って荒瀬の神之川を渡って一宇治城へと向かう道を進んでくる高久の一行を、妙円寺の山門跡から五〇^歩ほど東の方で迎え討ち、ことごとく討ち果した。

高久の子頼本は大守忠国の小姓であつたらしいが、親の討たれた無念さを主君に訴えた。

「忠国公御譜中」(旧記雑録前編卷三八)には次のように書かれている。伊集院大隅守熙久は、その妻はわが長女であり、親子の交りを為してきたが、逆心を専にし陰謀が露頭したので、宝徳二年(一四五〇)庚午二月二十四日、伊集院城を攻め、熙久は肥後国に向かつて逃げ去つた。

島津忠国は頼本の訴えを聞いて激怒した。彼はそれを表に出さず、熙久の油断を見すまして、にわかには大兵を率いて伊集院に至り、猪鹿倉の旧南日本短大裏の丘陵陣ヶ丘に陣を敷いて一宇治城を囲んだ。急なこととして外部からの援兵も無く、熙久は力尽きて城を棄てて奔つたのである。

伊集院駅ホームの西はずれから徳重神社よりに五〇^歩、日本飼料ターミナルの東境、高久戦死の場所に、文

化九年(一一八二〇)、高久十六代の孫石谷領主町田久視が「石谷出羽守高久之墓」を建てた。墓石の裏の銘は、

元祖十一代町田高久^ハ仕^ハ大守大岳公^ニ為^シ執政^ト、再^レ賜^リ石谷邑^ヲ。因^テ称^ス石谷氏^ト。宝徳元年己巳、戦^シ死^ス妙圓寺前^ニ。乃^チ葬^ル。法名善仲智道。至^リ今茲文化壬申三百六十二年矣^{ナリ}。左右小墓^ハ從^ヒ高久^一陣歿^{セル}者也。

十六世孫

町田久視 誌

従者の小墓石数個があつたというが今はもうない。町田久視は監物と言ひ、安永四年(一七七五)十月十日出生。文化十一年から文政元年まで伊集院地頭を勤めたが、更に文政四年(一一八二二)と同六年に一年ずつ、また文政十年に一年余を歴任した。

伊集院熙久が伊集院氏の全勢力を挙げて島津本家に反抗すればその前途は予測し難いものがあつたらう。伊作氏を除き薩摩半島はほとんど伊集院氏の支配下にあり、海外貿易による蓄財もまた先述の通りであつた。忠国の大兵を率いての急襲はそれを考慮に入れてのことであつた。熙久の妻、すなわち忠国の長女は鹿兒島に引き取られ、後に鹿兒島浄光明寺の近くに本仏寺という寺を建て、尼となつて異境に行方知れずになつた夫の後生を弔つたという。法名を実峯妙恵大姉という。



石谷出羽守高久の墓

さしも富強を誇った伊集院氏の伊集院支配はこれを以て終わりをづけ、その領地は大方島津忠国の手に帰した。この政治的変革の原因のしるしとして石谷高久の墓は伊集院町の文化財に指定されている。

第七章 本家直轄

第一節 島津忠國

伊集院熙久が一宇治城を退去した後は、経緯の詳しい

ことはわからないが、一宇治城の近くに居住していた黒葛原氏、飛松氏、猪鹿倉氏、大田氏、をはじめ土橋、麦生田、松元町の入佐、四本の諸氏も従来からの土地を支配してはいないようである。伊集院氏の一族で伊集院内であとまで先祖からの領地を保持したのは有屋田氏だけではなかったろうか。有屋田氏は慶長五年（一六〇〇）日向高岡郷創設の際強制移駐を命ぜられ、高岡に移ったあとは今に壊れた墓塔数基があるだけだ。

伊集院氏はその系累が多くかつその支配していた土地も広がったので、大守忠国は戦後処理のためしばらくは伊集院に在城せざるを得なかったらしい。

藩政時代伊集院第一の神社として崇敬された伊集院小学校の隣、犬之馬場の諏訪神社は島津忠国の創建である。右について「伊集院由緒記」は次のように物語る。

御先祖忠国公（島津忠国）が一宇治城におられた頃、町田原（現在土橋中学校のある付近か）で鷹狩をされた時、諏訪神社の宮司中島家の先祖が信州（長野県）から諏訪大明神（諏訪湖の北岸に上諏訪下諏訪両神社がある。島津氏祖忠久は頼朝からこの地方の地頭に任せられ、諏訪神社を尊崇した。）の御神体を背負って、薩摩の殿様にお逢いしようとはるばるこまでやって来て、町田原の道のかたわらに休息しているのに出会われた。お前は何者だと、お

尋ねがあったところ、しかじかかくかくと、お答え申し上げたら、丁度鷹が殿様の手を離れて獲物をさがしに飛んで行った処なので、すぐ帰ってくるよう、お祈りをせよと命ぜられた、そこでその男が立ち上がって祈願したところ、すなわち鷹は空中より舞い降り、殿様の手に帰ってきた。殿様は御喜悅斜めならず、お前は本物だということで、城に連れ帰り、城の真向かいに諏訪神社を勧請され、社殿を造営された。諏訪神社の御神体を背負ってきた、件の男は信州諏訪神社の神主中島家の次男で中島宮内少輔くまひしやうぼうといい、兄の宮司と喧嘩をして郷里にいられなくなり、島津氏を頼つて来たのであった。忠国は彼を新たに造営した神社の宮司に任命し、神社領の土地を付けられ、烏帽子えぼしや紫衣の装束までお許しになった。

これより先、伊集院長門守忠国が石谷村におられたが伊集院麓の城へ引き移られた時分、石谷村へ安置されていた諏訪神社を麓西之久保の上へ移された。その後島津忠国公が犬之馬場へ諏訪神社を建てられたので、麓中に二つの諏訪神社があることになり、犬之馬場の諏訪、西之久保の諏訪と唱え分けるのが難しくなったので、以前からの諏訪を古諏訪こすずわと唱えるようになった。

注・古諏訪神社はなくなり、地名だけが古諏訪として残り、麓東公民会に属する。

伊集院忠国が「石谷村におられた」とあるが、彼が石谷に居住していたかどうかについては確証はない。そして、島津忠国は戦後の伊集院一族の処理のためある期間伊集院に在城していた。彼は広大な伊集院氏の支配地をその手におさめたため、守護としての権威を高め、その後約二十年間にわたって比較的平和なうちにその領内を統治したが、晩年には子の立久と不和になり、立久と離れて加世田に住み、文明二年（一四七〇）正月二十日、六十八歳でなくなった。父子の仲が悪かったとは言え、立久は加世田に父の病床を見舞い、その譲りを受けて島津氏十代となる。

第二節 諏訪社番帳

立久は、父に代つて執政をしていた頃の寛正六年（一四六五）夏、鹿兒島の諏訪神社の祭礼法を定め、鹿兒島・谷山の二十四村を七組にわけ、一年交代で祭礼費を分担せしめた。この諏訪神社の祭を御佐山祭といい、祭礼費分担法を御佐山祭夫役法といつて有名であるが、（島津国史及旧記雑録卷三八、鹿兒島御佐山祭之次第）、既に「谷口十四町」の所で述べたように「伊集院由緒記」の「諏訪神社」の項に

一、立久公により諏訪社両頭掛田数六拾町被御定候御書

付きとして

薩摩国伊集院諏訪御祭礼年回田数番帳之事

と前書があり、伊集院、郡山、日置の各村を八組にわけ、阿多郡南方を九番目として各組の村名が記載されている。この文書は永正十一年（一五二四）十二月十五日付けで、時の伊集院地頭鳥取播摩守政茂が諏訪神社の中島宮司に与えたものである。

立久は父の跡を継ぐとわずか四年後の文明六年（一四七四）四月一旦享年四十三歳で逝去した。右の伊集院諏訪御祭礼の夫役割当表は、立久公より御定めなされ候とあるから、鹿児島島の御佐山祭りの祭法を定めた寛正六年前後、少なくともその生存中に定められたものである。そして、右に記載された村々（名）は三州守護島津本家の直轄地となりその威令の行われた土地と理解してよいだろう。そこで次に由緒記の記載を掲げよう。但し名の下の（ ）内は筆者の追記で、松元町内の名はゴチにした。

一 番
直木名
日置庄の内諏訪寺名

猪鹿倉名（伊集院）
満家之内郡山

平神之川名（東市来）

二 番

黒葛原名（伊集院）
桑畑名（伊集院）

谷口名（伊集院）
南郷（永吉）

三 番

福山名
有屋田名（郡山）

土橋名（伊集院）
西俣名半分（郡山）

四 番

大田名（伊集院）
新御領名（日吉）

今竹名（日吉）
吉富名（日吉）

五 番

満家院之内
比志島
東俣名

河田（郡山）
西俣名半分（郡山）

六 番

下神殿名（伊集院）
日置庄之内吉利名

春山名
入佐名

七 番

野田名（伊集院）
小井之原名（伊集院）

持ヶ丸名（伊集院）
寺脇名（伊集院）

八 番

石谷名
竹之山名（伊集院）

清藤名（伊集院）
徳重名（伊集院）

麦生田名（伊集院）
中山田名（伊集院）
山川名（伊集院）

九 番

阿多郡南方

満家院の内
中俣名
小山田名

山田名（日吉）
古垣名（日吉）
飯牟礼名（伊集院）

上神殿名（伊集院）
松本名

右の表に、伊集院は特に神社鎮座の地であるから、伊集院内の当時のすべての名(村)を網羅しているはずである。これと徳川時代の伊集院郷二十九カ村と比較してみると、右の表には昭和三十一年郡山町に合併された旧下伊集院村の嶽村がない。二十九カ村のうちで右の表にない村は

嶽 古城 上谷口

宮田 郡 苗代川

そして、次の四つの名がこの表に出ている二十九カ村以外の村である。

黒葛原 中山田

松本 持ケ丸

嶽村はまだこの頃までは開発が進まず、山間の田地を造成するには困難な地形であるから、有屋田乃至は上神殿の内に含まれ、村落を成していなかったと思われる。

第三節 古城村

古城であるが、古城の内城(平城ともいう)について「由緒記」は、「右は三代久経公の御舍弟忠経之御子侍従房俊忠に古城村を賜り当城之居住…」とし、「三国名勝図会」も「由緒記」の記述を踏襲したような記事を書いている。侍従房俊忠は伊集院忠国の祖父久親(入道)道智と

同一人物ではないかとの説もあるのであるが、伊集院氏をはじめどこに居住したかは不明で、一宇治城に居住する前に古城の内城に在城したのではないかと考えられるのである。伊集院忠国は興国元年八月(二三四〇)、島津貞久が市来鶴丸城を攻略し、勢力に乗じて一宇治城に殺到するや遂に城を支えることができず、古城の平城に退いた。翌年八月十五日、貞久は平城を囲んだが、陥すことはできなかった。これらの事からみて古城のこの城は忠国が一宇治城を脱出する以前からあった城で、しかも堅固に築かれていたことが伺われるし、その後忠国はその第七子南仲が京都の南禅寺で修業して帰国すると、彼のためにこの地に圓勝寺を建ててやった。そして、山号を古城山というのである。圓勝寺は後の泰定山廣濟寺であるが、「由緒記」は廣濟寺の項で

當時は貞治二年(南朝正平十八年一三六二)、伊集院長門守忠国建立にて往古は伊集院之内古城村之有、古城山圓勝寺と申候由…

と述べている。現在古城公民館の近くにその跡がある。

応永十一年(一四〇四)八月二十二日の「薩摩国伊集院廣濟寺御領事」(旧記雑録前卷三二)は、伊集院頼久父子が廣濟寺領を確認した文書であるが、その中に、忠国(無等)が寄進した土地として「西山参町並古城山野在

之」がある。徳川時代古城に西山門があり、今も平城跡に西山氏が住む。「参町」は田地を示し、平城から南に降ると狭田に出る。その田地であらう。「古城山野在之」は城内に山野畠地があり、それを寄進したのだ。以上古城は伊集院氏と関係の深い土地であることを述べた。

興国三年、西征將軍懷良親王が薩摩に到着されると宮方は俄然活気を帯び、忠国は一宇治城に帰り、その後ますます強大になっていった事は既述した。そして一宇治城に対して平城は古城と呼ばれ、その付近の地域もまたその名で呼ばれた。

大字古城は伊集院では最も小さい大字であるが、十五世紀後半まではまだ独立の村(名)にまでは至らず、地続きの飯牟礼名に含まれており、やがて人口の増加と共に由緒深い土地であるというので小さいながら一村に定められた、といえるようである。

次は宮田であるが、建久凶田帳の「時吉」に属する地域である。村の中期に青剣神社があるので宮田の名を得たのではないかと思われる。神之川辺にわずかな田園が続く神之川右岸で、明治初期には戸数二十とある(県地誌)。それが戦後他郷への流出でいまは十二戸になったという。おそらく五百年前はまた村を成す程の人口世帯もなく、下流の「平神之川名」に含まれていたのである

う。

苗代川村は慶長八年(一六〇三)朝鮮渡来の陶工達を串木野の島平から、当時市来郷養母の内であった苗代川に移住させてから始まるので、当然この表に出るわけにはゆかぬ。

第四節 持ケ丸名

次は郡村である。平安朝の昔、日置郡の郡衙(郡役所)のあつた所と推定され、その後伊集院郡司紀氏の本領とみられる大村で、しかも由緒ある「郡村」が、この表に記載されていないということは、ちよつと解し難いのである。そしてただこの一村だけが伊集院の宗朝すなわち総鎮守とされた諏訪神社の夫役、それは経済的負担は負うけれども、一方では神の御利益にもまた逢うのであつて、村人はむしろ光榮と感じたその夫役からはずされるというのはおかしい、と思わざるを得ない。

ここで目を見て、二十九カ村にはなくてこの表に出ている名を見ることにしよう。黒葛原のことも、中山田名のこともすでに述べた。あとは持ケ丸と松本である。持ケ丸を考えてみよう。

持ケ丸も黒葛原名のところであつたように、現伊集院中学校の西に連なる愛宕山丘陵の西の端、六道坂の切り

通しを過ぎて日置方面へ分れる県道沿いの左手付近に小字餅ケ丸がある。春山の古城跡の一角に小字餅ケ丸がある。小字名として旧伊集院郷内に現存するのはこの二つだけであるが、既に述べたように、「山田文書」の中に「伊集院用丸内水田壱町式段、字原田垣本」があった。原田垣本は松元町上谷口か福山あたりに比定される。また廣濟寺文書応永十五年（一四〇八）四月十三日頼久寄進状（旧記雑録前編卷三三）の中に「薩摩国伊集院持丸名内辺牟木門水田一町八段十并郡新開一町四段事」とある。

辺牟木は、郡山の西俣にあつて比志島氏の祖栄尊の五男義隆（入道栄慶）がこの地を領して辺牟木氏を名乗ったが、辺牟木はこの場合門の名であるから、郡山の辺牟木でなければならぬということはない。辺牟木氏の一族あるいは辺牟木の百姓が他郷に移住して門を作り、辺牟木門と称する場合もあつてよいのである。

さて持ケ丸（餅ケ丸、持丸、用丸は同じと思われる）であるが、前に石谷地区に久徳名というのがあつたことを記述した。この名は、通常名は村と同じように考えてもよいのであるが、石谷久徳の名を取つたものらしく、彼が支配するあちこちにある田畠で成り立っており、一カ所にまとまつたものではなかつた。そして、後年にな

ると石谷村とか福山村に吸収されたと見えてなくなつた。持ケ丸名もこれに似たような種類の名ではなかつたのかと推測する。持ケ丸についての資料は先述の四例だけで、持ケ丸自体の意味も不明で、今後の研究を待つほかないのであるが、私の大まかな推測が許されるとすれば、当時郡村は持ケ丸名の中にはいつていたのではないか。

郡村という村がいつ頃発生したかそれを明示するような中世の資料はいまのところ無い。角川書店発行「日本地名大辞典」鹿児島県所載の〈こおり郡（伊集院町）〉は私が執筆したのであるが、次のように書いている。

古くは郡本と呼ばれていた（伊集院町史）。神之川の中流右岸に位置する。「島津国史」建武四年九月の条に「十四日、大隅助三郎□国引兵救市来城、孫三郎頼久与莫弥円也等、還兵撃之、戦於伊集院郡本」とあり、「伊集院郷有郡村」と注している。

戦場は大字郡の伊集院高機所在地付近と伝えられている（伊集院郷土史）。郡本と呼ばれていたからには日置郡衙のあつた所と推定され、建久八年の薩摩国凶田帳の伊集院郡司八郎清景の支配する「末永二五町」に含まれた地域である。

「凶田帳」記載の末永二五町は後の徳重猪鹿倉をも

含む地域であった。おそらく伊集院の市街地区から愛宕山付近までを含んでいたと思われる。南北朝期前後に紀氏本家の勢力が衰えるに従って末永は解体し、徳重名(村)、猪鹿倉名(村)が発生する。右の「郡本」は郡司の紀氏が本拠とした郡村中程の九玉神社付近から伊集院高機所在地付近を指して呼んでいたと思われるが、まだ郡本村にはなっていない。そこで「末永」から徳重、猪鹿倉を除いた地域が室町中期の当時においては持ケ丸名に一括されていたのではないだろうか。

前掲頼久寄進状をみると、「辺牟木門水田一町八段十(畝)」の次に、「郡新開一町四段事」とあるが、辺牟木門と郡新開一町四段とがつづいて書かれているので、辺牟木門が持丸名内であるから、「郡新開一町四段」もまた辺牟木門と同じように持丸名内と考えているのではないか。この文書を見ると、郡村とも郡名とも書いてなく、ただ「郡」と書かれており、その下に新開とある。新開は新開拓であろう。最も古い日置郡司所在地の「郡」付近が早く開発されたが、地勢上まだいくらかも開拓される地域はあって、室町時代にはいる頃には、支那大陸から伝わった土木技術によって、日本全国にわたって開墾開拓事業が前進するが、この

「新開」もそのような時代の流れに沿って造成され、やがて「郡村」という村ができあがる前提条件を満たしていったのではないか。

第五節 松本名

次は松本名である。これについては前にすこし触れたのであったが、建久図田帳では飯牟礼の次に「松本一八町」と記され、既に述べたようにそれは飯牟礼の東部でなければならなかった。私は古代の石器土器の発見される入佐直木の峡田地域の総称と推測しているのであるが、この「松本名」はそれではない。入佐名も直木名も、またその先の春山名もこの表には既に記載されているのだから、その地域以外でなければならぬ。

「谷口名」が上谷口村と下谷口村とにわかれるのは、天明時代(一七八一〜一七八九)に書かれた「伊集院由緒記」には、(上谷口村、下谷口村、右二方村前代谷口村と申す一カ村にて、上下に相分り候由。何年間に相分り為申訳、相知不申候。)と書かれている。徳川時代を上・中・下の三期にわければ、両村にわかれたのはその前期ごろであろう。谷口名(村)は十二世紀の末の建久図田帳に記載されており、はじめの谷口の地域は現在の下谷口四郎園付近一帯と思える。既述のように県史にも記

載されている上神殿次郎太郎祐継が争論した薩摩迫もこの地域内にあった。そして、図田帳の中ではつきりどこと押えられない「十万」を現在の伊集院町の東端、松元町上谷口と堺を接する末永、池田、それに松元町上谷口の一部と考えた。あとで述べるが、この付近には実に数多くの門神、門仏が「由緒記」に記載されているのである。

「十万」の地はまだ確定することはできないが、十万から飯牟礼に上がり、そして最期が松本であるから図田帳の松本は、伊集院郷の残りの地域全部であった。その松本と、この松本は別である、ということは既述によっておわかりと思う。

「由緒記」では松元というのは次の一項だけである。「由緒記」記載そのままを示そう。

上谷口村之内柿本

一柿本大明神 一社 格護人 松元門名頭
権太

祭り 十一月五日

神躰 鏡 差渡四寸程

苗代川御飯屋 卯辰之方道法凡二里半一町五十間程右棟

札之内源網貴尊御武運長久御息災安全

元禄五壬申 歳霜月吉祥日 と有之候

この、「格護人松元門名頭」とある松元をたよりに松本名を推測するのであるが、国鉄松元駅ができたように、駅付近は松元と呼ばれた地域であった。そして遂にこの小さな地域名がいつの間にか突如として町名に変転した。

私は、しかし、かつての「十万」が先述の末永のように、時代の変遷と領主の更迭などによって解体し、それぞれの名称を付されていったが、室町時代にはこの地帯はまだ「谷口」のうちに入らず、松本と呼ばれ、松本名として一村を形成していたと考える。そして、その後谷口の中に編入され、かつての松本名は、松元門にその名残りをとどめたのではないだろうか。

第六節 島津氏衰微

伊集院氏の伊集院支配が終わったあと、島津本家の所領となった伊集院の歴史は資料に乏しいのである。世は戦国時代にはいり、立久のあとを継いだ島津氏十一代忠昌は、数え年十二歳で三州守護職の重責を負うことになったが、この頃は日本国中をあげて乱世の相を呈し、いわゆる「戦国時代」にはいつており、忠昌にとつては祖父の忠国の弟用久は出水を領して薩摩守を名乗り（薩州家と言う）、その子国久は自分の勢力を自負して本家

忠昌の支配下に居ることを心よしとせず、忠昌の大叔父（忠国の弟）豊後守季人（豊州家）と組んで独立運動を開始した。忠昌の伯父の友人は相模守を称し（相州家）、日置郡田布施を領して、これまた忠昌の命に従おうとしない。実力だけがものをいう時代となつて、薩隅のこのせまい地域でどんぐりの背くらべを武力でやりだしたので、島津氏十一代の大守という肩書きも役に立たず、忠昌は鹿児島の本城に居ることもできず、一時伊集院の古城に移つた。「島津国史」に、文明八年（一四七六）三月二十三日、群臣が国中多事の故を以て、公を奉じて伊集院内城に移る、としるし、内城は古城村に係わると注している。

それから九年たつた文明十七年春正月十日、蜂の巣をついたような戦乱の時代となつて、忠昌の家臣達は忠昌の夫人を伊集院に移してその安全をはかったことが記録されている。伊集院はこの時代を通じて、島津本家直轄の地となつて以来、忠実な島津家の家臣団となり、島津家を護るために各地にも出動している。忠昌が伊集院を頼みとした所以である。

忠昌は桂庵禪師を招へいして薩摩の文教を興した功績はまことに大きなものがあつたが、永正三年（一五〇六）に肝属郡高山の領主肝付兼久が反乱し、忠昌はこれ

を討つて服属させることができないのを残念に思い、一方病身の故を以て三州守護職の勤めを果し得ないことを苦にし、先祖に申し訳ないとして永正五年二月十五日の夜、鹿児島清水城の自室で、桜島に上る早春の満月を眺めながら割腹して果てた。歳また四十八歳であつた。

忠昌のあとには長男忠治が継いだ。七年たつた永正十二年に没し、そのあとを継いだ忠隆も四年後の永正十六年に亡くなつた。三男忠兼（後勝久）は十七歳で島津氏十四代の当主となつたが、三州の地は小さい豪族が割拠して、大守の威令は行われなくなつていた。彼は大永六年（一五二六）十一月六日、伊集院在任の際、ここに呼びよせた島津忠良と面会し、島津家の今後を相談する。実はそのためにわざわざ伊集院まで出むいたのでないかと思われる。

これで薩隅の政治史は大転換をするのであるが、それは章を新たにすることにしよう。

百年にわたるこの戦乱の間、伊集院は戦場にはならなかつた。戦争は武士達のするところであつて、伊集院郷の人口の大半を占める百姓達はそれにはあずからなかつた。私は、開墾は進み、人口は増え、徳川時代初期に組織された農村制度の基礎がこの期間にでき上がつていったものと考えている。四元に篠原堀とか、各所に「ほり」

と名づけられる小字や地名があるが、ほりは墾(ほり)であつて、開墾地のことである。時間的には差異があるが、「ほり」と呼ばれるこの付近の土地は、室町時代に開墾された所が多いのではなからうか。

第八章 地域振興

第二節 生産力向上

戦乱の世でも豪族がその力を維持し、その勢力を拡大するためには先ず第一に食糧を確保し、更に住民の安泰を図つてその信頼を得る必要がある。故に戦国武将は民政に意を用い、灌漑工事を起こして耕地の拡大に努めたといわれ、武田信玄などその好事例としてよく引用されるが、戦国時代に限らずまた住民・領主の別なく耕地の拡大、生産技術の上昇は人々の悲願であつた。

元寇を経て大陸との交通交易は頻繁の度を増し、ひいては大陸の土木技術が普及し、鎌倉末期には農業の生産力も高まつた。食糧が豊になると人口が増え、人口が増えるとまた未開発の地域が開発される。鎌倉末期には田圃には米と麦、畠地には秋大豆と夏麦の二毛作が普及し、幕府は田麦は年貢として徴集してはならないという法令

(文永元年—一二六四)を發しているので農民の生活が向上したという(小学館の日本の歴史第一〇巻二四四頁)。

既に見てきたように鎌倉末期には建久田帳にその名が見えなかつた徳(得)重・福山・石谷・中川・中山田などの村が成立している。南北朝期に入ると入佐・四本・有屋田・猪鹿倉・黒葛原の村があらわれ、南北朝末頃には直木・春山も村として誕生したのではないかと想定され、室町中期に至ると諏訪社番帳が示すように小井之原(恋之原)・寺脇・竹之山・松本などが名として存在する。

室町中期以後、すなわち伊集院氏の伊集院支配がその幕を閉じ、やがて戦国時代にはいつていくのであるが、この地区は島津氏直轄地として後に述べるように鳥取播摩守政秀などのような名地頭のもとに、軍馬の馬蹄に踏み碎かれることもなく、他の地域に比べると平和な年月を送り、生産力は向上し、村々も更に開発され、人口も増加していったと思われる。そのような事例を次に述べるような入佐・直木の神社の棟札を通じて見ることにする。

第二節 熊鷹大明神

「伊集院由緒記」には次のように出ている。

直木村之内 立本

熊鷹大明神 一社 格護人 山ノ方門 善之丞

祭り十一月七日

神躰^ニ熊鷹之絵

苗代川御飯屋^{ヨリ}辰巳^ノ方道法凡二里半拾貳町貳拾六間

一棟札一枚

奉造立 鷗^{くまたか} 大明神御宝殿 大檀那藤原之貴久御子孫繁

昌所願成就皆令満足 地頭園田築後守弟小米倉安吉

願主木下太郎兵衛殿 南原老頭^{おつな}と有之^{これあり}其外文字見得兼

相知不申候

一同一枚 再興

大檀那源 光久公^并綱久公御息災延命御子孫繁昌御武

運長久 当地頭 島津図書頭 寛文五年乙巳二月彼岸

と有之候

前の方の棟札の鵬は「くまたか」と辞書にある。年代が書いてないが島津氏十四代貴久大檀那としているので、貴久が伊集院一宇治城から鹿児島の内城（鹿児島市大龍小学校の地）に移ったのが天文十九年（一五五〇）の暮であるから、おおよその見当がつこう。時の伊集院地頭は園田築後守であり、その下がちよつとわかりにくいが築後守の弟小米倉安吉と読め、神殿の建立者は木下太郎兵衛（この付近の武士であろう）、その下の南原

老頭^{おつな}は南原門の長（百姓は本家を中心とそのわかされの家数戸で門を形成し、本家の主人を徳川時代には名頭又は乙名と呼び、その門に課せられる公租公課の責任を負わされていた。老頭はその古い書きかたである。）である。文字が見えかねるとあるから、その外に山の方門^{かたかど}その他の門の名前も記されていたのではないだろうか。

次の棟札は寛文五年（一六六五）であるから、天文十九年から一一五年を経た徳川時代初期のものである。

苗代川御飯屋ヨリ云々とあるのは、「由緒記」は神社仏閣の位置を示すのに、藩主が江戸への参勤交代に休憩所として設置していた今は東市来町美山の御飯屋（沈寿官邸の西約一、三〇^{ほど}）を基点にして、当時の道路によってその距離を示している。辰巳は東南である。

昭和三十八年刊行の竹下先生著「松元町郷土史第一輯」に、山ノ方部落の若松秋義氏の話が記載されている。

「私の祖母の話では熊鷹神社の御神体として巻物と鏡があった。そのうち巻物は四元の聖神社^{ひじり}へかえされ、後下神殿の八幡神社の方へかえされたということであった。

この巻物とは、つまり御神体として祭つてあった熊鷹の絵であつたらう。」

この神社は以前は現在地より一五〇^{ほど}程南方の丘の中

程にあつて、森陰のうす暗い場所で葦葺きであつた。支那事変で山方部落から戦死者が続出したので移転改築の議が起こり、敷地寄付者吉富武義氏外氏子の熱意によつて、昭和十六年四月十二日に竣工した。小中原（こなかつ）部落に通ずる道路に面し、西にむいて風景もよい。社殿は間口一間奥行一間半の瓦葺である。

今は前掲の棟札二枚共になく、また熊鷹の絵の御神体も失われたことは前記の通りであるが、土地の人々は六月と十一月の二回例祭を行い、秋祭は旧暦十一月六日であるという。

御祭神はあとに述べる入佐の大鳥神社の御祭神と同じ日本武尊（やまとたけのみこと）である。この神社も大鳥神社もその起源は不明であるが、日本武尊は武の神である。明治の半ば頃神社の合併が促進された時期があり、八幡神社は旧伊集院郷内ではすべて下神殿の八幡神社に合祀された。現在この八幡神社には、私がお参りした昭和二十九年頃、衣冠束上半身の木像三体の外に、神官体二体と僧体五寸程の木像一体があつた。どれが合祀されたどの神社の御神体であるのか今はもうわからない。ともかく日本武尊は武の神である。同じく武の神である八幡神社にその意味で簡単に合祀されたのであろう。

日本武尊は東国征討からお帰りの途中、伊勢国能煩野

（三重県龜山市田村町）で亡くなられた。そして「倭命（やまとのみこと）は大きな白鳥となつて大空に舞い上り、浜辺の方に飛んで、おしまいになった。命の死を聞いて駆けつけられたお后（きさき）や御子達はこれを見て、そこらの小竹の刈株にお足が傷つき破れても、その痛さをも忘れて泣きながらその跡を追いかけられた。」と古事記（昭和七年八月発行文部省蔵版、次田潤博士解説）にある。

そこで日本武尊を祭る神社は白鳥神社あるいは大鳥神社という。宮崎県飯野町の白鳥神社は旧県社で、軍神として古くから崇敬され、島津義弘は特に帰依して神領を寄進している。大阪府堺市の大鳥神社は旧官幣大社で、和泉国一ノ宮として崇められ、貞観元年（八六一）には従三位が贈られ、式内社である。大鷲神社や鷲神社もこの系統である（神社辞典）が、鷲も鷹も猛鳥である。鳥と化した武神日本武尊を祭る神社名にふさわしく「熊鷹大明神」の称名が捧げられたのである。それで次に大鳥大明神を見てみよう。

第三節 大鳥大明神

入佐村之内

大鳥大明神 一社 格議人（たけのり） 下宿門（しもどき） 源右衛門

祭り 十一月十一日

正鉢 鏡



鏡の中に文字彫付差渡六寸五分

苗代川御飯屋ヨリ辰己之方道法凡二里半八町

右棟札之内 大檀越源朝臣光久公同綱貴公御息災延命

御子孫繁昌 地頭島津甲斐頭久武 大願主出島市左エ

門 干時天和第三癸亥曆霜月吉祥日

と有之候

鰐口ニツ

銘 文明十七年乙未八月彼岸 大願主四郎太良敬白

薩州伊集院……長田之大鳥大明神……

銘 享保十五年癸戌年六月吉日

奉掛御宝前 上野平左衛門泰恭

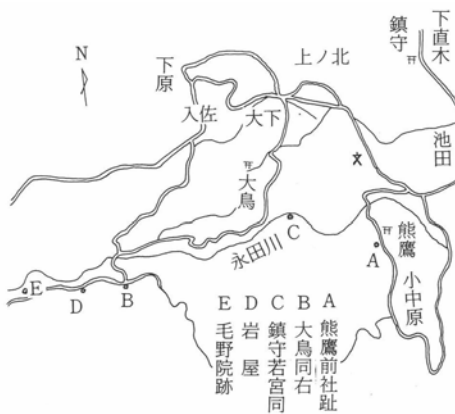
「伊集院由緒記」には右のように書かれており、十八世紀末ではこの神社は下野門しものかどの管理である。鏡の梵字はカと発音し、十一面観音をあらわす。鎮座地は御飯屋からの距離からみると熊鷹大明神から四〇〇メートルい西北方にある。棟札の天和三年（暦は年の意味）は西紀一六八三年で五代將軍綱吉の時代、熊鷹大明神の寛文五年（一六六五）からすると十八年後に改築されている。鰐口は仏堂や社前につるした金具で、紐で鳴らすようにしたものであるが、文明十七年は一四八五年でかなり古い。四郎太良（良も郎と同じ）は入佐かいわいのかなりの百姓

であろう。享保十五年（一七三〇）の鰐口の寄付者上野泰恭の恭は十余の読みかたがあり、やすたか、やすちか、やすのりなど読めるが、あるいは元松元町教育長上野清香先生の先祖かとも思われる。

以上「由緒記」の文字についての説明をしたが、現在の大鳥神社には、以前の鎮座地から運んできたと思われる石燈籠一基がある。一つは享保十三年（一七二八）「奉寄進石燈籠一基三月吉日」の文字が彫られ、もう一つには「元文四己未年奉寄進石鉢石塔庚申 十月吉日 入佐相中」と見える。元文四年は一七三九年で、石燈籠と同時

に石の手水鉢を寄進している。そして当時どこでも行われていた庚申信仰とマッチして奉獻されている。入佐相中とは当時の入佐住民のすべの意である。

竹下先生の「松元町郷土史」に帰ろう。



若宮神社跡から西方約一五〇〇^〇程永田川に沿って下ると宮下橋に出ます。これを渡って行くと前方に雑木林のヒョータン形の小高い山の裾につきあたります。この山を土地の人々はヒョータン山ともいっています。上代の墳墓といった形の山であり、このあたりの山から独立した山であります。この山の北面の頂上に「大鳥神社元神殿場所」というコンクリート碑が建てられています。現在大鳥神社は入佐の「上之岡」中腹に祀られています。これは大正三年（一九一四）鹿兒島本線開通当時村内の神社を合祀したもので、上谷口柿元の柿元神社の如きも当時合祀されたものであります。

現在の大鳥神社（前掲松元町郷土史六一頁）

入佐のお伊勢ヶ丘の中腹に鎮座する神社で、祭神は日本武尊となっております。神社の境内に「大鳥神社移転改築記念碑」という大記念碑が建てられ、その碑文に

村社大鳥神社ハ日本武尊ヲ祀リ大正三年三月以降上谷口柿元神社ヲ合祀ス旧字口之坪社地社殿荒廢ヲ極メ既ニ改修ノ時機迫ル茲ニ氏子相計神掌神慮ヲ伺ヒ県当局ニ正規ノ手續キヲ了シ此地ヲ相シテ社地ヲ拓キ境内ヲ修シ新ニ社殿ヲ造営シ以テ神靈ヲ移転シ鎮守シ奉ル

昭和十二年三月建碑

とあつて、又当時この神社新築移転に貢献された委員の

方々の名も刻まれている。

前村長 上竹原善次郎 現村長 篠原喜角 社掌 岩永清隆 氏子総代 下野市熊 委員 丸田勇吉 竹之内弥太郎 松木園吉太郎 畠中小吉 九万田熊吉 南巳之助 松木園勘太郎 神野袈裟吉 寺園矢太郎 寺園善太郎 中園市太郎 松木園源藏

以上熊鷹大明神と大鳥神社についてわかつているところを述べてきたが、両神社の御祭神はともに武の神である日本武尊であった。両神社はあるいはその始まりはどちらか一方の神社で、後に部落が二つにわかれて神社も二つになったのかも知れない。ともあれ旧伊集院郷内に日本武尊をお祭りする神社はこの二神社だけである。何故ここに、そしていつ鎮座されたか、その疑問を追うことは、入佐の、そして永田川沿いの歴史を解明することにつながるであろう。

第四節 鎮守・若宮神社

下直木の鎮守神社を見ることにする。まず「松元町郷土史第一輯」の竹下先生の記述を抄録すると、

下直木の大部部落にあります。…バス道路から約一〇〇^〇位西の畑地にあつて神明鳥居と拝殿と神殿とに區別されています。昔は神殿だけあつたものですが、その後拝

殿を増築したもので、拝殿入口の桁には花弁十五枚の菊花とその茎根まで彫刻され、最初朱塗りであつたらしく、ところどころその名残がうかがわれます。……この神社名はまちまちで「おぶなサア」といい、あるいは「若宮神社」といい、あるいは「鎮守神社」とよんでおります。土地の中馬嘉藏翁（八四）の話では鎮守神社とよぶのとことでありませう。……今この神社の管理は共栄会でされて

います。この鎮守社は郷社で（実は無格社）、直木全体を保護される鎮めの神であり、氏神さまであり、直木全部落の信仰厚いものがあつたらうと思われませう。東昌校区史談会の席上では又次のような話がありました。『あの神社の境内は昔は大木が繁つて森をなしていたが、社殿は本殿だけ初めはあつたもので、この境内の大木を切つて拝殿を造つたものである。この神様は下伊集院から遷座したもので下伊集院の野田にあつたものであると言われている。御神体は鏡が五個であり、若宮神社とも言つてゐる。祭りは夏祭が六月十四日で、秋祭が十一月七日の年二回であつたが、現在六月十四日と十二月七日になつてゐる。』

鎮守神社について「伊集院由緒記」は次のように記してゐる。

直木村之内大村

一鎮守 格護人 大村門

一若宮大明神 一社 伝兵衛

祭り十一月七日

宝殿二社^{ニシテ} 左右之安置

苗代川御仮屋^ヲ辰巳方道法凡二里拾貳町五拾六間

左 鎮守大明神

神躰木座像二体

一体高サ六寸程

一体高サ七寸式分程

一棟札

右棟札之内^ニ奉造立鎮守大明神宮一字 右為趣者藤原朝

臣忠兼並当地頭願主息災延命子孫繁昌村内泰平諸人快

樂 大永六^{一五二六}丙戌^{一五二六}沽洗廿三日敬白

大宮司上原助五郎 と有之

一棟札

寛文八年^{一六六八}戊申三月吉辰再興

と相見得 源光久朝臣御息災延命並綱久公御子孫繁昌武

運長久 当地頭嶋津圖書頭久通

と有之

右若宮大明神

正躰 木座像二体 高サ八寸程

一体立像高サ壹尺壹寸程

一棟札

奉造立若宮大明神宮一宇右為趣藤原朝臣忠兼並……

息災延命子孫繁昌……と有之、其外文字見得兼候

一同

寛文八年^{戊申}三月吉辰再興 と相見得

源光久朝臣御息災延命並綱久公御子孫繁昌武運長久

当地頭嶋津図書頭久通 と有之候

右由緒不詳候

「由緒記」に右のように記載されている鎮守若宮神社は、竹下先生が前掲書六七頁で記述されている下直木大西部落の「鎮守神社」に外ならない。竹下先生は「由緒記」の右の記録を、前掲書五六頁「若宮大明神」の項で引用されており、それは次のように記述されている。

入佐の南鉄バス停留所^{こがね}で下車、新村に出て右に大島神社のある宮岡を、左に仙寿院跡の杉林を仰ぎながら南に下ると永田川沿いに出ます。細長い田園が遠く永吉の小吹^{こがね}まで続いています。この永田川沿岸の水田一帯は人家は一軒もなく、昼なお静かな山里の田園といった方がよいでしょう。この川上のこのあたりから若宮神社の跡、大島神社の跡、岩屋穴、毛野院の跡などという古蹟がならんでいます。又この辺りの道路わきの崖には太古の土器（主に弥生時代）が発見され、上代人の生活はむしろこの

一帯においてあったことを思われ、現在の入佐直木一帯の台地と全く反対であったと思います。

伊集院由緒記によりますと

（とあって、前記由緒記の若宮大明神の部分が記載され。）

現在若宮跡という所が寺園熊市氏（七七）の所有になる山になっていますが、雑木林の中に石造りの屋根の部分だけが一個落葉に埋れて誰一人見る人もなく、かたわらの椎の大木の切株が一本の若芽を雑木林によくやく支えられています。云々。

そして次に鎮守大明神の「由緒記」の右の部分が記載されていく。先生は右の由緒記の記述は永田川沿いに今「若宮田」という小字のある山の一角にその跡がある若宮神社と鎮守神社に就いてのものとしておられるが、私は前記のように、そうでなくて、下直木大西部落の現在の鎮守神社についてのものと見る。

まず苗代川からの道のりで示された神社の所在地を見よう。その距離は伊集院町の恋之原から下直木に至る昔からの道路で測定している。御飯屋から二里十二町余は、永田川入口の仙寿院が二里半すなわち二里十八町と記されているから、それより六〇〇^〇歩も苗代川寄りを示しているのである。

次は御神体である。「由緒記」は木像五体としている

が現鎮守社も五体の鏡である。木像は朽損したのであろう。

次は祭日の十一月七日が同一である、ということ。また鎮守と若宮大明神を一社に祭り、どちらの社名をも用いていること。土地の人々が言っている「うぶなサア」は産土神うぶつちかみで土地の神様ということで固有名詞ではない。

以上のことから「由緒記」の記事は現在下直木大西部落に鎮座の鎮守神社及び若宮神社についてのものと考えられる。この神社は棟札によつて大永六年（一二二六）三月二十三日に造立されたことがわかる。姑洗とは中国で三月の別名として使用した。そしてそれから一六二年たつた徳川時代に社殿が再興されている。

ところで竹下先生が永田川に沿つていくと寺園熊市氏所有の山に若宮跡があることを述べておられる。そして現に「若宮田」という小字も残存している。私も数年前春木一夫氏に案内して貰つて現地に行つたが、冬枯れ時でなかつた故か藪陰をさがしても竹下先生も記述し、春木氏もこの前見たのですがといわれる石造りの屋根の部分らしいものは発見することができなかった。

たしかに若宮神社は下直木の現在地に遷宮される前は入佐の若宮田というこの地に鎮座していたと考えられる。そして大永六年三月あるいはそれ以前に、田圃地帯

の永田川沿いから高地畑地帯の下直木に遷されたのではない。現在は鎮守神社も一緒に奉祀されているが、永田川沿いに若宮神社があつた時も一緒に奉祭されていたか、そうではなくて直木の現在地に鎮守神社は古くからあつて、そこへ若宮神社を入佐から遷して一緒にしたのか、その辺のところはまだよくわからない。

若宮神社には八幡宮の若宮（一般的に若宮八幡とも言い、この場合祭神は応神天皇の御子仁徳天皇であるだけでなく）、春日神社の若宮（天押雲根命）、大神神社の若宮（太田田根子命）、皇大神宮の別宮滝原宮の若宮（農業及水の神水分神）といいろいろあるが、この鎮守神社の御祭神が八幡神であるとの証もない（八幡宮は応神天皇、その母の神功皇后及び比咩の神を祭るので御神体は三体であるべきであるが、鎮守神社の御神体は二体、若宮大明神は三体であつた）ので、いずれの若宮かにわかに断定することは難しい。

「由緒記」に何々神社を造立し奉るといふ棟札が記載され、それに年号があるときはほとんどその年号の年に創建されたものとみていいようである。但し御神体を安置する宝殿あるいは神殿だけを造立した場合は必ずしも神社創建とは限らない。「再興」や「修造」は文字の通りである。この観点からすると、若宮大明神も鎮守大明神

も大永六年に奉造立とあるので、この年に現在地に社屋がはじめて建てられたといえるだろう。そうすると両神社ともに入佐の永田川沿いであって、このとき一緒に現在地に移されたとみる方が自然かと思われる。

往時は寺院には寺を守護する鎮守神社があつたのであるが、それからするとこの鎮守神社は本来は永田川下流の毛野院の鎮守社ではなかつたか、と考えられるが、毛野院については言い伝えのみで記録がないからこれも想像の範囲を出ない。ただ以前は永田川沿いであつたと言えらるのみで、「由緒記」が以上の記載の後に「右由緒記不詳に候」と書いているように詳しいことはわからない。

下直木の鎮守神社がもともとこの地に鎮座していた神社でないことは、前記竹下先生が東昌校区の史談会で聞かれたという「この神様は下伊集院から遷座したもので下伊集院の野田にあつたものであると言われている。」の言葉に見ることができると言われている。若宮田の地に鎮座の頃から既にあつたものであろう。

それでは若宮田から下直木への遷座のことは何故伝えられていないのか、という疑問も起こるが、この神社を下直木に移した人々は、以前永田川沿いに住んでいた人々で、事情によって下直木に移り、神社もともに移つたので、新しい社地は旧地からはさして遠くない目と鼻

の間であり、記憶にとどめたり言い伝えておく程のことでもなかつたから、ただ遠い野田あたりから移されたという古い伝承のみが今に伝えられたのではないだろうか。

第五節 台地へ移住

以上熊鷹・大鳥・鎮守若宮の三神社について述べてきた。その由緒についてはいずれも不詳で、何時どういふことで永田川沿いの旧地に鎮座されるようになったかはさっぱりわからない。わからないことが多いのであるが、大鳥神社と熊鷹神社については旧鎮座地から現在地への移転は時期もはっきりしている。鎮守・若宮神社が直木の現在地に移つた時期は大永六年以前であることは間違いない。

問題は、永田川沿いにこれらの神社があつただから、古くはそれを守護し奉祭する百姓の住家が点々として連なっていたはずであるのに、今は一軒もないということである。そのうえ飲水の便もよかつたと思われる永田川沿いにあつた鎮守・若宮神社は、毎日の飲水にも苦労する高台地の下直木に、しかもその耕す田地にも遠いこの地に移転したのかということである。

愚見を次に述べよう。

熊鷹大明神とその氏子達については問題はない。私は先に大鳥大明神と熊鷹大明神とは、祭神も一つであり、鎮座地も数百坪しか離れていないので、もとは一つであつたのではないかと述べた。人口が増え、耕作地も遠方になつたので一団の氏子が二つに分れ、どちらかが御分霊を持つてその新居住地に移つていったのではないか。この場合しかし何れが古くて元の神社であつたかは決め難い。

時代がさがるにつれて更に人口は増し、それを養う耕地が必要となつてくる。大鳥明神の氏子達は次第に永田川沿いの北方台地に移り、畠作物の収穫にも努力するやうになつた。奉祭する神社はまたもとの位置でよかつた。

若宮田からおそらくその以西に居住していた鎮守・若宮を奉祀する人々は、田地の収穫だけでは生活が無理となり、相当な広さの畠地を必要とするようになったが、近い台地は既に他人に占有され、まとまつた適地は下直木付近しかなかつた。畠作は稲作よりも常時手がある。田地の少ない所では畠作に身を入れなければならない。すると朝夕の水汲みの不便をしのいでも、畠の近くに住むしかない。

かくて彼らは部落を挙げてその奉祭する神社ともども

下直木に移住したのである、そしてその時期は室町中期、十五世紀の半ば過ぎと思量される。

入佐直木の台地が畑作をとりいれ、村としての社会生活がはじまつたのはこのときからであろう。既述の「坂上門」に私はその証を見る。

第九章 伊作島津氏の興起

第二節 犬安丸頓死

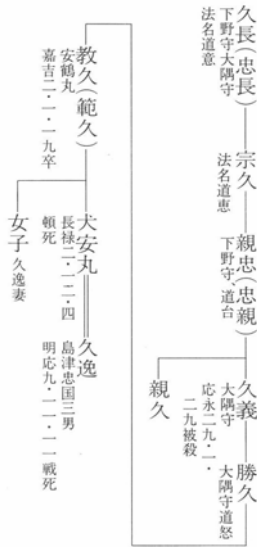
島津氏が三州を統一してその領主となるのは、島津氏十五代貴久、その子義久兄弟の力によるのであるが、その基礎を作つたのは島津忠良、日新斎である。そして彼は伊作島津氏の出である。そこで伊作島津氏及び忠良について概略を述べることにする。

伊作島津氏は島津氏三代久経の次男忠長（久長）が伊作庄を父から与えられ、伊作氏を称したのにはじまる。

久長は法名を道意といい、南北朝時代足利氏に属した島津氏五代貞久には叔父にあたり、一貫して本家貞久に味方したから、南朝に属した伊集院忠国とは敵対關係に立ち、その子宗久、孫親忠も正平元年（一三四六）の忠国の進攻には手を焼いたようである。伊作島津氏はその後

伊集院頼久の乱に際しては親忠の子久義は伊集院氏に興し、本家の久豊に敵対したため、久豊が守護の地位を確立するようになると、久義の子勝久は既に久豊に服属していたのであったが、一族の中で内輪もめが起り、久義は殺され勝久は久豊に追放される。子教久があとを継いだが嘉吉二年（一四四二）一月十九日逝去した。男女一人ずつの子があり、妹は伊作久逸の妻となる。

【伊作氏系図】



兄を犬安丸といった。彼は長祿二年（一四五八）十二月四日伊集院犬之馬場の諏訪神社の祭礼で、「頭殿」という勅使になぞらえた最も重要な奉幣使の役目を勤め、それが終わるとその場で急死したという。島津国史にも記載されているが「旧記雑録前編卷三八」の「伊作島津

犬安丸譜中」に

伊集院諏訪祭祀の頭人と為り、祭り終つて後、長祿二年戊寅十二月四日頓死す。享年十六、法号良山道賢多宝寺

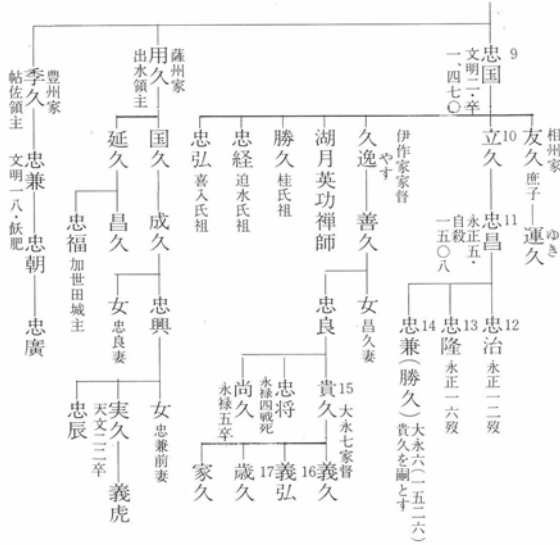
とある。人々を驚かした事件であつたらしい。というのは犬安丸には子もなく、近い血筋もなく、彼の死は、由緒ある伊作家の断絶ということになるからである。

伊作家の老臣鎌田尾張守政年は秘かに忠国の三子久逸（亀房丸）を伊作に連れて行つて犬安丸の後継者とし、犬安丸の妹をその妻とした。忠国はこれを事後承諾しなければならなかつた。

久逸の子は善久であるが、明応三年（一四九四）四月馬飼いの従者に刺殺された。二十七歳で、子の忠良は三歳であつた。忠良は幼名を菊三郎といい、その後祖父母の久逸夫妻が面倒を見たが、久逸は明応九年（一五〇〇）加世田の薩州家島津国久の孫忠興と国久の甥忠福との争いに巻きこまれて戦死する。菊三郎は九歳であつた。

翌年田布施の島津運久は、将来菊三郎に田布施を譲ることを約して、その母常盤夫人を後妻にした。菊三郎は十五歳で元服し、忠良と名乗つて伊作城主となり、永正九年（一五二二）田布施の相模守運久が阿多に移つて隠居したので、忠良は彼の譲りも受けて伊作、田布施、阿

【島津氏系図 (2)】



多、高橋を領することになる。彼はこれより先永正七年出水城主成久（重久）の娘を妻に迎えた。これが伊集院町下谷口四郎園の梅岳寺墓地に墓のある寛庭芳宥大姉である。

第二節 姿は野辺の煙

島津氏十代立久は伊作島津家を継いだ弟の久逸を、文明五年（一四七三）頃、志布志と境を接する宮崎県檜間（みやまき）の領主に移した。この方面の島津氏のおさえとしたのである。間もなく立久は逝去し、幼少忠昌があとを継いだ。島津国久、季久らが乱を興し、それに同調する者も多く、国内が混乱したことは既に述べた。伊作久逸が移された檜間地方はその隣りの飢肥領主の新納氏が以前から本拠とした処であった。国久らの内乱が鎮まって四、五年たった文明十六年、伊作氏と新納氏のせり合いは遂に爆発して、それにまた便乗する者もあって国内は以前にまさる大乱となる。久逸は文明十八年七月大守忠昌に降り、再び旧領の伊作に帰った。

久逸が檜間に居る間、石谷城主石谷伊賀守梅吉がその家老を勤めた。梅吉は檜間（福島）から帰ると、伊集院土橋の町田に福島明神を勧請した。これからみると石谷氏は伊集院氏が一宇治城を退去した後、石谷氏（町田氏）発生の地であった町田も、その所領として支配している。

福島明神は現在のの上土橋バス停の下方町田川左岸にあったという。「由緒記」は、昔は鎮守神社と二社が共在

していたが、今は社殿は一つになった、祭典には町田家から新米三斗が奉納されていたと述べている。また永禄七年（一五六四）^{甲子}十二月五日付けの、「当地頭石谷助太郎殿藤原久倍」と書いた棟札も記載されているが、現在は社地の跡もはつきりしない。久倍については後で述べる。

ところで石谷梅吉が崇敬したという福島明神のことであるが、祭神は足利三代將軍義満の子で、京都大覚寺の門跡であった大僧正尊宥である。義満のあとには義持が継いだ。が隠居してその子義量（よしみか）を五代將軍にした。義量は若死にし、義持も間もなく死んだので、將軍を義満の子供達、すなわち義持の弟達から選ぶことになった。義満には子供が多かったので京都の石清水八幡宮のおみくじで当選者をきめることになった。尊宥も還俗して義昭と名乗り、くじを引いたが、義教が当たって六代將軍となった。無念の義昭は吉野に潜入して南朝の遺臣と気脈を通じ、また一色、佐々木らの豪族と結んで義教を討とうとした。事敗れて、從僧の源澄に連れられ、永享九年（一四三七）宮崎県北諸県郡中郷村まで落ちのびてきた。源澄はこの郷土鬼塚久次の弟であった。

義昭は以前南朝方であった肝付氏の子供や櫛間地頭野辺盛仁らを仲間語り、挙兵の計画を進めたので、北

諸県郡の領主北郷持久の知る所となり、彼は後難を恐れて義昭を中郷から追い出した。義昭は櫛間地頭野辺盛仁を頼り、櫛間の永徳寺に住んだ。やがて將軍義教の耳に入り、島津忠国に義昭を討つよう厳命が下り、忠国はやむを得ず、谷山の山田地頭の子孫山田忠尚（聖栄自記で有名）らに命じて永徳寺を囲ませた。義昭は

面影は又もみやこに帰らん

姿は野辺の煙とぞなる

という歌を詠んで三十七歳で自殺した。自分の首はやがて京都に送られて將軍の見参に供えられようが、首のない身体は野辺に焼き棄てられるであろう、との意で自分の不運を嘆き、義教への恨みをこめている。嘉吉元年（一四四一）三月十三日のことであった。

家来の源澄はこの時寺におらず、帰ってきてこれを知り、悲憤のあまり独鈷で自分の額を割って死んだ。「山田忠尚譜中」、「旧記雜録卷三七」に記されている（他所から帰って来て、目を怒らし、切齒呪詛して独鈷を把り、己が額に突き刺して立ちながら死んだ別垂讚岐坊有善はこの源澄のことであろう。「由緒記」に、福島神社の棟札に御祭りの作法として「別垂利讚岐坊えも神供一膳可_レ供」とある。別垂はこの別多利である。）

義昭の首は山田忠尚が取り（聖栄自記）、早飛脚で京に

送られた。義教將軍はこの首を見てあまりの喜びに、島津が何を申し出ようとも思いのままに許そうといつて側近者を驚かしたという（具史一巻五四七頁）。

その義教はそれから三月もたたないその年六月、家臣赤松満祐の屋敷に招かれて謀殺された。

ところでその後福島地方ではいろいろな災が起こり、義昭のたたりであるとの噂が飛び、忠国は義昭の霊を鎮めるため、永徳寺の境内に神社を建て福島明神となづけ、また永正五年（一五〇八）六月には十二代忠治が鹿兒島に大興寺を建て大覚寺の末寺にして（三国名勝図会）、義昭の冥福を祈った。

第三節 少年守護職

島津氏十一代忠昌は、その治世中国内騒然として戦国時代のミニ薩摩版の様子を呈し、これを制圧することが出来ない上に多病であるところから遂に自殺した（永正五年—一五〇八）のであったが、あとを継いだ忠治、忠隆相ついで夭死し、忠兼がまた十七歳で三州守護の地位に就いたものの、守護の勢力はますます弱まって行った。当時の状況を「具史一巻」五六八頁は次のように述べている。

斯の如くこの三代は何れも幼弱にして乱世の守護たるの任

に堪えなかつた上に、補弼の良臣を得なかつた。随つて国内の紛乱はその極に達し、島津氏歴代の間に於ける闇黒時代と称するも過言でない。

永正十六年（一五一九）忠兼が十七歳で守護となつたが国内は乱れるばかりであつた。忠兼は出水と加世田を領した薩州家島津忠興の娘を妻にした。忠興の妹は島津忠良の妻である。ところが忠兼夫人の弟実久は、忠兼の養子となつて次の守護になろうと忠兼に強請した。忠兼はこれを拒否し、夫人を離縁したので「実久は弥々横暴を極めた。爰に本田親尚は勝久（忠兼）の為に、伊作久逸の孫にして運久の養子忠良に、日置南郷を与えて国事を托さんことを謀り、勝久の請いで伊集院に住んだとき、忠良の姉婿島津昌久を遣して、重ねて日置郷を忠良に与えた。忠良は十一月五日（大永六年—一五二六）その地を領し、翌日伊集院に勝久に見え、七日勝久が鹿兒島に帰るに随伴した。」（具史一巻五七二頁）

同月十二日になつて忠兼は、忠良の嫡子である虎寿丸を自分の養子にしたいと申し入れ、忠良はその申し出に背くことができず十八日に虎寿丸を伴つて鹿兒島に出むき、虎寿丸は二十七日元服して又三郎貴久と名乗り、将来忠兼の後を継いで島津氏第十五代の守護職となること

このどきくきに帖佐の地頭辺川忠直が反旗をひるがえすと、貴久の守護就任に不満であった実久は兵三百を以てこれに応じた。

忠兼は早速忠良に辺川討伐を命じ、忠良は十二月七日、一日のうちに帖佐の兩城を落して平定したので、その功によって伊集院と谷山の地が与えられた。伊集院はかつて伊作島津家の領するところとなったのである。そして帖佐は島津昌久に与えられた。

翌大永七年三月、忠兼は家督を貴久に譲り、伊作、田布施、阿多、高橋を隠居地とし、四月十五日鹿児島を貴久に与えて伊作に移り、忠良は貴久の後見人として鹿児島に住むことになった。

ところがこの年五月、先に帖佐地頭となった忠良の姉婿、貴久には伯父にあたる昌久は、実久の策略に乗せられて、加治木地頭伊地知重貞と組んで兵を挙げ、貴久に背いた。忠良は六月五日伊地知重貞を滅し、同日帖佐城を落して昌久を誅した。

実久は忠良が加治木、帖佐で戦場の後始末をしている隙を狙い、六月十一日伊集院一宇治城を落し、更に谷山を平定して清水城に向かった。実久は出水・加世田の兵に、妻の父串木野の川上忠克、弟の市来鶴丸城主忠辰の応援を得たのに対し、伊集院・谷山の兵はおおかた忠良

に従って、帖佐の方に行っていたので、伊集院は容易に落城したのである。

忠良は鹿児島島の清水城に帰るべく海路祇園洲の稻荷川口まで来て変を知り、実久の軍の多いのを見て急きよ田布施に引き揚げた。

貴久は六月十五日の夜清水城を脱出し、木脇大炊助祐兄、鎌田筑前守政心、井尻祐宗ら数人の家臣に守られて、伊敷の小野から犬迫、栗之迫、春山を経て柳ヶ峠に出、途中伊作に寄つて義父忠兼に挨拶して田布施に帰った。

このとき道案内をした長谷場讚岐の孫長谷大蔵なる者が父から聞いた聞き書が「旧記雑録前編卷四三」に記載され、貴久一行が折からの月明りを利用してたどつて行つた道筋がしるされている。

「桑木か迫、小野尾立、かしきの渡、かつしやうき、ととろ松、長さこ、しゆう川内、このわらひ村え夜半過に被遊御着、左候て祖父讚岐御めし(飯)を上候て此村を御急ぎ被遊御立、石がはなはちのす、夫より庵の宇都、くしけの谷之頭、かげの木場、床原御通、伊集院の内春山直林寺の野くひえ御出、直林寺下之脇より森園之前御通、せうしのぼりはちのむれより柳ヶ谷大道を横通りに、野とせの峠に被遊御着候。左候て夜明候故、彼所石有之候に御腰被成御掛……彼之所の石

にくぼり有^レ之候に水有^レ之候付、其水を以御鬻^{びん}水になし、御ぐし相濟候……」

右の地名は当時のもので、勿論この道は間道である。脱出の一行は小野を行く頃追跡兵の迫るのを知り、近くの園田清左衛門の屋敷に逃げこみ、清左衛門の機転で危く難を逃れている。長谷場讃岐は清左衛門によって案内者として付けられたのであった。彼は追手をあざむく間道を取ったに違いなく、これらの地名も通る人が年の経過によってなくなると消えてしまふ。

誰かこの道筋を解明し、当時の生活の実態を知るよすがにしてほしいものである。

第四節 忠兼返り咲き

実久は守護代々の居城であつた清水城を乗取り、伊作の忠兼を誘つた。忠兼はそれに応じて野心を起こし、六月二十一日伊作を出て清水城に入り、名も勝久と改めて、再び三州守護に返り咲いたと発表した。

忠良父子は、忠兼が実久の誘いに乗って再び鹿児島に出たあと、六月二十三日の夜伊作城を急襲して奪回し、伊作・田布施・阿多の旧領によって勢力の挽回をはかり、やがて天文年間に至つて薩摩半島を制圧し、伊集院一宇治城を本拠とするのであるが、郷土に残る当時の記

録若干について触れておこう。

まず最初は既に述べた直木の鎮守及び若宮神社の棟札である。大永六（一五二六）丙戌姑洗二十三日とあつた。島津氏十四代忠兼が島津忠良に日置の地を与え、伊集院で忠良に会い、共に鹿児島に帰り、忠良の子虎寿丸を養子とし、虎寿丸は元服して又三郎貴久と称したのはこの年十一月二十七日のことであつた。

姑洗は三月の別名で、この時実力は別として忠兼は名目上はれつきとした三州守護職を帯びた殿様である。故に右の棟札には「藤原朝臣忠兼並当地頭願主息災延命……」とあつた。

既に述べたように、永田川流域に住んでいた人々は神社とも直木のこの地帯に移り、島作の収入も得て生活の根拠を固め一層の向上を図りつつあつた。

第五節 小長崎大明神

福山の小長崎大明神は「由緒記」には福山村新山に鎮座。格護人（管理人）は新山門の源兵衛で、祭りは十一月四日、御神体は鏡で差渡（直径）三寸五分程度（一〇・六センチ）、とある。

棟札に

為^{ため}天長地久、御願圓滿、殊^{ことごと}心信の施主息災延命、

子孫繁昌、当村安穩諸人快樂の故也、

享祿二年（一五三二）辛卯十一月吉日

大願主 海田小左衛門義典 梅木十郎右衛門

大工 柏木丹波介 善作禪師

小願主 宮園六郎太郎

道園老名 鳥越老名

内門老名 辻老名

木下老名 竹原崎老名

立橋老名 谷頭老名

上園老名 向松老名

柿下老名

この棟札は現存し、私が昭和三十年代に拝見した時には、裏面になお次のような文字を判読した。

門松老名 平田老名

柳谷老名 脇老名

弥左衛門 三郎二郎 太郎二郎 九郎三郎

小長崎大明神は老大木に囲まれ、そのたたずまいからも古来この地域の中心的な神社として奉祭されてきたことがしのばれる。享祿二年という、島津忠兼は勝久と改名し、鹿児島島の清水城に居たが、薩隅至る所で豪族達は互いに覇を競い、全く戦乱に明け暮れる時代であつ

た。神社の建物も腐朽しておつたのであるが、神社氏子の人々は、海田小左衛門、梅木十郎右衛門を中心として神社の再建に踏みきり、村の平和と村民の息災延命子孫繁昌を祈願した。四百五十余年前のことである。

海田小左衛門と梅木十郎右衛門はこの付近の有力な武士で地主であろう。棟札にはほとんどが先の鎮守神社の棟札にも見るように、庇護者であり支配者である殿様や地頭の名をはじめに挙げて、その武運長久家門繁昌の祈願文を記載するのが習わしであるが、この棟札にはただ施主のみとあつてそれがない。施主とはこの場合大願主小願主の人々である。島津勝久の威令は今はこの地に及ばず、先に伊集院城を攻略した島津実久の支配力も浸透していないことが伺われるのである。

右の「老名」は「おとな」で、後に、おつなと呼び「乙名」の字を当てる。百姓の門の統率者であり、徳川時代に入ると「名頭」ともいった。訛つて「めつつどん」とも呼ぶ。道園、鳥越などみな門名で、その数は読めただけでも十五にのぼり、神社周辺の相当広い範囲、福山から上谷口にかけてが氏子であつたことがわかる。老名のほかの太郎二郎とか九郎三郎とか、あるいは小願主の最初に書かれた宮園六郎太郎などは、老名ではないが門の中の有力者である。

右の門名のうち、最初棟札を拝見した時、木下・立橋の二姓は福山内に現存すると聞いた柿下は柿元と同じ。谷頭も上谷口にあり、内姓は福山上に十戸あるという。辻は「伊集院由緒記」に「上谷口村之内辻之堂」に石座像高さ一尺九寸（五七・五_{サシ}）の阿弥陀を祭った堂のあったことが記され、天明年間（一七八九年頃）には松元門の名頭権太が管理している。この阿弥陀如来は現在善福寺の下段、公営住宅の東側藪中に祭つてある。このあたりが当時の「辻門」であつたとみてよからう。上園は「福山中公民館の隣屋敷の大内田留吉氏宅（福山一一七番地）辺りは上園寺のあつた跡（松元町郷土史第一輯四〇頁上園寺の跡）」といわれ、上園の地である。上園門の名残りを示すものであろう。

竹原崎は上谷口に上竹原・下竹原の姓がある。いずれも竹原の地を中心として地名が付けられ、それが姓に転化したと見られる。竹原崎もその竹原に由来する門名であつただろうが現在は姓としては存在しない。

今に連綿として続く門名もあり、今はいずれとも推定できない門名もあるが、いずれにしても四百五十年百五百年以上も昔から、小長崎神社を中心とするこのかわいには、右のような百姓門が存在し、田を耕し畑を拓き、戦乱を他所に信心深い平穏な生活を営んでいたこと

を知るのである。

小長崎神社の祭神は大山祇おみ之神である。終戦前までの社格は無格社。土地の人々の話によると伊集院の小諏訪にあつた古諏訪神社を勧請し、大正時代まではその神社の氏子であつた西之久保の人々が祭典に参加していたという。古諏訪神社については既に述べた。大正二年鉄道開通とそれに平行する県道のために両神社地はことごとく取られ、右のように小長崎神社に合祀となつたのである。

ついでに小長崎神社所蔵の棟札を掲げると

▽ 奉建立島居一ヶ

右志趣者君親寿命長遠遠親子繁栄者也

千時元祿三（一六九〇）庚午十一月吉祥日

篠原次郎兵衛

右三男

同姓休左衛門

第十章 近隣制圧

第一節 永吉と改名

鹿児島に帰つた忠兼は、享祿元年（一五二八）ごろか

ら名を勝久と改め、実久の支持によつて再び守護としての地位を拡大しようと図るのであるが、実久は勝久を利用しようとして担ぎ出したのだから両者の利害は一致しない。薩隅の地は日向南部をも含めて忠良・貴久対勝久・実久の争いから勝久対実久の争と三つ巴の争乱となり、その隙に乗じて自己勢力を拡大しようとする各地の豪族達の小競合いが続き、平穏な日とはなかつた。

日置郡南郷の地は先に勝久が忠良（日新斎と号す）に与えた土地であつたが、南郷城主桑波田孫六はいつしか忠良を離れて勝久に従うようになった。天文二年（一五三三）三月二十九日、忠良父子は桑波田孫六が狩獵に出かけているすきを狙つて南郷城を攻略し、この地を「永吉」と改名した。その年十二月日置山田の山田式部少輔もまた忠良に降つた。

この頃貴久は北薩の豪族入来院弾正少弼重聰（きさき）の娘を妻とし、天文二年二月九日義久誕生、同四年七月二十三日、義弘が伊作で出生している。

第二節 狐火先頭

「島津国史卷十六」は次のように記す。

〈島津実久、町田中務少輔久用をして伊集院城に居らしむ。梅岳君（島津忠良の法名）人を遣わして之を誘えども

従わず。会久用鹿兒島に行く。天文五年三月七日、梅岳君、公（貴久）と俱に千余騎を師（し）いて伊集院城を襲（おそ）い、遂に之を陥す。久用は町田氏の支庶なり。〉

支庶とは分家筋であるということである。大永七年（一五二七）六月十一日、島津実久が伊集院及び谷山の両城を陥したことはすでに述べた。以来伊集院は島津忠良の手を離れて実久、勝久ラインの制圧するところとなつた。かくて伊集院城には町田久用を城主として守らせ、次に述べるように竹之山の砦には肥後助西（じよせ）入道を置き、福山の下楯城（しもかき）には肥後盛家を配して谷口から直木方面までにらみを利かせたのであつた。しかし先の小長崎大明神の棟札に見るように享祿二年（一五二九）の時期には彼らの支配力は福山には浸透していない。それでも竹之山の仮屋の前鎮座の熊野神社の天文四年（一五三五）乙未菊月十九日の棟札には「大檀那藤原朝臣勝久並当地頭平田信濃守宗温武運長久」と記され、この頃になると彼らの支配力が再び竹之山方面では浸透しはじめつつあることを示している。

日新・貴久の一字治城攻略については「由緒記」などに次のような伝説が伝えられている。

「島津国史」が述べるように貴久父子は町田久用にしばしば連絡を取つて味方になることをすすめたのだつた

が一向に応じない。そこで千余騎を率いて一宇治城を攻めた。攻城の本陣とした所は小峯之尾というから大田鉞泉へはいる県道バス停「大田」の北側である。貴久らは日置から住吉、遠矢ヶ原を経て一宇治城の背面に出てきたと思われる。城は堅固にして容易に落ちそうでない。

この場合も先の南郷城攻めの時と同様、守将の留守を狙つての作戦であつたが、鹿兒島清水城に島津実久を訪問している城主久用にこのことが知れ、実久が久用ともども大兵を率いて援軍に駆けつけたら一宇治城攻略どころか貴久らは手痛い敗戦を喫するだろう。

夕方になつて時態を恐れた忠良は家臣で山伏の本田石見房慶俊を召して落城祈願を命じた。すると城の西北部、本陣からは七〇〇位北方城麓の振木口たつのみぐちという神之川辺のあたりに狐火がおこり、それが林間を山上へと上がつていくのでそのあとについて攻め込んだところ、難なく城を落すことが出来たというのである。険峻をたんで守備兵を置いていなかった現在ザビエル記念碑のある神明城付近に突入したのではなからうか。

第三節 稻荷社建立

忠良は石見房の功を賞し、城の東方護摩所から東に向かつて弓を射らせ、その矢の落ちた所に稻荷神社を勧請

し、石見房をして祭らせた。上之平の稻荷神社がそれで、石見房は犬之馬場の旧伊集院庁舎一帯に屋敷を賜わり、子孫が現在に至るまで神社を管理している。この稻荷神社は藩政時代伊集院五社の一つであつた。また本田家は伊集院の四名家の一つに数えられ、石見房の曾孫吉藤は島津義弘の小姓として関ヶ原戦に参加して義弘の感状を貰い、幕末には本田兄弟が西郷南洲によつて墓碑を建てられるなど人材を出したことは後述の機会があるう。

「由緒記」には稻荷神社の御神体の形、大きさ、彫られていた梵字、それを真中にして左右に白狐が向き合っていること、そしてこの中に

大檀越島津藤原朝臣相州忠良並貴久

願主 石見房慶俊

天文五丙肆月廿一日

権大僧都頼盛敬白

と書かれていることが記載され、また稻荷神社の神領として大田名のうち楠木園門などが与えられたことが記されている。

ところで、詳しくは「郡山郷土史上巻」八七頁以降を見ていただきたいが、伊集院町向江町の医師佐伯敏氏が十余年前郡山の中福良に居住の老婆を往診し、床にあつ

た三枚の板を貰つて来た。氏は骨董趣味がある。見せて貰つたところ左右の板には黒漆の下地に白狐が一匹ずつ向かい合せに刻まれ、真中の板には十一面觀音、昆沙門天、不動明王などの梵字があり、真中の板の右はしに

大檀越島津藤原朝臣相州□良□貴□

と読まれた。虫食いでわからないが□の中の文字は上から忠、並びに、久である。左はしには

天文五年^丙申四月廿一日權大僧都頼盛敬白

とあり、ひっくりかえして裏を見ると

地頭比志島美濃守源義住 子息源左衛門義貞 彦四良

天文十四年^乙十一月十六日 法印權大僧都俊盛認之

と墨書してある。

この三枚の板はまさに、郡山の中福良に現在も郡山町で最も大きくかつ立派な対の仁王像を入口に配する稲荷神社の御神体である。現在御神体は鏡になっているが、廃仏毀釈の際この老婆の舅若しくはその父が稲荷神社の熱心な管理人で、焼却を恐れて自宅にひそかに隠置したのではなかったか。

これと「由緒記」の記録とを比べると、伊集院のとは「願主石見房慶俊」の文字があるだけの差である。

思うに比志島美濃守義住は、子息源左衛門義貞後に国守及び次男彦四郎国眞を伴い、島津忠良、貴久父子の一

宇治城攻囲軍に参加し、狐火の奇瑞を目のあたりにして感激し、自分もまた領地郡山の中福良に稲荷神社を創建したのである。その創建に当たっては伊集院の稲荷神社の御神体を彫った同じ仏師に同一のものを依頼し、御神体の開眼も伊集院のそれと一緒に頼盛法印に頼んで同日の四月二十一日に執行して貰ったのである。しかしその際石見房慶俊のように願主すなわち創立者の名を書いていなかった。後に天文十四年十一月十六日に、頼盛の後継者俊盛法印に祭典をして貰った時、御神体の裏面に右に記したような文字を書いて貰った。ちなみに伊集院の稲荷神社の祭日は十一月十五日で、郡山のそれはその翌日になっている。

【比志島氏系図】



權大僧都頼盛は、当時三州密門三本山のひとつとして栄

えていた伊集院猪鹿倉の真言宗大勝山聖護院莊嚴寺しょうごいんしょうごんじの第五世住職で忠良父子の厚い帰依を受けていたようである。

俊盛は第九世で、貴久は弘治二年（一五五六）鹿兒島に大乘院を創建して俊盛をその開山とし、かつ三州における真言宗小野派の本山とした。

伊集院町上神殿の山王（日枝）神社の棟札の一つに「大檀那藤原朝臣光久。天文八季亥十二月朔日 当地頭比志島 莊嚴寺当住頼盛開眼之」の文字を読むことができる。当地頭比志島とはおそらく比志島義住で、彼は一字治城攻めの軍功として上神殿の地頭職を与えられたのではあるまいか。

町田中務少輔久用については「島津国史」に、町田清久の第六子を土佐守則久といい、久用は則久の曾孫なり、とある。「由緒記」には「町田家七代清久の六男土佐守則之四男」としているが、これでは年代的にちよつとあわないようである。

この頃勝久は忠臣の川上昌久を殺したために従臣の勝久から離反する者も多く、天文四年九月、実久と谷山に戦つて敗れ、十月帖佐に奔つて祁答院重武を頼つたが、更に吉松の般若寺に移り住んで北原氏の庇護を受けた。伊集院を回復した忠良は使を遣わして勝久の帰鹿をすすめたが、勝久は応じなかった。

第四節 諸臺降伏

伊集院城を手に入れて、これを足掛りにすることができた忠良父子にとって境を接するようになった強敵は東市来鶴丸城に居る実久の弟忠辰である。忠辰はその西方串木野城主で実久の妻の父川上忠克と組んでいる。

しかしその背後には貴久の妻の父入来院弾正重聰がおり、彼はまた天文五年七月二十三日には川内の百次城をかねての忠節によるということで勝久から与えられている。（旧記雑録前編卷四五）このような形勢下にあつて忠良はまず一字治城の周辺を固めようと、天文五年九月二十三日、部将伊集院忠朗を遣わして、国道3号線野田トンネルの近くにある大田原壘を攻撃し、これを占領した。野田トンネル東入口近くから左へ美山行の道路を少し上がり気味に行くこと五、六〇〇び右手の原っぱの小高い丘が「陣の山」で、その西部は断がいとなつている。円福寺墓地付近からも大田原に登る切通路があり、現在は東市来町美山字大田原に属する。陣の口、弓場元の地名も残り、壘趾に五、六基の五輪塔がある。この小丘は「阿弥陀山」とも呼ぶそつである。

大田原壘は東市来鶴丸城主島津忠辰が忠良父子に対して備えた前衛陣地であつた。

石谷城の北方一キロほどの新村にあつた長崎壘には、土橋勘解由左衛門尉が居たが、「日新公御譜中」によると、

桑波田孫六左衛門尉及び鮫島某をたよつて日新公父子に降参を願ひ、十一月二十八日夜壘を焼いて帰服した。

「島津国史」はこの桑波田孫六左衛門尉は前の南郷城主であつて、彼は天文二年狩に出ている間に城を落とされたので、後に忠良に降つてその家来になつたのではないかという意味の注をつけている。壘は新村の真宗大谷派願立寺の西方約二〇〇竝にあり、大字竹之山小字長崎に属する。

明けて二十九日夜、忠良は兵を率いて下神殿に向かつた。下神殿から上神殿にかけては有屋田、関、否笠らの諸氏が次々に壘を構えていたが、忠良に降を請うていた。そこで出動となつたわけであるが、「日新公御譜中」によると既に日は暮れて雨となり暗さは暗し道がわからなくなつてしまつた。ところが日新公の左側の足下に螢火ほどの火が草むらに流れ、だんだん大きくなって蠟燭ろうそくの火ぐらいになつたものが三つ、部隊の先頭に立つて道を照した。日新公はこれは稲荷大明神のお助けであろうと誠心誠意祈念し、兵隊達もまた一生懸命祈つた。前途遂に障りもなく壘に到着し、諸壘はたちまち日新公の手にはいつた、というのである。

第五節 痛恨伏之原

石谷城主石谷伊賀守梅吉はかつて忠良の祖父伊作久逸の家老となつて宮崎県櫛間に住み、その地の福島大明神を土橋の町田に勧請したことは先に述べた。石谷氏と伊作島津氏とはこのように昔から關係が深かつたので、梅吉の子の梅久、その子忠栄は忠良に心を寄せていた。実久が伊集院を略取した後忠良は梅久父子に書を送り、梅久らは忠良に内応することを誓つたが、実久は忠栄の異心を危惧し、梅久ならびに忠栄の子忠梅を人質にして鹿兒島に置いた。更に腹臣の部下大寺壹岐守に六十余人の兵を付けて石谷城に入らしめたので忠栄はどうすることもできない。

忠栄はそのうちひそかに忠良と連絡を取り、十二月七日の払暁を期して事を挙げることにし、鹿兒島の梅久にも脱出して伊集院に行くよう連絡した。彼は七日の暁天忠良が派遣した伊集院兵を城に引き入れて大寺壹岐を殺したが、石谷の状況を察知した実久方は竹之山の肥後助西、谷口城の肥後周防の兵を以て石谷城を攻圍した。忠栄は城を保つことが難しいと見て城の一方を破り慶久原に出、ここで追跡軍と戦いつつようやく清藤方面へ脱出することができた。

これより先、鹿児島島の梅久と孫の忠梅（後久徳）は六日夜ひそかに鹿児島を出て小野、栗之迫を経て伊集院に向かった。忠梅には達者な道案内を付けて直ちに伊集院城へ向かわしめたが、梅久は忠榮の石谷城の様子が心もとなくそちらに向かったところ、横井の東南二本松に石谷城攻めのため集結しつつあった肥後助西の軍に発見され、奮戦したが長山某のために討たれ、彼に従った一族家臣もみな戦死した。場所は伏ノ原の尾ヶ道である。

（旧記雑録・町田氏系譜・伊集院由緒記）

永福寺墓地すなわち町田家墓地の奥の方に石谷伊賀守梅久の墓があり、その左前に高さ二メートルに及ぶ石碑があって、正面右に「先祖心伝中空君改葬銘」と彫られ、つづ



先祖心伝中空君改葬銘

いて四面にわたって次のような碑文が刻まれている。

先祖心伝中空君改葬銘

町田氏先塋在伊集院石谷村独心伝中空君墓在水神道南五十歩小丘下立石地藏六軀為表傍有古松二三株其地属鹿児島郡犬迫村蓋天文中空君自鹿児島如石谷遇島津実久党肥後助西於萩別府力戦而死遂稟葬於此自是以来二百五十餘年干此矣而家木鬱然遺跡尚存然既無兆域又無誌銘非獨今日不禁樵牧或者後世將為場圃余為是懼粵以戊午之歲改葬於石谷村而誌其墓為 君 始祖天安永麻君之十四世孫也諱梅久始称八郎左衛門尉後称伊賀守心伝中空其法名也天文五年十二月七日卒享年不詳銘曰村名石谷卜吉攸宜魂兮归来舍是安之是歲寛政十年八月二十三日十二世孫久視謹書

右町田氏先祖心伝中空上座改葬銘代其孫監物君作直記其事而既殊無一言縁飾有人讀而議之曰君子質而已矣何以文為豈謂是耶君以告余余笑而不言因誦杜詩曰文章千古事得失寸心知寛政戊午秋八月山本正誦書町田氏先祖改葬銘後

町田氏の先祖の墓は伊集院石谷村にあるが、ひとり「心伝中空君」の墓だけが水上道の南五、六十歩の小さな丘の下にあつて、六体の石地藏を立ててしるし（表）としている。傍に古い松木二三株がある。その他は鹿児島郡犬迫村に属している。思うに、天文年間君は鹿児島

から石谷に行(如)き、島津実久の党肥後助西に遭遇し、力戦して死んだ。遂に死に果てて(藁は枯れしほむ意)ここに葬った。その時から以来ここに二百五十余年(を経た)。そして墓の木は鬱然として生い茂り、遺跡はなお存在する。しかし既に墓場(非域)はなく、又書物に記したのも、金属や石に彫ったものもない。今はきこりや牛馬飼いの侵入を禁じないでもないが、後世には畠になるかも知れない。私はこのことを恐れるがためここに(粵)戊午の年に石谷村に改葬してその墓の次第を記すのである。

君は町田家の始祖天安永麻(法名)君の十四世の子孫で、いみ名は梅久、始め八郎左衛門尉と称し、後には伊賀守を称した。心伝中空はその法名である。天文五年十二月七日卒す。年齢はわからない。銘に曰く

村名は石谷、吉攸(攸は場所、即ちよい場所)をうらなつたらよい場所があつた(宜)。魂よ、帰つて来て下さい。御霊をおやすめします(舎はやすむ。「是を舎め之を安む」は靈魂を安めることを二度くりかえしてその氣持を強くあらわしたものだ)。この年寛政十年(二七九八)八月二十三日、十二世の孫久視謹書。

右町田氏の先祖心伝中空上座の改葬の銘は、その子孫である監物(久視の通称)君に代わって私が作成し、改

葬のこと(其事)をただそれだけを記し(直記)、もはや(既)特別に一言の、それに関連した飾りの文句も付けなかつた。ある人が読んでこれについて意見を述べ(議)た。曰く、君子は質(かざりけがないこと)のみ(而已矣)、何を以てかかざら(文)ん、という言葉があるが、これはこの銘文(是)のごときを言(謂)うのであろうかと。監物君がその事を私に告げた。私は笑つて何も言わなかつた。そこで(困つて)杜甫の詩を誦した。その詩はいう、文章は千古に残るが事の得失善悪は人のこころ(寸心)が知っていると。寛政戊午秋八月、山本正誼が町田氏先祖改葬銘の後の方に書いた。

注 山本正誼は秋水と号し、島津重豪が安永二年(二七七三)鹿児島に聖堂(造士館に発展)を建てるとその教授に任ぜられ、藩内屈指の学者と称せられ、文化五年(二八〇八)七五歳で没した。「島津国史」三三巻の著者として有名。

梅久の墓の後に、高さ約六〇センチ、幅一メートルの自然石の墓がある。上部に巾を彫り

本宗石谷高久第三子三郎五郎忠光之孫

町田八郎左衛門忠親同三郎右衛門西靈墳

天文五年丙 十一月七日

戦歿 石谷清果原

「旧記雜録前編卷四五」 殉国名數に「天文五年丙申、

石谷伊賀守梅久『伊賀守梅吉の子なり。本姓町田氏・石谷を領し石谷を氏とす。鹿兒島より石谷にかへる途中、肥後助西と荻別府に戦ひ、長山某に接して死し之、下の二人、一族にて同じく、戦死す。』町田八郎左衛門尉忠親・町田三郎右衛門尉『忠親弟也、年四十六歳』とある。同じく前掲書「町田忠親譜」に忠親は年六十一と記している。

この墓碑もまた梅久と同じく戦死の場所にあつたのをこの所に移したものであろう。



町田忠親兄弟の墓

【町田氏系図 (2)】



第六節 橋口兼弘

「三国名勝図会」はこの時の状況を、伊集院の「石谷城」のところこゝで次のように述べている。

：大永・天文の際、当郷は叛臣島津実久の有にかわに係る。

天文五年当城主石谷伊賀守梅久、其子長門守忠榮、密かに大中公（貴久）に書を獻して内応を為す。実久忠榮が異志あるをうたごふ。すなわち実久が党大寺壹岐守資安兵を率ひ、当城に入つて守る。十二月七日曉、梅岳君（忠良）衆を遣わして資安を撃たしむ。此役このえきや初より大中公機密を橋口市左衛門尉兼弘に命し、兼弘策を画して、捷かちを得、自ら長槍を執り、衆さきに魁かぎし、奮闘して資安が軍を敗り、

直に前すんで中堅を衝つき、即ち資安を刺して之を殺せり云々：

橋口兼弘はこの戦功によって貴久から陣刀一口を賜い、且つ麦生田に封ぜられたことが右の石谷城の次の「麦生田城」の項に記されている。

橋口兼弘の祖は南北朝時代伊集院忠国と共に南朝方の重鎮として活躍した有名な肝付兼重の一族であるという。妙円寺の僧となっていたが、兄弟が戦死したので父の要請により還俗し、伊集院上神殿の橋口に任んで橋口備前介兼廣と名乗った、その四世の孫が兼弘である。

兼弘は貴久の許しを得て秘かに忠榮と示し合せ、十二月七日の暁闇をついて石谷城に接近し、城の内外相応じて大寺壹岐守を倒したのである。しかし石谷城の動きが尋常でないのを感じた実久方は、竹之山の兵を城の東北方二本松に集め、福山入口の谷口城からも石谷に兵を進めつつあった。梅久は石谷城血戦のまだ起こらない直前に伏野原で戦死したのである。大寺壹岐は倒したが、「竹之山城主肥後助西、谷口城主肥後周防三方ヨリ押カケ」とあって石谷城は包圍されたので、その一方を打ち破り、忠榮や兼弘らは慶巢ケノ原へと脱出した。しかしここで敵に追いつかれ、多数の戦死者や捕虜を出した模様で、「由緒記」に「慶巢之原ニテ追討或ハ生捕ラレ候由。」

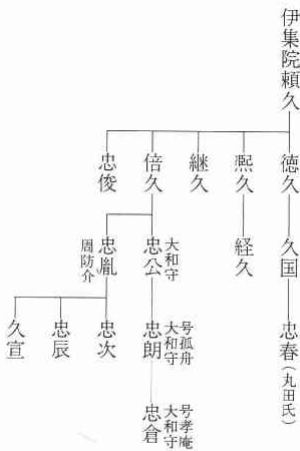
とある。

第七節 竹之山・福山制圧

ともかく伊集院城に落ちのびた石谷一族は、年が明けて間もない天文六年丁酉（一五三七）正月七日、島津忠将（貴久弟）を将とし、伊集院大和守忠朗の采配のもと、大挙して竹之山の砦に肥後盛治入道助西を攻撃した。この時貴久の妻の父入来院弾正重聰も兵を出して加勢した。助西方は十二、三人が殺され、助西自身もまた小迫越で戦死した。

この戦で貴久の方でも伊集院忠朗の従弟又七郎忠次が

【伊集院氏系図 (3) (據伊集院一流惣系図)】



戦死している。行年二十二歳である。「旧記雑録」に、「天文六年丁酉正月七日、伊集院又七郎忠次、周防介忠胤嫡男なり。梅岳君肥後助西を竹山城にせめられ、助西ら十二、三人を斬獲せられし時戦死、年二十一歳。」



二月になると忠良方の軍勢の盛大なるのを見た福山城の肥後周防

介盛家は城を棄てて鹿兒島に去り、犬迫の墨もまた降ったので、忠良は貴久と共に鹿兒島攻略のため兵を率いて大迫に至った。実久もまた鹿兒島府下の兵をこごとく集めて迎え戦ったが、園田実明が小野からそ

の背後を襲い、実久はために小野栗山坂下で散々に敗れ、谷山に退き、遂にはそれも支え難く、本拠の川辺に奔った。

谷口城は福山川と谷口川の合流点に屹立する高さ四〇〇程の丘陵で、下栢城とも福山城ともいう。先年その西南角を崩して県道を拡張し、国鉄鹿兒島本線に跨線橋が造られた。

谷口城はその西西南、谷口川を隔てた二〇〇程の丘陵上に向陣として墨を設けていた。「陣之丘」という(由緒記)。

肥後周防盛家は竹之山で戦死した助西の子と「島津国史」はしており、「由緒記」は「周防弟竹之山領主肥後助西」としている。いづれにしても肥後盛家が鹿兒島に退去してからは伊集院一帯は日新・貴久の支配に属した。

この頃吉松の般若寺に居住していた勝久はやはり自分の勢力の維持拡張を念願し、天文六年三月十四日、書を以て貴久の妻の弟入来院石見守重朝に郡山城及び付近三十町の土地を与えて手なづけ、また国分・牧園方面を支配する豪族本田薫親を向島(桜島)の地頭に任命している。

実久の勢力を伊集院周辺から駆逐した後、貴久は石谷忠栄の忠功を賞して、彼の本領であった土橋の町田及び

石谷の地の所有を許したばかりでなく神殿の地を増し
て与えた。神殿は「しんでん」で、国道3号線バス停神
殿の付近である。忠栄は再び石谷城にはいり、姓を元
の町田氏に復した。彼は助太郎・兵部左衛門尉・伊賀守
・長門守を称し、法名は悦峯源怡居士という。

子の忠梅は助太郎、兵部左衛門尉を称したが、病気が
ちで戦場に出ることもかなわず、空しく忠志を抱いたま
まこの世を去った。その子は有名な出羽守久倍で後述す
るが、島津氏の家老として島津氏発展に寄与した功績は
大きかった。

第八節 加世田・市来攻略

忠良父子がその勢力を伊集院より北方すなわち鹿兒島
から川内方面に拡大するためには、背後地の加世田・川
辺方面を固めておく必要があった。この方面は薩州家す
なわち実久の地盤で、川辺は実久の地頭として鎌田政眞
が抑えていた。

忠良は天文七年（一五三八）十二月から加世田城攻撃
を試み、天文八年正月遂にこれを抜き、加世田をその支
配下に置いた。

同年三月十三日、実久はまた兵を集めて鹿兒島の紫原
で忠良と戦い惨敗し、実久の部下であった苦辛城主平田

式部少輔宗秀など谷山の諸城主は相ついで忠良に降り、
更に川辺の鎌田加賀守政眞も降を請い、薩南一帯が忠良
父子の手に帰した。

貴久はその余威をかって六月市来城を囲んだ。実久の
弟忠辰は出撃して戦死したが、新納忠苗は城を固守して
降らず、二カ月余の八月二十九日に至って部下を助ける
ために降伏した。忠良は忠苗のその主実久に対する忠節
を賞し、人々の主張をしりぞけてこれを許した。

実久は忠良父子に対抗することの不可能をさとり、こ
の年の末和睦を請うに至った。本来実久は忠良にとつて
は夫人の甥であり、貴久と実久とは従兄弟の間柄であ
る。かつて、両者の結びを更に強くするため、貴久の娘
を実久の嫡子義虎の夫人とすることに、十有余年に
わたる相州家対薩州家の争いはその幕を閉じた。後年義
虎の次男忠隣は貴久の三男島津金吾歳久の養子となり、
その子忠興は初代日置領主となる。

実久は天文二十二年（一五五三）、行年四十二歳で逝
去した。

第九節 守護城下町

日新齋忠良は加世田に住み、伊作島津氏の本拠を固め
た。貴久は一宇治城を拠点とし、鹿兒島、大隅方面への

勢力拡張を図ることにした。

天文八年六月の市来攻めには、貴久は伊集院から出勤（樺山玄佐日記）している。彼はこの頃既に一宇治城を本拠としていたようである。市来、串木野をその手におさめた忠良父子は、大隅日向方面で北郷忠相（都之城）・島津忠朝（飢肥）・肝付兼統（高山、大崎）・新納忠勝（志布志）・本田薫親（国分）・北原兼守（えびの市、吉松）・菱刈隆秋（菱刈）・祁答院良重（祁答院、帖佐）・蒲生範清（蒲生）などがそれぞれ勢力争いに熱中している間、領内の治政に意を用い、戦力の蓄積に努めた。

天文九年（一五四〇）十一月二十一日から三日間にわたって忠良父子は伊集院で、犬追物の大興業を行っている。つづいて翌十二月十一日、十四日、十五日の三日間、加世田の日新斎の膝下でも行った。犬追物は既に述べたように、野犬を馬上から射る鎌倉時代以来の武士達のスポーツ大会であるが、これを行うことは主催者の領内の治安が確立し、その勢力の盛んなことを誇示することでもあった。伊集院での興業は恐らく一宇治城大手の諏訪神社参道につづく犬之馬場で行われただろう。参加者は三郎左衛門尉（貴久）・相模守入道（忠良）・島津右馬頭（忠将）・島津三郎九郎・比志島孫太郎（廉範）・島

津伊賀守・川田飛弾守（義秀）・指宿刑部少輔・伊地知式部大輔・鎌田刑部左衛門尉・嶋津武歳守・島津尾張守などであった（貴久公御譜中）。

天文十年十二月、島津忠廣（飢肥・忠朝の子）・北郷忠相（忠朝の娘を室としているから忠廣と義兄弟甥になる）・肝付兼演（加治木領守）ら十三氏が連合して現在の隼人町長浜の樺山幸久善久を攻囲した。幸久は安芸守を称し、天文八年の市来城攻めには貴久を援け、健闘して重傷を負っている。彼は貴久の姉を妻として、また玄佐と号し「樺山日記」で有名である。貴久は伊集院忠朝を遣わしてその急を救った。

天文十二年（一五四三）八月ポルトガル船が種子島に漂着して、領主時堯は十六歳であったが鉄砲二挺を二千両の大金を払って買入れた。その後時堯は貴久の妹を妻にしている（後離縁）。

天文十四年三月十八日、飢肥の島津忠廣と都之城の北郷忠相の二天勢力家が伊集院一宇治城に貴久を訪問し、今後貴久を三州守護の大守と仰ぐことを誓った。貴久は大永七年、島津氏十四代大忠兼（勝久）から守護職を譲られ、島津氏十五代の当主であったのであるが、実久の反乱、勝久の鹿児島復帰などの混乱が続き、一般には貴久が守護であるとの認識はうすかった。この事件は三州

諸豪に与えた影響も大きく、貴久の権威は高まった。貴久の居住する一宇治城が守護の居城で、伊集院が守護の城下町であるとされたのは、おおむねこの時（天文十四年）からのようである。

伊集院の町中央通り、木村屋書店から、永平橋に至る道路の北側を二十三、南側を二十五の区画に割り、都合四十八の商家を置いて伊集院の岡町（後に野町）と呼ばれる町並みを作ったのもこの頃と推定される。いわゆる伊集院の「町の四十八高」である。

伊集院町中央通り中央北側に鎮座のえびす神社棟札に寛延二年四月十九日初更出火して町家も神社も焼失したが、往日二百年間火災はなかった、とある。寛延二年は一七四九年で、それから二百年前は貴久伊集院在住の天文十八年に当たる。

この年八月八日、貴久は郡山城を攻撃し、妻の兄入来院重朝を逐うた。重朝は天文八年の市来城攻めには貴久を援けて功をたてたのであるが、勝久から郡山城と付近三十町の地を与えられ、次第に増慢して祁答院氏らと結んで反意ありとの風説が流れていた。天文十三年（一五四四）八月十五日、貴久の妻、重朝の妹雪窓妙安大姉が亡くなり一宇治城の城麓に埋葬したが、このことも島津、入来院両者の関係悪化を促進したと思われる。

天文十七年には隼人、国分に幅踞していた本田薫親を攻めて宮崎県の荘内に敗走させる。

天文十八年、伊集院忠朗、加治木の肝付兼演を降す。

この年七月フランシスコ・ザビエルが鹿児島に来て、一宇治城に貴久を訪ね、キリスト教の布教許可を得た。

天文十九年（一五五〇）十二月、鹿児島の大童小学校の地に建設中の内城が竣工したので、貴久は伊集院を去って鹿児島に移った。

鹿児島に移ると三州守護職の声望はますます高まり、その子義久・義弘・歳久・家久の兄弟は力を合せて父を助け、薩隅の反抗する豪族達を次々に征服し、やがて九州一円にその勢力を伸ばすのであるが、この間日新斎忠良は、伊集院四郎園に梅岳寺を加世田の武田に日新寺を建立し、また「いろは歌」を作って文教を振興し、その後世に与えた影響は大きいものがあつた。彼は永禄十一年（一五六八）十二月十三日、加世田城で逝去した。享年七十七歳。貴久は永禄九年家督を義久に譲り伯圀と号したが、元龜二年（一五七二）六月二十三日、五十八歳で死去した。法名を大中良等庵主といったので後世大中公ともいい、南林寺を菩提寺とした。

第十一章 雪岑東堂

第一節 旗鼓北上

天文二十三年（一五五四）八月、祁答院良重（宮之城・帖佐）・入来院重嗣（重朝子・樋脇から川内川左岸を川口まで領有）・蒲生範清（蒲生）は連合して島津氏に背き、北原兼守（吉松・加久藤・小林）・菱刈隆秋（菱刈・大口）がまたこれに組し、島津氏に降った加治木の肝付兼演を攻めた。九月、貴久はこれを救うために弟忠将・尚久・子の義久・義弘を従え、鹿兒島・谷山・伊集院の兵を率いて帖佐に向かい、各地で連日小戦を繰り返したが、重富の岩劍城は祁答院兵が立て籠り、險阻要害で容易に落とすことが出来なかった。この村の戦争で忠将がはじめて実戦に鉄砲を使用したという。十月になつて貴久は血戦して外援兵の蒲生・祁答院軍を破り、祁答院良重の子重経や部将西俣武蔵守盛家を倒したので城兵も守りを棄てて遁走し、そのあとは義弘が城主となつて蒲生以北の敵に対応した。

岩劍城の攻略は蒲生討伐の可能性を示すものであった。以来連年戦いは続けられ、弘治三年（一五五七）四

月、蒲生範清は降参し、蒲生は比志島国眞が、帖佐は鎌田正平が、山田は梅北国兼がそれぞれ地頭を命ぜられ、「大隅西部の地ごとく島津氏の配下に入ることとなり、北に菱刈氏ひとり孤立するの状態であった。」（具史卷一―六八一頁）、しかし菱刈氏を降伏させ、薩北を平定するには年月を要した。日向国境において伊東氏との抗争があつたからである。菱刈征討についてはまた稿をあらためて述べることにする。

永祿四年（一五六一）、大隅中部の豪族肝付兼統が島津氏に背いた。兼統の妻は日新斎の長女で貴久の姉にあたる。日新斎は兼統の居城高山まで出むいてしきりに諫めたが兼統はきかなかつた。

丁度この頃始良郡福山町の廻城主廻兵部少輔久元が盲になり、子供の次郎四郎頼員はまだ幼弱であつた。兼統はこれを幸いとしこの年五月急に襲つて廻城を奪い、一族の肝付治部左衛門をして守らしめた。廻氏は平家追討のさきがけをした源三位頼正の子孫であるという。同じ源氏出身の故島津氏とは友好關係にあつた。

これを聞いた貴久は大いに怒り、六月二十三日弟忠将長子義久らを従え、大軍を率いて廻城に向かつた。肝付兼統もまた、彼が島津に反すると、彼に同意した垂水の伊地知重興並びに大隅半島の南半分を領する杵履重長の

兵を合せて廻城に立てこもるとともにその一帯に陣を張ってこれを迎え、勝敗は容易に決しなかった。

貴久は大塚（現在の惣陣平）を本陣とし、忠将は馬立（現在の古城）に陣し、遊軍を竹原山（現在の高原陣）に置いた。

七月十二日、肝付兵は城を出て竹原山を急襲した。忠将はこれを見て家老の町田忠林や同忠成らが止めるのをふり切つて救援に向かい、予想外の大軍に包囲されて、町田忠成及び忠林父子以下五十余騎と共に壮烈な戦死を遂げた。（日本城郭大系十八巻参照）

大塚の本軍は谷に阻まれてこれを救うことができなかった。忠将時に四十二歳。島津軍の立役者であった。彼の死は日新斎はじめ島津一家にとっては衝撃的事件であったように思われる。

町田忠成は町田忠栄の弟で三郎四郎・民部左衛門尉・また因幡守を称した。町田氏十四代の家督伊賀守梅久の二男である。大守貴久公の高命によって島津右馬頭忠将の家老をつとめた。永禄四年辛酉七月十二日隅州廻竹原山において戦死。「旧記雑録後編卷二」に記載の「町田氏庶流系図」には以上のように記されている。

同書にまた町田忠林について次のように記している
（原文漢文）。

忠林

又七 縫殿助 加賀守

貴久公の敵命を奉じて島津右馬頭忠将の家老となる。

永禄四年七月十二日、隅州廻の竹原山において戦死

法号播良忠居士。

忠林二男軍四郎忠次

父忠林と共に廻の竹原山において戦死。年十九。法名儀

翁常忠禪定門

町田加賀守忠林は町田久用の子である。久用は島津実久の部将として大永七年（一五二七）以来伊集院一宇治城を守っていたが、天文五年（一五三六）三月、忠良貴久父子から攻略されたことは前述した。落城は久用が鹿兒島の清水城に実久を訪問している間のことであった。その後実久が貴久に屈服すると共に久用もまた貴久に降ったのであろう。

忠将の戦死に憤激した島津軍は逆襲に転じて廻城を奪回する。兼統は敗兵をまとめて高山に引きあげた。

永禄九年になって兼統は高山の居城は嫡子良兼にまかせ、自らまた兵を率いて廻城を囲んだ。廻城は実には薩摩攻略の軍事上の要点であり、兼統の執念がわかる。

貴久の謀将伊集院忠棟・後の宮之城領主で忠将の弟尚久の嫡子忠長らは、兼統の留守を好機とその本拠の高山城

を急襲した。城は陥ち、良兼は城を棄てて落ちる途中妻子とも伏兵に襲われて戦没した。兼統はこれを聞いて志布志の肝付領最期の城に身を寄せ、平安末期以来の名家肝付氏の最後と観じて自殺した。永禄九年（一五六六）十一月十四日のことである。

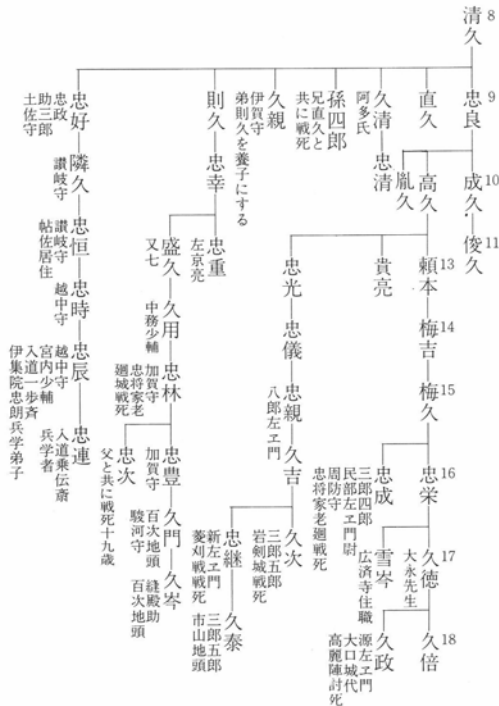
やがて肝付一族は島津に降り、その名蹟は島津義久らのはからいによって喜入領主として徳川藩政時代に残るのである。

永禄九年中、貴久は入道して伯圀と号し、三州守護職を長子義久に譲った。

第二節 琉球交際

天文十八年（一五四九）フランシスコ・ザビエルが伊集院一宇治城に島津貴久を訪ね、日本ではじめてキリスト教布教の許可がなされたことは有名である。時代は世界的に花開くときであった。廻城合戦のその年九月、貴久はヤソ会印度地方の管理長であるクワドロスに書簡を送っており、この年末には宣教師アルメイダが阿久根に来ている（県史年表）。世界史に言われている航海時代の波は、元寇から倭寇時代につづいて黒潮に洗われる薩摩をよけてはいなかった。そして琉球と

【町田氏系図 (3)】



は古来一衣帯水の間である。

永禄十一年初夏、琉球国宮古島の運租船が加世田の片浦に漂流したので島津忠良は同船を琉球に送還した。翌年琉球王尚元はこれを謝して使の僧建長寺月泉に黄金三十両、真南蠻香三十斤、絹織物三十端、紅糸二十斤、白糸二十斤、五色糸二十斤、白布五十端及び密砂糖、緑醕（醕は上等の酒）、種々の菓方の類を持たして薩摩に派

遣した。また琉球国の家老役の三司官からも、使僧天龍寺を島津氏の家老衆に対して派遣した。(県史第一卷六一)

○頁参照

これに対して貴久はその翌年永禄十三年三月(四月二十三日元龜と改元)、伊集院廣濟寺第七代住職雪岑津興(薩摩国の特命全權大使の如きものと思われる)として琉球に派遣し、自分は隠退して守護職は長子義久に譲ったことを報ずると共に、去年使僧天龍寺をよこしたことを謝した。また義久からも隣交をよくしようという書簡を尚元王に贈り、また家老の村田経定・伊集院忠金及び川上忠克(意釣)からはそれぞれ三司官にあてて、こちらからの琉球渡航船で薩摩政府の許可証を持たない者は取り締まるよう依頼した手紙を雪岑に託した。(以上の書簡は旧記雑録にもまた由緒記にも記載あり。)

第三節 泰定山廣濟寺

泰定山廣濟寺は徳重神社(旧妙円寺)の東一〇〇以にあった。伊集院忠国の七男南仲景周の創建であるが、彼は京都南禅寺の蒙山和尚の弟子であったので、開山は蒙山智明大和尚(死後泰定広濟禪師の勅号を贈られた)となつている。「伊集院由緒記」に、「当寺、貞治二年伊集院長門守忠国建立にて、伊集院之内古城村之有、古城山

円勝寺と申候由。」とある。貞治二年は南朝の正平十八年(一二六三)に当たる。

「廣濟寺文書」の中に次のような文書がある。

(鹿児島県史料・旧記雑録前編二・一三八)

奉寄進

薩摩国満家院小山田中俣内水田伍町並菌九箇所齧

限永代、於圓勝寺所奉寄進也、仍状如件

貞治貳年五月六日 熙久 花押

沙弥道應 〃

沙弥觀了 〃

沙弥道忍 〃

圓勝寺都寺御寮

沙弥道忍は伊集院忠国、觀了は子息久氏、道應は孫頼久である。

南仲は京都から帰郷して父の伊集院忠国が建立してくれた古城山圓勝寺の住職となつたが、廣濟寺文書正長二年(一二四九)八月二十二日の定山桃隠と伊集院熙久連署の置文によれば、南仲は伊集院寺脇の円福寺をも相続している。(後に円福寺は廣濟寺の末寺となり、現在その寺跡墓地に忠国夫妻の墓及び雪岑並びに雪岑の後継者廣濟寺八代住職景渭津勝大和尚の墓がある。)

應安六年(一三七三)八月十七日の廣濟寺文書は、沙

弥觀了とその子道應連署で、下谷口寺門の竜泉庵の知行分の田畠山野を開山懐聞和尚が廣濟寺の方丈景周藏主に譲与したことを承認したものであるが、これをみると南仲は貞治二年に建立された圓勝寺を十年経ったこの時期には既に廣濟寺と改名している。

廣濟寺が古城から大字郡の地に移され、伊集院頼久らの寄進によつて堂塔伽藍が建設されたのは應永五年（一三九八）のことであつた。その盛時には寺高七百三十石を有し、南仲以後四世までの住職はみな京都南禅寺に学んだ学僧で五世湖月は島津氏九代忠国の九男で名僧の誉があり、雪岑の前任六世天沢佐津大和尚もまた南禅寺に学んだ学僧であつた。

石谷永福寺の「町田氏正統系図」によると雪岑は町田氏十六代忠榮の次男で助三郎といつた。大永二年（一二二二）四月二十八日石谷で生れ、天文九年（一五四〇）貴久の命で廣濟寺の住持となる。時に年十九歳であつた。後京都南禅寺に学び、また相国寺や建仁寺にも学んだという。詩文にすぐれていることで有名になつた。永禄十年（一五六七）十二月、再び廣濟寺の住持に任ぜられる。四十五歳である。

「由緒記」に廣濟寺七世は雪岑で、八世は前建仁景渭津勝大和尚とあり、その次に「再住前南禅雪岑大和尚」と

記載されている。前建仁とあるから景渭は京都の建仁寺で勉強している。墓石は寺脇の円福寺墓地に雪岑の墓と並んで建つてゐる。

第四節 瑞雪山善福寺

雪岑の琉球渡海に先立つて、義久はもと廣濟寺の末寺であつたが今は絶えてしまつた谷口の善福寺などを、雪岑の懇望によつて雪岑に寄付した。「旧記雑録後編一」には「正文在水引泰平寺」としているが、写しが廣濟寺にあつて「伊集院由緒記」にも記載されている。

当寺七世之住持雪岑津興和尚え義久公より被成下候御自筆御文書之写

薩州伊集院之内谷口善福寺、

城之河内宝聚寺并市来院水月寺之事ハ、從ニ往古ニ雖モ為リト廣濟寺末寺ニ世上転変之時節中絶ス・仍^ト到^リ琉球国渡船之刻一、御願望之条ニ、令^レ寄^ニ附^ル廣濟寺住持雪岑東堂ニ者也、
任^マ先例^ニ於^テ永代^ニ可^レ被^レ成^ル執務^ノ之状^ト如^レ件

永禄拾叁年 庚午正月拾一日

修理太夫義久花押

廣濟寺雪岑東堂

……三寺の事は昔から廣濟寺の末寺であつたが、世の中が転変するうちに絶えてしまつた。琉球に渡ろうとする

際御願されたので廣濟寺の現任職雪岑東堂に寄付せしめ
ます。先例にまかせて永久に処置なさるがよい。

かくて雪岑は、永祿十三年三月鹿兒島を出帆し無事大
役を果たして、同年四月二十三日改元された元龜元年七月
十四日に帰朝した。中山王は義久あての手紙を託した
が、それには「大明隆慶四年康午季夏廿有七」と明国の年
号を使用している。(雪岑の出帆は由緒記及び旧記雑録後編
一五四〇号)に正月二十七日となっているが、貴久の琉球
国王への書簡の日付、老臣達の琉球三司官あてのそれぞ
れの書簡の日付も三月一日で、義久からの手紙は三月二
日とある。これらの手紙を持参するからには出帆は三月
以前であるはずがない。町田氏正統系図では三月二十七
日となっている。

さて、「雪岑和尚、琉球国御使僧首尾よく相勤め帰朝
つかまつり候節、忠賞として高百石成し下され候由、右
高は雪岑隠居領に致され、当所善福寺へ引移され」たこ
とが「廣濟寺由緒書出之内」(旧記雑録後編集巻五)に見
える。善福寺は松元町と伊集院町の境で、鉄道に沿った
県道下に湧水井戸があり、善福寺の「門前井戸」と呼ば
れている。そのあたりから鉄道線路及びその奥の地域が
寺の境内であった。線路を越えて、奥の崖下は墓地で今
なお若干の古石塔が散在している。

「由緒記」の善福寺の項をみよう。

瑞雲山

臨濟宗廣濟寺末寺

苗代川御飯屋より卯辰(東々南)道法凡弍里(八軒)

高弍石

右誰様より御寄進之訳相知不申候

一開山 廣濟寺四世玉圓和尚 開基之年鑑(間)不詳候

一貫明存忠庵主(修理大夫義久) 御牌一本

一本尊 正観音木座像御長ケ七寸五分(二・七糶)程

一御目見寺

境内

一鎮守社 一字

御正躰板面ニ奉請日吉山王七社諸末社等

一穂満社 一字

勸請板面ニ丸一(キヤ十一面観音)穂満大菩薩

右板面ノ裏ニ

夫それ宝満大菩薩は昔日琉球中絶に及び、開山雪岑大和尚
廣濟住山の辰とき、大守龍伯公より国命を受け、琉国に渡海あ
り、国命恙つか無く成就すべきの私願あり、右成就によつて
帰朝、則ち菩薩を当寺境内に建立す。末世末代当寺、鎮守
と安置するなり。(本文漢字のみを書き下す)

右二字は廣濟七代雪岑和尚、永祿年中伯圀公之命に依つ
て、琉球国へ渡海 其節五社へ願望有之、首尾能帰朝に付

勸請の由、外一社は上谷口村之内に有之、二社は下谷口村之内に有之、右五社之内に御座候。

右に記された雪岑が御願いをかけた上谷口村にある一社とは、内田にある伊勢大神宮である。「由緒記」によると、格護人（管理人）は入田門の名頭善右衛門で、場所は善福寺より約九町三十間（一・三五キロ）東々南にあり、善福寺から代々お祭りが奉仕されているという。

下谷口村にある二社とは、宮奥にあつて宮奥門の管理する正八幡宮と、久保に鎮座し、稲田門の管理する稲荷大明神である。「由緒記」は次のように記している。

右正八幡社並に稲荷社は、永禄年中廣濟寺七代雪岑和尚、伯圍公義久公之命に依て琉球国へ渡海、其節五社へ願望有之、首尾能満願に付き勸請之由。善福寺は右雪岑創建の寺にて御座候。善福寺より代々祭り仕り来たり、今も其の通りにて御座候。

雪岑がお願をかけた五社は、穂満社だけが新たに善福寺境内に建立されたと思われ、他の四社は以前からその地に鎮座の神社であるようだ。「由緒記」福山村の項に「山王一社格護人穂満門休兵衛」とあり、鎮座の場所は御飯屋より卯辰の方二里六町五十間とある。御飯屋からすると山王の方が六町五十間程遠いのであるが、善福寺跡との距離はずっと近かっただろう。現在山王神社はな

く、福山中地域の故奥一宅から坊屋敷への途中、道路脇の上段竹藪の中に「さんのどん」と呼ばれる石碑がある。多分このあたりに鎮座していたものと思われる。ところで当時この山王社には差渡三寸五分の神鏡が三本あつたという。この山王社の格護人は穂満門であることから、穂満神社も穂満門内にあつたのではないかと、はじめ善福寺を廣濟寺四代玉圃和尚が創建したとき、鎮守社としてこの山王社の御分霊をいただいて境内に奉祀した（前記の如く鎮守社は日吉山王を祭る）。雪岑はその山王社の近くにあつた穂満社にもお願をかけ、帰朝の暁、神社殿ともどもこれを善福寺境内に移したのではないだろうか。

穂満門はなくなったが穂満姓は現存し、今もこのあたりを穂満といっている。福岡県大宰府天満宮の後ろに聳える八六九の宝満山には「かまど神社」があり「宝満」穂満さま」として広く崇敬され、山伏の霊場ともなり、延喜式にも記載されている神社で御祭神は玉依姫命、相殿に神功皇后、応神天皇を祭る。

廃仏毀釈によってか善福寺境内が鉄道敷地となつてか、両社共に今はなく、正八幡宮は一時下神殿の八幡神社に移されたが戦後またもとの所に祭られ、稲荷社も鉄道建設のため大正初年恋之原の稲荷神社に合祀されたが

稲田門の人々が門神として細々と小祠を護っている。

伊勢大神宮は入田門の門神として入田氏一族が方一間程の瓦葺の小祠の中に、木立像六寸程の御神体を安置した御厨子を奉祀している。

ところで、雪峯は琉球渡海前、以前は廣濟寺の末寺であつたが、その後中絶してしまつた前記の善福寺のほか城之内の宝聚寺並びに市来院の水月寺を以前のように廣濟寺の末寺として復興したいことを大守義久に懇望して許可された。城之内の宝聚寺とは一体どこにあつたのか、市来院の水月寺も東市来町及び市来町の郷土誌にその記載がなく、不明である。「由緒記」にはこの両寺とも既に「廃壞仕候由にて当分寺無御座候」と記されている。

そこで、雪岑が最も重大と思つた善福寺であるが、この中絶した寺は彼の生まれた石谷口にも近い。その創建者である廣濟寺四世「前南禅玉圃英種大和尚」は、「県史第一卷八一―二頁」に桂庵の門人中の著名人としてその名を連ねている儒学者であつた。雪岑はその先輩を仰慕し、その功績を表わそうとして善福寺の再建を思ひたつた。彼は前記のように義久から琉球渡海の功績として与えられた百石の知行地を善福寺の再興につきこんだ。かくて善福寺は昔時に比べて思いもよらぬ立派な寺として、名

僧雪岑の隠居の寺として再興されたと考えられる。

雪岑は善福寺の彼の次の住職として弟子の永果を選び、彼に雪岑隠居領の高百石も譲渡した。永果は雪岑没後、その高百石を親戚の甥にやつてしまつた。

(前掲「廣濟寺由緒記出之内」の後段)

かくて善福寺の財産は、「由緒記」の先の記録のように、徳川時代中期においては高二石という寺院の建つている一反歩(一〇坪)程の土地しか持たぬ藁葺の小さな寺になつてしまつた。

第五節 再渡海

雪岑が琉球から帰朝した翌年伯圀(貴久)は逝去し、翌元龜三年(一五七二)島津義弘は宮崎県加久藤において伊東氏の大軍に壊滅的な打撃を与え(木崎原合戦)、島津氏の勢威は一段と高まつた。同年大隅南部の柘寝重長が降り、天正二年(一五七四)には大隅中部に勢力を張っていた肝付氏もまた降を請うに至つた。

この年雪岑は再び琉球に渡海している。何月に行つたかは明らかでない。これより先元龜三年四月中山王尚元は卒し、第二子の尚永が後を嗣いだ。「県史」は「雪岑の至るや、(琉球側では)未だ尚元の喪を發せず、三司官らは雪岑を小門より迎え入れ、琉球王の返翰を授くるに大

門よりし、また雪岑の来使を勞するに親しく旅館に就かず、頗る旧礼を革めしのみならず、来使座乗の国吉丸の副船長の横死せるなどがあつたので、雪岑は悲つて国に歸つてこれを告げた。」(第一卷六一頁)

二回目の琉球訪問では琉球側が旧例にもとる無礼な待遇を与えたので雪岑は憤慨して帰国してしまつた。その報告を受けた島津側の老臣川上意鈞、伊集院忠金(忠棟)らは天正二年九月二十五日付けで琉球の圓覚寺住職を通じて無礼の条々を一々挙げて詰問した。

天正三年三月、尚水は使者を遣わして非礼を詫び、修好は再び回復したが、その間雪岑は島津側の外交顧問のようになかたちで色々と進言し、交渉を有利に展開せしめる功があつた。

「三國名勝図会」は、廣濟寺のところで雪岑について次のように言及している。

(南仲) 禪師より七世の住持、雪岑和尚、博識の名僧にて、寺爵を南禅寺の十刹に転し、薩隅日三州一派の僧録職を許容され、七堂伽藍の靈山なり。雪岑永禄中琉球国に使せし勞を賞して田を賜ふ。又貫明公(義久)屢々当寺に過臨し、詩歌の会などなし給ふことあり。即ち雪岑を当寺の中興とす。

義久は右のように廣濟寺に時々立ち寄つて詩歌の会を

開いたらしい。その時雪岑が作つた漢詩が「由緒記」にある。

易足は彼の号である。

易足

千金一刻莫輕擲 縦有斯花斯會稀

紅白競春佳景連 夜來和月此開筵

最後に「由緒記」の報恩寺の項を参考にしつつ「旧記雑録後編卷五」記載の『廣濟寺由緒書出之内』をわかりやすいように書き改めて記そう。

義久様琉球御征伐の後、中山王が謁見のため当国に上つてきた際、義久様の御意にて、当寺(廣濟寺)の末寺で当所(伊集院)の内大田村報恩寺に御到着、数日御滞在あり、その後雪岑同道にて御出府なされ、殿様への謁見首尾よく相すみ、帰国された由、申し伝えの書き物があります。その時から中山王の上国ということが始まつたそうです。右報恩寺は只今廢寺になつていますが、その故を以て王居の地と申し伝え、御免地の寺跡であります。もつとも右廢寺を前任職閑宗の時代(宝暦年間一七五一—一六三)に廣濟寺境内に再興しました。

雪岑は慶長六年(一六〇一)五月十八日隱居寺の善福寺で遷化した。年八十。遺命によつて伊集院寺脇の円福寺に葬つた。(町田氏正統系図)

第十二章 町田久倍

第一節 菱刈征討

町田氏系図では第十八代の久倍キツ。通称を助太郎とい、伊賀守後に出羽守を称する。諱ミナ名久倍は初め久増と書いた。姓もはじめは石谷を用い、後に町田氏となる。

既に述べたが伊集院町土橋にあった福島大明神の棟札に「当地頭石谷助太郎殿藤原久倍、永禄七年甲子（一五六四）十二月五日」（由緒記）とあった。

母は伊集院刑部少輔久通（盈）の娘。久通は伊集院忠国の孫、即ち久氏の庶長子久教の曾孫に当たる。久通ははじめ女子のみで男子がなく、一女を久倍の父久徳に嫁し、久徳の弟久慶を一女の婿養子とした。

永禄十年十一月、飯野にあつた島津貴久は伊東氏を討つと称して城を出、逆に西進して二十四日早朝から菱刈の馬越城を攻撃し、午後にはこれを攻略した。その際湯之尾城には喜入季久・比志島義基が、横川城には北村・溝辺・踊（牧園）の軍が、大口城には伊集院・伊作・川辺の軍が向かった。久倍の名はこの時の戦史には見えな

馬越城の陥落に動揺した菱刈軍は、まず横川城主菱刈中務ツカサが城を棄てて大口に奔り、曾木・平良・湯之尾・羽月・平泉・山野・青木・市山の八城将もまた相次いで逃れて大口城に入った。

十一月二十四日の馬越城攻略に際して勇戦して戦死した武将の中に町田新左衛門忠継の名が見える。忠継は三郎五郎の弟也とあるが（旧記雑録後編卷四）、兄の町田三郎五郎久次は天文二十三年の岩剣城の戦で戦死している。

菱刈軍が放棄した諸城にはそれぞれ味方の軍勢を入れ、島津軍は人吉の相良氏の応援軍を得て陣容を立て直した大口城を包圍した。かくて伊集院・田布施の軍は大口城の東南約五キロの市山城を敵攻撃の拠点とすることにした。十二月二十九日、市山城を出て大口城の偵察に向かった伊集院刑部少輔久慶（久倍の叔父）・市来備後守家利・平田加賀守の三将は、大口城兵に発見され、大勢に包圍されて大口城外西原で三将とも戦死した。久慶は主従五人及び子平七久光ともここで討たれ、敵は逃ぐるを追うて市山城に迫ったが、反撃して追い返した。敵攻撃の拠点がこのようなことでは心もとなく、よつて新納忠元を市山城主に任じて敵に備えた。

永禄十一年は島津氏の大口城攻略の中に過ぎた、と

「県史」にあるが、永禄十一年二月二十八日、大口勢四千人ばかりが二手に分れて攻めてきた。その一手を市山城外小苗代原で加治木・市来・伊集院・川辺の衆が受け止めて激しい矢戦やいくさとなった。川辺の鎌田尾張守が河原毛の馬を乗り回して最前線で指揮する晴れ姿を、敵は盛んに矢を放つが射落すことが出来ない。これを無念に思つてか、八代の住人牧野次郎左衛門と名乗って間近に迫り、弓を満月の如く引きしぼってまさに放たんとするところを、市来の住人面高真連坊が鉄砲で打ち倒す。するとそのとたんに、伊集院の住人田実右京亮と名乗つてスルスルと馳かせ出で、牧野が首を取つて差し上げた。

「比類無キコソ見ヘタリ」と(箕輪日記) (旧記雑録後編巻四) に見える。田実姓は今も松元町にある。

これより先正月二十日、大口城兵が城外堂崎に繰り出した。これを見た義久・義弘(当時忠平)の兄弟は兵一三百を率いて突撃したところ、敵は思いの外多数で味方の討死相継ぎ、義弘自ら殿しんがりとなつて退き、血戦してようやく死地を脱することが出来た。

「町田氏正統系図」には、この時久倍が追跡して来た敵兵有田源四郎と鎗を合せ、源四郎を刺してその首を獲た。その鎗は初め市山の永福寺にあったが後に家蔵とした、と書かれている。

「称名墓誌」に「永禄十一年菱刈隆秋ゆき邑(領地)を以て大中公(貴久)に背く。久倍菱刈・相良の賊と戦い、有屋田源四郎が首を獲たり。敵の頸兵けいへいなり。」とあり、「本藩人物誌」に「永禄十一年菱刈隆秋謀反を致し候、則ち久倍相良菱刈の敵と相戦ひ敵有屋田源四郎を討取なり。」とある。「本藩人物誌」は称名墓誌の記述を元にしていかも知れないが敵兵は有田か有屋田かはつきりしない。ともあれこの戦いで久倍は敵の強兵を討ち取り、その鎗は後に家宝として蔵された。

ところで菱刈討伐戦は容易に片づかず、先述の永禄十一年二月二十八日の戦いで有名になった田実右京亮は、その翌年五月二十五日、大口の支城長野城(現薩摩町)攻略に従軍し、同じく伊集院衆宇都弥左衛門と共に戦死している。(旧記雑録後編巻五「箕輪伊賀入道覚書」)。
菱刈攻めの二年近くにわたる戦闘に、町田助太郎久倍に率いられた伊集院勢はこのように参加し、このように戦功を挙げた。これはやがて久倍が市山城主に任命される前提となるのである。

永禄十一年十二月十三日、菱刈戦がまだたけなわの頃島津日新斎の死が報ぜられる。伊佐平野の攻防戦はなお続けられたが、翌永禄十二年(一五六九)八月になって、大口城は二十日間の猛攻に力尽き、菱刈隆秋は相良義陽

の勧めに従つて和を請い、城を棄てて人吉の相良氏の許に奔った。相良氏もまた人質を島津に送つて和を請うた。菱刈・相良両豪族が降り、島津の勢がいよいよ盛んになると、薩摩郡一帯に雄を誇っていた渋谷一族も抵抗し難いことを悟り、翌十三年一月、領地を献じて降伏した。かくて薩摩及び大隅の大半が島津氏の支配下に置かれることになった。廣濟寺の雪岑が琉球に使ひしたのは島津氏がこのような情況下にあつた時である。

第二節 市山地頭

大口城が手に入ると、菱刈攻めに勲功のあつた新納忠元が大口地頭職を与えられて大口城に入り、菱刈・牛屎兩院の「惣押」を命ぜられた。そして、武蔵守と称することが許される。忠元は永祿十二年三月、市山城主から羽月城主に代わつていた。忠元のあとは島津家久が市山城主となつていたが、町田久倍がこの時市山地頭に任ぜられて市山城に入り、家久は間もなく渋谷氏の降伏によつて隈之城地頭となる。

久倍の市山地頭は先述のように伊集院衆のこの戦争における武勲の結果であろう。久倍は以来天正六年伊集院地頭に移るまで九九年この地に在任する。

この頃島津氏は占領した地域に、自分につき従つてき

た小領主達を地頭に任命する方策をとる。蒲生討伐でも今度の菱刈戦でも、経験したようにその地に長く君臨し、地域住民と固い結合を持った領主達は、これを敵にまわすと屈服せしめるのは容易でないのである。菱刈氏の場合は、一応菱刈隆秋の甥（隆秋の兄の子で、父が死んだ時幼かつたので叔父の隆秋が実権を握つていた）鶴千代（重廣）を曾木城主として残したのであつたが、それは菱刈氏の家臣達の懐柔策で、後には重廣は島津氏に對する忠節が足りないとして、伊集院の上神殿城に移し、長年主従の關係をつづけてきた家臣団との縁を断つた。三百年にわたつて比志島を支配した比志島氏も、当主の義基が比志島・郡山の人々を従えて菱刈戦に奮闘した。彼はそれによつて栗野郷の地頭に榮転した。そのかわり彼は三百年來の父祖の地比志島を去らねばならなかつた。

このような次第であるから、町田久倍も市山地頭になつた時はその郷里石谷の地を去つて、市山を居住の地としたものと考えられる。市山地頭在職中母が亡くなつたので永福寺に葬つた。久倍自身も晩年大口城代に任ぜられ、後述の如く兵庫県明石市で病没し、墓は出生の地石谷ではなく母と同じく市山の永福寺にある。

第三節 耳川合戦

天正四年（一五七六）八月、島津義久は大兵を率いて宮崎県小林市の東方高原城を攻めた。伊集院の兵は島津中務大輔家久に従って、高原城の東方耳附尾に陣して敵の水波み場をふさいで城兵を苦しめた。伊東義祐は援軍を送ったが島津軍に抑えられて進むことが出来ない。城将伊東勘解由は遂に降を請い、二十三日城を開け渡して退いた。義久は上原尚近を高原地頭に任じて城を守らせた。

伊東氏は福永丹波守を野尻城主として島津側に対抗せしめたが、上原尚近は福永が伊東氏に対して怨恨を抱いている事を知り、画策して福永丹波守を味方に引き入れ、飯野城主の島津義弘が将となつて、天正五年十二月、野尻城を手に入れ、進んで戸崎城を攻略したので、紙屋・富田の諸城は風を望んで降り、島津軍は破竹の勢で伊東氏の本拠佐土原に迫った。三百年來宮崎県を制圧していた伊東氏の当主伊東義祐はこれを防ぐことができず、祖宗からの本拠をすてて大分の大友義鎮（宗麟）を頼つて豊後に奔った。

天正六年（一五七八）十月、「大友義鎮は伊東義祐を佐土原に復さしめんとし、兵十万余を遣わして山田有信の

拠る高城（児湯郡木城町、小丸川に沿う）を襲ひ、且つ伊東氏の旧邑を使喚して島津氏に叛かしめ、続々諸城を収めた。」（県史二卷七一五頁）

義久は十月二十五日鹿兒島を立つて、十一月二日佐土原城にはいった。前線の高城には義久の末弟家久・宿将鎌田政近・比志島国貞が守将山田有信の応援に入城してその勢ようやく三千に達した。

十一月二日以来雨が降りつづいて決戦の機が熟さない。十一日の正午ごろ見回りの大友軍が島津の伏兵に襲われたのをきっかけに乱戦となつたが、主力軍の衝突にまでには至らず翌十二日を迎える。朝八時、大友軍の総大将佐伯宗天及び第二軍の田北鎮宗の主力が先制攻撃をかけ、その前面に当たつた島津軍の本田因幡守親治（餓肥地頭）、つづいて都城城主北郷藏人一族が戦死する。

これを見た島津義弘は弟歳久・伊集院右衛門大夫・喜入季久・上井伊勢守らを指揮して、勝に乗じて小丸川を渡つてくる敵に一斉に鉄砲を打掛け、ひるむ所を一団となつて殺到し、根白坂に控えていた義久の本軍もまた敵の側背を突き、高城の守兵も門を開いて突出し、大友軍を横撃した。大友軍は小丸川の湍瀬に溺れる者も数知れず、佐伯宗天をはじめ名ある勇将数多く討たれ、島津軍は敗敵を追撃すること七里、耳川に至るまで死屍道につ

らなり、大友軍の損害二万を数えたという。九州制覇をころざした北九州の雄大友宗麟もこの敗戦で再び立つことが出来なかった。

これが島津九州制覇の端緒となった耳川合戦であるが、「県史料旧記雑録後編卷一 一、〇三八号」の、「耳川合戦に功勞あつた軍將達の名簿の中に「町田出羽守『久倍』、同五郎太郎」の名が見える。五郎太郎は久倍の長男忠綱である。「日州御発足日々記」・「前掲書一〇四二号」によると町田久倍は既に天正六年九月大友氏が伊東方の日向在住の旧臣達に反島津戦を使喚した頃からその抑えのために軍兵を率いて高城の西北、同じ小丸川沿いの「石の城」に居り、引きつづき耳川合戦に参加したのである。彼が率いた軍兵は後述するように、伊集院出身者の公算が大きい。

ここにひとつ次のような記録がある。「前掲書九五三号」、「天正六年之比、義久様御代の御老中。」

川上左近將監殿久時 伊集院右衛門大夫殿常棟

平田美濃守殿慶宗 村田越前守殿登定

本田下野守殿三浦 喜入撰津守殿季久

上井伊勢守殿 町田出羽守殿久倍

ところで、天正六年前後、大守義久の家老として、外交内政の重要文書に家老職として名を連ねている中に、町

田久倍の名は見当たらないのである。右の文書は疑わしく、後の研究を待つことにして、彼がこの頃「御使役」に昇進していることを付記しておこう。

第四節 伊集院地頭

天正九年（一五八一）八月、義久は大軍を率いて肥後水俣城を囲んだ。九月、相良義陽も遂に屈して和を請い、水俣・津奈木・佐敷・湯の浦及び葦北七浦の地を献じ、二子を人質として差出した。「県史料旧記雑録後編卷一の一、一六六号」は天正八年庚辰、肥州芦北之郡水俣城主相良義陽、御旗下に入らざる故、薩隅日三州之勢を催し、同八月十九日御陣三カ所相付けられ、間の垣を結び、求磨・八代之敵人を取り籠められ候（読み易いように書き直す）、とあつて、三カ所の陣備えの将兵人数をしるしている。天正八年とあるが、「県史」にも天正八年の水俣城攻圍戦はないので、天正九年の誤りである。右によると一陣は島津家久、同右馬頭征久を大将として吉利忠澄・種子島時堯・新納忠元ら三二〇〇〇人、二陣は島津義弘を大将として北郷忠虎・上井覚兼・鎌田政近ら三二〇〇〇人、本陣は次のように書かれている。

大守義久公

御大将 宮之城 島津左衛門督歳久 後陣大将 出水薩

州義虎

脇之将 串良 島津図書頭忠長 上同 佐多伯耆守久将

同 下大隅 伊地知縫殿助重貞 同 根占 根占七郎重張

御役者 川田 川田駿河守義朗 喜入地頭家老 喜入式部

大輔久道

高山地頭 家老 伊集院右衛門大夫忠棟 帖佐 家老 平

田美濃守光宗

蒲生 家老 村田越前守経貞 伊集院 家老 **町田出羽守**

久倍

谷山 家老 川上左近将監久辰 吉田 家老 本田下野守

親貞

以下各地の地頭名がならば、その勢五万三千人とあ
る。

右よつて町田久倍はこの頃伊集院地頭となつてお
り、そして義久の家老に昇進していることを知るのであ
る。

上掲本一、一六三号「肥後合戦御陣立日記」も同じよ
うに各陣ごとに大将及び地頭名を書いており、これには
久倍は帖佐地頭で伊集院地頭は本田下野入道殿（親貞）
となつているが、どうもこちらの方はあやしい。ところ
で川田駿河守の肩書に「御役者」とあるが、これは軍師
―参謀の意である。

「伊集院由緒記」の諏訪神社（下谷口村犬之馬場鎮座）

の項に、町田久倍が諏訪神社宮司にあてた願文が記載さ
れている。これは「前掲書」にも第一、一六九号として収
められているが、内容は諏訪大明神に不断香を奉献する
というのである。不断香というから昼夜別なく神前にお
香を焚くのであろう。その資として彼は伊集院麦生田名
の内葭原あしわらの屋敷を神社に寄付した。願文の主旨は御当家
（島津家）御武運長久、そして久倍の息災安穩、子孫繁
昌、更に当境無事庶人快樂を願うことにある。日付は天
正八年庚辰仲秋二十五日となつている。当境無事とある
当境とは、言うまでもなく伊集院郷を指しており、この
願文を見ると久倍は天正八年（一五八〇）には伊集院地
頭である。

久倍は市山には九年在職したというから、市山を去つ
たのは天正六年と推察される。天正六年三月、吉利・日
置領主で伊集院地頭を兼ねていた吉利忠澄が日向塩見地
頭に昇進している。久倍はその後任として伊集院地頭に
転補されたのではないだろうか。

「町田家正統系図」を見ると、

今年（天正六年）伊集院地

今年領伊集院地頭職

頭職に任命された。分家の町

吾庶町田新左衛門久吉、

田新左衛門久吉が吾に代つて

代吾茂市山城、重封久倍

市山城を守ることになった。

久倍には加うるに市来・出水

・阿久根三城の城主に封ぜら

れたので、伊集院城に駐留し

てこれを管轄することにした。

この年の冬自分の領地であ

る石谷城に永福寺を建て、そ

の地名を取って松尾山永福寺

と名づけた。

と記載されている。彼はその旧領石谷の地に帰ること

ができたばかりでなく、伊集院のみならず出水・阿久根

及び市来地頭をも兼任することになったらしい。

右の「町田氏正統系図」には、天正八年（一五八〇）

^{庚辰}十月十五日には、佐多久政（将）と共に肥後の矢崎城

を攻め落したが、久倍は先登して軍功を立てた事が記載

され、同十年九月には琉球国との貿易船一そうを許可さ

れたことが記されている。町田出羽守と称した久倍が天

正六年に伊集院地頭に補され、伊集院を住居としたこと

は確かである。

市来城・出水城・莫祢城
之三壘

乃身移駐伊集院城、管轄

之。

是歳冬創建永福寺於私邑

石谷城中、因其地名号松

尾山

第五節 肥後出陣

天正十二年（一五八四）三月、島津氏は北九州の雄龍

造寺隆信と対決することになる。義久は弟家久に島津忠長・平田光宗・新納忠元・川上忠隅・同忠堅ら一千五百の兵を授けて島原に送る。島原城主有馬鎮貴の勢一千五百と、合わせて三千の兵は龍造寺六万の軍と激突し、川上忠堅が敵將隆信を刺殺して龍造寺軍は壊滅し、島津は九州の四分の三を制圧することになる。しかし久倍ら伊集院衆はこの戦役には参加していない。

「町田氏正統系図」は同年九月久倍が島津義弘に従って熊本に出陣し、肥後北部の雄山鹿氏を諭して降参せしめたことを述べている。隆信の子龍造寺政家は父の戦死によって直ちに島津氏に降つたのではない。島津忠長らはなお島原半島北方の諸城を攻略せねばならなかった。

北九州平定のためには龍造寺氏の全面的屈服が必要であり、そのため、「八月末より九月に至って、義弘が島津忠長・伊集院忠棟・新納忠元・上井寛兼・町田久倍らを率いて肥筑方面に出征せんとして馬越に会せるとき、義弘が使を政家に遣るに及んで、秋月種実に頼りて和を請い肥筑の領土を島津氏に納むべきを以てした。」（県史一巻七二四頁。）

このように島津氏九州制圧の過程において町田久倍は家老として、且つ一方の將軍として島津家中で次第に重きをなしていく。

第六節 筑前進攻

天正十三年（一五八五）八月、肥後・肥前にこらみを利かすために八代を根城にしていた島津義弘は、豊後の大友氏と連携して反島津の行動に出た阿蘇氏を討伐するため大軍を率いて進発し、隈莊・御船・堅志田の諸城を陥したので、矢部城にあつた阿蘇惟将も遂に人質を出して降参した。

天正十四年（一五八六）正月、大守義久は豊後の大友氏討伐を決意し、軍を二路に分け、義久は日向から本田親貞・平田光宗・上井覚兼らを率い、義弘は肥後から伊集院忠棟・町田久倍らを率いて豊後に討入ることを申し渡した。しかし北九州の秋月・竜造寺・筑紫の諸氏は島津氏に降つたとはいえ、その向背はまだ信用するに足らないので、伊集院忠棟を使者としてこの三氏から人質を出させることにした。

豊臣秀吉は前年十月、義久に書を送り、関東の北条討伐、東北地方の平定を告げると共に、島津・大友両氏の和平をすすめたので、義久は僧文之を大阪に派遣して、大友討伐は大友氏が日向・肥後を侵略するので、自衛の策であると伝えしめた。鎌田政廣らがこの年四月大阪城に秀吉に謁した時、秀吉は次のように告げたという。す

なわち、筑前は秀吉が領知し、肥前は毛利氏に、筑後・豊前・肥後の各半は大友氏に、その余は島津氏に分割しよう、七月以内にこの命に応じない時は薩摩を討伐すると。

これらの事で島津軍の三月予定の出軍は延期となつた。一方秋月・竜造寺の二氏は人質を出すことに同意したが、筑紫廣門はこれを拒否した。

六月になつて義久は霧島神社の籤おみじに依つて筑紫討伐を決意し、六月十八日出発、七月二日八代に陣した。久倍は島津忠長、伊集院忠棟と共に筑後の高良山に進み、七月六日鷹取城を攻め落した（町田家正統系図）が、先年竜造寺隆信を刺殺した川上左京亮忠堅が戦死した。ついで日当山城を下し勝山城に迫つたところ筑紫廣門は城を出て降参し、他の諸城も次々に降つた。ところが大宰府の岩屋城主高橋紹運は宝満城を守る次子弥七郎直次と共に固く守つて降らない。七月十四日、島津軍は援軍の秋月種実、竜造寺政家らと岩屋城の四方を取り囲んで猛攻を加え、二十七日に至つて紹運は楼に登つて自殺し、城兵一千人余が討たれて城は落ちた。しかし攻城軍の死傷もまた少なくなかつた。

宝満城の直次は父の死を聞いて降つたが、その兄の立花城主立花左近将監宗虎（後宗茂）は再三の勧告も省み

ず降ろうとしなかった。島津忠長・新納忠元など、これは真の勇士であるとし、秋月種実のすすめもあって立花城の攻撃は中止し、且つ遠征の日数も長くなったので一旦帰国することになった。

第七節 大友征伐

九月になって再度籤を引いて大友氏の征伐が決定する。日向からは佐土原の島津家久を大将とし、上井寛兼・山田有信・伊集院久治・本田親貞・吉利忠澄ら一万余騎を率いて十月十四日佐土原を進発し三重に出、緒方城を落として北上した。一方義弘は弟の歳久をはじめ島津征久・同忠長・新納忠元・北郷忠虎・伊集院忠棟・同肥前守久春・鎌田出雲守政近・町田出羽守久倍・伊勢弥九郎貞昌など三万七百余を率いて、二十一日肥後阿蘇郡高森町野尻に至り、翌二十二日高城を陥し、ついで豊後南郡の諸城を次々に攻略していった。

義久もまた全軍を指揮するため、十月十八日鹿児島を立ち、日向の塩見城を本陣とした。

これより先、大友宗麟は上洛して秀吉に陳情して大友氏の庇護を願っていた。秀吉はこの年九月、千石権兵衛尉を豊後に派遣し、土佐の長曾我部元親、その長子信親・讃岐の十河隼人政泰・尾藤甚右衛門尉らをその加勢と

した。

家久は大野川沿いに北上し、鶴崎市の南方二〇キロに余、戸次川畔の利光宗魚の守る鶴ヶ城を攻囲した。

大宗義鎮（宗麟）は先年島津軍に敗退した後、家督を嫡子義綜に譲って隠居していた。義綜は家久の、大友氏の本拠豊後府内（大分市）に迫るを聞き、千石権兵衛尉に懇願して、その勢六千と共に天正十四年十二月十一日、戸次川を渡って鶴ヶ城攻囲中の家久を攻撃した。日向耳川の戦と同様なパターンが繰り返され、長曾我部信親・十河政泰は戦死し、千石権兵衛は身を以てようやく逃れ、義綜も猿で有名な高崎山の高崎城に退いたが、十三日家久が府内に入ると更に退いて龍王まで走った。

天正十五年の正月は、義久は日向塩見城で、家久は府内（大分市）で、義弘は竹田市の西北直入町の朽網城で迎えた。ついで義弘の軍は由布院に進み、更に球珠郡に入り球珠町森の角牟礼城を攻めた。

第八節 関白西征

三月、秀吉の大軍が九州にはいったことを知り、義弘は府内の家久と一緒に、後、共に三重の松尾城に陣して善後策をはかったが、秀吉九州に入るの報を得て反乱兵は各所に起こり、豊後にとどまること不可能と見

て、反乱兵に苦しまされながら再び梓峠の難所を越えて南下し、家久は佐土原に、義弘は三月二十日都農郡で義久に面会した。

義弘は島津右馬頭征久を将として、新納武藏守忠元・町田出羽守久倍・伊集院肥前守久春らを率い、日田から筑後に向かわしめたが、三月十二日湯獄で秀吉の軍と衝突し、遂に退いて四月十六日八代城に入り、二十日人吉に達し、久倍は大口を経て伊集院に帰った。

一方羽柴秀長の軍二十万は豊後を経て日向に入り、四月高城の山田有信を囲んだ。義久・義弘・家久は兵二万を率いてこれを救うために四月十七日根白坂に戦ったが、歳久の養嗣子忠隣（十九歳）をはじめ三百人余を失い、「遂に一色昭秀・木食上人・安国寺恵瓊の勸降を容れ」（具史）、秀吉の軍門に降った。

第九節 泰平寺伺候

九州西回りの秀吉の本軍が既に川内に入った（二十五日川内川口より遡江して平佐城に桂神祇忠昉を攻囲した）由を聞いた義久は、直ちに霧島越えて鹿児島に向かい、義弘も飯野城に引き揚げた。五月三日秀吉は川内に入り泰平寺を本陣にしたとの報を得て、義久は家老の喜入季久・町田久倍・伊集院久治以下わざわざかの従者を引き

連れ、泰平寺に向かった。「新納忠元勲功記」によると、部下の軍衆達も既にそれぞれ各自の郷里に引き揚げてしまったらしい。それで義久は諸士わずか七十人ばかり召連れとある。だが、伊集院で駕籠をかつぐ人夫にもこと欠いたことから察すると、それほどの人数も召連れては居なかったのではないか。伊集院で「御母堂御寺雪窓院にて御剃髪、龍伯様と御改名、左候てお出遊ばさるも夫丸（人夫）ら走り失せ、御輿かつぐ可き人もまかり居らず、伊集院衆安藤左近・春口土佐守、上村宮内左衛門・河添千助・中馬十郎左衛門・市来豊前守・大迫佐渡守・小田原但馬守ら御輿を舁ぎ奉り」とあつてようやく川内に到着し、同八日、泰平寺で秀吉に面謁した。

「町田氏系図（旧記雑録後編卷二〇）」は久倍の項で次のように述べている。原文（漢文）の大意をとると

天正十五年殿下秀吉公が当国に発向され、義久公は一戦の後和睦された。けれどもまだ今後どうなるのかわからずまことに危急存亡の時である。五月六日公は鹿児島を發して千台泰平寺の秀吉公の陣に向かわれた。時に久倍は伊集院地頭であつたので、途中の警固その他の事は久倍が指揮した。嫡子左京忠綱・二男助太郎久幸も供奉の仲間に加えた。

八日義久公は泰平寺で殿下に逢われ、本領安堵の書面

をいただいで帰城された。その後大守公（義久）が上京されることになり、久倍もまた二人の子供を連れて、お供した。七月中旬、大守公は聚楽城で殿下に逢われたが、殿下の命で謁見を許された者は伊集院幸侃（忠棟）・久倍以下わずかに数人であった。

後年島津家久の家老になった町田図書頭久幸について「久幸譜中」は次のように記す。

五月八日大守義久公が殿下に降参された時、久幸は大守の大刀を持って扈從した。謁見が終わって大守が帰城されるとき、久幸は人質としてとどめられたので殿下にお逢いすることが出来、羽織を頂戴した。この時久幸は十六歳であった。

注・義久が秀吉に謁した時は、伊集院の雪窓院で頭を剃って僧体となり、名も童伯と改め無腰（刀を帯びない様）であった。秀吉はこれを見て、腰のあたりが淋しいではないかと言って、「義久譜中」にもあるように、帯びていた大小（備前包平と三条宗近作）を解いて与えた、というから、久幸が義久の大刀を持って秀吉に謁したというのは当たらない。あるいは大刀持という資格で義久に就いたのであろうか。

「喜入忠慶表裏（旧記雑録後編卷一九）」には義久が川内へ出むいた時は、皆々外城へ行つてしまつてお供衆が

なく、わつか歴々七十ばかりに候、御一家には弓詫（喜入季久）、地頭に抱節（伊集院下野守久迨）、老中に町田出羽守入道存松、右三人迄に候、と述べている。そしてこの三人は義久が秀吉に謁した際は一緒に目通を許され、それぞれ御小袖一重ずつ拝領した、と言ふ。

「県史」もこの時義久に従つたのは七十人余と書いているが、伊地知季安が当時の諸説に就いて「考」を書いており、その中に引用している「得能氏ノ譚叢筆録」には、義久が秀吉公へ御目見の時は、雪窓院で剃髪して墨染の法衣を着て、山田昌岩（十二・三歳）以下十五・六人がお供であった、そして義弘公をはじめとしてお歴々の方は一人もお供なし、としている。町田久倍が走り回って駕籠かきの侍を集めねばならなかつた程であるから鹿兒島からのお供は小人数で、義久が川内に着いて、八日に秀吉に謁見するまでの間に島津忠長・伊集院忠棟・本田親貞などおいおい参集したものと思われる。伊集院から泰平寺まで駕籠をかついだ八人について、季安の前掲「考」の中に、小田原但馬の子源太兵衛が追加されており、これら八氏には文禄五年（一五九六）に高五石ずつが与えられ、また「皆伊集院士にて高岡に移されしと云へり。」とある。

注・「慶長五年庚子冬高岡外城御取建之節伊集院より被召

移候人数帳」（有馬俊郎所有）を見ると右八氏の姓は皆含まれている。但し春口土佐守は春田主馬の父とあるから右人数帳の春田喜左衛門と関係があるろう。上村宮内左衛門は人数帳にそのまま記載され、高岡での禄高は一石である。その他は姓は同じでも名はすべて異なる。あるいは興をかついだ人々の子供達であろうか。

第十節 亀寿姫

秀吉に対面の儀が無事すんで義久は帰途につき、伊集院に至った頃、秀吉から直ちに人質を差出すよう指令があった。義久は彼が最も愛している末っ子の亀寿姫を人質にすることにした。（島津国史）。亀寿は元龜二年（一五七二）四月二十六日の誕生（島津正統系図略系）であるから丁度十六歳になったばかりである。

全く壊乱の世である。彼女は鹿児島郡吉田城にいたらしい。五月十五日午後二時ごろ吉田から鹿児島に着いたという。更に即刻伊集院に向かう。石田三成の指図で佐々孫十郎・平塚三郎兵衛が案内警固役となり、当時吉田地頭で家老の本田下野守入道三省をはじめ百余人がつき従った。（伊地知季安「京及江戸御質人交替紀略」——鹿大法文学部中世史研究会報30——「御姫様御上落日帳」）。そして伊集院町大字清藤の入口大内田の五、六程の小川の

渡しを渡る頃には夜となり、それから先伊集院麓までは道路を肥後以下六カ国の秀吉方の軍隊が陣を張っていた。この夜は伊集院の内城に御泊りになった。町田出羽守が犬之馬場にお迎えに参り、内城には秀吉方の軍兵が警衛して、お姫様のお供としては伊地知右京亮・原田伊豆守・蓑輪丹波守・古市善左衛門・田尻仲左衛門尉だけが残って、あとの衆は御宿所にははいれなかった。御供の女房衆は九人云々とある。

亀寿姫は右御供の伊地知・原田・蓑輪と長谷場筑後守の四人がお供となって大阪まで行くことになり、上下二十八人、川内から舟で大阪に向かった。義久にも上京の命が下り、六月十五日鹿児島を立った。久倍もまたこれに従った。一行は博多で秀吉に謁し、同二十九日下関に行ったところ、凶らずも亀寿姫をはじめ、義弘の人質としての長男又一郎、久保征久の人質としての嫡男又四郎彰久（忠将の孫、征）などの乗船と二緒に会した。

義久は七月十日京都に着いて久倍らも共に閑白に挨拶した。久倍らは帰国の途についていたが義久は滞在することになり（滞在費として一万石を給せられた）、翌年義弘が上京したので天正十六年九月になってやっと帰国が許された。歌人でもあった義久はその時、「二世とはちぎらぬものをおやと子の別れん袖のあわれをも知れ」とい

う歌を細川幽齋に贈った。親子は一世、この世限りの定めといわれていた、その親子の離ればなれになる淋しさを訴えたのである。歌人として世に聞こえ、且つ秀吉の顧問役みたくであった幽齋は「なれなれし身をばはなたじ玉手箱二世ふたよとかけぬなかにはありとも」という返歌を義久に贈り、秀吉に義久の意中を伝えた。亀寿は父と共に鹿兒島に帰ることが許され、天正十六年九月三日京都を出て、十月十四日鹿兒島に帰った。この話を聞いた者、みな感悦せざるはなし、と古書は述べている。

亀寿姫はその後間もなくまた人質として上京する。慶長四年（一五九九）八月十日義久（竜伯）が義弘（武庫入道）にあてた手紙に、亀寿姫は「人しちとして十三カ年在京いたし候」とある。右の手紙によるとその間はじめは本田下野守入道三清夫婦がお守り役としてつけられ、次に町田久倍夫妻がこれに代わり、慶長三、四年ごろは平田太郎左衛門尉増宗であった。亀寿姫は父義久の希望によって文禄三年（一五九四）夏、京都において義弘の次男島津氏十八代家久と結婚し、その正室となる。家久よりは五歳年上であった。家久（当時忠恒）はその後間もなく朝鮮に出陣した。亀寿姫は晩年国分に住み寛永七年（一六三〇）十月五日逝去している。享年六十、法号を持明彭窓庵主といい、一般に持明様（じめさま）

と呼ばれる。

右によって久倍は持明様在京中そのお守り役としてある期間夫婦とも京都に滞在していたことがうかがえる。なお久倍は石田三成を通じて、本田下野守・平田左近将監歳宗と共に島津藩からの人質目付役として京に滞在することが命ぜられている。天正十九年十二月、石田三成の義久・義弘あての書面によると、島津氏からの人質は三組にわけられ、一番は宮之城の島津歳久・加治木の肝付兼三・大口の新納忠元から差出した子や孫にあたる人質、二番は始良郡清水領主島津以久・種子島久時・入来城主入来院重時からの、三番は串良領主島津図書頭忠長・根占領主杯寝重張・喜入及び鹿籠領主喜入久道からの人質を、七カ月交替で在京させるよう命じ、この三組に本田・町田・平田の三家老がこれまた交替で付くこと、そして義久・義弘・義弘長男久保の三人のうち誰かは在京すること、としている。既に朝鮮渡海の準備が発令され、肥前名護屋に築城が始まっている頃である。

第十一節 歳久切腹

天正十九年十二月十四日、秀吉から義久に対して朝鮮出兵の命が下った。義久は老齢と健康が十分でないと言うことで、弟の義弘及びその長男又一郎久保が島津軍

(二万五千の出兵が要請されていた)を率いて渡海することになり、翌天正二十年(一五九二)十二月文禄と改元)二月二十七日栗野を出発して佐賀県の名護屋に向かった。島津氏の財政は窮乏し、朝鮮に渡る舟も兵糧などもなかなか間に合わず、義弘親子は他の軍よりも遅れて五月三日釜山に着き、従う軍勢は更に遅れ、義弘をして嘆かしめた。

義久もまた名護屋の秀吉の本陣に詰めることになったので、五月四日鹿児島に町田出羽守久倍・平田美濃守光宗・新納武藏守忠元・川上参河入道肱枕・本田因幡守正親・鎌田出雲守政近・税所越前守篤辰・山田越前守有信・新納旅庵長住・伊地知伯書入道増也ら二十人を呼び、当面の行政施策について懇談し、急務十三カ条を定め、新納忠元・川上肱枕・山田利安(有信)・鎌田政近は二人ずつ交代で鹿児島に在番して事務を処理することにした。そして義久は同八日鹿児島を出発、伊集院・串木野を経て名護屋へ向かった。

「新納忠元勲功記」に、義久は名護屋に着いて、まだ諸陣の見回りもすまないうちに、梅北宮内左衛門国兼・田尻但馬守らが逆心を構え、朝鮮へ渡るはずの島津兵を君命といつわって、薩摩肥後の中で狩り集め、かれこれ二三百騎で肥後の佐敷城に立てこもり、一揆を企てた

ことを鹿児島からの通知で知り、大変驚いて大闇にも申し上げ云々とあるように、朝鮮に渡るようになっていた菱刈湯之尾の地頭で島津氏には功臣であった梅北国兼が、九州の軍隊がおおかた朝鮮に出軍したこの時こそ秀吉を倒す好期となし、佐敷城に兵を挙げた。義久の方から直ちに秀吉に報告したので義久に対する嫌疑は解けたが、間もなくこの乱が鎮定した後、国兼に従った兵の中に宮之城領主島津歳久の家来であった者が多数いたというところで、島津征伐の時最期まで降参をしぶり、且つ挨拶にも来ず、今度朝鮮にも出陣しないということで、歳久に対する秀吉の怒りは相当なものであった。

この頃秀吉は「文禄の検地」と呼ばれる全国の土地測量を開始していたので、その事も含め、梅北反乱のあと仕末などのため細川幽斎が薩摩に下ることになり、義久もその案内を命ぜられ、七月一日に大口に着いた。義久は比志島国貞を大口から使者として宮之城に遣わし、歳久が早く鹿児島に出て幽斎にも逢い、病身の実態も見せ、今度の事件に対して関係のないことをのべるようにと伝えさせた。歳久は天正十五年三月大分から引き揚げる途中中風にかかり手足の自由を失い、そのため見苦しい様子を秀吉に見せたくないというので挨拶にも出なかったのであった。

義久は七月五日に鹿児島に帰り、細川幽斎は三日遅れて鹿児島にはいった。義久は幽斎に、歳久が今度どのような運命に立たされようとも、孫の袈裟菊（歳久の養子忠隣は天正十五年四月十七日、日向根白坂の合戦で戦死、十九歳）が家を継いでいけることを懇願し、幽斎はそれを約束した。その誓紙も取りつけて、町田久倍に命じて更にいそいで歳久が鹿児島に出て来るよう促がした。

歳久は、お家のためなら途中で死んでもよいとの覚悟で、七月十日宮之城を立て鹿児島に向かった。その間に秀吉からの命令はまた苛酷なものがあり、歳久の首を差し出すことは免れない事態となり、義久はじめ重臣達の苦悩は言葉ではあらわせないものがあった。歳久は鹿児島に出てその様子を察した。

覚悟はして出て来たが、死ぬと極めた以上、やはりわが家の宮之城で腹を切ろうと考えて百余人の従者を従えて稲荷川口から舟で重富に向かった。

討手は海路を町田久倍、陸路を伊集院下野守久治が命ぜられた。

昭和五十八年八月十八日発行、平松神社宮司島津修久著「島津金吾歳久の自害」から引用する。

「島津歳久は島津中興の祖と讃えられた十五代薩摩国守

護職島津貴久の三男として、天文六年（一五三七）丁酉七月十日、薩摩国伊作龜丸城に生れました。母は入来院弾正忠重聰の女子で雪窓夫人と言います。長じて又六郎歳久といい、また後に号して晴叢と称しました。

長兄に十六代を継いだ義久、次兄に十七代を継いだ義弘、異母弟に家久がありました。歳久は兄弟と共に少年時代を、主として薩州伊集院に過ごしました。

……（秀吉は）細川幽斎を遣わして大守義久に、直ちに歳久の『首を刎ね出す可く』敕命を伝え、もしこの命を聞かなければ『領国は悉く撫で切り』にする旨通告してきました。義久は、永年の戦乱のこととて、疲弊しきった領国領民を救う道は太閤の敕命を受け容れるしかないと決断し、歳久を鹿児島に招きました。歳久は鹿児島に出てきたものの、周囲の不穏な様子に、今はと覚悟を決め、いざ死ぬなら領地の祁答院でと、海路脇元（重富）へ向かいました。然るに帰路は既に義久の手勢で全て塞がれていくことを知り、竜ヶ水に上陸しました。そして義久の命によつて追跡してきた町田久倍の兵と形ばかりの戦さの後、遂に歳久は自害し、伴の者二十七人（一説には二十四人）も共に殉死して果てました。歳久はこの時「中風」のため刀を手にする事が出来ず、石を以て割腹せんとし、家臣に介錯させたと伝えられますが、…歳久時に五十六

歳、天正二十年七月十八日のことでした。

この事件は町田久倍と深いかかりあいがあるので右のように関係資料を挙げたのであるが、梅北国兼の乱が起こつた時のことを「菱刈郷土史」は次のように記述している。

この乱が起こつた時、新納忠元・町田久倍らが鹿兒島で留守役として政務をとつていた。国兼からの使者が来て、「名護屋に居る義久公は北九州を討ち取る計画をされ、命を受けた国兼はすでに肥後に討ち入つた。すぐ兵を出して攻め上れとの義久公の命である。」と伝えた。これを聞いて出陣の用意に大騒ぎとなつた。

この時、町田久倍が、「よく考えてみると主君義久公が、これ程の大事を計画されるなら、親書を以てまずわれわれに連絡がある筈だ。梅北のはかりごとと違くない。」と見破つて用意を中止させた。五日後に真相がわかつた。

この事件は島津氏の浮沈がかかつていた。それを見事にさばいた功績者の一人に久倍は数えられるだろう。

町田久倍が歳久の討手に向かつた時のことを、島津修久著「前掲書」に、次のように述べている。

鹿兒島方では太閤の厳命を重んじ、他にどうしようもなく町田久倍ら討手の武士を送つた。しかし、その命を受けた者達も、昨日今日までお互いに行き来し合つた仲な

ので、誠に痛ましい事とは思つたが、断り難いのは主君の命であると、鎧の袖を濡らさぬ者はいなかつた。漸くのとど跡を追つてゆくうちに、竜ヶ水に至り、舟を岸に寄せて歳久に自害を迫らんとした。歳久の家臣等はこれを見て、暫く自害の間だけでも攻撃を防ごうと、百余人が一方所に集まつた。誠に思い切つた様相で、死を以て歳久の恩に報いんと、一足も引かず弓・鉄砲を放ち防ぎ戦つたが、矢尽き弦絶えて、木田四郎右衛門・木脇民部……といふ者達が悉く戦死を遂げた。しかし歳久は持病があり、手足も思うに任せなかつたので、寄せ手の兵をさし招き、「誰かいないか、早く近くに来て首を取れ」と言われたが、さすがに主君義久公の骨肉を分けた兄弟なので、敢て進み出る者がなかつた。しばらくするうち、原田甚次といふ無法者が、ツと走り寄つて終に御首級を給わつたのである。この瞬間、鬼神を欺くほどの剛の者も皆、槍や刀を投げ捨て、或者は木の下、或者は岩の陰に倒れ臥し、声を挙げて泣いた。……

討手の大将を命ぜられた町田久倍の苦衷が右の文章の行間に汲み取れる。

歳久の首は名護屋から京都に送られ、一条辰橋もりはしに暴された後、京都今出川の浄福寺内宝林院に葬つた。明治五年、歳久十四世の孫久明がそれを掘り起こして竜ヶ水

に改葬した。義久は秀吉が死んだ慶長四年に、竜ヶ水に滝水山心岳寺を建てて歳久の霊を祭った。心岳寺は明治になって平松神社となり、旧七月十八日の命日は今八月十八日の大祭になっている。歳久の孫袈裟菊丸は文禄四年（一五九五）、日置郡日置郷三千六百石を与えられ、日置島津家の祖となった。

第十二節 文禄検地

天正二十年九月、検地実施の命が秀吉から鹿兒島滞在中の細川幽斎及び義久に発せられた。まず社寺領田地などの測量から始まり、福昌寺・泰平寺・南林寺・霧島神社など特別の例外を除いて大部分が義久蔵入分として没収された。次第に家臣の知行地の測量及び改訂へと進んでいくのであるが、この仕事に対しては町田久倍・阿多長寿院盛淳・伊集院下野守抱節・比志島紀伊守国貞・鎌田出雲守政近が奉行として当たった。

伊集院の廣濟寺も右の特別例外寺の中に加えられ、「当国の社寺領高は没収となったのに廣濟寺は以前通り別荘全部許されることになったから、もっぱら寺の興隆を計られることが肝要です。」という意味の手紙と目録の二通が天正二十年九月六日付けで町田出羽守久倍判で廣濟寺に与えられた。これは「廣濟寺文書」の中にあり、

また「伊集院由緒記」にも記載されている。例示として廣濟寺のものを左に掲げよう。

廣濟目録

一田方	五町	分米五拾石
一畠方	四町	大豆貳拾石
一山畑	拾五町	大豆參拾石

田畑畠山畑合貳拾四町

分米大豆合百石

天正貳拾年

九月六日

町田出羽守

久倍判

右のような形式で福昌寺・興国寺・泰平寺には九月三日、南林寺には同五日、霧島には同七日の日付を以て町田久倍の文書が発せられている。山川の正龍寺に対しては細川幽斎自ら支那との貿易港所在の理由で別格にする旨の文書を出している（十二月十九日付）が、知行目録文書には鎌田・伊集院・町田・長寿院四人が署名している。最も重要と思われるものには右四人の他に比志島が加わるが、たいていは、三人で、その中には町田久倍は必ずと言ってもよい程名を連ね、また彼一人の署名ですましているのもあるので、文禄検地といわれたこの重要な大事業の前半は久倍によって取り仕切られたといっても過言ではなからう。

久倍はこの頃竜伯（義久）に三方条の誓詞を送った。

細川幽齋が太閤の嚴命を奉じて当国に滞在している間、いろいろ古いいきまりを廢して新法を施行させた。このときあるいは幽齋にへつらつて得をしようとする者がおり、あるいは昔からの忠臣をけなす者が出てきた。私久倍は三方条の誓詞を書いて大守義久に獻じた。自分の榮達を求めず、国家の平安を祈る心から發したものであった。ところが公もまたそれに答えて私に盟書を賜った。文録二年（一五九三）二月二十八日のことで、私はこれを拜載して家宝とする。（県史料旧記雜録後編一、一、〇七五号。）

久倍が家宝とする義久からの文書は、「前掲書二、〇七六号」に記載されている。忠節の心底毛頭忘れはしない、と書かれている。この頃久倍は伊作地頭職も兼補されている。

第十三節 高麗陣

義弘は諸將より遅れて天正二十年（一五九二）五月三日釜山に上陸し、破竹の勢で北進する日本軍の後を追った。加藤清正・小西行長の先鋒は朝鮮上陸後二十日にして京城を落した。この年の末、義弘、その長子久保は京城の東北金化に、島津豊久は京城の東春川に陣を張って

越年した。明国は將軍李如松に兵五万を授けて朝鮮に進軍し、平壤にあった小西行長は敗れて京城に退いた。李如松は南下して京城郊外碧蹄館で文祿二年正月、小早川隆景・立花宗茂の逞兵に完敗した。明は一方で講和使節の沈惟敬を派遣し、小西行長との間に和議の交渉が行われることになった。そこで日本軍は南下して南鮮に駐屯し、和議の経過を見まもることにした。沈惟敬はこの年九月、伏見城で秀吉に謁し、秀吉から七万条の和平条件を示され、小西行長の家来内藤如安と共に帰った。

しかし明国との講話交渉は遅々として進まず、その間日本軍は南鮮に城を築いて駐留する。島津軍は晉州城を攻略した後巨濟島（我が方では唐島と呼んだ）に駐留した。

巨濟島に駐留中、町田久倍の長男左京亮忠綱が病死した。「旧記雜録後編卷二」に、文録二年癸巳の春、命令によつて朝鮮に出陣し、義弘・久保兩公にお逢いして、巨濟島に供奉した。その年八月二十四日、唐島の陣中に病死、享年二十九歳、とある。

鹿児島にあって政務に忙殺されている久倍の嘆きもさることながらそれからいくらかも経たない九月八日、義弘の跡を継いで島津氏十八代の当主となるはずであった又一郎久保がまた病没した。流行病が起こったのではない

かと思われるが、島津軍の船長・水手^{かこ}など病死する者が相つぎ、島津方ではその後十五歳から六十歳までの漁師を強制的に徴用している。それはそれとして、島津一家は勿論郷国を挙げての悲願であつた。

島津氏の後継者又一郎久保が病没したので、秀吉政権はその弟又八郎忠恒（後の家久）をその代わりに当てるよう命じた。忠恒は父義弘の居城栗野城に父や兄の名代として留守していたのであつたが、秀吉からの命によつて文祿二年十一月栗野を發して十二月十三日大阪に着いて石田三成に面会した。三成は忠恒に、そのうち朝鮮に出陣せねばならないことをほめかした。忠恒は秀吉に謁見する時期を待っている間に泉州堺の居所で痘瘡にかつた。幸い平復して三月二十日秀吉に謁し、また七月には、義久や石田三成の思惑もからんでいただろうが、既述のように秀吉方に人質となつて京都に滞在していた義久の末女亀寿姫と結婚した。又八郎忠恒、時に数え年で十九歳、叔母に当たる亀寿姫は数えで二十四歳、五歳年上であつた。忠恒は挙式後間もなく朝鮮に出陣するため西下し、八月二十五日名護屋に着いた。しかし彼に従つて渡鮮すべき薩軍の到着が遅延して、彼が済州島に陣していた父義弘の許に着いたのは九月の末であつた。

「旧記雑録後編卷三三所収『朝鮮日々記』」に、この時

又八郎忠恒の供の家の名が列記されているが、その筆頭の中に町田久倍と共にそれまで鹿兒島の行政をあずかつていた義久の家老伊集院下野守入道抱節と比志島紀伊守国貞が居る。この兩人は義久が忠恒のために特に従属させた重臣であつたと思われる。なお伊集院幸侃の嗣子伊集院源次郎・入来院重時などもおり、また前年病没した町田久倍の長男左京亮忠綱に代わつて、次男凶書頭久幸が名を列ねていることは注目したい。久幸は後年忠恒（家久）の家老となる。

第十四節 検地結果

文祿検地は秀吉が全国にわたつて施行した日本歴史上特筆に値するものであつた。田畠の測量は昔から地方的にはそれぞれの領主によつて行われていたが、秀吉が日本歴史上久しぶりに同じ尺度で全国の土地（田畠）を測量したのであつた。既に述べたように、町田久倍ら義久の重臣達が一応の準備をすませていた薩摩・大隅・日向諸県郡など島津支配の土地の本格的測量は、文祿三年（一五九四）七月、石田三成の家来達の薩摩派遣によつて実施された。これに対応して島津側では伊集院忠棟と阿多長寿院が当たり、文祿四年六月末には全部の測量を終わつた。

この測量で

秀吉の蔵入分（支配地）

始良郡加治木

一万石

石田三成の分

同清水など

六千三百余石

細川幽斎知行分

肝付郡高隈・細山田村など

三千五百余石

島津義久分

曾於郡・肝付郡・日向諸県郡など

十万石

島津義弘分

鹿児島郡・日置郡・薩摩郡など

十万石

伊集院忠棟分

日向諸県郡・都之城・財部

八万石余

島津以久分

種子島外

一万石

給人領（家来達への配分高）

二十六万六千五百三十三石

社寺領

三千石

総計五十七万八千七百三十三石

これが島津氏の所領と決定された。

これをわかりやすく今日にあてはめるなら、鹿児島島

内の会社の持ち株を新たに決め、各会社は配当金をそれぞれ株主に納得せしめ、従業員は新しい月給額が言い渡される、ということにもなるのか。

朝鮮在陣の諸士も、故郷妻子の生活につながるこの検地の結果に無関心ではあり得なかった。それについては鹿児島島の島津政府側から、戦陣将士の心配のないよう連絡通知は、こまかくなされているが、この領地測量結果による領主への配分問題が当然起こって来て、その解決のため文禄四年四月、義弘に帰朝命令が達せられた。

義弘は息子の忠恒（十八代家久）を代理として後事を託し、六月五日足かけ五年ぶりに大阪に帰着した。

これより先、文禄三年夏に義久は上洛していたので、義弘をまじえ、石田三成と三者で国許の知行地について所替えや割当高の大綱が決定された。

種子島を長年にわたって支配してきた種子島氏が知覧に所替となり、そのあとには島津以（幸また征）久が領主となったことは既にしるしたが、根占地方のこれまた島津氏よりも古い領主であった祢寝重張は日置郡の小村吉利の領主に、都之城を長年にわたって支配してきた北郷氏は宮之城に移された。当主北郷讃岐守忠虎は文禄三年七月再度朝鮮に渡り、巨濟島の島津陣にあったが、その年十二月十四日三十九歳で病没した。父の時久入道一

雲は秀吉に最後まで降ろうとしなかった豪雄の土で、當時まだ健在であったが、跡は五歳の長千代丸が継ぎ、北郷氏からの人質として京都に在った時久の四男久次郎久村が名代として補佐することになった。久村は藺牟田・長野・中津川で三千石を給せられた。石田三成の下知であったという。北郷氏は都之城地方での総高は六万九千石であったというが、祁答院領主として三万七千石を与えられ、文禄四年（一五九五）八月二十六日宮之城に移っている。そしてそのあとには伊集院右衛門大夫忠棟入道幸侃が鹿屋の地頭から転じて北郷氏旧領以外をも含めて八万石を与えられた。

「新納忠元勲功記（旧記雑録後編卷三七）」では、三殿様（義久・義弘・忠恒）をはじめ、御一家衆・一所持衆その外地頭など諸士小身に至るまで所替えが命ぜられ、いずれも今までの知行よりも少なくなったのに、幸侃自身は大閤御朱印を以て、高八万石を拝領し、威勢を振う由であるが、これは幸侃が石田三成と談合し太閤へ申し上げてやったことであると述べている。

伊集院忠棟は、島津氏が秀吉へ降伏する前後から石田三成に取り入り、薩隅の本格的検地が文禄三年七月石田三成の家来達によって実施される当初から、特に秀吉の朱印状によって薩摩に下り、（当時京都に居た）、検地の

衝に当たるよう命ぜられたのであった。義弘をわざわざ朝鮮から呼び戻し、義久、義弘、三成三人による国許の所替など仕置の案は既に石田・伊集院の合議によって出来上っており、義弘を交えての決定はその実施をスムーズに行うための手段であったと思われる。

第十五節 義久の居城大口に定む

文禄三年（一五九四）甲午三月、久倍は京都詰めを命ぜられ、夫人と家来を引率して上京し、亀寿姫の保護に当たるかたわら、その夏上京した義久の相談相手になる。新納忠元もこの年四月十二日大口を發し、日向細島から海路京都に至り、これから二カ年滞京する。

文禄四年三月ごろ京都に詰めている新納忠元・町田久倍・本田下野入道三省・吉田美作守らが朝鮮在陣の義弘に進物を送って陣中見舞をしたところ、三省・忠元・存松当分の義弘からの親書を貰ったことが「新納忠元勲功記」に見える。

「存松」は久倍の入道名で、義久が秀吉に降参するため川内に行く途中伊集院の雪窓院で剃髪して伯圀と号したが、久倍もこの時に一緒に頭を剃って存松と名乗ったという（町田家正統系図）。本田三省は亀寿姫の保護者として久倍の前任者である。

文禄検地による国許の所領替えは石田三成・伊集院幸侃（忠棟）らの原案で決まり、久倍や新納忠元ら在京老臣らはほとんどあずかり知らぬうちに実施がすすめられた。義弘は三者会談を終えて文禄四年七月京を立ち、足掛け五年ぶりに居城栗野に帰ったが、所領替えによって同年末栗野を去って帖佐の館に移った。館跡は今もほぼ昔の面影を残している。新納忠元は文禄五年（慶長元）四月帰国の途についていたが、既に前年大口地頭から入来院地頭に移されていたので、孫の忠光が待つ入来院の清敷に向かった。

義久は義弘より少し遅れて文禄四年九月京を離れた。彼の居城は秀吉政権によって大口城と指定されたようである。それで忠元が入来に移され、大口城の修理工事などが為されたらしい。しかし彼は大口に住もうとせず、隼人町の富隈を居所とした。

「秀吉公命じて大守の居城を大口に定む。然りといえども大守これに移居するを欲せず、宅地を富隈に占めて移る。存松をして大口城代となす。」と「旧記雑録」の町田存松譜中はいう。更につづけて所領石谷を移して市山を与え、更にこれに一之宮村と長羽村を加えたと記している。

「町田氏正統系図」も

同四年に^ニ義久公賜薩之大口、為一所地

としているが、一所地とは所有地のことで、久倍はそれまで領地として支配していた祖先伝来の石谷の地を再び離れ、かつて地頭として治めた市山に移り、大口城代として大口の治政にあずかることになったのである。

久倍はしかしまだ京都を離れることができない。けれども大口は薩摩にとつては国境の要衝であり、その守りはゆるがせにすることは出来ない。久倍に代わって弟の源左衛門久政が地頭代という資格を与えられて大口に移ったことが「本藩人物誌」に記されている。久政はこの後慶長二年（一五九七）地頭代として大口の兵を引率して朝鮮に渡る。そして「一番（壱）船破れ」の海戦で戦死することは後述する。

第十六節 明国再征

明国との講和話が少しずつ進展し、文禄五年（一五九六）になると明国の使節が来朝するというので、秀吉は我が方の威勢を示すためにまた在国の諸侯を京都に召集した。義弘は文禄四年十二月帖佐を立つて京都に向かい、富隈の義久も明けて正月には上京した。

しかしこの講和については小西行長と明側の沈惟敬との間からくりがあつたらしく、それをうすうす感づ

た明国の正使李宗城は釜山まで来ていたのに、文禄五年

二月出奔した。そこで明側は副使の楊方亨を正使に、沈を副使に任命した。あれやこれやで明使が来朝したのはこの年の六月になった。

七月十二日、京坂地方大地震、讒言ざんげんによつて朝鮮から引き戻され、伏見に蟄居ちぢこもさせられていた加藤清正が第一番に伏見城に駆けつけ、秀吉を護り、その疑を晴らしたという「地震加藤」の逸話の出たときである。

九月、大阪城で行われた明使との会議は、有名な明国の書状「秀吉を日本国王に封ずる」の一句で秀吉の激怒を買い、明国再征の命が下される。

この年、すなわち文禄五年十月二十七日を以て慶長元年と改元になるが、島津に対しては十二月五日、総人数一万二四三三人の出兵が命ぜられた。

島津義弘は慶長二年（一五九七）三月二十八日川内川口久見崎を發して朝鮮に向かった。日本の再出軍に対し、明国もまた朝鮮に対する増援軍を出し、特に李舜臣の率いる朝鮮海軍の活動がわが海上輸送路をおびやかしたので、日本軍は朝鮮地方の守備という消極策をとるほかなかつた。

翌慶長三年、自ら朝鮮に渡つて全軍を指揮するとま
で言いだした秀吉は、その年八月十八日、数え年六十三

歳を以て薨じた。

第十七節 番(蛮) 戦破れ

秀吉が薨ずると朝鮮の日本軍は帰国することとなった。しかし明軍二十万が南下し、日本軍は動きがとれない。同年十月一日泗川新塞城において島津軍一万は敵八万を倒し明国の陸軍はそのため京城まで遁走し朝鮮に敵兵を見ずといわれている。そこでようやく日本軍はそれぞれ帰国の準備をして南鮮の陣地から引き揚げることになった。

「義弘公御譜中（旧記雑録後編卷四三）」などによると、小西行長・大村新八郎・有馬修理大夫・五島孫右衛門・松浦式部郷法師の五大名が順天から引き揚げようとしているところを、明国及び朝鮮の海軍部隊が、秀吉の死によつて日本軍引き揚げの事実を探知し、今こそ倭人（日本軍）をせん滅するの時であるとして、全軍を挙げて順天海口に殺到した。右の五大将御引取り成され候事成り難くなつたので、寺沢志摩守・立花左近将監・宗對島守・それに島津義弘・忠恒父子が協議したが、これを見捨てて我らばかり帰国するというのは日本国の末代までの恥であるとして、南海島というところに発向して明と高麗連合水軍の攻撃に当たることになった。いま韓国

ソウルに韓国を救った英雄として銅像のある李舜臣、日本の水軍は彼のためにしばしば九州と朝鮮との海路を断たれ、日本軍からすれば最大の敵であった。故に彼は広く海軍戦史上からも名提督といわれている。

明国水路提督陳璘は陸兵五千水兵三千を率い、副総兵陳璘・鄧子竜・遊撃將軍馬文煥・李金・張良相、その兵一万三千人、戦艦数百艘を以て日本軍の帰路を断とうとした。

敵艦隊の出撃を阻止しようとして出撃しつづつあった島津軍は、十一月十八日黎明、朝霧の中に敵艦隊と相接し、両軍とも驚いた。敵の將軍鄧子竜は齡七十にして意氣軒昂、日本軍を滅すのはこの時にありと自ら壯士二百人を率いて、我が船隊に殴り込みをかける。我が兵また敵船に踊りこみ、子竜ら二百余人を撃殺するも味方の戦死五四人。舜臣は子竜を救わんとして力戦したが我が鉄砲に当たつて戦死する。その甥李莞、舜臣の死を秘して矢石犯して奮闘し、敵將陳璘・李金また大艦を進めて迫り、義弘の乗船既に危うく、敵が熊手を打掛けて引き寄せようとするとところを、種子島久時と川上四郎兵衛久兄そのほか二、三人が鉄砲で打ち払ったが、なおも追いかけてきてどうなることかと周りの味方の船もかたずをのんで、見る所に、町田源左衛門久政・阿多源六忠次・伊

集院治部左衛門忠弦・奥民部左エ門・井尻八郎・竹内宮内左エ門・猿渡兵部左エ門・山口源五左エ門・大川平原太左エ門・久富木佐吉、以上十三人が十二端帆の船一そうに乗り、敵船に乗り移つて散々に戦つた。しかし多勢に無勢、一人も残らず戦死する。この間に義弘の船は虎口を逃れた。

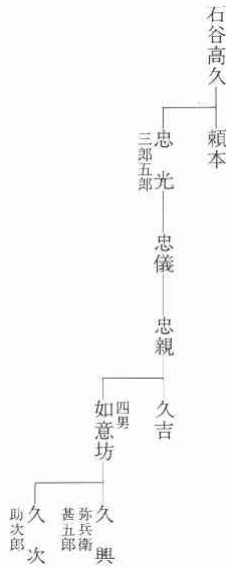
義弘は生死を救つたこれらの勇士の働きに感激し、町田久政の子伊賀守久則に、父の勲功分として百石を与えている。久則は庄内合戦の所で述べるが、山田城攻撃の際銃丸に喉をやられながら敵の勇兵黒木越前を討ち取つたその人である。後関ヶ原戦に参加、光久の家老となる。源左衛門は久倍の実弟であるから既に中年以上の年齢ではあつただろう。

義弘の次子忠恒はこの時病にかかり、本拠の興善島に残つていた。父の苦戦を聞くや急いで五百余人を率いて救援におもむいた。そのため我が軍はようやく熊勢を立てなおし、敵方も李舜臣の戦死をはじめ手痛い打撃を受けたので、再び攻撃する氣力を失い、日本軍はかくしてはじめて海路の安全を得たのであつた。

この海戦を薩摩では「番戦破れ」といった。番は蛮で蛮船即ち外国船の意である。この戦で我が方は五百人を失つたといわれ朝鮮出兵で最も損害の多い戦であつた。

高所から見ると勝ったのであるが、島津軍は敗れたと受けとめた。町田一族の町田甚五郎久興もこの五百人の一人であり、彼の弟助次郎久次はこれより先慶長三年四月三日、泗川での戦で戦死している。十八歳であった（本藩人物誌）。

【町田久興系図】



第十八節 大口城代

久倍は「町田氏正統系図」によると、慶長元年からは伏見に在職とある。秀吉が伏見城に居たし、島津藩の屋敷も、人質の亀寿姫の住居も伏見にあったと思われる。

そして慶長三年戊戌に至って還国と記載されている。京都市東山区今熊野観音寺墓地の一角に、義久が亀寿姫の長年の苦勞に報いるために、彼女の没後の幸福を祈るために建てた逆修供養の大五輪塔がある。高さ二・七

尺。山川石であるからにはるばる薩摩の山川から運んだものである。この五輪塔の向かって左側に家老平田増宗が同じく姫の逆修供養のために建てた月輪塔がある。これに、「薩州住平田太郎左衛門尉増宗、慶長三年戊戌卯月下旬吉日」と彫つてある。

平田増宗は町田久倍の後任であるから、これからみて久倍は慶長三年（一五九八）の三月ごろには京を立つて帰国の途についたものと見ることが出来る。

帰国した久倍は「旧記雑録」で見ると山田越前入道・比志島紀伊守国貞・本田政親・阿多長寿院・新納忠元らと藩の国老として多忙を極め、城代家老として大口城に入り、思い出の多い市山の地を踏んだのは年があげて慶長四年になつてからであった。

かくて島津義弘らは十二月六日対馬に到着、同十日博多に着いて毛利輝元・石田三成・浅野長政らの迎えを受け、同二十四日忠恒は伏見に、義弘も二十九日伏見に至つて五大老に謁した。

慶長四年正月九日、五大老の名を以て忠恒に対し、出水郡など秀吉直轄地、薩摩・大隅のあちこちにあった石田三成や細川幽斎の知行分合わせて五万石の土地が泗川及び南海付近の海戦の勲功として与えられ、なお忠恒に

は長光の刀一腰、義弘には正宗一腰が贈られた。(県史) ここで初めて薩摩・大隅二国に日向一郡を復することができた。

慶長四年二月二十日、義久は島津家重代の宝器を忠恒に与えたことが、忠恒から伊集院下野守久治に与えた手紙に(旧記雑録後編卷四四、慶長四年二月二十四日付)見える。これは島津氏の総領すなわちやがての大守の地位を忠恒に約束したことを意味するであろう。

なお同じく二月二十日付けで義弘は忠恒夫人となった亀寿姫に「幼少以来今まで在京したことは誠に以て御苦勞であつて、御家の御奉公何事かこれに如かんや」といつて伊集院谷口村(総高三千五百五十九石のうち三百四石八斗五升)及び串木野村、荒川村、羽島村などで合計五千石の地を与えた。

第十九節 庄内大乱

この年三月九日、忠恒は伊集院忠棟を伏見の自邸に招いて誅殺した。騒動となったが徳川家康が井伊直政をしてこれを治めさせた。しかし領地の庄内(都之城)にあつた長男の源次郎忠眞は翌年三月に至る大内乱をひき起こした。これも家康の斡旋で、忠眞の反乱の罪を許し、頼娃一万石の地を与えることでようやくついに

たのであつた。

石田三成は、秀吉の島津征伐以来忠棟と親しくしていたので、忠棟誅殺の報を聞いて大いに怒り、義久・義弘を激しく譴責した。当時義久は居城大隅富隈に居たので、閏三月一日、書状を以て詫び、また同月三日付けで、在郷の重臣新納武藏守忠元・鎌田出雲守政近・比志島紀伊守国貞・山田越前守有信・平田太郎左衛門増宗・種子島左近将監久時・伊集院下野守久治・町田出羽守久倍・樺山権左衛門久高・桂太郎兵衛忠訪は連署して、在京の家老伊勢兵部少輔貞昌に当てて、今度幸侃(忠棟の入道名)御成敗に就いては石田治部様が御腹立ちの由であるが、幸侃の罪科についてはかねがね治部様も御承知のはずで、きつとそのうちお分りいただき、よいお知らせが来るものとお待ちしている。この旨を石田様に御披露いただきたい、との上申書を出している。

なお、同じく三日付けで新納武藏入道為舟(忠元)・相

良新右衛門尉長辰・比志島紀伊守国貞・鎌田出雲守政近・喜入大炊助久正・山田越前入道利安(有信)・休閒旅庵(新納長住)・平田太郎左衛門増宗・伊集院下野入道抱節(久治)・樺山権左衛門尉久高・町田出羽入道存松・桂太郎兵衛尉忠詮・北郷作左衛門尉三久・上井神五郎里兼らは起請文に連署して、今度幸侃御成敗に際しては

毛頭機密を他に洩らさないこと、伊集院忠真方へ内通しないことを誓いあった。(旧記雜録後編卷四四)

町田久倍はこの頃大口城に城代として居住していた。

慶長四年(一五九九)六月忠恒は帰国し、六月二十三日都之城の近く、伊集院忠真の支配する山田町の山田城を攻めた。「北郷讚岐守忠能譜中」に、

「同年六月、(忠恒公)自ら薩隅日三州の大兵を率いて庄内に発向し、陣を東霧島に構えた。(北郷)作左衛門尉三久は長千代丸(後の忠能、時に拾歳)を伴ない、一族家臣数十騎を率いて宮之城を発し、東霧島に陣した。同年六月二十三日、島津中書忠豊(豊久)・新納武藏守忠元・入院又六重時・村尾源左衛門入道松清が山田城を攻めた。午前六時から昼十二時に至って城は陥ち、首数百級を得た。城主の長崎久兵衛尉・加番中村与左衛門尉は大手口で戦死した。」とある。

「町田図書頭久幸譜中」は、慶長四年己亥六月二十三日、大守羽林忠恒公大軍に將として、伊集院源次郎忠真の山田の城を攻め落した。時に久幸は大口衆を率いて自ら城内に突入し、戦功を立てた。久幸の軍では町田新介・木場民部左衛門以下戦死した者が多かった、と述べている。父の久倍は年とっていたからでもあろうか、子の久幸が大口の人々を率いて出陣している。

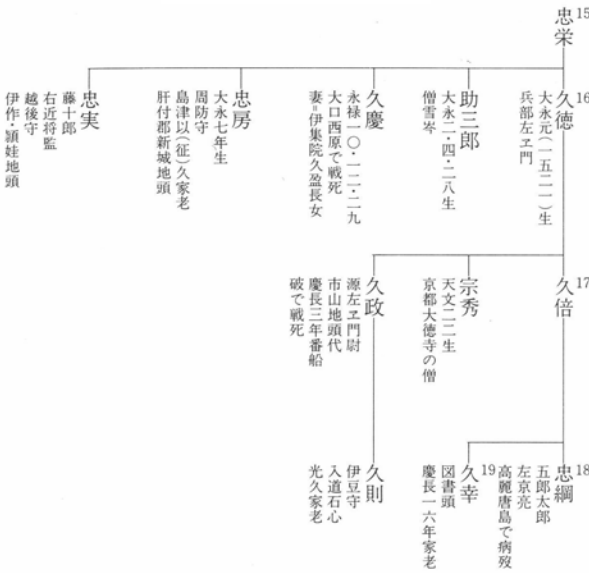
なおこの時の戦で町田源左衛門久正の子久則は、鉄砲にあたって喉下に疵を受け、退くところに城兵の一人が勇戦して来た。久則は疵を蒙っていたものの、これに屈せず戦を挑み遂に敵の首を取ったが、あとで聞いたところ黒木越前という勇名の士であった。(町田伊賀守久則譜中)

久則はこの後関ヶ原戦に参加し、新納旅庵らと退路を共にした。

第二十節 存松示寂

慶長五年六月ごろから京都・大阪は騒然たる情勢となる。関ヶ原戦争開始の前夜である。朝鮮から引き揚げて以来ずっとこの地に滞留していた島津義弘は、家康に味方して伏見城に入ろうとしたが、城主島井元忠が拒否した。義弘の妻も、その息子島津氏十八代忠恒(家久)の正妻で、義弘の末女である亀寿姫も人質として大阪城に居た。義弘は手兵二百を率いて石田方に参加せざるを得なかった。義弘はそのように腹を決めたあと、忠恒やその老臣達に国許からの増援兵と兵糧をしきりに催促している。しかし、朝鮮戦争から庄内戦に及ぶ兵乱のため、人馬ともに疲れ果てた島津政府にとってはそれはほとんど不可能なことであった。結局、藩の命令でなく、それ

【町田氏系図 (4)】



それぞれの自由意志によって上京する者があって、関ヶ原戦の時は、阿多良寿院・中馬大藏・山田昌巖らが参加して、その勢一千騎となったという。
 新納旅庵・本田親貞・町田久則・川上忠兄らは、この頃既に在京していたようである。「称名墓志」は、「慶長四年十二月京都に行き」と書いている。どういう用向きであったか詳細はわからない。

「町田家正統系図」も慶長四年十二月大口城から大阪に行ったということを記すだけで、久倍に関する限り重大な行動であるのに何も語らない。そして直ちに次に、同五年^庚八月二十一日、久倍二夫人に大阪城に事^{つか}えて疾^{やま}ありと記す。

義弘(維新)が国許の忠恒当ての八月十六日の手紙に「旧記雑録後編卷四九」、久倍の病気が悪く、大阪城の夫人の側に居て諸用を取りしきる者がいないから、後任者を決めてくれというのがある。関ヶ原に向けて行軍中で、明日は美濃の垂井と申す所え陣替りしようという時の発信である。そしてその垂井から吉田美作^{みまさか}守当ての手紙に(八月二十一日付)「存松下向」について、当時大阪方の奉行である増田右衛門尉への交渉を依頼しているから、義弘は久倍の病気を心配して、帰国療養を命じたことがわかる。

久倍が大阪城に二夫人に仕えたとの先の記事はこういうことであろう。徳川討伐の軍を挙げると石田三成らは、西軍諸将の人質を大阪城に監禁した。義弘夫人・忠恒夫人の二人もまたその例に洩れなかった。久倍はその御用勤めとして大阪城に居たのである。後日この二夫人は義弘が関ヶ原敗戦後泉州境を發して帰国する時、大阪城の脱出に成功して行を共にすることができた。

久倍は天下分け目の戦が近日に迫り、島津家の浮沈もまた睫しようちく目の間にある慶長五年八月郷国に向かつて、動乱のつぼと化した大阪を後にした。彼は八月二十八日ようやく播州明石まで行ったがここでその生命は燃え尽きた。火葬に付して遺骨は大口の市山小苗代の永福寺に葬った。ここは彼がその母梅林妙鏡大姉を市山地頭在任中に葬った所であり、久倍は母の墓に並んで埋葬されたのである。

法名惟山宗逢居士。石塔には「惟山居士」の四字のみを記している。

久倍六代の孫町田監物久甫ととは、安永元年（一七七二）一月から同五年一月まで四力年大口地頭を勤めた。その孫久視は文化九年（一八一〇）に、その祖石谷出羽守高久が伊集院熙久のために暗殺された場所、伊集院妙円寺山門前に高久の墓を建てたことは既述したが、その翌年には市山永福寺墓地に眠る久倍の墓前に追悼の碑を建てている。読み易いように書き下しにして紹介しよう。

大口郷の先螢けい（先祖の墓）を修するの碑

余が九世の祖（久倍の長男忠綱―朝鮮役で病死―を一代に数えている）町田久倍存松法名惟山宗逢居士及び其の姉へい梅林妙鏡大姉の二基は菱刈郡大口の小苗代村永福寺に在り。始め永禄中存松は市山城に居り、相良、菱刈の

賊たてと闘たたかう。敵兵有田源四郎を鎗刺し、首級を獲えたり。其の鎗かつて永福寺に、今は我家に藏す。存松御家老職を押し鹿兒島に遷り、町田久吉をして市山を成まもらしむ。文禄中豊大閣大守貴明をして新たに大口に城を築まもき之に居らしむ。而して公欲せず、存松に大口を賜う。且つ一新地となし公に代わつて守る。時に存松国藩政に当たり、京都に來往し、未だ寧處するに違いとまあらず。慶長四年始めて大口城に就く。今歳十二月又京に如ゆく。翌五年病有り、將に西歸せんとして秋八月二十九日播州赤石あかしに死す。永福寺に歸葬す。八世祖町田図書頭久幸職を郷の長羽村に襲い、未だ幾はくならずして後、薩の伊作地頭に鎮す。寛政八年永福寺火災木主（位牌）に及ぶ。是こゝにおいて重ねて木主を設け、且つ二基を繚めぐすに石欄を以てし、金若干を永福寺に施し、世よ以て酒掃の用に供す。因つて碑に勒うし不泯びんに垂ると云う。

文化十年癸酉八月廿八日

石谷邑主町田久視謹誌

ところで明治初年の廃仏毀釈の後、永福寺跡も荒れるにまかせられ、墓地もまた荒廃した。昭和五年町田豊千代がこれを嘆き、境域を修理して碑を立てた。

郷土ニ於ケル偉人ノ歴史ヲ調査シ、其ノ遺跡ヲ保存シ以テ後世子孫ノ教育ニ資シ郷土愛護ノ涵養ニ益セントス。

滋二町田出羽守ノ史蹟煙滅センコトヲ恐レ、其ノ境域ノ修理ヲ計リ、今ヤ其ノ功竣成セルヲ以テ記念ノ爲此ノ碑ヲ建設ス。

昭和五年十月十九日 町田豊千代記

町田豊千代は町田監物久視の次男郷兵衛実宝の孫で慶応三年（一八六七）十月生、町田同族会社の社長。

第十三章 島津藩

第一節 関ヶ原敗戦

慶長五年（一六〇〇）九月十五日午前八時ごろから始まった濃州関ヶ原における天下分目の大合戦は、日本歴史上あまりにも有名で、一地方史であるこの郷土史で詳しく述べる必要はないだろう。この合戦に参加した伊集院出身者はほとんど居ない。本田吉藏親純が十六歳で義弘の小姓として従軍し、慶長五年十月十日付の義弘の感状を貰い、五十石の知行を与えられている。（本田家系図、旧記雑録後編卷五〇）。もう一人、関ヶ原戦従軍者として先に述べた町田伊賀守久則入道石心が居る。

町田久則は既に述べたように、出羽守久倍の弟久政の長子で、久政が朝鮮南海で戦死したのでその恩賞として

百石の加増を受けた。彼が庄内合戦に出陣して黒木越前という勇士を討ち取ったことも既述した。彼は関ヶ原合戦退去の時、主君義弘公を見失い、長谷場織部・川上休右衛門・伊集院弥平左衛門・本田主水佐・三原七左衛門・白浜三四郎・新納旅庵・喜入撰津守・新納新八郎と十人、京都へ出て近衛様を頼んだところ、三輪山大先達前官より銀子一貫目を借りて下さったので、そのお金で十人とも無事帰国した、と「本藩人物誌」に記されている。

伊賀守久則が関ヶ原退路を共にした新納旅庵について「新納旅庵譜中（旧記雑録後編卷五〇）」の記すところをみると、関ヶ原戦の最中筑前中納言（小早川秀秋）の裏切りによって西軍が敗れ散乱した際、義弘公の旗本はどこへ行ったかわからなくなってしまった。喜入撰津守・入来院又六・本田助之丞・同勝吉・押川江（強）兵衛・同喜左衛門・五代舍人以下士卒ほとんど三百人ばかりが馬を下りて伊吹山の麓に屯集し、いずれの敵と戦って死のうか、又は歩卒に首を斬られるか共に切腹するかと、紛紛として評議がまだ決まらないうちに、忽然として長曾我部殿の使番一騎が馳せ来たつて言うには、島津兵庫頭殿は伊勢路に向かって已に退去されたぞ、諸士も直ちにこの所をさられたがよいと。そこでその指導によって北近江路を経て十八日に鞍馬に至った。それから二人

あるいは三人ずつ組んで忍んで京都に出た。

伊賀守久則もこの中におり、琵琶湖の北を回り、湖西の山路を南下して京都市の北郊鞍馬山麓に辿りついたのであろう。入来院又六重時は北近江に脱出する以前と思われるが、敵に囲まれて従者七人とも戦死している。なお旅庵は喜入撰津と京都に出たところを家康の臣山口勘兵衛の率いる五百人ほどの隊に旅宿を囲まれて、捕らえられ、本田助之丞親貞父子もまた同様であった。彼らは取り調べに当たって国許の義久及び忠恒が今度の事件に関係のないこと、及び義弘は家康に味方する考えで、伏見城に私（新納旅庵）を遣わして、城将の鳥居元忠と共に城を守ろうではないかと申し込んだのであったが、元忠は前から知り合いの私に会おうともせず入城を拒絶した。義弘公の奥様も大阪城に人質になっているし、東軍に味方しようとしても拒絶され、島津が石田方については止むを得なかったのだ、と陳弁これ努めた。彼らをつ縛した山口勘兵衛は、前年末から家康の命を受け、庄内乱の和睦斡旋に薩摩にも下って尽力し、島津藩家老の新納旅庵・喜入撰津とは恐らく旧知の間柄である人物であった。旅庵らの陳弁はその後の徳川の対島津策に島津側を有利な立場に立たしめたと言つてよい。勿論彼らは許されて後に帰国した。

第二節 妙円寺詣り

関ヶ原敗戦を語るについては旧伊集院郷の松元町史として「妙円寺詣り」を他所に譲るわけにはゆかぬ。関ヶ原合戦での立役者の一人であった島津義弘は、伊集院妙円寺を自分の菩提寺に指定し、生前京都から仏師康巖を招いて自分の肖像を彫刻させ、それを生きている義弘と思つて弔うよう指示し、五百石を妙円寺に与えた。その木像を生きている義弘として取り扱ったことは、天保六年（一八三五）妙円寺が焼失し、その木像を雪窓院（伊集院町本通りの西方突当たり、トンネル入口付近にあつた。義弘の母、即ち島津貴久夫人の菩提寺）に一時安置し、妙円寺再興の後再び移管したが、その行列は当時の大名行列のミニ形式を取っている（筆者所有行列次第書き）ことや、伊集院町文化財に指定されている松崎勘助（幕末伊集院郷組頭）の日記に見るように、元旦には伊集院郷士の許された者は、城下士が鶴丸城に城主に元旦拝賀をなすと同じ作法で、妙円寺の義弘の木像に拝賀していることで察知されよう。そして藩政時代は、鹿児島城下士が、関ヶ原苦闘の先輩の体験を、平和時にも追体験して心身を鍛えようと、義弘公の墓（鹿児島市玉童高校の後方福昌寺墓地にある）には詣でずに、生きた義弘

公と目する妙円寺の木像を拜すべく、わざわざ五里（二〇キロ）の道を夜中武装して、お詣りしたのであったが、連綿今にその行事は続いて、旧暦九月十四日、関ヶ原戦前夜に、今は徳重神社（明治二年廃仏毀釈によって妙円寺は毀却され、その金堂を神殿として件の木像を御神体として、土地の名を取って徳重神社となった）の御神体となつてゐる義弘公の木像にお詣りする「妙円寺詣り」が行われている。鹿児島市内をはじめ、近郊の学校の児童生徒が隊を組んで神社の御神体を拜みに来る行事というのは日本国中他にその例を見ないだろう。

第三節 島津の外交

ところで、戦に勝つた徳川は、勝利者として、そして政權把握者としての戦後処理を行った。敵方の策謀首腦者と見なされた石田・小西・安国寺は京都六条河原で斬首され、その首は、自殺した長束政家の首とともにさらされた。毛利は一戦も交えずして百二十万石から防長三十六万石に減封され、会津の上杉も、名門の故をもつて百二十万石が、米沢に移され四分の一の三十万石を許された。土佐の長曾我部も二十万石が没収されて追放、ともかく徳川に対して反抗若しくは形勢觀望で態度をはっきりしなかつた諸大名はその後数カ年のうちに約九十

家、六百四十万石が取り潰され、豊臣秀頼は大阪城に居るものの六十五万石の平ひら大名におとされた。徳川氏の勢威は日に揚がつていった。（中央公論社版日本歴史「江戸開府」）

そのような形勢の中で、家康一統が最も手を焼いたのは島津であった。

西軍に味方して、後家康に降つた者はことごとく膝を屈して家康の前にひれ伏し、臣下の礼をとつた。ただひとり島津のみが音沙汰なしである。家康の腹臣本多佐渡守・山口勘兵衛尉直友らは、たまたま捕えた新納旅庵・本田助之丞に言いふくめて、義久か忠恒か、二人一緒に来れないならそのうち一人を至急上洛させて家康に謝罪するよう努力することを命じ、その旨をしるした井伊直政の手紙を持たして、慶長五年十月末、本田助之丞に徳川の家臣和久甚兵衛尉をつけて鹿児島に下した。福島正則・黒田長政らも手紙でしきりに謝罪のための上洛を島津に促している。

薩摩の方では義弘が西軍に味方したのは事情如何とし難かつたことをこれ陳弁すると共に、義弘自身は桜島に蟄居して謝罪の意をあらわしており、義久は老齡かつ病氣勝ちで上洛の旅は難しく、忠恒は肥後の加藤が薩摩の北辺をうかがい、且つ日向の伊東の家臣らが国境地帯

で島津領への侵攻を企て、既に兵乱が起こっているの
で、今すぐは上洛しかねると返答している。実際、義弘
が関ヶ原の帰途日向細島に着いて、東諸県郡八代村を経
て鹿児島に向かうところを、伊東の臣稲津掃部が兵を興
して義弘を討ち取ろうとし、その騒乱はその年の暮まで
続いた。それによつて島津方は東部国境警備の必要を痛
感し、慶長五年の暮に内山村に天ヶ城を築き、家老比志
島紀伊守国貞を城主兼地頭に任命して高岡郷を創設し
た。住民は加世田・多布施・伊作・伊集院・加治木・国
分・川内などから強制移住させた。伊集院からは八十四
家が移住し、それは高岡への全移住者の一割以上を占
め、その保有石高は高岡郷一万三千石の三分の一の三千
六百七十九石に及んだ。

肥後の動きには神経をとがらし、新納忠元を同年十二
月末に再び大口地頭に任命して北辺の衝りを固めた。忠
元が「肥後の加藤が来るならば、煙硝着に弾丸会釈……」
の有名な数え歌を作つて士民に唄わせ、士気を鼓舞した
のはこの時である。

島津の当主が上洛して家康に臣下の礼を取つた証拠を
実際に天下に示さない限り、徳川の威信は完全ではな
い。島津は言を左右にしてなかなか上洛しようとしな
い。その無礼を責めて軍を起こして討とうとしても、薩

摩はあまりにも辺境である。関ヶ原には勝つたとはいえ
豊臣家はまだ健在であり、乱を願う西軍の遺臣達は天下
に充滿している。それに朝鮮における赫々たる戦功、関
ヶ原退口の武者振り、たとえ薩摩に攻め入つても彼を屈
せしめることは容易でない。何とかだましすかして、島
津に形ばかりでも謝罪の礼を、それも出来るだけ早くと
らせたい、というのが徳川方の腹であつたらう。そして
その腹を島津は見取つていたと思われる。

慶長六年八月、家老鎌田政近は先に帰国した本田助之
丞・新納旅庵と共に上洛し、「伏見に家康に謁し、二十
四日に至つて始めて本田正信・山口直友は義弘・忠恒の
赦免及び領国の安堵を告げ来り、十月鎌田政近は和久甚
兵衛を伴ひ帰つた。」（県史第一巻七九九頁）

関ヶ原戦争からは既に一年を経過していた。島津の首
脳はまだ謝罪にやつて来ない。徳川は遂に折れて島津氏
の反抗の罪は問わないことにし、薩摩・大隅・日向諸県
郡の領地はもとのままとすることを通告し、島津氏がそ
の恩を謝するため上洛するように仕向けざるを得なかつ
たのである。しかし島津は口頭だけでなく、はっきりし
た家康自身の書き付けを要望した。

家康は慶長七年四月、島津氏に対して領地の安堵状を
与え、且つ義弘に対しては何等の処罰もしないことを約

束して義久の上洛を促した。義久に代わって忠恒が家康に謁するために鹿兒島を出発したのは同年八月になってからで、兵庫に着いたのは十月、江戸から伏見に上つてきた家康に会つたのは十二月二十八日で、関ヶ原戦からは二カ年三カ月の後であつた。

徳川氏にとつてはこれで行く関ヶ原戦争のあと始末の全部を完了することができたのであつた。徳川方としては島津に対しては一指も染めることができなかったのである。戦には負けたが戦後処理においては島津外交の勝利であつた。

第四節 島津藩の成立

関ヶ原戦後、秀吉亡きあと秀頼が成長するまで天下の政治を預かることになつていた五大老のうち、前田利家は慶長四年に没し、毛利輝元・浮田秀家・上杉景勝は石田三成に味方して失脚し、政治の実権は徳川家康一人の手に帰し、もはや徳川氏と対抗し得るような勢力は存在しない。

家康は慶長七年十二月二十八日、伏見城において島津忠恒の口頭による陳謝を以て島津氏を無罪放免とし、関ヶ原戦争の後始末を終えた後、翌八年（一六〇三）二月十二日朝廷から征夷大將軍に任ぜられた。六十二歳で

あつた。

家康は江戸に幕府を開き、諸大名に命じて江戸城外の埋立工事を行い、町場を拡大すると共に諸大名の屋敷を作らせ、將軍のお膝元として大阪・京都に劣らぬ都会造りに努めたが、二年後將軍職を秀忠に譲り、自らは駿府城（静岡市）を改装してここを隠居所にした。

慶長十六年、豊臣秀頼に対しては最も忠節心の厚い加藤清正が亡くなつた（享年五〇歳）。慶長十八年浅野幸長が死に、慶長十九年になると方廣寺の鐘銘などで江戸大阪の関係は悪化する。

家康は同年十月大阪城の攻撃を命ずる。秀頼は島津家久（慶長七年十二月家久に面会した時、忠恒は家康の家の字を貰つて家久と改名した。）に書を送つて救援を求めたが、島津側は先年の関ヶ原での奮戦を以て豊臣家に対する恩義には報いたものとしてその要求を断つた。福島正則も応じなかつた。片桐且元は大阪城から追放されていた。当時の大名で大阪方に味方する者は一人もなく、真田幸村など浪人達の寄り集まりであつたが、名城大阪の守りは強く、冬の陣は結局講和ということになる。しかし外堀を埋められての翌二十年（一六一五）五月の夏の陣は、秀頼、淀君の自殺によつて大阪落城、豊臣氏の滅亡ということで終わりを告げ、これより実質的

な徳川時代が始まる。

三代将軍家光の時代になると徳川政権の基礎は確立し、寛永十四年（一六三七）十一月の島原之乱以後文久三年（一八六三）の薩英戦争に至るまで、日本も、そして薩摩藩も戦争らしいものは経験せず、二百余年の間平和の日々が続いたのであった。

正保三年（一六四六）徳川幕府によって認定された島津藩の所有石高は次の通り。（県史第二巻）

薩摩国	全部	三十一万五千五百石
大隅国	全部	十七万八百三十三石
日向国	諸県郡	十二万二千四百石
琉球国	全部	十二万三千七百七十石
合計		七十二万九千五百七十六石

島津藩は慶長十四年幕府の許可を得て琉球を征し、これを附属国とし、鎖国になった後も、表向きは明国と琉球国との貿易ということにして、中国との貿易の利を得ることができた。

この外に日向佐土原がある。島津豊久が関ヶ原戦で伯父義弘の身代りとなって討死した後、佐土原は家康に没収されたが、慶長八年にまた島津氏に還された。

永禄四年（一五六一）始良郡福山町の廻城合戦で戦死した島津貴久の弟忠将の長子を以（征）久といった。

以久は文禄検地後の所領替えて種子島領主となったが、秀吉没後の慶長四年三月、種子島は元通り種子島氏が復帰し、以久は垂水一万一千六百石の領主となった。家久は幕府から返された日向佐土原を以（征）久に与える、佐土原は三万石である。

佐土原領主に転じた以久の長子彰久は朝鮮の役で陣没し、その子忠仍は垂水を領していた。慶長十四年以久は佐土原で逝去し、その跡は以久の次男忠興が継いだ。はじめの頃は佐土原藩は鹿児島島の島津藩の分領と見られていたが、後になって島津藩と同じく独立した徳川三百諸侯の一と見なされるようになる。

町田久倍の叔父町田周防守忠房は、島津忠将が廻城で戦没した後、幼少のその子以久の家老職を貴久から命ぜられる。天正六年十一月、日向根白坂合戦で大友勢を粉碎した時の以久の戦功は忠房の献策によるといわれている（町田氏正統系図）。忠房の子忠堯は以久の長子彰久の家老職となり、垂水新城の地頭となり、その子孫は忠仍よりはじまる垂水島津家の重臣となって幕末に至る。

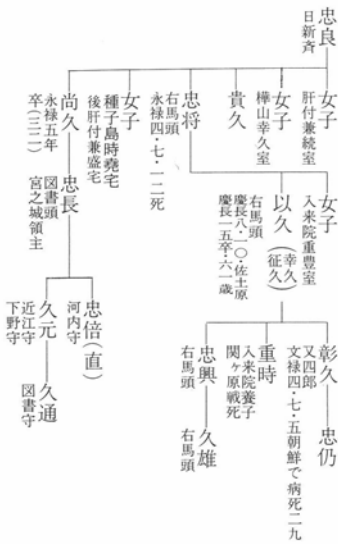
ついでにここで文禄検地によっての所領替、それは石田三成と伊集院忠棟とが協議して作った原案を、わざわざ義弘を朝鮮から呼び戻して、義久・義弘・石田三成の三者で合議決定したのとして発表、実施されたもので

あつたが、関ヶ原合戦前後の情勢の変転によって、再び大幅に改変された。

即ち、庄内合戦の結果、都之城八万石を領した伊集院氏が屈服し、伊集院忠真が頼娃一万石の地に移されると、そのあとには都之城を先祖代々領して、祁答院三万七千石に移された北郷忠能（父忠虎は文祿三年十二月初鮮巨濟島で戦死）が、祖宗からの旧地都之城・安永・高城・山之口・梅北・山田など四万一千石が与えられた。北郷氏は後に島津姓に復る。

貴久の三弟尚久の子忠長に、北郷忠能の去つたあとの

【宮之城家・佐土原家系図（據鹿兒島眞史別巻）】



祁答院に、揖宿郡の一部を合わせて一万一千石が与えられた。

第五節 行政組織

島津藩の藩政時代の行政組織、身分制度などについて述べなければならぬ。

徳川封建制度は身分制度の上に成り立っていた。すなわち士農工商である。

他藩では、武士は住民の六%を占めるに過ぎなかったが、島津藩では三〇%を越えた。理由は、島津氏が九州を制覇する頃たくさんの軍隊を必要としたが、秀吉に敗れて薩隅と日向の一部だけを領有するようになった後も、その兵隊をそのまま武士として残したからだといわれている。他藩では武士はほとんど城下に住んだが、薩藩では城下だけでは住みきれないので藩内各郷に分散定住させた。郷を外城といい、そこに住む武士達を「外城衆中」と呼んだが、天明四年（一七八四）に外城を「郷」、衆中を「郷士」と改めた。

島津一族で先に述べた垂水領主、宮之城領主の如く、あるいは重富家、日置家などの九家を「門家」として家格が最も高く、次に吉利を領した小松家・石谷を領した町田家などを「所持」、これに准ずる「所持格」、その下に

寄合、寄合並、小番、新番、小姓与などの家格が定められて住んだ。このような城下土と地方郷土とでは身分の差は大きく、地方郷土はめつたなことでは城下土と肩を並べることができなかった。

外城はよく百二外城と呼ばれるが、時代によって少しずつ差があり、一一三が普通とされる。このうち九二が藩直轄地で、地頭を置いて支配した。

地頭は郷の最高長官で、藩政時代の初期は任命された郷に赴任して地頭仮屋で政務を執つたが、泰平の時代が続くと後には鹿兒島城下の自宅に居て、任期中一、二回任地を巡視するぐらいで、任地の行政は「所三役」と呼ばれる役人達にまかせた。

地頭には一門家、あるいは一所持、一所持格など家格の高い者が任命され、この中には各種奉行など藩庁の役を兼任する者もあった。

地頭仮屋は、郷の中心である麓（府本）に置かれ、「所三役」は一名麓二役ともいうが、**嘜・組（互）頭・横目**の三役をいう。嘜は訛つて「アツケ」とも言うが、外城を郷と改称する前年の天明三年（一七八三）に「郷土年寄」と呼ぶことにした。この三役はいずれも同じ役に三人乃至五人が任命され、重要な問題が起つた時は合議

するが、かねては月番といつて一カ月交代で職務に当たつた。

嘜は、地頭が任地に赴任しない懸地頭になつてからは、郷の行政全般を取り仕切り、いまの町村長の役を務めた。

組頭は郷士を幾組かにわけ、その一組に二人若しくは三人が組頭に任せられ、郷士の風紀取り締まり・教育に当たり、郷士の日常生活が農商民の上に立つ者としてふさわしいものであるよう指導監督する責任と権限があつた。なお重要な職務として郷士の納税に関与した。

横目は郷の治安担当官で、警察・消防・検察・時には簡易裁判所の任務も行った。

この下に公文書関係、他郷との折衝、郷内の道路橋梁の管理など役場の総務課長のような仕事にも携わる「郡見廻」、あるいは普請見廻、竹木見廻、櫛楮見廻など、またその下に旅人掛、養蚕方掛、茶圓掛、寺社方掛、牛馬皮掛、宗門方掛など色々な掛があつた。

第六節 石高と人口

藩政時代の伊集院郷は次の二十九カ村で、**総廻**（**周**）は十九里半五町四十五間（三七、八三四）と記されている。村名の下に天明八年（一七八八）の「由緒再撰

調（有馬秀四氏蔵）に記載されている石高をしるす。

村名	石高
上谷口村	八六六 ^石 九 ^斗 三 ^升 七 ^合 六 ^勺
福山村	五四五三八二二
石谷村	六八九八二九六
入佐村	四八八〇七〇一
直木村	八五八三四五九
春山村	四五五二六三六
下谷口村	一、二九二五〇〇九
徳重村	六三六三七〇七
猪鹿倉村	二七八七五七四
清藤村	五八三九四一七
土橋村	四八七三七三一
竹之山村	二七八九五四四
中川村	三一六五五二四
麦生田村	七二四四一七五
郡村	一、〇四七一〇二四
大田村	八一四五七二四
飯牟礼村	四二一〇三〇六
古城村	二〇一四八七三
恋之原村	二七八四七六二

下神殿村	八二四 ^石 九 ^斗 八 ^升 〇 ^合 九 ^勺
上神殿村	七九三三六二七
桑波田村	二八二八九一八
野田村	四八五六〇六四
寺脇村	五三三九五八一
有屋田村	二八三九〇〇二
嶽村	五二五五八一
宮田村	一六一九九一六
苗代川村	二五七四〇〇二
神之川村	一九四四〇八九
計	一五、五九七四〇〇二

文祿の検地の結果豊臣秀吉が島津義弘に与えた土地のうち、伊集院村があるが、その石高は一万四千三百二十一石六升九合とある（県史料旧記雑録後編二—文祿四年（一五九五）六月廿九日）。

これを町田監物久視が地頭をしていた頃の文政八、九年（八年が一八二五）の伊集院郷の石高をみると一万六千二百八十八斗三升八合七才となっている。山野の開墾新田の造成が行われたからのことであろう。

この地域に住んでいた人口についてはわずかに前記天明八年（一七八八）の資料があるのみである。

種別 戸数 人口

御直士(郷士) 三五六 一、四八六

在郷(百姓) 四六三 七、八〇六

野町(町人) 五一 三二六

浦浜(漁民) 六 七三

苗代川 三三三 一、三五七

同心 一五 四一

神職 七 三五

寺門前 二九 一八三

出家 一三 三三

其他 二一 二一

計 一、二八三戸 一、三六〇

右のうち同心とは足輕のことで、安永九年(一七八八)七月同心と改めたが、寛政四年(一七九二)十二月にはまた足輕の称に復した。士分ではあるが、一般郷士よりは一級下の家格に見られていた。

寺門前は寺院の門前に住み、花線香を売ったり寺院の雑用に従事する者をいい、その他は下男下女らを含む。

徳川時代の初期は藩内人口の推移からみて、伊集院郷内では七、一〇〇程度の人口があつたものと推定されるが、徳川中期以後ともなるとこのように増加した。それから約百年たった明治十七年(一八八四)ごろの調査

と思われる「鹿児島地誌」では四、一三〇戸、一九、六五九人と記録され、二十九カ村がまだ上・中・下の三伊集院に抱撰されていた。昭和三十年十月一日の国勢調査を見ると、旧伊集院郷の人口は三二、九九〇人にふくれ上っている。

上の表が示すように、郷士は戸数では総戸数の三割近くを占めながら、人口では一割強に過ぎない。郷士は分家して別に一家を創立することは色々な条件があつて極めて困難であつた。子弟はあつぎの者以外は他家の養子になるか僧侶になるか、さもなければ生家で下男同様に過ごすほかなかつた。百姓は戸数の割に人口が多いのは一世帯の中に叔父叔母なども一緒に居る場合が多かつたことを示す。

第七節 直轄外の村々

伊集院郷は藩の直轄地であるというが、二十九カ村はすべて藩の直轄地ではなかつた。次にその村々について述べよう。

飯牟礼村

日置島津家七代の久健(石見また次郎左衛門)は、享保九年(一七二四)八月、知覧の西別府村(二七五石余)は遠いので、すぐ近くの飯牟礼村(当時四二八石余)と

取り替えて貰いたいと藩に願い出て、許可された。以来幕末まで飯牟礼村は日置島津領であった。久健の母は藩主光久の娘である。

嶽村

川内平佐領主北郷作左衛門久精の領地であつた水流丸・佳例川・高岡の鬼塚村の替地として、入来郷の久住村・中村・楠本村・及び嶽村が当てられ、万治二年（一六五九）以来北郷氏の領地となる。村内に藩の鹿倉（藩主の狩獵地）があり、これは伊集院郷土が管理者（行司役）に任命された。行政は伊集院地頭仮屋で行い、北郷家には租米を提供するだけであつたようである。

福山村・中川村

伊集院「由緒記」の記すところをわかり易く書けば、福山村は周囲二里半三町二間程（一〇キロ以上）。中川村と一緒に島津図書頭忠長（宮之城領主）が高麗陣（朝鮮出征）の際、戦功があつたので島津義弘が七千石の加増を与えたちにはいっており、その後その息子の下野守久元の代に、慶長十九年（一六一四）六月三十日以来ずっと領有するよう御命令があつて、開墾して田畑が増えてもそれは宮之城島津家が支配することになつてゐる。

福山には藩政時代小長崎神社の近くに居住して来た篠

原家がある。「松元町郷土史第一輯」に福山内門の阿弥陀堂のところで次のように書かれている。

福山の小長崎神社の東方約百餘ぐらゐのところにあつたもので、現在畑地になっておりますが、この阿弥陀如来は隣の篠原純香氏宅の屋敷内に祭られています。「伊集院由緒記」によりますと

福山村護庵

一 阿彌陀堂一字

島津図書殿家来
篠原稲右衛門

縁日 六月十五日

阿弥陀石座像 高サ 一尺五寸程

観音石座像 高サ 一尺程

苗代川御仮屋より卯辰式里半式町五十間

右由緒不詳

とあつて、篠原稲右衛門とは純香氏の先祖であります。純香氏の自宅の門の右側に築山があつて、その上に阿弥陀如来を安置し、傍に篠原家の氏神として小祠を建て御神体に石弾を祭っています。

ところで問題は篠原稲右衛門が「島津図書殿家来」であるということである。川内平佐の北郷氏の領地であつた嶽村の場合は、そこに住んでいた郷土達は伊集院郷土で北郷氏の家来ではなかつた。（但し郷土達にかかつて

くる租税は北郷氏の方に納付した。福山村は「鹿児島県地誌」で見ると士族戸数は十六戸である。明治初年に福山に居住していた郷士の戸数は十六戸か若しくはそれ以下であったろう。福山村のこの郷士達は伊集院郷士ではなく、宮之城領主島津図書頭の家来であった。であるから、春山や直木に住んでいた、すなわち藩直轄地の伊集院地頭の支配下にあつた郷士達は、あとで記すように元治元年（一八六四）十一月の長州征伐に際しては伊集院隊の一員として出征し、また戊辰の戦争（一八六八）にも外城三番隊に属して遠く北陸の地に転戦したが、福山の郷士は勿論石谷の郷士達も伊集院隊には参加しなかつたのである。

石谷村

石谷村は文禄四年（一五九五）領主、町田出羽守久倍が大口に移つたあとには藩直轄地として伊集院地頭の支配下に置かれたものと考えられ、慶長六年（一六〇一）町田久幸が伊作地頭に転補されたとき、町田家の由緒ある故地というので再び石谷を与えられてから町田氏の領地となるのである。

しかし町田氏の当主はほとんど城下の屋敷に住み、領地の石谷に居住したのは二十三代久東が元禄十四年（一七〇一）の末に隠居して住んだのが藩政時代でははじま

りで、歴代当主でこの地に定住する者はほとんどなかつた。

石谷についてはまた別に詳記する。

第八節 伊集院地頭

次に上記四力村以外の伊集院郷内二十五力村の直轄地を支配した行政長官の地頭はどういう人々であつたか見ることしよう。

地頭は領主的な性格を持つていたが、藩政時代に入ると地方行政官的色彩が強くなる。そのうへはじめは任地に任んでいたが、寛永ごろからは城下に任んで、任命された当初任地を視察するほか余程のことがないと任地にむくことはなかつた。これを掛持地頭といつた。地頭の任期はきまつていないが三、四年が普通のようなうである。

比志島紀伊国貞	慶長五年（一六〇〇）	家老	由緒記
島津下野守常久	慶長十六年	日置領主	日置郷土誌
町田出羽守久幸	同 十九年	家老	由緒記
敷根中務少輔立頼	同 元年（一六一六）	家老	町田氏
三原左衛門佐重庸	同 二年（一六二五）	家老	正統系図
頼娃左馬介久政	同 十六年（一六三九）	家老	由緒記
島津弾正大弼久慶	同 十九年頃	家老	本藩人物誌
	同 慶安二年（一六四九）	家老	由緒記
	同 四年	日置領主	本藩人物誌
		日吉町郷土誌	

島津図書頭久通	承応三年(一六五四) 寛文八年(一六六八) 同右	家老 宮之城領主	由緒記 本藩人物記
島津市正忠廣	延宝六年(一六七八) 同右	藩主家久五男 家老	由緒記
島津 ^{なつかき} 少輔久輝	延宝九年(一六八二) 同右	家久孫 家老	由緒記
島津甲斐守久武	貞享三年(一六八六) 同右	家老	由緒記
島津大学忠守	元禄七年 (一六九四)頃	市正忠次子 家老	由緒記
喜入又兵衛久亮	元禄十一年(一六九五) 同十四年	光久九男 鹿嶋領主家老	由緒記
島津図書頭久洪	正徳三年(一七二三) 享保六年(一七三九) 同右	家老	由緒記
島津内膳久兵	享保七年 同右	家老	由緒記
島津市大夫久雄	享保七年 同右	若年寄	由緒記
川上久馬	同十一年(一七三四) 同右	若年寄	由緒記
堀 四郎大夫興昌	元文三年(一七二八) 元文六年(一七四一) 同右	家老	由緒記
島津弥市郎久当	寛保三年(一七四三) 同右	日置領主次男 大目附	由緒記
新納次郎兵衛久品	宝暦年(一七五二) 同右	大目附	由緒記
川上式部久欽	同八年(一七五八) 同右	宮之城領主 家老	由緒記
島津図書頭久亮	同十一年(一七六六) 宝暦十二年正月 同十三年(一七六三)	藩主吉貴次男 垂水領主	由緒記
島津備中貴憐	安永三年(一七七四) 同右	若年寄	由緒記
河野八郎左衛門通古	安永五年正月 天明七年(一七八七) 天明七年二月 同右	寺社奉行	由緒記
島津大藏久丘	寛政三年(一七九二)月 同五年(一七九三)十月 同右	大番所預	由緒記
町田監物久甫	同八年(一七九六)一月 同右	家老	由緒記
穎娃左京久喬		家老	由緒記
二階堂兵部行光		家老	由緒記
山田 司 有義		家老	由緒記

高橋縫殿種史	同右 同九年五月	若年寄	由緒記
島津内膳	同右 同十年(一七九八)一月	家老	由緒記
島津 登 久兼	同右 文化六年(一八〇九)一月	若年寄	由緒記
北郷作左三門久珉	同右 文化六年三月 同十二年(一八一四)三月	若年寄	由緒記
町田監物久視	同右 文政元年(一八一八)	家老	由緒記
島津安房守久備	同右 同四年(一八二二)	但久視代理	町田氏正統系図
町田監物久視	同右 同五年	伊要録	伊集院郷土略系図
新納内藏久邦	同右 同六年	但久視代理	同右
町田監物久視	同右 同九年	同右	同右
島津但馬久風	同右 同十年(一八一七)	家老	同右
町田監物久視	同右 同十二年	久視代理	同右
島津縫殿久品	同右 同十年	若年寄	同右
小松帶刀清穆	同右 同七年	薩摩郡佐志領主	同右
島津縫殿久品	同右 天保三年(一八三二)	大目附	同右
樺山伊織久成	同右 同五年 同右 嘉永四年(一八五二)	再任	宮之城町郷土誌
菱刈李之助隆徹	文久三年(一八六三)	若年寄	由緒記
樺山四郎左衛門	元治元年(一八六四)	頃	筆者曾祖父手記
新納刑部	慶応二年(一八六六)	筆者祖父日記	
有川十右衛門	慶応三年末		

藩政時代の伊集院郷の地頭名と、その任期間と、地頭

を兼ねていた時の地位を書きあげた。まだ不充分ではあるがおおよそのことはわかる。伊集院郷は鹿兒島城下に近く、その西の関門にあたり、しかも伊作島津氏から出た藩政時代の島津氏にとっては始祖ともいべき貴人の、三州守護職として花開いた時の城下町であった。そのようなことから、伊集院地頭はほとんど藩の家老職の人物が兼任し、そうでなければ「若年寄」と書かれている。川上久馬以後ほとんどすべてがその後藩家老になる人物が当てられた。

幕末慶応の時代になるとこれまた時勢上、民政的地頭よりもむしろ軍政上の隊長に重きがおかれた。藩政時代最期の藩の地頭は、最早家老とか若年寄とか、家格あるいは地位は問題外となり、実力者を以て充てることになり、伊集院郷の地頭は伊集院郷士の坂木六郎が雇用された。

坂木六郎はかつて藩の練武館の教授であった、ということは藩内きつての剣道の達人ということになる。有馬新七の叔父にあたる。明治元年（慶応四年）伊集院地頭を命ぜられると同時に彼は郡山・市来・串木野の三郷の地頭をも兼務した。

地頭制度はしかし明治四年の廢藩置県によってその長い歴史を閉じた。

第十四章 郷士と農民

第一節 郷士の種類

郷士には高持士・一ヶ所士・無屋敷士の三種類があった。高持士は禄高を持つている土のことで、一ヶ所士は屋敷だけを与えられている土、無屋敷士とは住む屋敷すら公式には与えられていない土のことをいう。

薩藩では文禄の検地以後享保七年（一七二二）までに四回の土地調査を行って、田畑の一筆ごとの広さと収穫量を定めた。収穫量は実際よりも軽く見積もったというが、寛永九年（一六三二）の検地から田では初九斗六升を畠では大豆を九斗六升産出する土地を一石と定めた。

藩は郷士には原則として土地を与えたが、その土地を給地高といい、藩が直接百姓から税としての米をとる田畠を藏入高といった。

伊集院郷の給地高は寛永十六年（一六三九）で千六百六十二石三升七合九勺七才で、このうち七百一石七斗六升は寺社分、衆中一四一人、内知行取一〇七人、一ヶ所二三人、寺家一人とある（列朝制度卷五二）が、知行

取というのが高持士のこと、このうち八人が三十石以上の高持である。寺社七百一石余は妙円寺の五百石を含んでおり、一人とは人でなく石高を与えられている。寺社の数をいう。高持のうち三十石以上が八世帯あるが、仮に平均三十五石を与えられているとすると、この八戸で二百八十石、この分と寺社石高を差引いた給地高を、八戸を差引いた知行取九十九戸で割れば一般の知行取すなわち高持士の平均石高は五石八斗七升余となる。五石あれば一家、三、四人の家族で何とか食べたというからまずまずである。しかし平均以下が実際は多く、一ヶ所も二三人居る。

文化三年（一八〇六）の給地高は二千五百石四升八合七勺三才で、人数八〇五人と「伊集院郷土略系図巻二」にあるが、開墾などによって田畑が増え、それによって郷土も分家独立が許されて戸数も増えたことを示している。但しこの人数は男子十五歳から六十歳までの郷土数と思われる。

寛永十六年から丁度二百年たった天保十年（一八三九）を「前掲引用書」で見ると、

天保十亥八月

人数 九百三拾叁人

高 千九百貳拾八石八斗七勺八才

高持 貳百六拾貳人

壹ヶ所 貳拾貳人

無屋敷 百拾貳人

五百三拾貳人 嫡子等隠居

天保四年までは給地高は二千五百石から二千四百八十石台を上下していたのに、天保五年以降千九百石台に五百石も急に少なくなり幕末に至る。理由はよくわからない。郷土人数は毎年増えて嘉永六年（一八五三）には九六四人となっている。そして高持も天保十年と比べると三二世帯増えて二九四人となっている。

一ヶ所は二百年たってもほとんど変わらぬ三二世帯であるが、寛永には見なかった無屋敷が一二世帯ある。

第二節 無屋敷士

無屋敷というのは住む屋敷も持たない士を本来は無屋敷士といっていたのであるが、後世になると一ヶ所士も共に士の格付名称のようになる。

「前掲引用書」より例をとると、四元十兵衛の二男仙次郎は享和二年（一八〇二）に天明三年（一七八三）に死んだ石原市兵衛の継目養子になることが許可され、養父の名を引き継いで石原市兵衛と名乗る。資格は無屋敷と書いてある。この市兵衛は嘉永二年（一八四九）に死

去し嫡子の喜左衛門があとを継ぐ。この親子は共に無屋敷で高が書いてないから無高すなわち土地は持っていないかつたのだろう。但し松元町内に住んでいるはずである。

石原次兵衛二男源右衛門は安永二年（一七七三）に分家独立（別立という）して後に伊三太と改名する。無屋敷組であるが高四斗壺升九合余と書いてある。伊三太は文政四年（一八二二）に死去し、寛政十一年（二七九九）生まれの嫡子金右衛門が相続する。金右衛門は天保六年（一八三五）に死去し、嫡子源太郎があとを継ぐがこの石原家は文化十三年（一八一六）には高七斗一升五合余を持ち、源太郎が当主の嘉永元年（一八四八）では高二斗八升八合五勺四才と書かれている。

「無屋敷

天明二跡養子

高老石三升六合余

染川軍兵衛

文政二死

一軍兵衛事染川伝右エ門二男ニテ跡養子

嫡子 助太郎 文化十二生

一文政二 軍兵衛相果^{おぼ}嫡子助太郎^{つぎめ}継目

染川 助太郎

無屋敷

高老石四斗壺升七合余

文化十三

無屋敷

高 壺六斗六升四合五勺才 嘉永元

右が「伊集院郷土略系図（藩政時代の郷土戸籍簿）」の書き様である。染川軍兵衛は二男であったが他に染川という郷土家部があつたので、その家部跡を相続（跡養子）して一人前になることができた。（継目とは相続ということ。）

右のように無屋敷で高がいくらと書いた家部が無屋敷戸数の半分以上を占める。しかしその高はほとんど二石以下で極めて少ない。無屋敷組にはなお次のようなものがある。

無屋敷で、前掲石原市兵衛のように子、孫に至っても高は全く記載されない無高の家二十余世帯。

中馬勘右エ門は喜兵衛の二男であつたが、城下土二階堂重左衛門付郷土伊集院預ということに寛政四年（一七九二）に仰せ付けられた。勘右エ門には三人の子供があり、長男喜右エ門は文政二年（一八一九）父の跡を継ぎ、二男伊兵衛（寛政五年（一七九三）生）はその長男作太郎（文政十一年（一八二八）生）及び二男勘太郎（天保十年（一八三九）生）を連れて、天保十五年（一八四四）に小谷善太郎の跡継目養子となり小谷姓となる。三男源太郎（文化六年生）は嫡子袈裟八（天保六年（一八三五）

生)を連れて同じく天保十五年に中馬平藏の跡目養子となる。平藏は加治木早八の三弟で中馬源之進の家跡を継いだのであったが、文政十一年(二八二八)に死んで子供が無く、家部がそのままになっていたのである。中馬平藏は無屋敷で、文化十三年では高二石八斗六升四合余、源太郎の時代は無屋敷で嘉永元年では高三斗三升八合二才である。さて、中馬喜右衛門も弘化三年(一八四六)に死んで、跡は長男の善左衛門が(天保三年(一八三二)生)が継いだ。依然二階堂家の家来で伊集院預で、高も無く無屋敷である。

水間寿的は肝付弾正殿家来で安永二年(一七七三)彼自身だけ一代限り伊集院郷士であったが、寛政二年に家族共代々郷士に仰せつけられた。

無屋敷組で島津内藏殿家来、島津備前殿家来などでその身ばかり一代かぎり伊集院郷士というのがかなり居る。伊集院郷士は藩に直結するので誰々の家来ではあるが又家来ではなく、ほかの家来達よりも身分が一階級あがるのである。

無屋敷でその身一代伊集院郷士仙田武右エ門は藩に御用金を差し上げたので町人から武士に引き上げられ、その身一代伊集院郷士の資格を与えられた。ところが先年来二度にわたってまた献金したので嫡々子まで郷士たる

ことを許可されたが、今度城下町火災に対し、またまた金子を差し上げたので、次男以下も代々郷士の資格が与えられることになった。文政六年(一八二三)三月のことである。文政八年七月武右エ門は死んで養子の金助が跡を継いだ。彼もまた藩の御用金係として功労があり、そのため文政十年には代々城下士の御小姓与みと格に列せられた。このように城下士に引き上げられたので伊集院郷士戸籍からは除籍された。なお仙の字は千に改め千田となる。

藩の財政に寄与したというのでその身一代伊集院郷士となり、更には代々郷士格を与えられたものが十数件ある。千田氏をはじめこれらの町人出身や城下に住む高禄者の家来で格づけだけが伊集院郷士である上掲の人々は鹿児島市内に住んでおり、伊集院には家もなく文字どおり無屋敷であった。

弓削伊藤太も同じような例で、「右は西田町人にて候処」時節柄藩財政ひっぱくを憂えて献金し、また藩に貸した金を後に献上するなどの訳を以て文政十三年一代伊集院郷士を仰せつけられたが、「数十年来地謡チウタ(土地の民謡であろう)の稽古に出精致し」別段の御取訳を以て、天保十三年代々伊集院郷士、その身だけでなく家族までそのようになされた。

有馬隆庵は喜右エ門の二男であつたが、無屋敷で分家独立し、長崎で医術を学び、やがて伊集院に帰つて産をなし、文化十三年では三十一石二斗三升五合余の大高持となつた。

小谷藤右エ門の二男覚太は分家独立したが天明三年（一七八三）に亡くなつて子がなかつた。親族の小谷伊右エ門の二男嘉太郎（文政三年覚左エ門と改名）は天明六年にその跡養子となる。無屋敷で高は二石三斗四升九合余であつた。文化十三年も無屋敷で、高は三石四斗八合余と上昇した。才覚のある人物であつたのであろう、嘉永元年には高十三石四斗九升七合四才という高持士に出世した。

一所持から無屋敷に落ちる者もあればまた右のように無屋敷から高持になる者もあつた。

第三節 高持士

「伊集院郷士並書高出米総帳―弘化二年」という文書が筆者宅にあり、表紙に二番と書いてある。中味は寺院が九、苗代川五人、ほか一六六人の郷士名と保有高ならびに税額が記載されている。一年前の天保十五年の郷士世帯は「伊集院郷士略系図」に高持二六二人一ヶ所二二人無屋敷二二三人と記され、計四〇六人であるから、他に

一番と三番の帳面があつたはずである。
この一六六人の保有高を見ると次のようになってい

有馬雲庵の四十八石八斗七升四合三勺壹才を最高として

四十石以上 三人

三十石台 三人

二十石台 六人

十石台 八人

五十石以上十石未満 一三人

五十石未満 一三三人

この五十石未満のうち一石未満の高を持つている者が五人いる。その中にはまた七才というのが二人、一才というのが五人いるが、一才は一石の一万分の一である。この頃の粃の生産高を見ると田畑の階級を四段階にわけたうちの三番目の下田げで一五〇坪即ち五びやから粃九斗六升を生産するようである。これが一石の高たかである。すると一才の高とは下田で一万分の一五〇坪即ち〇・〇一五坪、平方びやにして〇・〇四九五平方びやの土地ということになり、そこからは幾粒の粃が取れるだろうか。

五十石以下の高持では、自分の田畠だけではとても食つていけない。そして郷士では五十石未満が七割ぐらいを占

めるのである。しかも、武士が藩人口の三割近くを占めた薩藩では、これら貧乏郷士の生計を維持させるため、土農工商といわれたうちの工に属する部類、大工・左官・石工・鍛冶・指物・桶屋・畳職などの職業は郷士にだけ許された。衣類にとつて染色特に藍染めは必要欠くべからざるものであったが、その仕事の紺屋は武士にのみ許され、敬称の殿をつけて「くやどん」（紺屋殿）と呼ばれた。これらの仕事のうち医師は今もそうであるが経済的な立身出世の最短コースであったようである。

そして、あとで述べるように春山や直木に居住する郷士達は藩の狩場を管理する行司や鹿倉見廻役に採用されると、それに対する報酬が与えられた。

第四節 耕地の種類

武士百姓を問わず人々の耕す土地は次のような種類にわけられていた。

- (1) 門高かたが
- (2) 浮免うきまひ
- (3) 抱地かかち
- (4) 永作地えいさくち
- (5) 大山野おおいさんや
- (6) 溝下見掛みぞしたみかけ

1 門高・門地ともいい、百姓の門に与えられる土地で熟田畠である。なお百姓の生活のところで述べるが、門高には年貢（税）がかけられ、年貢を藩の蔵に納める門を蔵入門、城下士や郷士の知行地となっていて、知行

主の方に年貢を納める門を給地門といった。

2 浮免・同じく熟田畠である。百姓の門に門地を割りあてた（門割りという）際余分があつて浮かびでた田畠の意である。郷士に給与として与えられた土地で郷士の自作地である。郷士の私有地的な性格があり、売買が許されていた。

門高は公地の性格が強く売買は出来ない。浮免には税として「出米」と「賦米」が課され、正租などその外の賦課はなかった。出米は高一石について玄米八升一合、賦米は一升一合であつたから合わせて玄米八升一合、出米は真米・赤米を半分ずつを原則とした。

3 抱地・天明四年（一七八四）以前は持留地と呼ばれていた。郷士が許可を受けて自費で大山野や荒地を開墾し、自分の所有高とした田畠。開墾を「仕明しめい」というが、仕明地は三年間は無税である。四年目になると直竿なおしざといつて郡奉行の検地があつて高が決まり、「知行名寄帳」（郷士の所有土地目録）に記入され、郷士の永代所有となるが、仕明地の三分の一前後は藩の蔵入地として没収される。郷土所有高となつた仕明地には貢租として八升二合（石当たり）の賦課があるだけで永代所有が認められたうえまた売買も自由であつた。この制度は郷士だけに限られていたものの、願人の高上りの資格や仕

明の経済的負担に堪えられるかなどの条件があり、郷土なら誰でも許可されるといふものではなかった。

4 永作地・同じく仕明地であるが、これは百姓・町人・中宿人にも許された。大山野・古荒地などの自費仕明地で、永作願を出すと郡奉行・地方検者が検分し、支障がなければ郡方の免証文を以て仕明が許可される。これも抱地同様仕明後三年間は無税であるが、四年目には検地があつて石高が決まり、これには高一石につき玄米三斗五升の正租の外夫役以外の色々な貢租が賦課された。しかし地積は検地の際実測の半分ぐらいに見積もつてくれた。郷土には抱地の方が有利であつたからこの制度は主として百姓が利用し、その土地は門高のように割換されることもなく永代にわたつて仕明した門の所有耕作地となつた。筆者は野町の町人が川のはん濫で荒蕪地になつた土地の永作地化を願ひ出て、その目的を達した文書を見た記憶がある。

5 大山野・大山野仕明地は原野藪地の開墾地であるが実態は切畑であつた。仕明後四、五年すると山奉行の手によつて植林させ二十年もすると郡奉行の免許で仕明を許す。その間付近の田地の用水道や堤防などの普請に必要な竹木を取らせたり、一定の制限内で百姓に料秣または肥料用の下草をとらせた。次の溝下見掛と同じく役

人の裁量で見掛年貢といつて極めて低い公課を課した。

6 溝下見掛・古荒地(荒れて作り手のない田畑)を再開墾した耕地で、郷土・百姓ともに許された。

以上の開墾地は三年は無税ということになつていたが、実際には大目に見て何年も無税扱いにしたらしい。

(鹿児島県の歴史)

第五節 郷土の納税

郷土は自分の持高の土地を自作して生活するのが一般で、持高の多い郷土の数は前記のように少なかったが、家族の労働力にあまる土地は下男下女を置いて耕作した。それでもあまる土地は百姓や石高の少ない郷土に小作させた。小作人にとつては小作する土地には適当な小作料以外には門地のように色々な付加税や夫役がつかないの得であつた。

郷土の浮免には前記のように出米・賦米で高一石について玄米九升二合が賦課された。出米が高一石について玄米八升一合と定められ、それを真米と赤米半分ずつで供出するようにきまつたのは宝永元年(一七〇四)からで、寛永十六年(一六三九)ごろは、米六升六合、同十八年は米でなく銀一匁、慶安元年(一六四八)が一番高くて米一斗一合、貞享二年から元禄十三年(一七〇〇)

弘化二年（一八四五）十二月 伊集院郷土并寺高出米総帳

氏名	持高	貢租	氏名	持高	貢租
石原市太郎	石斗升合夕才 二二八五四一六	石斗升合 二九〇三	四元六郎	石斗升合夕才 四五七九一六	石斗升合 五八二
石原市之助	五八八五四	七五	四元八郎右工門	四六一五六二	五八七
石原源太郎	二八八五四	三七	四元休右工門	三七一八七	四〇八
石原甚覚	二九〇〇五二	三六九	四元六之丞	一九一	
石原源右工門	八五一七七一	一八〇三	四元杉右工門	三九五四一九	五〇三
長谷川次右工門	一六	二〇四	田実仲太	一四八一二五	一八九
長谷川平助	四一六六七	五三	田実仲太郎	六〇〇九八九	七六四
長谷川十藏跡	二一八七五	二八	田実後藤太	二二六五六三	二八八
長谷川権藏	二一九一六七	三八	田実仲左工門	一四三八九五七	一八二
弁官万助	二四七〇八三	一〇九三	田実六郎左衛門	一五〇七二九	一九二
弁官清兵衛	一六四七〇八三	一五五	清水瀧右工門	三六九五八三	四七〇
別府太右工門	一〇五二一	六一五	小谷伊兵衛	四三六七一	四七〇
別府金太郎	五〇五二一	六一五	小谷覚太郎	四六九九七一	五九七
別府藤助	九四七七一	九一	小谷覚左工門	九八七九九一	二五五
中馬伝兵衛	七八三三	九一	小谷袈裟次郎	二八三〇二一	三〇六
中馬金太郎	三九六七七一	五〇四	中村喜兵衛	二六〇五二一	三〇六
中馬八兵衛	五八六四六	七五	染川助太郎	三三三七五	三〇六
中馬弥兵衛	八一四五六	一〇四	染川金四郎	七九二七〇	四〇四
中馬八左工門	二三五〇四一	二九八七	長谷川藤次郎	一四二七〇	一〇四
四元太郎跡	六〇三一四二	七七	川畑源藏	一五二九一七	一九五
四元慶左工門	七八〇六二四	九三	内田善兵衛	五九五九九	七五七
四元助次郎	一〇四	一			

までは八升一合、またその後高低があった。

しかし定式出来として八升一合に定められた宝永元年以後も、飢饉の故を以て六升六合に減額した年もあったが、高低を繰り返して、延享二年（一七四五）には一躍一斗三升一合にはね上った。そしてこれから八升一合を差引いた五升を「重出来」とした。これが重出来の初めて、藩財政の状態に応じて時々重出来を定めた。（（歴史二）巻）このようなことであるので、郷士の持高にかかつてくる貢租は、大体の標準はわかるが年によって幾分かずつちがうのである。

いまこの大体の標準に従って十石の高持土の家計をみると、八石が浮免で二石が抱地とすれば、一石が九斗六升の粃を生産するとして玄米に直して六斗とすれば、八石の高で四石八斗の米が取れる。一石について九升二合の税がかかり、八石で七斗三升六合の税、抱地二石からは一石二斗の玄米に対して石八升二合の税で一斗六升四合の税。十石取りの郷士の年間手取り実収は六石から九斗を差引いた玄米五石一斗ということになる。他藩では普通十石取りといえはまるまる十石の玄米を藩の倉から貰うのであるが。

松元町の郷士（石谷は資料がないので除く）がどれくらいの高でどれくらいの税を納めていたか「伊集院郷士

並寺高出米総帳」に記載されている中からその概略をみると前の表の通りである。

第六節 門割制度

次に農民の生活を見ることにする。百姓は住民の大多数を占め、郷士と共に農耕に従った。薩藩には農村に門割制度という独特な制度があって、百姓はすべて門に属した。時には〇〇屋敷と呼ぶものもあるがその屋敷は門と同じである。

この制度はいつごろから発生したかよくわからないが、古い時代の名田（みょうでん）のうち発生した耕作者の小区画が門と呼ばれ、それが次第に制度化されていったものと見られている。戦国時代の半ば過ぎ、享祿四年（一五三一）辛卯十一月吉日の日付のある福山小長崎大明神の棟札に道園老名・鳥越老名・木下老名・柿下老名などの名が見えるが、老名は「おとな」であり、当時既にこれらの門が存在したことを示している。

島津氏がその領国内を一円化し、外城制度を確立していくなかで、万治頃（一六五八）から享保の総検地（一七二二）ごろまでの間に大体この制度は確立されたといわれる。はじめは古い時代の郷戸と同じく、一族の敷世帯が戸主を中心に共同農耕に従事してきたものを一つの

単位に組織したもので、一つの血縁組織であつたが、後世になると必ずしもそうでないものも出てくる。

村はいくつかの方面に分けられ、その方面はまた幾つかの門に分けられる。門はいくつかの「家部」(戸)で成り立っており、門の長を「名頭」または「乙名」(訛つてメツツまたオツナと呼んだ)といい、家部の戸主を名子という。

門には三十石から四十石程度の田畑が割当てられた。地積の総検査は文禄三年(一五九四)の秀吉の全国検査から享保七年(一七二二)まで五回行われ、門の人口や土地の事情を勘案して門に配当する土地の割換えが行われた。耕地の配分は数年ごとに実施する予定であつたようだが、その後の経過をみると、享保の検地の際の門割が標準となつて、予定通りの総割換えの実施はなく、小規模な割換えにとどまり次第に固定化していった。門に割当てられた田畑は、どの門も出来るだけ公平に割当てようとしたので、土地の高地低地地味などからいきおい村中に分散せざるを得なかつた。そこで遠方に割り与えられた田畑は、互いに近い門の間で内緒で耕作を取りかえることも起こつた。これは「内門割」といって大目に見られたようである。

何故数年ごとに割換えをすることにしていたかという

と、鹿児島県は風水害の多い地方で、昔は土木技術も進んでおらず、機械力は今みたいないから、天災もみんな同様で負担し、各門の生産力、経済力を同じ程度に保たせることを考へてのことであつた。

割換の際には土地は一括して名頭にわたし、名頭はそれを名子にできるだけ均等に配分するが、分配権を持つ名頭の権力は強く、名頭は名子達よりも広く且つ地味の肥えたしかも耕作に便利な田畑を自分の耕作地にしたという。但し門の貢租と夫役は門全体が共同で責任を負う仕組みであつたが、門の代表者は名頭であるので、病気などで納税の出来ない名子が出たりすると共同責任といつても結局名頭が大きな負担を背負うことになるのであつた。

門の男子は十五歳から六十歳以下を「用夫」―妻夫とも書く―といい、数え年で十五歳になると「用夫入り」といって一人前に取り扱われ、耕地も配分される。耕地の配分を受けるとその田畠に課せられた貢租を納める義務や、いろいろな百姓に課せられた責任が負わされる。数え年六十歳になると「用夫はずれ」といって、与えられていた耕作地も取り上げられ、耕地に付随した義務や責任もまた免除された。

門にはまた田畑の他に「門附山」といって共有の林野

が与えられた。

第七節 直木村南原門名寄帳

この門は城下土内山清右衛門の知行高の内に含まれて
いる門で、年貢は内山家に納める。

安永九年三月十五日
南原門名寄
名頭
仲右衛門

内山清右衛門

南原門

男拾五人
女拾毫人

馬四疋

一、○屋敷 十三間

九畦廿九步 仲右衛門

廿三間 大豆毫俵三升式合

一柴竹 式束

○屋敷 十五間

九畦 市右衛門

十八間 大豆壹斗七升式合

一柴竹 式束

一当四拾歳 名頭

仲右衛門 一同三拾壹歳

妻

一当拾式歳 名頭

けさ 一同六歳 右同子

休次

一同式歳 右同女子

松かめ 一同拾三歳 右同妹

せん亀

一同六拾歳 右同

母 一同式拾六歳 先名頭

仁左衛門

一同拾九歳 名子

庄兵衛

一同式拾三歳 右同弟

市右衛門

一同拾六歳 右同親

まん

一同五歳 右同弟

休太郎

一同五拾壹歳 名子

善八

一同八拾七歳 右同三助妹

祖母

一同式拾五歳 右同

三助

一同拾七歳 名子

乙

一同六拾四歳 右同

母

一同拾八歳 名子

市兵衛

一当拾壹歳 右同弟

次兵衛

一同九歳 右同妹

長亀

一同三歳 右同弟

仲左衛門

一同五拾四歳 右同妹

三右衛門

一同四拾六歳

妻

一同拾六歳 名子

長兵衛

一同拾三歳 名子

善太郎

一同式拾壹歳 名子

長十

中屋敷 十一間

八畦廿四步

庄兵衛

廿四間 大豆三斗五合

一柴竹 式束

鷹ノ巢

下々田 十間

七畦拾五步 畦町廿一

長左衛門

廿二間半

粗三俵壹斗七升

下々田 十五間

壹反三畦拾五步 畦町十二

善之丞

世五間半

赤粉六俵壹斗

下々田 十一間 壹反三畦壹步 畦町十八 長左衛門

赤粉四俵式斗

下々田 十七間 九畦拾九步 粉三俵式斗八升畦町十一
十七間 四畦拾四步 權右衛門

赤粉壹俵式斗六升四合八勺

鳶ノ巢
下 田 五間 壹畦拾步 畦町五 休右衛門
八間 粉式斗三升

下々田 一七間 拾七步 畦町四 同人
初七升

步粉式俵式斗四升七合
粉壹斗五升三合

下々田 九間 七畦六步 畦町八 同人
廿四間

現田 十間 六畦五步 粉式俵式斗四升式合 粉三俵五升
十八間半

損田 壹畦壹步 粉壹斗五升一合 天明二年寅十月廿

五日損地 御郡奉行石松十郎太殿

四反田
中 田 十間 八畦拾步 畦町十二 庄右衛門
廿五間 半赤 粉五俵壹斗

湯穴口
下々田 十三間 壹反四畦三歩 粉四俵五斗
廿二間 四畦廿壹歩 權右衛門

赤 粉壹俵式斗三升

木場田
下々田 九間 九畦拾四歩 畦町六 長左衛門
廿一間半

粉壹斗九升 半赤 粉四俵壹斗四升
粉式斗壹升

下 田 六間 式畦三歩 畦町六 助右衛門
十間半

現田 老畦拾歩 粉式斗六升

損田 廿二歩 粉壹斗四升 粉壹俵五升

鳶ノ巢
下々田 二間 壹畦 畦町六 仲右衛門
十五間 寛政八辰十一月四元喜兵衛殿 永損
赤粉七升

上ノ菌
島 十一間 八畦拾三歩 休右衛門
廿三間 大豆壹俵式斗壹合

中鳥井方迫 畑 十七間

九畦拾九步 善助

大豆壹俵式斗式升三合

中薦ノ巢 畑 十三間
廿六間半

壹反壹畦拾五步 長左衛門

大豆壹俵三斗六合

中宮ノ前 畑 十三間
廿四間

壹反拾式步 休右衛門

大豆壹俵○斗式升式合

中松木島 畑 十三間半
十五間

六畦廿三步 助右衛門

大豆壹俵三升九合

下西ノ迫 畑 十四間
廿間

九畦拾步 休右衛門

大豆壹俵式升八合

下々 畑 十二間
廿五間

壹反 幸左衛門

大豆式斗八升五合

中馬込迫 畑 九間
十八間半

五畦拾七步 千兵衛

大豆式斗五升三合

一茶拾勿

粗壹合四勺

下外菌 畑 十間
廿二間半

七畦拾五步 善之丞

大豆式斗式升九合

下々 畑 九間
廿二間

六畦拾八步 太郎

大豆式斗壹合

下杉島 畑 六間
十九間

三畦廿四步 幸左衛門

大豆九升七合

山外迫 畑 八間年
廿三間

六畦拾六步 千兵衛

大豆八升七合

下辰名 畑 九間
十四間

四畦六步 太郎

大豆九升六合

山東菌 畑 五間
廿七間

四畦拾五步 同人

大豆七升

山辻ノ原 畑 十一間
廿二間

八畦式合 長左衛門

大豆壹斗九合

宮ノ前
山 畑八間
十五間

四畦

太郎

大豆八升二合

ほぎノ下
下々島 五間
十四間半

式畦拾三歩 善之丞

大豆七升四合

茶田
山 畑六間
廿間

四畦

十兵衛

大豆三升

山
畑七間
十一間

式畦拾七歩 同人

大豆三升式合

山下
畑二間
十八間

壹畦六歩

市右衛門

大豆五合

外戸口中島 廿二間
廿二間
老反五畦拾式歩 大豆式俵 斗八升五合

中島

七畦廿壹歩 仲右衛門

大豆壹俵九升式合

辻ノ原
中島 十三間
十七間

七畦拾壹歩 市右衛門

大豆壹俵四升四合

段
下々島 十一間
廿九間

老反拾九歩 仲右衛門

大豆式斗七升

下
島 十一間
廿四間半

九畦 二重

太郎

大豆式斗八升三合

同所
山 畑二間
八間

拾六歩

長左衛門

大豆五合

中尾迫下々島 十間半
廿間

七畦大豆壹斗七升八合二重

下々島

三畦拾五歩 庄右衛門

大豆八升九合

一茶式拾五匁

粗三合五匁

鳥井力迫
中島 十三間半
十四間

六畦九歩

庄右衛門

大豆三斗式升五合

野首下々田 三間半
廿三間
式畦廿壹歩 大豆八升三合

下々田 壹畦拾壹歩 幸佐衛門

大豆四升貳合

池田ノ後 十二間半
下々畠 十七間

七畦三歩

休右衛門

大豆貳斗壹升六合

合田畠屋敷 三町四反壹畦

内 損田三畦拾壹歩

田方 壹町貳反九畦拾五歩

内 損田壹畦廿五歩

三畦拾壹歩

畠方 壹町八反三畦廿二歩

屋敷 貳反七畦廿三歩

高三拾石三斗五升三合八勺五才

内 損方主斗壹升七合勺

六斗三升七合五勺 文化八年三月永損

一茶 三拾五匁

一柴竹 六束

合男女貳拾六人

男 拾五人

女 拾壹人

合馬 四疋

○ 壹斗二升六合

一眞米五石主斗七升主合 内 壹斗九升三合損米

外 貳斗四升七合 永損下り七合

一赤米三石八斗貳升七合

一大豆貳斗八升九合

一粟五石四斗七升五合

右之通割付いたし候 以上

庄や

子 宮原善藏

十月廿日

頭高 三拾石三斗五升三合八勺五才

内 田高四斗八升貳合三勺七才 弘化三年^午秋永

損御郡奉行樋口休八殿御筭入御改直シ御座候

差引

現高貳拾九石八斗六升九合四勺八才

一眞米 五石壹斗八升 上納分

一赤米 三石八斗貳升七合 上納分

一大豆 貳斗八升九合 上納分

一粟 五石四斗七升五合 上納分 宮原

弘化三年^午九月改直シ 書之 喜助

(元松元中教諭
山口友孝解説)

第八節 百姓年貢

貢租には高掛賦課と人別賦課とがあった。

高掛賦課とは門に割当てられた耕作地に賦課されるもので、田畠は各筆ごとに石高がきまつており、その石高に対して米（玄米）でいくらと定められた。人別賦課とは百姓の男女に課せられた税で労働力提供と錢によるものがあつた。

高掛賦課は正租・役米・口米・代米・賦米など各種あつたが、正租は若干の変遷後万治二年（一六五九）から高一石について三斗五升と定められた。役米は、昔は百姓が領主の屋敷や堀堀などの修理に駆り出される習わしであつたのを、それを米で肩代わりするという性格のもので、万治二年では高一石につき三升とし、これも変遷があつたが、貞享四年（一六八七）からは二升になつた。口米は租税の米の運送途中の損害を補うために徴集するもので七合。代米は、百姓は季節ごとに、正月には炭、薪、門松など、三月には蓬餅用の蓬、七月七夕には物干竿、あるいは縄・苳・藁などを領主に納めるはずのものを代わつて米で納めるといふもので一升米の名もあるように一升であつた。賦米は領主などの出張旅行などに夫役として百姓を使つていたのを出来るだけ百姓

を使わないようにし、その代わりに米を出させた。高一石に対し一升一合である。

以上を計算すると粃九斗六升を生産する土地一石に対してかかる貢租は玄米三斗九升八合となる。だいたいこれが門高一石に対する貢租であるが、「県史」ではこのほかに三合米や畠高について麻苧に関する賦課税があつたと記している。粃九斗六升を玄米六斗と高く見積もつても、四斗の税がかかり、高一石について二斗しか手取りはないのである。百姓の生活の苦しさがわかる。

ところがこのほかに人別賦課がある。そのうちで主要なのは用夫の夫役であるが、はっきりした定めはないが大体年間五日から十二日を食も自前持ちで公役に従事させられた。「また用夫銀と称し、用夫の夫役を代納せしめた。」（県史二巻。）

昔から領主は年に二度山野に狩をすることになつており、百姓は勢子にかりだされることになつていた。百姓は出勤するかわりにお金を納付することが許された。これを「狩夫銀」と称して用夫は一回に銀七分ずつ年二回藩庫に上納することにし、そのかわり狩には召集しないことにした。寛永二十年（一六四三）のことである。貞享四年（一六八七）より銀七分は五分に減額された。

女子に対しては「織木綿賦課」があつた。これは一つ

の門に女子が一五人居ると木綿一反を織つて納めるといふことを土台にして代銀を上納させた。一五人に満たないときは女一人につき代銀二分が賦課された。

農家では金銭に換えられるものはほとんど米だけであつた。そこで貢租として上納したあとに残つたわずかな玄米も、このような銭納の資にあてられ、百姓は米を生産して米はほとんど口にすることができず、雑穀と、唐芋がはいってきてもこれらが主食となつた。

第九節 働けはたらけ

彼らの多くは女子は高の大きな郷土の家に女中奉公に出したり、男の子も下男に出して、我が家の食料を減らしそれが用夫であればその肩代わりは親が身を粉にして果たすといつたような、あるいは小作をさして貰うとか、焼畑などの耕作から若干の食料を得るなどいろいろな手段を講じてようやく生計を維持していつた。藩政府はそれに対して貢租がきまりどおり納まるよう百姓を督励し、朝は暗いうちから田島に出、また暗くなるまで働くよう指導した。

享保十二年（一七二七）六月の藩の達示では（具史二卷三三七頁）、平年作の年や豊作の年には田島の作物が余分に獲れ、また大山野などの開墾地からも得分があるの

だから、貯蓄して不作の年に備うべきであるのに、正月や三月・五月などの節句、息子娘の結婚式あるいは寄り合、神仏詣りに使つてしまひ、衣類なども以前に定められた掟を破つて派手な模様や高価な縞類を着用する者が居るといふ風聞がある。いずれもそうあつてはならないことで、粗衣・粗食を用いて浪費をつつし兇年の助けとなるよう心がくべきである、と命じ、続いて享保十四年には紋付の衣服・絹物・足袋・雪駄を用いてはならない、三味線・胡弓類を所持し、踊狂言など催すことは固く禁ずる。各郷の嚙・郡見廻・庄屋達は百姓によくいい聞かせて違反者のないよう努むべきで、若しこの事をゆるがせにしたら役人達の落度たるべし、とある。そして「右の如き取締法は引続き行われたのである。」と「具史」は述べている。

百姓達は勿論一般郷土も衣類は棉を植え、その花を採集して紡ぎ、「紺屋殿」で染色し、自分で織つて縫つて着物にしたのだから、一人で一生の間に着物はせいぜい二・三枚もあればよい方で、親や祖父達のつぎはぎ着物だけで一生を終わる者もあつた。親近者が死ぬとその人の着物の「形身わけ」が大事であつたのである。

第十節 庄屋どん

門を幾つか集めて方限をつくり、その長として「名主」を置いた。名主は門の名頭の一人を選任した。

方限の上に村があり、村には「庄屋」を置いた。小さい村は二・三方村を集めて一人の庄屋が支配した。庄屋は先にも出たように名主や名頭を監督して百姓が百姓の身分をわきまえ分相応の生活をするよう指導し、農事に精出して年貢がよく納まるように努めさせることが主たる任務であった。なお農業の知識についても教育し指導する立場にあった。庄屋はすべて郷土が任命され、その任期は七年であった。

庄屋には「庄屋浮面地」という田地が与えられた。庄屋の俸給である。この田圃は彼が支配する村中の用夫が無償で耕作し、その收穫高のうちから高一石について一升一合の賦米を上納すればその余りは庄屋の収入となった。庄屋は村の最高権力者であったから色々な役得があり、庄屋を二期勤めると一生食えるといわれたほど相当の財産を作ることができたらしい。それで将来性のある貧乏な青年郷土が選ばれることもあって、彼らはそれによつて栄達の基礎づくりをすることができたという。

第十一節 松元町内の門名

上谷口村

本坊	入田	藤松	松元	田原春	小原
谷頭	福田	東	浅面	上坊	末永
柿元	上柿元	下柿元			

福山村

吉富	吉村	田中	内	早田	岩下
穂満	奥	外園	新	新山	西村

大内田

石谷村

末廣	小牧	久木崎	南	西	堀之口
盛田	馬場園	盛園	畠中	玉利	

春山村

脇	芝原	山下	宮之前	谷之口	松下
中仮屋	下仮屋				

直木村

奥	大村	南原	吉松	山之方	二俣
坂之上	吉村	四元	中園		

入佐村

中園	寺園	神野	松木園	下野	竹之内
畠中	南屋敷	九万田	南	川路	森園

以上いままで調査し、判明した門名であるが、長い年月の間にはなくなつた門もあれば、新しくできた門名もある。以上は大体徳川末期の門名を記録したものである。入佐村の森園門は、その頃入佐村に十一の門があつたが、太鼓踊りには十二の太鼓がなければならず、各門から一つずつ出すことになつていたので、その十二番目の太鼓を出す門として作られたのだという。門についてもまだわからないことが沢山ある。

第十二節 春山鹿倉

上谷口・直木・入佐の諸村は伊集院郷の他の諸村と似たりよつたりで特別な点はないが、つい最近簡易水道が出来るまで直木・入佐・恋之原・古城・飯牟礼の各村は水利の便が悪く、炊事の水汲みは女にとって大変な労働であつた。

特異なのは春山村である。「石谷二百年史」の章に記載する(二六八頁)表で一見してわかるように総戸数二一戸中土族が一四六戸、士族戸数は全戸数の六九%を占め、士族人口は全人口の七〇%に達し、その様相は私領地でもないのに石谷村と変わらない。

春山には馬の牧場があつた。「県史」もいうように鹿

児島県は古来馬の産地で、「藩政時代にも九州第一の定評あり」と書かれている。ところで「県史第二巻」によると、宝永六年(一七〇九)に薩摩藩内に二十力所の牧場があり、そのうちに春山野牧という牧場があるが、その所在地は曾於郡で、伊集院ではない。伊集院の春山にはこの頃はもう藩の牧場はなかつた。

「伊集院由緒記」に「御牧跡」という項目があり、現代流に書きなおすと次のように述べている。この御牧跡というのは春山村野方から直木村の野方へ続いた広大な場所、昔は牧場が二つあつたと傳承されている。現在牟礼の岡または牧神の岡といつて高い岡があつて、二・三十年前までは石祠などがあつたといふことだが、今はもうない。そして馬込といふところがあつて、そこに芝の跡であるといつて、いまは畠になつていて芝畠と申しているところがある。もつとも野方の内に笠山という所もあり、昔春山野ともう一つ笠山野という牧場があつた所だと言ひ伝えられている。笠山野牧は薩摩郡の東郷へ移転され、春山野牧は曾於郡へ移されたといふことであるが、何年に移されたか、またその理由などわからない。

「県史」の記載する薩藩内二十牧のうち、笠山野牧の所在は東郷(薩摩郡)となつており、春山野牧は前述の

とおり曾於郡である。しかし、以上の記述によつて春山に藩政時代の初期まで牧場があつたことは確実である。藩が牧場を設置すれば、それを管理する役人が必要である。牧場の馬は第一目的が軍用であるから、その管理人は士でなければならぬ。牧場が二つもあつた春山には、牧場管理人の郷士を置く必要があつた。

春山に郷士の多い理由は藩が設置した牧場が二つもあつたということに起因しているとも思われるが、それよりもっと重要な理由は「御閑狩」の地であつたというのではないだろうか。

「由緒記」に

春山御狩倉内より直木村鹿倉迄

御閑狩之跡

と記し、春山帯迫「御棧鋪之場」、直木村城之川路「御棧鋪之場」、同所鷹取り尾ノ下「御棧鋪之場」の三方所は昔から御閑狩をされていた春山の御狩倉で、御棧鋪の場と今も申し伝えてゐる。

狩倉とは藩主が特に定めた狩猟区で、一般人民の狩猟は禁じられていた。狩猟は往時は軍事訓練でもあつた。特に薩藩では閑狩というのを行つた。

島津藩公においては、士気を奮起せしめんとて、しばしば閑狩と称するものを催された。閑狩とは源頼朝の富

士の牧狩と同じで城下の土は勿論各地方の郷士やまた人夫までも召集して藩公自ら臨場指揮せられたもので、元陸軍の大演習みたいなものであつた。閑狩の催された所は松元町春山、鹿児島付近の吉野原、肝付郡地方であつた。：閑狩は猪狩が主である。（谷山市誌二七九頁）

「島津家列朝制度卷之十一」 六一三（貞享七年—元禄三年西紀一六九〇—仰渡）の訳文。

毎年正月初に命ぜられる御閑狩の儀は、島津家の昔から代々行われてきた行事であるから、御閑狩ならびに諸外城で行つてゐる正月初めの初狩の行事は御閑狩同様な一回の行事であるから、旧来どおりゆるがせにしないよう実施すること。狩で仕とめた鳥獣の屍体は横目が檢視して土中に埋め、その旨山奉行所へ書類で以て届出ること。

猟師はそれで生活している者であるから猪・鹿・狼などを取り、これを食用に供し、又は売買しても差支えない。：略

猟師の他は猪・鹿・狼など殺生することは禁止であるからしてはいけない。：略

閑狩のあつた春山の棧敷原のところ、「松元町郷土史第一輯」において著者の竹下先生が次のように閑狩に

ついで書いておられるのが、要を得ているので摘記する。

これは古来武士の間に行われた狩猟を小銃で以て弓に代え、その撃ち方を研究したもので、猪狩りの際一番打ち、二番打ち、三番打ちなど回り打ちするその方法を戦鬪に適するように工夫したものであります。この戦法は火戦々法で、天正二年（一五七四）島津義久の時代に、大隅の牛根の早崎陣屋で島津家久と新納忠元が苦心研究の結果案出したのが始まりであります。それ以来毎年正月にこれを実施して火戦々法の演習をしました。

右のように関狩は鉄砲訓練を目的とした島津藩独特の狩猟であった。そしてこの行事は毎年正月初めに行われ、殿様自ら出馬しての大きかりな関狩が谷山及び春山で催されていた。藩政時代中ごろになって場所は吉野台地に移されるが、この行事は「谷山市誌」が戦前の陸軍大演習みたいなものであったといっているように、藩主が統監する重要な行事であったから、その要員として春山郷土が置かれたものと思われる。

「由緒記」に、前掲の御関狩の際に藩主が指揮所とした三方所の棧舗を記した次に、享保年中に仰せ渡された書付（書類）がある、として次のように書かれている。

一、享保十三年（一七二八）申年より御関狩之場所、谷山・伊集院隔年に仰せ付けられ候。組分ならびに外城賦（出場外城の予定表）又は名賦（出場村の予定表）迄定め置かれ候。右定め通りに応じ向後（将来）とも相替る儀これ無く候。

右の文書に対応するものとして「鹿児島県史料、旧記雑録追録三二」の二一四五号に次の記事がある。

一、享保十三年戊申十二月五日、御関狩於谷山被仰付候。集者落之上（集合場所は谷山の落之上という所）。惣奉行種子島織部殿・嶋津仁十郎殿・北郷四郎殿・当年より春山・谷山両所にて替々被仰付、三力年に一度ツツ外城も同断。

右の記事には外城番與畧スとあるが「三州御治世要覧」の附録「年代記」の中に、右と同文の次に「御狩賦」として各外城の出場予定表が記載され、この関狩が極めて大きかりなものであったことがわかる。すなわち次の通りである。

御狩賦

当申年登り前

一、三番與・四番與 谷山・知覧・山川・川辺・加世田

田布施・伊作・久志・秋目・鹿籠

指宿

来酉年登り前

一、二番興・六番興 伊集院・喜入・坊津・川辺郡山田

日置・吉利・川内山田・樋脇

隈之城・郡山・永吉

来々戌年登り前

一、一番興・五藩興 帖佐・入来・薩州吉田・隅州山田

阿多・百次・串木野・桜島・加治

木・穎娃・市来

そしてこの次に、隈之城・入来・百次・桜島・加治木は今までは谷山・春山へは出場しなかつたが（まかり登らず候へども）、当年から三年に一度ずつの狩立であるから、新規に申し付けると書かれている。

「由緒記」にまた次のような文書が記載されている。

まづわかりやすく言えば、享保十三年申年の指令では、一年は春山か谷山かどちらかその場所で行われるので、谷山での御関狩の年は谷山が行事事務すべてを受け持ち、但し串目立ち（狩で獲物を追い出す勢子、果史第二卷四八五頁に串目立の役夫とある）は伊集院から勤めるということであつたが、来たる子年（享保十七年）からは、人数四百人程出動させ、串目立ちまで谷山が受け持つて、関狩の準備一切をすることになった。次の丑年は伊集院郷で四百人の勢子もそろえ、一切を引受け、谷山と伊集院

と一年毎に関狩行事の仕度をするよう仰せつけられ候。

春山から直木にかけての台地で、一年ごとに勢子だけでも四〇〇人、出動軍人何百人という大部隊で、種子島銃を放つ実戦さながらの狩猟が行われたのであつた。出動する兵隊は三年に一度であるが、演習の行われる春山は一年ごしである。準備だけでも大仕事である。

春山に私領の石谷と匹敵する程郷士の数が多いのは、島津藩がここを関狩の地に定めたからと思わざるを得ない。

春山上^{かん}之馬場に「御仮屋跡」がある。「由緒記」にこの御仮屋は殿様が御関狩や普通の狩に来られた場合の御用に建てられたもので、御門を芝御門と言っていた。現在御門の跡に芝御門と文字を彫りつけた石が立っている。御仮屋はその後壊れて宝永四年（一七〇七）取り払い、地面は御藏入高（藩の所有地）になつている。

「御仮屋跡

右御関狩並御狩御用等にて御仮屋被召建置、御門を芝御門と申候由、今ニ御門之跡^江芝御門と石ニ文字彫付有之候。且御仮屋及破損、宝永四年御家御取除ニ相成候由。地面之儀は本屋敷帳内にて当分御藏入高ニ相成居候。」

関狩の際に藩主が休息する家が、おそらく藩主扈從^{こじゆう}の

側近家臣団まで休息できるほどの、それで門まであるか
なりの建物が建てられていただろう。藩政時代は藩主の
本居以外の藩内で藩主休息用に建てられた家は御仮屋と
いった。この上之馬場の御仮屋は右のように宝永四年に
取り払われた後、今度は馬場尻に島津氏二十二代継豊の
時代享保二十年（一七三五）に再建したが、どうしたわ
けかこれは間もない元文二年（一七三七）にはもう取り
除くことになり、入札で売りに出したが希望者がなく、
建物は横井の方に引移した。（由緒記）

春山村馬場尻

御仮屋跡

右は前件有之候上之馬場御仮屋御門跡ニ相成、其後享保廿
卯年隅州様御代御取建有之、元文二年己年御取除之筋ニ而
御家人札拂被仰渡候。左候得共望手無之、御仮屋横井に
御引移之由。跡地面は当分御藏入地ニ相成居候

御仮屋まで建てて盛大に行われ、そのためその行事に
従事する郷士まで居住させた春山の御関狩は、どうい
う事情があつてか、延享五年（一七四八）には春山を引き
払つて吉野に移された。

島津藩主が春山を狩獵地の適地としたことは既に古く
上井覚兼日記の天正二年（一五七四）九月二十九日の条
に見える。覚兼はこの日藩主義久に従つて春山に行き、

翌三十日義久らは春山で狩を行ったと書いている。関狩
の場所に当てられたことも、このような歴史的な縁に基
づいているのだろう。

更にもう一つ藩主と春山との関係が「由緒記」に書か
れている。「郷土春山居住四元六兵衛」の見出しで、読み
易く書き直すと、四元六兵衛の先祖の慶左衛門の代に
（四元家系図によると、四代慶左衛門為法は延享五年（一六七
七）六月生まれで、享保八年（一七三三）卯年七月家督、元文
四年（一七二九）末年三月逝去している）、入道様島津氏二
十一代吉貴は宝永元年（一七〇四）家を継ぎ、享保六年（一七
二二）家督を継豊に譲つて隠居し、享保十七年（一七三二）八
月には頭を剃り上総入道と称した。（県史料旧記雑録追録四）
彼は関狩が春山から吉野に移される前年延享四（一七四
七）卯年十月、七十二歳で逝去した。）が春山御狩倉で御
狩をなさった際、右慶左衛門の屋敷へおはいりになつ
て、慶左衛門宅の表の庭を「老尺計地行高二相成し」一
三〇坪ばかり地面を広くしての意か―その所へ押巻を敷
いて暫く休息されたそうだ。その時の押巻を頂戴して今
に六兵衛が大事に保管している。そしてまたおはいりに
なつた御門口は現在もがり垣に結び廻している。しかし
ながらこの記録の終わりでは「年月不詳候」としている。
吉貴が入道したのは享保十七年八月で、その後になつ

て春山に狩に行った。ところが既に昔からの御仮屋はな
く、身分の低い郷士の表庭に押巻を敷いて休憩しなけれ
ばならなかった。そこでまた享保二十年に御仮屋を建て
ようということになったのだろう。そうすると吉貴の春
山行きは享保十八、九年の頃と推察される。

牧場も、そして関狩の場所も右のように春山から他の
場所に移された。しかし藩の鹿倉は幕末に至るまで続け
られた。鹿倉は既述のように藩主の狩場であり、一般人
は出入が禁じられていた。行司役という役人が支配し、
鹿倉見廻がその指揮を受けて管理していた。藩政時代の
末期元治元年（一八六四）十一月、長州征伐に出陣した
伊集院隊の中に、春山 行司 大山藤之丞・同 鹿倉見
廻 中村源右衛門・直木 鹿倉見廻 中馬助四郎・同
鹿倉見廻内田仙次郎の名が見える。山役人には所在地
の郷士を任命した。この鹿倉は明治以降島津氏の私有地
となり、現在島津興業株式会社の所有となっている。

上総入道吉貴が狩に来て休憩した四元慶左衛門の屋敷
は現在その子孫の四元六弥氏が居住しているがその時慶
左衛門が頂戴して大事に保管していたという押巻はもう
ない。庭には池が庭造りされ、氏神の祠堂が建ち、恐ら
く当時とは面変わりしており、入口の門も普通の石垣門
になっているが、石垣が一尺程道路にはみ出している。

前記「壹尺計地行高二相成し」の地行高は知行高で、殿
様休憩の記念として、石垣がはみ出している程の土地が
四元家に与えられたのであろう。

また御仮屋の跡地は四元氏宅に行く道路の手前右手が
そうであるという。

春山狩倉

—石谷小学校蔵「郷土史資料綴」—

春山狩倉は村の東に連る周囲凡そ四里、雑樹鬱蒼、山の西
は春山に属し、東は谷山五ヶ別府に属す。

狩倉は元藩主狩獵の場所にて一般人民の狩獵を禁じたる
場所を云いしが、後には「御手山」即ち藩庁直營の山林を
指せる名称となり、地名を冠して何々狩倉と称す。

狩倉には狩倉捨（カグラストリ）と称する特別のものあ
り。御立木帳ありて材木の種類本数を記したる台帳あり。
普通の狩倉は一切開墾を許さず、又私人の伐採を許さざ
るも、狩倉捨にありては一部の開墾又は材木の払下げを
許さることあり。中には御留木と称して一切伐採を許
さざる材木あり。楠・樫・杉・梅の類なり。

狩倉を支配する役人は藩庁に山奉行座あり。山奉行勤務
し、狩倉のある郷ごうには行司を置き、下役に竹木見廻を置
く。（前述の如くこれは鹿倉見廻といった）

又御手山方ありて林産物の販路等商事に関する支配をな

さしむ。

春山狩倉には十五役と称し、役人を勤むる家十五戸あり。

第十五章 石谷二百年史

第一節 石谷姓を興す

石谷を町田氏が領するようになるのは、島津氏九代忠国が町田高久に与えたのが始まりである。そのことに端を発して伊集院熙久が高久を暗殺し、忠国が一字治城を攻めて熙久を追い出したことは既に述べた。高久は町田姓を石谷に改めていた。忠国は高久の子石谷頼本に再び石谷の地を与えた。石谷氏は土橋の町田と石谷とを支配したのであった。

その後文明五年ごろ（一四七三）、島津氏十代立久は実弟にあたる伊作久逸を櫛間（宮崎県串間市）の地頭に転出させた。そして石谷頼本の子梅吉を久逸の家老というかお守役のような役にして櫛間に赴任させた。「町田氏正統系図」では梅吉は櫛間の吉松の地を与えられ、ここに居住することになったが、石谷城・竹下・中原及び町田村は旧の如く領知したとしている。しかし「旧記雜録前編卷四〇」に記載する「町田氏系図」では梅吉のと

ころで「大守立久公が令弟式部大輔久逸をして日向の福島院（櫛間のこと）を守らしめた時、梅吉は大守の嚴命を奉じて吏部（役人）を従えて福島に移居し、吉松と称する在所を賜った。文明十七年初秋、久逸は大守忠昌公の命に応じて福島を去って本領の伊作庄に移り住み、梅吉も亦本領石谷を賜う。」

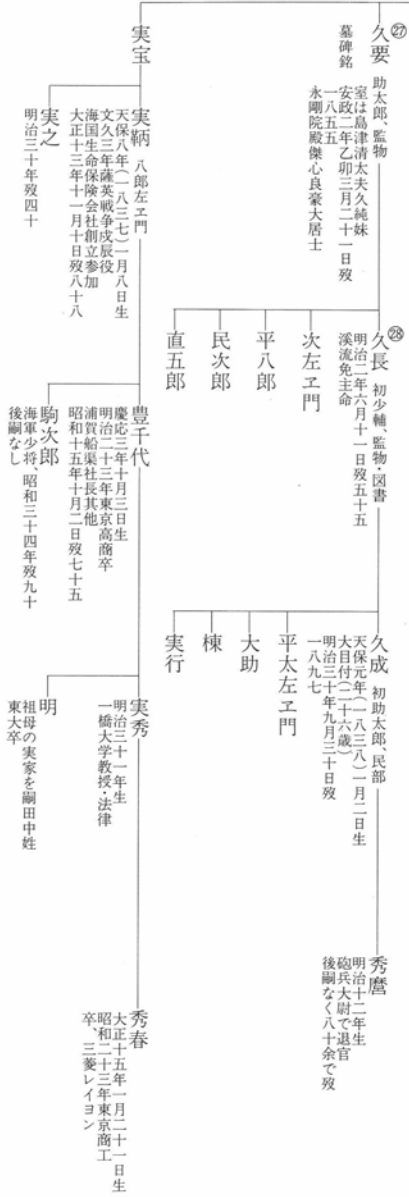
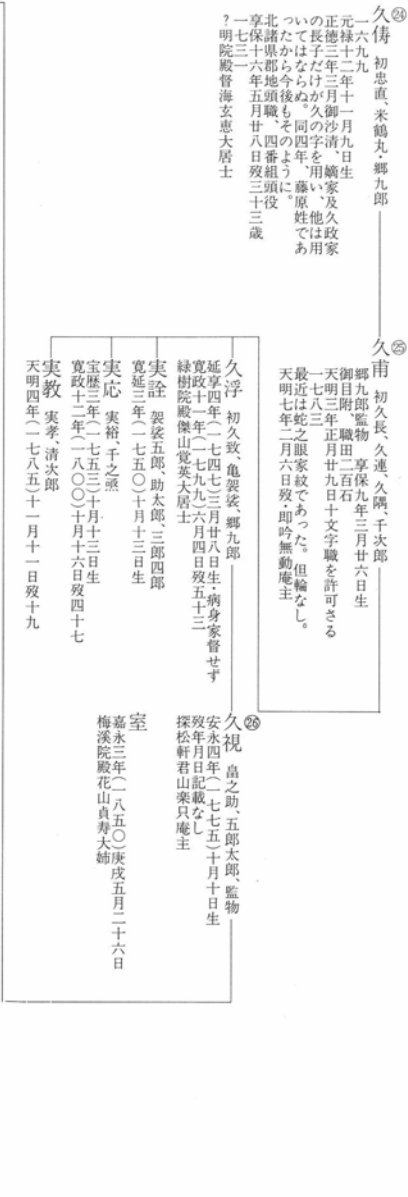
とある。櫛間に移った後も旧の如く石谷及び町田を領知していたのであれば、何も再び石谷を賜うということはないわけで、本領の地に帰ったことになるだけであるが、おそらく櫛間移居中は石谷氏の石谷支配は中断していたのではないかと思われる。

梅吉はかくて再び石谷に居住することになり、既述のようにやがて福島在任の間崇敬した足利將軍義教の弟、大覚寺の僧であつた尊者（還俗して義昭・義眼大僧正）を祭る福島大明神を、町田の前畑に勧請するのである。

梅吉の子は梅久。梅久の子は伊賀守忠栄。既に述べたように、島津日新・貴久父子が天文五年（一五三六）三月一字治城を攻略した頃、右谷氏は島津実久の勢力に押されて、梅久は実久の当時の居城清水城に孫の久徳と共に人質同然となっていた。

伊作久逸の孫が日新であり、久逸の家老梅吉の子が梅久であり孫忠栄が石谷城主である。伊作島津氏と石谷氏

【鹿兒島城下 藤原姓 町田氏の歴史】



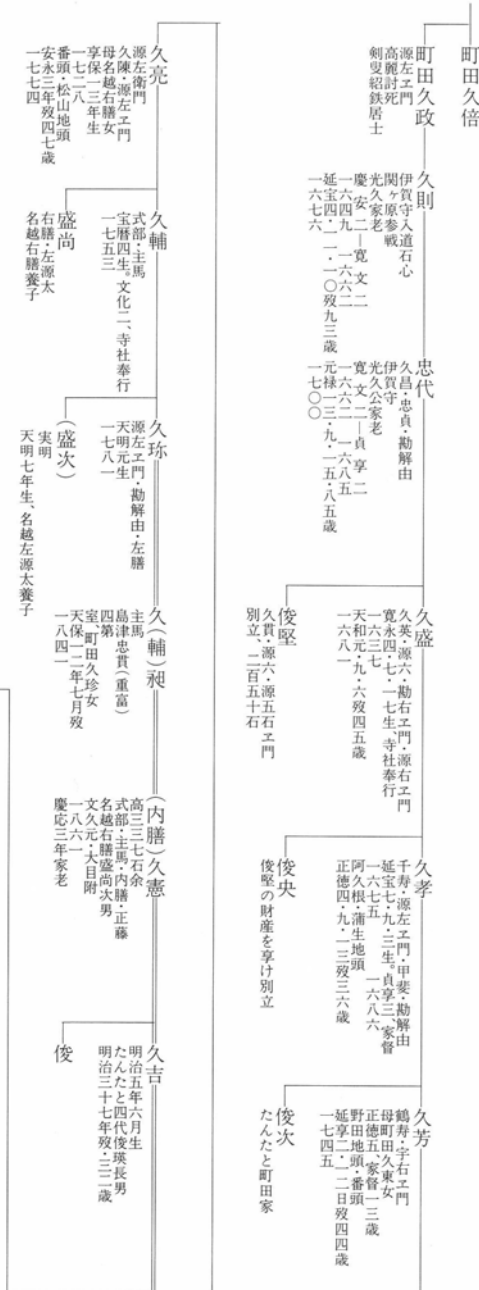
【諏訪馬場町田家系図】

大田区西六郷一―四六―二

「鹿兒島城下藤原姓町田氏の歴史」 町田清彦著

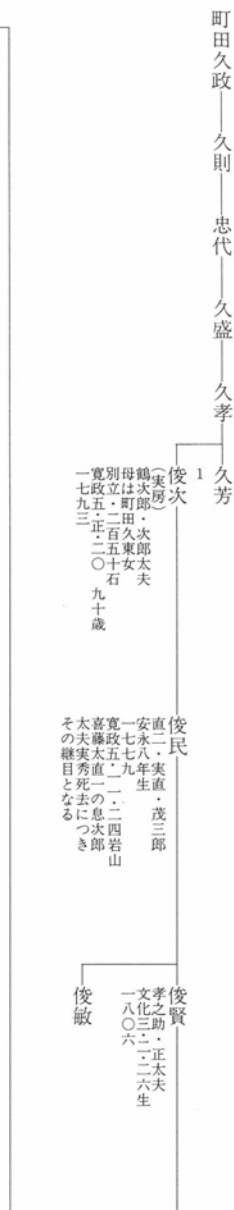
昭和四十二年三月一日発行

鹿兒島市小川町新川ビル内斯文堂印刷上町支店
ガリバン刷り

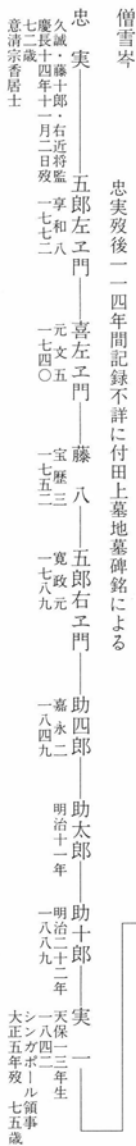


【たんとと町田家系図】

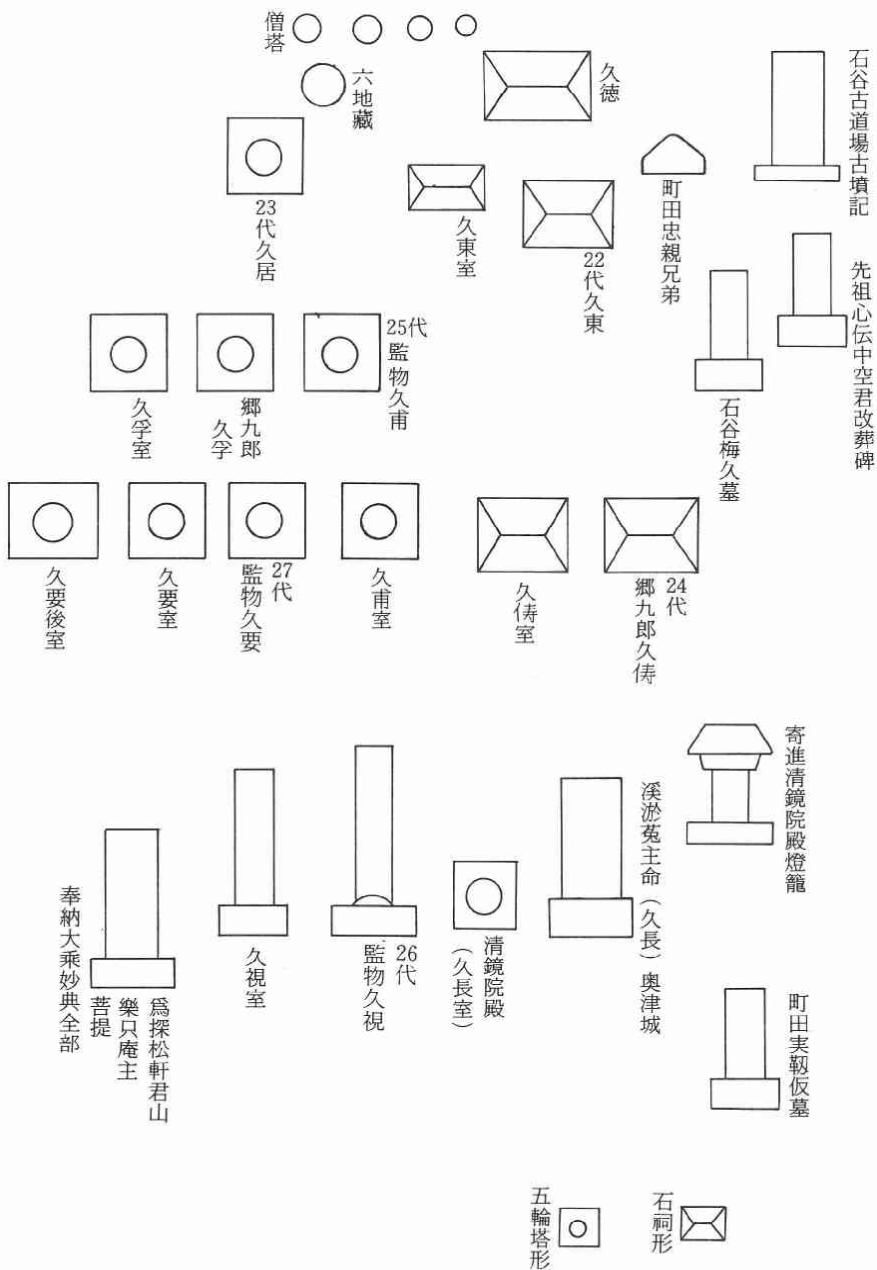
(諏訪馬場)



【上之園町田家系図】



石谷永福寺墓地町田家墓地見取図



との歴史的つながりは深かった。かくて忠栄は日新・貴久と秘かに連絡をとり、その年十二月の石谷城攻防戦となるのである。

第二節 町田姓にかえる

梅久をはじめとして石谷氏の親族でこの戦で戦没する者は多かった。日新父子は石谷氏の功を賞して、旧領石谷及び土橋の町田をその領地として認めるほか、「神殿」を増増したという。「町田氏正統系図」は神殿を伊集院の上神殿としているが、上神殿はその頃比志島氏が支配しているようだから（上神殿の日枝神社所蔵の板面に天文八年十二月、当地頭比志島とあった―伊集院由緒記）、私は上神殿ではなくてもっと石谷に近い神殿であろうと推定している。

天文六年再び石谷城に復帰した忠栄は、石谷姓をもとの町田に改めた。

忠栄の孫町田出羽守久倍の代になって、菱刈氏討伐の功によって久倍は菱刈の市山地頭に昇進し、石谷の故地を離れる。市山在城九年の後、天正六年伊集院地頭となり、故地石谷はまた町田氏の支配するところとなる。しかし久倍は累進して藩の家老となり、秀吉の薩摩征伐以後はほとんど鹿児島城下に居住したと思われる。文禄四

年（一五九五）になって彼は大口城代となり再び市山地頭に任ぜられる。その頃の地頭は領主のような性格を持っていたから、久倍は再び先祖代々の本領石谷及び町田の支配権を棄てて市山地方の領主となり、母の墓地もこの地に定め、この地を町田氏永住の地としたのである。

慶長五年（一六〇〇）久倍が死去するや、その遺骨はこの地に埋められ、領主としての地位は息子の久幸に引き継がれた。

しかし久幸は翌慶長六年伊作地頭に転補され、市山の地を離れる。

この頃から地頭の性格が変わり、地頭は領主ではなく藩の地方行政官的色彩を強くし、その所有する石高の土地は別に与えられるようになる。

すなわち、「旧記雑録後編巻五三」の「町田図書頭久幸譜中」によると、彼は慶長六年伊作地頭に補せられると、市山地頭の返地として故領石谷村を賜り、且つまた菱刈の一之宮の返地として現吹上町の与倉と中原両村の内からそれに見合うだけの土地を給されている。更につづいて同八年には長羽村の返地としての土地が与えられているが、その土地名は書いてない。

これで見ると伊作地頭になったからといって伊作の領主になったのではない。伊作内の若干の土地は与えられ

たが、それは旧領に対しての返地かえしちであつて、地頭は地方行政的存在となつてゐる。

かくて、町田久倍が文禄四年（一五九五）石谷の地を去つて以来足掛け六年ぶりで石谷はまた旧主の支配下に歸つたのであつた。

久幸は慶長十六年（一六一二）家老に任ぜられ、職田（職に対する給料）二千石を給せられ、更に伊集院地頭を兼ねた、と「町田氏正統系図」は記載している。

ところでその頃の伊集院地頭は日置領主の島津常久である。常久は歳久の孫であるが、文禄四年（一六九五）に日置郷三千六百石の領主となり、慶長十六年伊集院地頭職に補せられた（日吉町郷土史上巻）。「伊集院由緒記」によると、慶長十九年四月の伊集院寺脇桶牟礼神社の棟札に地頭藤原常久とある。町田久幸の伊集院地頭は常久が他に転補されたあとであらう。久幸は元和二年（一六一六）には大隅の高山地頭になつてゐるが、どの時期に伊集院地頭であつたか確かな年月はわからない。久幸は石谷領主となつたが、伊作地頭館に居住し、石谷には住まず、家老になつてからは城下の屋敷に居た。

久幸は寛永元年（一六二四）六月十七日、江戸の島津藩邸桜田屋敷で五十三歳を以て病没した。彼の二度目の妻は宮之城領主島津図書頭忠長の娘であつたが、最初の

妻と同じく早世し、三度目の妻にも子がなかつた。彼は藩主家久に請うてその六男忠尚を養子とすることにして瞑目した。忠尚そのとき五歳。

第三節 石谷領の確立

忠尚は養父の死を弔つた後、その実母宮原氏と共に江戸を發して西下し、入国して伊作地頭館に身を置いたというから（町田氏正統系図）、町田氏の本居は伊作にあつた。

家久は幼少の忠尚の後見役に町田久則・同久照・同久守及び肥後盛行を命じ、忠尚に二千石を与えて忠尚幼少の間監督させることにした。町田氏正統系図はその次に「久幸の旧領であつた高山地頭を収めて石谷の私邑を給う。伊作領地故もとの如し。」と書いてゐる。

「旧記雑録後編卷七五」に元和六年（一六二〇）当時の島津一族や高禄の家臣及び城下土の禄高が記載された帳面（薩隅日一所衆並甞府衆中高極たか之帳）があるが、久幸と一緒に家老を勤めた人達の禄高を見ると次のようになつており、町田氏の家禄は大きい。

樺山美濃守久高

比志島紀伊守国貞

町田図書頭久幸

高千七百七十石
外三千七百七十石斗五升七勺二匁

二千六百六十九石
外二役分二千石

二千二百二十石
外二役分二千石

伊勢兵部少輔貞昌

高千九百四十四石
外二役分二千石

三原諸右衛門尉重種

千五百八十二石
外二役分二千石

伊集院下野守久元

千八百六十九石
外二役分二千石

右の久幸の石高には石谷が含まっていただけと思われるが、忠尚に高山地頭職のかわりに石谷の私邑を給うとはどういう意味であろうか。また家久が忠尚に二千石を与えたということはどういう意味か。久幸は高山地頭として二千二十二石を領した。外に家老手当として二千石があつた。しかし忠尚は養父の地頭職は継げない。しかし町田本家の当主として、しかも藩主の子供としての体面を保たねばならない。そこで伊作で久幸が与えられていた領地と旧来からの石谷とを合せて二千石分を忠尚に与えたということであろうか。「町田氏正統系図」は久幸の旧領以外に二千石を新たに支給し、かつて先祖の町田忠栄が貴久から加俸された上神殿を加えて六千余石となつた、としているが上神殿については既に述べたとおりで、これは神殿の誤りと考えられるし、この時まで神殿の地を持つていたかも疑わしい。当時の制度などからみても藩主の子であるからとて六千余石という高禄が五歳の少年に与えられるというのには疑問がある。

先の高山地頭（地頭職の意と推定）の代わりに私邑石谷村を給うという文句では、この時文禄四年久倍が大口

に移つて以来、はじめて石谷が町田氏の有に帰したとも受け取られるが、既に述べたように久幸が大口から伊作地頭に転補された時、石谷は久幸に与えられている。いづれにしてもこの前後から石谷の町田氏支配は確立したのである。

さて忠尚は寛永十三年（一六三六）当時家老で且つ伊集院地頭を兼務していた三原左衛門佐重庸の娘をめとり、翌年は島原之役に従軍した。万治二年（一六五九）の「万治高帳（旧記雑録追録巻八）」によると彼の石高は三千五十一石三斗である。当時光久の家老であつた町田久政の子で忠尚の後見役をつとめた町田伊賀守久則は三千二十石四斗であつた。

島津藩は年がくだるにつれて経済的に苦しくなり、一門家や一所持家の石高を削つてゆく。一所持家の、かつては三千石を持つていた町田家も、藩政時代中ごろでは千七百石前後となり、幕末、島津斉彬が藩主になつた安政二年（一八五五）の記録では（鹿児島県史料・斉彬公史料二の二五一号）、町田助太郎久長（久視の孫）は石高九百九十八石九斗二升五石七勺二牙と記されている。これはしかし石谷村の前掲天明八年の六百八十九石八斗余をはるかに超える石高である。町田氏は石谷村のほかにおそらく鹿児島市近在などにその先祖が分与された

土地を保有しているのである。

第四節 石谷の住人

それではこの石谷の地にどれだけの人が住んでいたか、人の問題であるが、資料は少なく、そして古いものがない。横浜で行列の前を馬上で横切ったというので英国人を殺害した島津久光は、文久二年（一八六二）の秋帰国するが英国艦隊による報復が伝えられ、薩藩は臨戦体制をとる。伊集院石谷を支配する町田少輔久長は二十歳以上五十歳までの兵二二二人をいつでも指揮して出陣することが命ぜられた。（県史料忠義公史料二巻四〇五号国父久光公御旗本隊）

これより先萬延元年（一八六〇）に調査して定めた「改正軍賦人名」（県史料忠義公史料一卷四八九号）によると、伊集院郷は次のようになっていいる。

現人数二八九人（二十歳から五十歳まで）

一 伊集院

三組一手

地頭 菱刈李之助（隆徴）

内

一組

一 当番

惣物主 島津信濃（久敬）

内

一組

一 当番

物主 菱刈壮之助

注・伊集院郷士はかねてから三組に編成されており、組頭が一組に二、三人ずつ配置され、郷士の生活指導監督税収などに当たっていた。これがいざ出陣となると一組を一

隊とし、隊長を物主と称して、城下士で家格の高い者がこれに当たることになっていた。地頭が郷の最高指揮者であるが私領主である場合もあり、また戦場には出ないで内の方を守る必要の生ずる時もある。惣物主は物主より一段上である。右の伊集院の場合いざという時はまず当番の二組が出動し、惣物主島津信濃が菱刈壮之助の組をも指揮する。島津信濃久敬は鹿屋市花岡の領主であった。

実際文久三年七月二日の薩英戦争の際は、島津久元の本宮西田千蔵寺に島津信濃が一陣の惣物主として自らも伊集院の一隊を率い

伊集院一組 物主 菱刈壮之助

郡山一組 右同 北条織衛

吉田一組 右同 細崎助七

市来一組 右同 堅山八郎

市来大砲 右同 迫水善左門

の諸隊を指揮した。

（当時出陣した筆者祖父の記録による）

前掲「改正軍賦人名」では石谷は私領の部に

高九百九拾九石余

現人数貳百拾貳人 当番一手

町田監物

と出ているが、実際出動の直前記録ではこの人数はそのままで指揮者は監物久要の子久長に変わっている。石谷隊も出陣したと思われるが詳細は不明である。

町田家の政治経済領地支配の詳細に就いては資料がない。わずかに一部の資料によつてほんの側面を見ようとしている。明治になつて藩政時代の支配者及び支配的地位にあつた階層は変わった。しかしある程度明治十五年ごろに調査された「鹿児島県地誌」の統計で推測できると思う。

現在松元町の大字となつていゝ藩政時代の六カ村の人口についての表を見ていたが、

薩摩藩は武士を多く擁し、全国のほとんどすべての藩が、士分は人口の六%を占めたといわれるのに、薩藩は三〇%といわれている。下の表でみると現松元町六大字で士族の占める割合は戸数で三五・四%、人口では三七%を占める。石谷だけを取りあげると、石谷村の戸数二四〇戸のうち士族戸数は一七〇戸、実に戸数では七割が士族である。士族人口は七三五人、うち男子三三六人。このうち二十歳から五十歳までの男子はおそらく文久年度の調査に近い二〇〇人前後と踏むことができよう。

ここで次に示す萬

延元年の宗門改帳を見ていただこう。総

人数六五四人とある。明治になつて人

口は急速に増えるから、萬延（一八六

〇）ごろの士族人口はこの程度であつたらう。

町田民部久長が幕

末ごろ指揮する兵士は二一二人という前

掲の数字は納得できる数である。だがこ

の数はすべて石谷に居住した人数ではない。

町田氏の当主はほ

んど城下鹿児島島の屋敷に住み、石谷に

は滅多に來なかつた

上谷口村外五ヶ村人口

鹿児島県地誌

村名	総戸数	総人口	男	女	士族戸数	人口	男	女	平民戸数	人口	男	女
上谷口	209	995	519	476	25	119	65	54	184	876	454	422
直木	304	1,605	845	760	58	397	201	196	246	1,208	644	564
入佐	100	476	235	241	21	114	50	64	79	362	185	177
春山	211	1,005	505	500	146	704	361	343	65	301	144	157
福山	140	646	337	309	16	101	52	49	122	545	285	260
石谷	240	1,116	506	610	170	735	336	399	70	381	170	211
計	1,204	5,843	2,947	2,896	436	2,170	1,065	1,105	786	3,673	1,882	1,791

はずである。鹿兒島の屋敷に役職を持つかなりの家来がいた。その人々のうちには石谷以外の町田氏所領の土地を給地としている者もかなり居たであろう。かくて町田氏は、いざ事あるときは二二人の部隊を指揮する隊長であり、かねてはその兵士を養うに足る土地を保有していたのであった。

私領地の領主には右のような権限と義務とが与えられていた。故にわずか七百石足らずの田畑を持つ石谷村に、他村と比べると戸数比率では倍以上の郷士達を居住させねばならなかった。石谷の郷士達の経済的な内容を確かめる資料がないのであるが、士といっても百姓とほとんど変わらない。多くは百姓の門の名頭達よりもはるかに低い生活水準の人達ではなかったかと推定される。また石谷の百姓達その者も他村の百姓達よりも苦しい生活を余儀なくされたであろう。

第五節 宗門改帳

岩城久賢委員が「一向宗禁制」について述べておられるので、その実証として、萬延元年申（一八六〇）十一月に石谷に行われた宗門改めを次の帳面によって御紹介しよう。宗門改めは毎年春秋二回行われることになっており、これは十一月だから秋の部であろう。しかし毎年

表紙

萬延元年申十一月 宗門方御札 総人数帳 石谷

実施されたかどうかは明らかでない。

この帳面が私宅にあるのは、私の曾祖父有馬藤左衛門が、安政五年（一八五八）以来伊集院郷の郷士年寄に就任し、「宗門方掛」を仰せつけられていたことによると思われる。

そのためであろう、市来郷からの一向宗取り締まりに関する問合わせ状も残っている。内容は先般来宗門御改衆その外役々の人達をもつて取り締まりや改宗教化を行ったところ、おいおい本尊（阿弥陀仏像）を差出して改宗する者が出て来たが、神之川方限居住（市来神之川であろう）の郷士でどうしても口を割らない者が居て困っている。ついてはそちらに神之川（伊集院神之川）から本尊を差し出した者があると聞いたが、それと関係があるのではないか、御面倒ながら調べて欲しい、と言うのである。申正月二十九日の日付であるから萬延元年と思われる、差出人は、市来 同役 永山四郎右衛門、あては伊集院 宗門方掛 郷士年寄衆中とある。

また藤左衛門は「此節一向宗取締向_二付、昼夜骨折精勵致し」たということで金子百匹を藩から褒賞されてい

る。「菱刈奎之介地頭所 伊集院郷土年寄 有馬藤左衛門」あてになつており、菱刈氏の地頭時代であるからやはり萬延か文久の始めごろである。

それはともかくとして右の帳面は係りの横目達をして調査させたものである。書き出しは次のようになってゐる。

惣人数 六百五拾四人

内 百八拾三人

右 自訴人数

百九拾六人

右十四歳以下

七拾六人

右他所中宿

百貳拾三人

右死人並他所嫁與

差引残人数

七拾六人

自訴人数というのは町田家の使用人すなわち御役人などで、役所や勤務場所などで、自分は一向宗信者でないことを既に明らかにした者をいい、他所中宿は、ほとんど貧困によるのであるが当分現住所であるべき石谷におらず、他地で働いている者。

そこで戸籍上の六五四人から右を差引いた七六人について、その自宅で面接して調査したものである。但しこの調査は土分のみで、百姓は別である。

次に記す名前の下には幅七^サ長さ五、六^サの紙札に調査結果が細字で書かれて貼りつけてある。取れたものが多いが概略はわかると思う。

町田 新大夫

町田 源吾右衛門

梅本 四郎左衛門 母

飯牟礼 道雲

飯牟礼 作左衛門 母

大山 伊兵衛 娘

有馬 吉兵衛 妻

森山 仁藤次 娘

折田 用之進 紙札 馬鹿こじ而一向宗等存不申候段母申出候

折田 用之進 先年自訴申上候節彌敷承知仕候ニ付立障不申

有馬 吉右衛門 母

四元 清右衛門 妻

重信 五左衛門

右同人 妻

大山 源四郎

右同人 妻

大山 金之進

大内田 源藏

大内田 小兵衛

右同人

鶴田 休兵衛

鶴田 休次郎

鶴田 市藏

舞田 渡兵衛

森山 新藏

岩下 金四郎

瀧尾 次郎右衛門

瀧尾 半兵衛

瀧尾 けさ之進

川崎 熊太郎

益満 土右衛門

益崎 休右衛門

右同人

益崎 十郎

益崎 仲大夫

中馬 四郎右衛門

重信 權藏

右同人

母 一向宗拜みかた拜方仕候寛一切無御座候

妻 幼少ヨリ鹿府へ奉公仕居一向宗へ立障不申

母

妻 一向宗へ立障申寸心さし無御座候

母

妻 一向宗禁制ニ付立障不申

妻

妻 一向宗立障候心得是迄無御座候

母

母 一向宗儀ハ親ヨリ違言ニ拜方仕申候

妻

隈元 牧右衛門

隈元 八之進

隈元 八之進

重信 市之進

重信 十郎右衛門

荒川 惣左衛門

有馬 泰助

大山 金之丞

大内田 鉄之進

四元 銀右衛門

四元 藤右衛門

井口 万兵衛

四元 利右衛門

右同人

上山 源次郎

四元 利兵衛

右同人

四元 新九郎

湯元 善之丞

右同人

重久 善八

妻

姉 一向宗之儀ハ御大禁と親ヨリ承知之所ヨリ立障不申

母 一向宗ハ一切立障心無御座候

母

母 一向宗之儀ハ御法度ニ存申候ニ付障不申

母 一向宗御禁制之段承知仕申候ニ付立障不申

妻

妻

妻 一切立障候心得是迄無御座候

妻

妻

妻

湯元 新右衛門

右衛門 妻

宇田 善太

右衛門 妻

山口 権右衛門

中馬 休右衛門

右衛門 妻

石神 伝之進

石神 孫之進 母 一向宗六御大禁ノ事ニ付立障心得無御座候
一切立障申候儀是迄無御座候

井上 市右衛門

右衛門 妻

井上 直之進

荒川 休之進 妻

四元 善之進 妻

七六人とあつたが以上七三人しか記載されていない。帳面には名前の下に小票が全部つけてあつたはずであるが、糊が利かなくなつて大部分が取れている。小票の文句は全く同じというのではなく、どこかちがわせて書いてある。結論は一向宗には立障^{たちざう}なし、すなわち関係なしということであるが、それを七十余人ものを一人一人同じ文句で書かないというのも一骨折だつたらう。

第六節 領主の系譜

町田氏二十一代忠尚の時代には鹿兒島城下に三つの屋敷を持つていたという(町田氏正統系図)。一番大きなのは新橋にあつて広さ一町二十四歩(一鈔強)、中は千石馬場にあつて七反一畝(七鈔強)、もう一つは西田にあつた。寛永九年(一六三二)春、家久は新橋の邸を訪問し、その時まで梅千代と言つていたのを元服させて出羽守忠共と名乗らせた。冠は義弘の娘で家久の妹の婿である家老の伊集院下野守久元が家久に代わつてかぶらした。

寛永十五年正月島原戦に出陣。十六年四月伊作地頭職を拝命。

延宝四年(一六七六)九月三日病没、享年五十六歳。福昌寺に葬つた。

二十二代久東は忠尚の三男で万治元年(一六五八)十二月生まれ。両兄とも早世したので家を継ぐ。宿病があつて元禄三年(一六九〇)隠居して石谷に住んだ。享保五年(一七二〇)病没、享年六十三歳。石谷の永福寺に葬る。

二十三代久居は延宝八年(一六八〇)に生まれ、父が隠居したので元禄三年十一歳で家督を継ぐ。藩主光久は

その子式部久始（後久明）をして後見させ、またこの年（元禄三年）十月元服として助五郎忠英と名乗らせた。後年久居と改める。元禄九年四月新橋の邸宅が罹災した。同年十一月末吉地頭を命ぜられ、同十二月桂外ウチ記思厚の娘と結婚し嫡男久儔を生む。同十年新橋の邸から千石馬場に移る。

元禄十四年（一七〇二）十一月、石谷に蟄居し、翌年二月家督を久儔に譲った。まだ二十二歳であった。寛延二年（一七四九）十一月二十八日、石谷で逝去する。享年七十歳。殿様役が余程嫌いだっただのである。

二十四代久儔は元禄十三年（一七〇〇）十一月生まれ。母は桂久厚娘。三歳で町田家を継いだことになる。宝永四年（一七〇七）昔流でいえば八歳で元服。大守吉貴自ら加冠し、父久居の後見役であった式部久始、今は家老となって島津大藏久明といったが、理髪カミの役を勤め、郷九郎忠通と名乗らせた。

享保二年（一七一七）十月、藩主吉貴の妹妻妹をめとる。翌三年六月、日向諸県郡高崎郷地頭。同九年四月菱刈本城地頭。

享保十六年（一七三二）五月二十八日死去。満三十一歳になっていなかった。永福寺に葬る。

治政の期間は短かったが、我が家は先祖が萬死を冒し

て今に伝えたものであるから、飽食暖衣して豊の上で死ぬようなのは子孫ではないといって武道に精励し、甲冑や銃槍を新調整備することに努めたと、その志行を町田氏正統系図は讃えている。二十五代久甫久甫、初め久連と称する。享保九年（一七二四）三月二十六日生。母は祖父孝左エ門久東の娘。

享保十六年八月六日、町田久儔の後継として町田氏第二十五代の当主となる。実は島津彦太夫久富の三男。

寛保三年（一七四三）十二月、肝付兼隆の女をめとる。延享五年（一七四八）馬関田（諸県郡）地頭。寛延三年（一七五〇）妻肝付氏死去。年二十三歳。永福寺に葬る。

宝暦十二年（一七六二）正月寺社奉行となる。三十八歳。同年四月東郷（薩摩郡）地頭職。明和四年（一七六七）監物と改称、同五年大目付格となり同年五月大口地頭に転ずる。安永五年（一七七六）正月十一日伊集院地頭拜命。

天明二年（一七八二）八月、石谷永福寺を修補する。同三年大御目付に昇進し、職田二百石を与えられた。寺社奉行はもとのとおりである。

天明七年（一七八七）二月六日死去、享年六十四歳。法名即畔無動庵主。永福寺に葬る。

久甫について竹下先生の「松元町郷土史第一輯」には次のようないい伝えが書かれている。

久甫は安永八年（一七七九）の七月、早天続きで田植ができず農民は大変困っておりました。久甫は之を見て石谷の能野神社に詣で、雨乞いの祈願をしました。翌朝になると雨が降り枯死寸前の苗もいきいきとなり、石谷の農民は大変喜びました。

「町田氏正統系図」は久甫に就いて次のように記す。

久甫が町田家を継いだ時は年僅かに六歳であった。家政のことは一切松月院室老（久甫の後見人であろうが何誰か不明）が取りしきって、その言うところに従うだけであった。院主が死んだところ負債の元利未清算のものが七十貫目にも達していた。久甫はどうしていいか施すすべがなかった。表書院や院主が住んでいた家を売却し、また家禄の田地七百余石を売払ってやっと負債を完済することが出来た。それからは勤儉これ努め奢侈を禁じ、五十歳になる頃七百石を再び取りもどしたのである。

久甫は人となり安樂に無為に日を過すことを好まず、小壮の時から読書習字にはげみ、国学を本田親盈ちかひらに学び、また諸芸（武術）に達したが、はじめ弓術を横山新右エ門に、剣道を東郷長左エ門実貫に、木島流槍術を白尾車参国芳に学んだ。又河陽流軍法を坂本廉四郎清東に、越

後流軍律を志摩清太左エ門清宣に学び、いずれもその奥義に達した。

また娯楽趣味として能楽を中西某に習つて重豪公（島津二十五代）の観覧に供した。以来屢々宴席に或いは茶会に君公の招きを受け、恩遇を辱くした。

二十六代久視

久甫の長男久孚は延享四年（一七四七）四月出生、明和六年（一七六九）十二月山岡斎宮久澄の女をめとり、安永二年（一七七三）には御番頭となり禄二百俵を給う。翌三年九月病気の故を以て職を辞し、以後再起せず、寛政十一年（一七九九）六月四日病没。享年五十三歳。永福寺に葬る。

久甫の次男を実詮という。（長男以外久の字をつけることは藩令で禁じられていた。）寛延三年（一七五〇）生。明和七年（一七七〇）名越左源太時央の婿養子となったが二年経つた安永元年（一七七二）十一月には実家に帰つてしまった。寛永七年（一七九四）正月御弓奉行となり、禄七十三俵を受ける。文化十年（一八一三）本家から高百石と居宅一区をわけて貰つて分家した。

久視は安永四年（一七七五）十月十日出生。祖父久甫は天明七年（一七八七）の二月に没したが、父久孚が病弱なのでその年九月に祖父のあとを継いで町田氏第二十

六代の当主となる。十三歳であった。翌年二月元服して監物と称する。寛政七年（一七九五）五月、叔父実詮の女をめとる。

寛政八年当番頭となり間もなく奏者番を兼ねる。同年正月肝属郡田代地頭。享和二年（一八〇二）十二月、御用人・御小姓組番頭・奏者番・文化元年（一八〇四）五月藩主斉宣の命により江戸に行き、老中及び將軍に謁する。その後江戸に滞在し、火事で焼けた芝邸の再建に尽力し、文化三年九月任滿ちて江戸を立ち十一月七日帰国した。芝邸造営の功勞として三十兩を下賜される。文化四年大目付となり職田二百石を賜う。同年四月国分地頭に転ずる。

久視は画をよくしたらしい。文化八年（一八一七）七月十一日大守斉興は、御休息所の小棚のふすまに西湖山水図と百鳥図を久視に書かしてこれを賞め、八丈島の織絹三反を下賜している。十月十五日御休息所で宴を開き、席画を求め、久視の固辞するのを許さなかった。

久視は二枚書いて差上げた。宴が終わったあとで斉興は久視に狩野洞伯の虎画一幅を贈っている。

文化九年久視は「町田正統系譜」四十冊並びに宗図一卷を編修した。天安二年（八五八）にはじまり文化九年（一八一七）に終わっている。この間通計九百五十五年

である。

この年彼は「石谷高久之墓」を建て、翌十年には菱刈永福寺墓地の久倍及びその母の墓を修補して碑を建て、石谷永福寺に古道場故墳記の碑を建てるなど先祖の顕彰に努力したことは既に見てきた通りである。

文化九年十二月一日、若年寄に任ぜられ職田三百石を賜う。翌十年御家老兼行を命ぜられ、同十一年十月二十九日御家老を拜命する。第二十代図書頭久幸以来のことであった。職田一千石。

文化十一年（一八一四）三月国分地頭から伊集院地頭に転ずる。文政元年（四月文政と改元）久視は新納内藏に代って江戸守邸家老を命ぜられる。文政四年の始め、家老川上美濃守久芳に代わって帰国するまでの間、伊集院地頭は同僚の家老島津安房守久備が代理をつとめた。久視は文政五年から一カ年、文政九年から一カ年また江戸に滞在する。その間文政五年には新納内藏久命が、九年には島津但馬久風が代理して、監物は結局文政十一年（一八二八）まで伊集院地頭たること十有余年に及んだ。

「旧記雑録後編」でみると、監物の家老判は文政十二年二月が最後である。

石谷の永福寺墓地にある久視の墓塔の前に石燈籠があ

る。正面には「奉奇進 島津彦太夫藤原久悠」と彫られ、右側には「為探松軒菩提也」、左側には「天保五年甲午七月穀旦」とある。探松軒は久視の号であるから、久視の菩提を弔って島津久悠が建てた燈籠である。天保五年（一八三四）七月が久視死亡の年月である。彼は満五十九歳になんなんとして死去したのである。ちなみに穀旦とは吉日の意である。

久視のあとには監物久要が継ぐが、彼の事歴については残念ながらその手がかりがない。彼が領主であった時代は文政から天保にかけてであろう。調所笑左衛門が藩政改革の衝に当たり、産業の振興や藩士の禄高の整備に精励したときと期を同じくする。久要も当然その領地石谷に関して本藩にならって治政に尽力せざるを得なかつただろう。しかしその事蹟を伝えるものはない。

永福寺墓地の石塔には次のように記されている。

右側 町田監物久要 安政二年乙卯
中央 永剛院殿傑心良豪大居士

三月二十一日

久要の前妻は文政五年壬午（一八二二）十月十二日に亡くなっており（清霜院殿寒心貞光大姉）、その墓碑銘に町田少兵衛久要室とあるから、久要は家督を継がない頃は少兵衛と称していたことがわかる。後妻は安政五年

（一八五八）九月に亡くなっており、墓碑銘によって久要没後は仙寿院と号していた。

久要のあとを継いだ久長については、次の久成のところで述べる。

第七節 町田民部久成

西鹿児島駅前広場に立っている慶応元年（一八六五）三月英国に留学した薩藩留学生十五人群像の一人である。

「薩摩藩英国留学生（犬塚孝明著・中公新書）」によると町田民部（久成）

大目付・開成所掛（学頭）。島津門族。家格「二所持」。薩摩日置郡石谷領主。知行高千六百九十六石。天保九年生。二十七歳。開成所創設に参画した開明派。とある。

開成所は時の家老小松帯刀・喜入撰津をはじめ、大目付町田民部、側役大久保一藏などの革新派が中心となつて、陸海軍諸学科、天文・地理・数学・物理・器械など西欧の学問技術を取り入れるため元治元年六月に設置されたもので、当時の蘭学・英学の大家を先生に招き、生徒は六・七十人で藩校造士館などから藩の俊才を厳選して集めた。（上掲書）

町田民部は新納刑部(大目付。一所持。伊佐郡大口領主。三十三歳)と共に留學生の監督として渡英を命ぜられた(県史第三卷)のであるが、選抜された留學生はほとんど開成所の「諸生」が主であった。一行には民部の次弟町田申四郎実積(十八歳)、末弟町田清次郎(清藏とも)実行(十五歳)も選ばれており、二人とも開成所「諸生」であった。

留學生一行はまだ日本が鎖国の時代で公然と渡航は許されず、密出国であったから変名を用いた。民部は上野良太郎、申四郎は塩田権之丞、清次郎は清水兼次郎と名乗った。一行が串木野市の羽島沖で英国商船に乗りこんだのは慶応元年(一八六五)三月二十一日、抜錨は翌朝二十二日(太陽曆四月十七日)であった。

さて、町田助太郎久成である。「有馬新七先生伝記及遺稿(渡辺盛衛著、昭和六・四・一〇発行)」の第二十五章「石谷に於ける二年間」に有馬新七は町田久成の要請によって安政六年の末から文久元年(一八六一)十月に至る間、久成の領地石谷の治政に尽力したことが記されている。なぜそういうことになったかは「久成嘗つて藩候斉彬の許可を得、直五郎(久成の叔父)と共に江戸に遊学いたしました。時^{あたか}恰も新七が江戸に在りて『糾合方』に出仕せし頃でありましたから久成は糾合方におい

て新七の教えを受けた。その縁故にて新七にその領邑石谷の開発を託したのであります。」

有馬新七先生と石谷についてはまた別に記することにするが、天保九年(一八三八)生まれの久成は、安政六年(一八五九)では二十一歳である。当時久成が父久長の家督を継いだのは明らかに難しいが、文久三年英国艦隊が鹿児島湾に侵入する公算が大きくなった頃、島津藩は湾内各所の砲台を整備して待機した。その時の記録が「鹿児島県史料 忠義公史料第二卷」の四〇四号にある。それによると、屋久島波戸砲台は最近増設されたもので二十拇臼砲三門に六斤砲二門を装備し、物主(隊長)は町田少輔久長とある。拇はポンドであろう。

薩英戦争は文久三年(一八六三)七月二日―太陽曆では八月十五日―から翌三日にかけて戦われたが、かねて用意の藩内諸郷の兵は陸続きとして鹿児島及び警備の場所に集合した。七月一日夜までに鹿児島に集合した諸郷の兵員左の如し、と前記本の四〇五号に記載されており、伊集院郷からは既に記したように地頭の菱刈李之助隆徹を隊長として三八九人が出陣している。諸郷出兵人数の次に藩内私領からの出陣人数とその領主が記載されているが

伊集院石谷 二二二人 町田少輔 久長

とあつて、この時期までは石谷町田家の当主は久長であることは間違いない。

石谷の町田氏墓地にある久長の墓碑は、それまでの歴代の墓とちがって神式の一八〇^ヤほどの棹石を主碑とし、正面に

溪淤菟主命（ついで）奥津城（おく）と刻まれている。

裏面の碑銘に故大番頭志布志外城地頭とあるから、大番頭に任ぜられ、志布志地頭をも勤めたのであろう。明治二年（一八六九）六月十一日に享年五十五歳で没している。

この碑銘によると、この墓碑は大正四年一月に、久長の第五子で、十五歳で長兄久成らと共に慶応元年英国に留学した町田清次郎後の財部実行や、石谷の旧臣で陸軍三等主計正六位勲四等浜田信正外有志の手によって建立された。碑銘を書いた人は陸軍中将従四位勲二等功二級大久保利貞とある。

島津藩では慶応二年ごろから廃仏毀釈がはじまり、墓碑も次第に従来の仏式に代わって神式になるのであるが、久長の墓がその没後どのような形式のものであったかは知るよしもない。現在の墓碑は没後既に四十五、六年を経たものである。廃仏毀釈運動の進行につれて、それまで行われていた仏式による法名は神式の何々之命と

いう追号に代わる。溪淤菟主命の神号はおそらく久長が明治二年に死去したその時に贈られたものであろう。

竹下先生の「松元町郷土史第一輯」に、久長の時代に干ばつが度々あつて、畑地帯で田圃の少ない石谷の百姓は大変苦しんだので、久長はその死に当たつて「自分の墓は石谷の一番高い所に造つてくれ、干ばつにあつたら自分の霊に告げよ、必ず雨を降らしてやる、」と遺言した。その後干ばつに際して雨乞いをしたところ雨が降つたと伝えられている、と記されているが、この言い伝えは今も石谷の人々に伝えられている。溪は谷水であり、淤菟は音（おん）を借りたオト即ち音ではないか。すると溪淤菟は谷水の流れる音であり、主は音をたてて流れる谷水の支配者の意であらう。

久長はその遺言に従つて雨乞いの対象者にふさわしい谷川の主宰の神の号を贈られて石谷の高所に葬られた。その場所がどこであつたかは今はもうわからない。半世紀近くを経て、墓参にも不便であつたので、町田家のこの永福寺墓地に前記のように改葬されたものと思われる。

久長の墓の向かつて左側に

町田久長室 清鏡院殿○○○顔大姉 安政四年丁己と彫られた久長の前夫人の五輪塔変形の墓がある。

この墓の右側に石燈籠一基が建てられているが、奉寄進為清鏡院殿冥福と彫ってあるから久長夫人の冥福を祈って寄進されたものである。〇〇四年丁己九月二十一日の上の欠けた部分は安政である。棹石の他の面に寄進者の名が彫られている。主人の町田久長、長子久成、仙寿院（久要後室）、町田実用、同実種、同藤七郎、同実秀など町田一族の他に、吉利領主小松清廉夫妻の名がある。

久長の妻清鏡院殿は吉利の小松家から輿入りした。西郷・大久保と共に明治維新の立役者となった小松帯刀清廉は、実は喜入の領主肝付主殿の三男であるが、小松家二十八代清猷が安政二年（一八五五）二十九歳で没し、後継者の男子がなかったので、安政三年数え年二十二歳で小松家の養嗣子となった。久長の妻は清猷の姉妹で、清廉にとっては義理の伯母にあたる人と思われる。

小松帯刀はその後文久二年（一八六二）十二月には家老に任ぜられ、御軍役掛を命ぜられる。翌三年八月の薩英戦争、そしてその翌年七月の京都における禁門の変にも、軍役掛の家老として中心的な存在であった。特に禁門の変即ち蛤御門の戦においては、実戦上の指揮者は西郷吉之助であるが、その上にあつて藩を代表する者は小松帯刀であった。蛤御門の戦では後述するように町田久

成も大いに活躍するが、京都における島津藩の中心的存在であった小松帯刀は久成の義理の従兄であったのである。

これから見ていくように、町田久成が若くして次第に藩政府に重用せられ、明治維新そして文明開化の新時代を築いてゆく薩摩の重要な人物となっていくのは、民部自身の実力才能もさることながら、小松家と町田家が姻戚関係にあつたことを見落としてはならないと私は思っている。

文久三年（一八六三）八月十八日の政変で攘夷運動に突走った長州は排斥され、彼らは三条実美以下の七公卿を伴って郷国に引き揚げた。幕府はなおも長州を追及する意図があつて、翌元治元年二月十一日、「松立大膳大夫（毛利敬親）父子へ御札問ノ筋有^{あり}之、万^{あり}一承服不致候^{いんせふくふぢまう}ハ御征伐可被遊思召^{まはらる}ニ付、其節ハ討手被仰付候^{おぼせむらひまう}……」と有力諸藩に通達した。長州藩主に訊問したいことがあるが、彼において若し幕府の方針に反するような態度があつた場合は討伐するからその用意をせよ、ということである。

この通達を薩摩藩では二月二十七日に藩内に通達した。（鹿児島県史料―忠義公史料第三卷・二四六及び二四七号）

なお同日付で「長州征伐出軍人名」が発表されているがそれを見ると出軍部隊の幹部は御名代（藩主に代わつての薩軍統率者）島津周防（忠鑑、重富領主）、御家老喜入撰津（久高、鹿籠領主）、大目付 町田民部（久成、伊集院郷石谷ヲ領ス）、御側役 蓑田伝兵衛、御軍役奉行 折田平八の名が記され、以下出軍が命ぜられた諸郷の物主（隊長）の名前が挙げられている。久成は右のように出軍の最高幹部の一人である。

「志布志旧記」には藩からの志布志への通達として次のような記事が記されている。

諸郷御先手

蒲生（物主）	川上八郎右衛門
志布志	福岡 助七
国府	川上佐太夫
大口	山田 司
隈之城	野村勘兵衛
水引	上原藤太夫

右一陣惣物主町田民部

この時の出軍予定人数は「上下およそ二千五〇〇人余」であったが、久成は出軍本部の幹部として、また右の如く六郷約七八〇人を率いる隊長として采配をふるうことになっていた。

しかし幕府最高幹部の人事が目まぐるしく変わったり、公武合体派の諸侯に分裂があり、四月には上京中の島津久光・松平慶永など相ついで郷国に引き揚げ、五月には將軍家茂も江戸に帰るなど京都の政情が安定せず、長州訊問どころではなくなった。この間長州では勢威回復の論が高揚し、七卿の免罪を訴えると共に攘夷派の勢力をばん回しようとして六月になると京都周辺に長州藩兵が続々として集結するようになる。かくて七月十九日の元治甲子之変となる。

「忠義公史料第二卷（二七一号）」を見ると、長州征討軍大操練とあつて、四月五日調練場において長州征討出軍の隊兵の操練が催され、御名代島津周防や家老の喜入撰津その他出軍の兵が出て攻城野戦の操練をためしたことが記され、五月十五日「前掲書二〇八号」もまた長州出軍奉命の大小砲隊調練が開催されている。

「朝より大雨車軸を流すが如く、瞬時も熄やみ間なし。然れども実場試験の為なりとて厭はず操練せり。此時火繩銃携帯の者ありしが一発も放つこと能はず。雷管機銃は其憂なかりしかば是よりして雷管機改制することなれり。此日御名代周防殿初め諸役者もみな出場せり。」火繩銃を雷管銃に替えたことはその後の戊辰戦争で薩軍の勝利をもたらす要因の一つとなるのであるが、右の

記事にあるように、恐らくこの頃までは久成はまだ鹿児島に居て訓練にも出場している。彼が何時京都に上ったかは、明らかにし得ないが、七月十九日の戦には彼は京都に居た。

「十九日未明天龍寺に駐屯していた家老国司信濃を大将とする長州兵は久坂玄端をはじめ八百余名が御所の中立売門・蛤門・乾門に押し寄せた。伏見街道を北上した福原越後の率いる七百余の長州勢は大垣藩兵に破れ、竹田街道を北進した一隊も会津・彦根藩兵に破れ、蛤門において会・桑（会津・桑名）二藩は苦戦に陥ったが、薩州藩兵が来援して側面から敵を衝いてこれを潰乱せしめた。長州藩土来島又兵衛は之に死した。鷹司邸に拠った久坂義助・真木和泉等の兵五百余に対しては福井藩が先づ之を攻めて血戦し、彦根藩兵の来援するに及んで混戦に陥ったが、蛤門に敵を破った薩・会・桑三藩兵が同邸の四周を包囲し火を放つて之を攻め、遂に之を潰滅せしめた。」

— 維新史料編纂事務局発行「概観維新史」禁門之変・

前掲「忠義公史料卷二二三六七号「禁闕守護兵出發」に、

「七月十九日ノ味爽、公子島津図書殿（忠治）ヲ総督ト

シ、大目附町田民部（久成）・御小姓与番頭川上右膳（久

賢）・御側役 西郷吉之助・御軍役奉行伊地知正治等城

下兵一隊及ヒ隈之城・水引・蒲生等兵二隊ヲ率ヒテ禁内ヲ守護センカ為日之御門ニ備ヘタリ。嵯峨天龍寺ノ討手ニハ公子島津備後殿（忠鑑）ヲ総督トシ、国老小松带刀（清廉）参謀タリ。御小姓与番頭吉利群吉城下兵一隊、及ヒ出水・高岡・阿久根・穆佐（むかざ）・樋脇等五ヶ郷ノ兵四隊、野戦砲一隊ヲ率ヒテ進軍…

とあつてこの戦に町田久成が出勤していることを述べており、同書二八五号「御軍役奉行伊地知正治書状写」にも

御屋敷ヨリハ十九日未明ヨリ、一方ハ図書公、惣大将町田民部殿ヲ始御城下諸郷禁裏御警衛ニ繰出シ、一方ハ備後公、帯刀殿惣大将ニテ、其外御城下諸郷天龍寺へ攻メ寄ス可シト…

と書かれている。

ともかく彼は「禁門之変」において薩軍の幹部として奮戦した。その結果同年十月十七日、大守より御刀一腰を褒賞として与えられている（前掲書四六一号）。

町田民部

右ハ在京之節、当七月十九日長賊闕ヲ犯スノ砌、諸隊ヲ指揮致シ、粉骨ヲ尽シ、遂ニ賊徒ヲ退散セシメ、御危難ヲ救ヒ奉リ候段聞コシ召シシゲラレ、別シテ御満悦ニ思

召サレ候、仍テ御褒賞トシテ右之通拝領仰セ付ケラレ候
条、猶ホ忠勤ヲ抽ンヅ可ク候

これより先元治元年五月頃五代才助は藩に上申書を提出して一、上海貿易によつて利潤を挙げ、以て欧米の武器機械軍艦などを購入し、一、海外に留学生を派遣して海外の技術を修得せしめ、以て富国強兵の実を挙げることを説いた。その内容は細かな数字の裏付けがなされたすこぶる緻密なものであった。

先述のように六月には開成所が創設され、英学・蘭学の勉強が始まるのであるが、禁門之變の教訓は優秀な外国製の武器、機動力の勝れた蒸気船、傷病兵の治療に効果の著しい西洋医学、更にはそれらを生み出す基盤となる前般の科学及び技術の導入が最早しばしもゆるがせにできないことを痛感せしめたのであろう。そのことは五代才助の建言の実行を促すことになったのである。

町田久成がいつ京都から帰藩したか明らかにし得ないが、彼が大守茂久（忠義）から刀一腰の褒賞を受けた頃は既に鹿児島に帰っており、海外留学生派遣運動の渦中にあつたと見てよからう。

天下の大勢は、この事変後直ちに長州は禁門に発砲したかどで朝敵となり、長州征伐が下命される。薩藩も十

一月初め二千数百の兵が総督島津久明（日置領主）に従つて北九州に出陣した。しかし第一次長州征伐と称されるこの事件は、征長総督徳川慶勝からその参謀を委託された西郷吉之助の斡旋がみのつて、長州藩の恭順ということになり、戦わずして結末を告げた。北九州に出陣した伊集院隊一三五人も翌元治二年一月には一人も欠けることなく再び郷里の土を踏んだのであった。

このあわただしい時局の中にあつても海外留学生派遣のことは、人選などに曲折はあつたが着々として進められ、三月二十二日の羽島沖抜錨となつたのである。

留学生一行は激しい勢いで転変する郷国の政情をよそに、元治を改元して慶応となつた元年五月二十八日（一八六五年六月二十一日水曜日）の午前八時、英国サザンプトン港棧橋に降り立つた。羽島を立つてから二カ月余の、あるいは風なき印度洋の暑熱にあえぎ、あるいは埃及の汽車の轟音とその速さに魂を飛ばし、苦しさや驚きの続いた長い日数の旅であつた。

英京ロンドンまでの旅行やそれからのロンドンの生活については「薩摩藩英国留学生」に詳しく語られている。

新納刑部及び五代才助は英国を視察し、七月にはヨーロッパ大陸を旅行し、十二月にはフランスから帰国の途

についたが、久成は留學生の監督としてロンドンで一行の面倒を見るのに苦心している。慶応二年になると国内では薩長の盟約が成り、討幕への機運が進むにつれ、在京都藩兵の強化、外国製武器の購入などで藩費もかさま、留學生への藩からの仕送りも途絶え勝ちになる。彼らがロンドンに着いて一年たった慶応二年六月下旬、町田清二郎（清藏）・その兄申四郎・名越平馬・東郷愛之進・高見弥一の五人は帰国の途につき、八月には鹿児島に帰った。弟達がまだ英国に居る頃久成は度々郷国の父久長から仕送りを受けているが、弟達や名越らの帰国の原因も一つには留學費の欠乏にあったらしい。なおその後引き続き滞在する者は郷里からの仕送りを必要とした。民部久成が帰国した後、吉田・鮫島・森・市来・島山・磯永らは米国へ渡る。色々な事情によるのであるが、米国は英国よりも生活費は安かった。

慶応三年一月二日、パリ万国博覧会への薩藩使節岩下方平一行がパリに到着した。当然民部は岩下らと連絡する。同年二月二十七日（太陽曆四月一日）のナポレオン三世とその妃を迎えての万国博覧会の開会式には久成は出席した。パリ万国博覧会における幕府と薩摩の対立、仏人モンブランの登頂など歴史的なそして劇的な事件がこの間パリで演出されたことは有名であるが、博覧会の

立役者として明治政府の開化に先鞭を付けた町田久成に、博覧会や博物館に関する最初の学的榮養をこの博覧会は供給したと思われる。

いったんロンドンに引き揚げた久成は旧曆四月八日ロンドンを立ち、右の万国博覧会薩藩派遣使節の主任であった野村宗七及び以前から英国に来ていた薩藩士中井弘と共に仏国マルセイユから乗船して帰国の途についていた。久成の滞ヨーロッパは満二カ年になんなどしているから、英学に関する造詣はかなりのものがあつたと推定される。そして、彼が帰国した時期はまさに王政復古の前夜であつた。

帰朝した翌年即ち慶応四年（九月明治と改元——一八六八）正月、久成は維新政府に出仕し、参与職外国事務掛を命ぜられ長崎裁判所判事となり、九州鎮撫使参謀を兼ね、更に外国判事となつて外交事務畑で活躍し、翌明治二年には外務大丞に任ぜられた。明治四年文部省が設置されると文部大丞に転ずる。そして明治五年のオーストリア博覧会、同七年の米国博覧会などに御用掛りあるいは事務局長として携わり、既に慶応三年のパリ博覧会に関与した経験もあつて、当時の日本における博覧会関係の権威者となる。明治八年内務省に転じて四等出仕となり、明治九年正月、内務卿大久保利通に博物館建設の建

白書を提出した。

「薩摩藩英国留学生」はこの建白書の一部を記載しているが、同書では「町田が英国留学から帰朝直後、すでに博物館創設の構想を抱いていたことは疑う余地のないところである。」と述べている。久成が文部省から内務省に転じたのは文部省に属していた博覧会事務局が内務省に移ったからである。はじめ博物館と改称し、内務省第六局に属した。後博物局と改められ、久成は明治十年一月内務大書記官に昇任すると同時に最初の博物局長となり、内国勸業博覧会審査官を兼務し、博覧会事業の進展、博物館建設に努力する。

彼は各国の博覧会に出席し、欧米文物の躍進にひきかえ我が国民の立ち遅れを痛感し、一般民衆が容易に目にし耳に聞き、直ちに新知識を摂取し得る博物館の設置と国内各地に博覧会を開催することを国家の急務と考えたのである。彼は前記建白書においてそのことを強く主張し、本館を東京上野の山内に置くよう提唱し、且つ植物園や動物園の併設まで説いている。これが現在の東京国立博物館となりまた上野動物園となる。

彼は明治十四年農商務大書記官に転ずる。国内勸業博覧会の事務が農商務省の管轄に移ったからであろう。

南日本新聞社編「郷土人系(上)」によると久成は明治

十五年十月官界を去っている。同書によると彼は床次竹二郎の父正精と親交深く、明治十四年ごろ事業を起こそうと高利貸から金を借りた。その保証に立ったのが正精であるが、事業は失敗して床次家は苦勞する。久成が官界を去った原因はここにあるようである。

彼を野に置くのを惜しんだ政府は、明治十八年元老院議員に任命する。しかるにこの年彼は突如としてその官を辞し、剃髪して僧となり、諸国行脚に旅立つ。晩年は滋賀県大津の三井寺山内光浄院の住職として俗世を離れ、ひたすら仏事に尽くし、明治三十年九月十五日六十歳を以てその生涯を終えた。

「郷土人系」は彼のエピソードとして、明治二十六年アメリカのシカゴで開催されたシカゴ博覧会を見物するため無銭旅行を企て、見事に成功してシカゴで大歓迎を受けた、と記している。また美術工芸に関する知識は極めて豊富で、音楽にも詳しく、多芸多能なことは「天下の奇才」とまで言われたという。

この項は「薩摩藩英国留学生」中の「博物館の創立者——町田久成」の記事を中軸として書いているのであるが、同書も、彼は仏門にはいつてからも古美術の鑑識に長じていたところから古書画などの収集につとめ、余技には観音像などを好んで描いたらしいといっている。

同書に明治三十年九月十八日付け東京朝日新聞の弔文が記載されているが次にそれを紹介しよう。

「薩藩の人傑町田久成

薩藩の名家町田民部とて維新の前より聞こえたる人傑、国事に奔走せし功労少なからずして、王政復古の後は元老院議官に累進し、世と俯仰して後世子孫の計に巧ならんには、彼の近頃官軍の旗持雑兵達の子・男爵たるに比して尊き授爵の恩典にも浴すべかりし身の、高華豪爽世として払戻して、一朝剃髪仏門に帰依したりし従四位勲三等町田久成卿は、昨年来病を東京上野山内なる明法院に養ひ居たりしが、去る十五日午前二時を以て入寂されたり。名士幸に聖世に遭遇して、而も顕達を以て終らず、孤錫敗鉢、空しく荒刹の中に埋む、悲しむ可きなり。」

第八節 石谷と有馬新七

「伊集院郷土史」において明治維新の志士有馬新七先生を抜きにすることはできない。私が「伊集院郷土史第一部」の第十四章に「有馬新七正義」を掲げた所以である。その第八節には「鹿兒島雌伏―石谷を治む」とした。石谷は有馬新七がその生涯三十七年のうち晩年二カ年をその生命を燃やした土地である。松元町の中に石谷があ

る限り、松元町史の中に有馬新七の事蹟を逸することはできない。

右の私の既著を経として、いささかの緯を加えて国士有馬新七がその生命を燃やした石谷の二カ年を綴ることにする。

既に述べたように、石谷領主町田少輔久長の嫡子民部久成の懇望によって、新七は町田氏の領地伊集院石谷の行政を預かることになった。石谷の治政については従来それぞれの役職があり、それを担当する古くからの家来達がいたのであるが、新七はどういう役職を与えられて石谷の地に臨んだのかその辺は明らかでない。

ここで「伊集院郷土史第一部」の關係か所を見ていただこう。

〈そのうち年があげて万延元年（一八六〇）二月、新七は伊集院郷石谷一千七百石の領主町田助太郎久成に招かれて、（これは誤りで既述の通り石谷の領主は久成の父久長である。）石谷の統治を託されました。彼は石谷に移り、道場を建て、石谷の青年達に剣道をやらせると共に夜学をおこし、青年子弟の訓育に当たりましたので、それまで行われていたばくちなどの不真面目な行いがすっかりなくなつたと申します。彼は悪いことをした者には、罰として遠い所から石を運搬させて、坂道でとても道の悪いと

ころを立派な石だたみの道にしあげました。今もこれは残っており、そのために道路はよくなるし、また青年達の悪事が止んだといわれ、一石二鳥の成果をあげました。彼は五人組の制度を設け、税法を定め、又困窮な人々がお互い助け合う方法を講じています。

更にまた、鹿兒島の町田家の邸にあった楠木正成の木像を石谷に移し、楠公神社を建てて住民の思想教化のみちしるべとし、その落成の祭典には、大久保(利通)、岩下(方定)、有村(俊斎)等多数の有志が鹿兒島より参列し、盛大を極めたといえます。

—右の石坂は現在松元町文化財に指されている。右の夜学をおこし道場で青年達を訓練したことは、萬延元年五月十二日付け、石谷山人と自分のことを称した新七が、町田 直君 玉案内とある書信に拠っている。町田直は町田直五郎の略で、久長の四弟で、甥の久成と共に江戸に上り、新七から教を受けた人物である。更に同年六月二十二日付けで「石谷より有馬新七」として鹿兒島の町田助太郎にあてた書信において、五人組の制度を設け、税法を定め、すすんで領内における刑法を定めることを進言している。

新七の居宅は鹿兒島市の加治屋町にあった。しかし当時のことであるから石谷まで毎日通勤するわけにはいか

ぬ。石谷に居たり鹿兒島に帰ったりであつたらうが、石谷に滞在するときの役所兼住居の跡は今も残っている。

石谷から伊集院の中心地までは約八キロ、歩行にされた当時の人々にとっては一時間半の距離である。石谷滞在中しばしば伊集院を訪れたことは察するに難くない。その頃彼の叔父にあたり、共に藩主から精忠士と呼ばれた坂木六郎は伊集院郷の行政の衝に当たる郷士年寄の職にあつた。石谷の行政執行にあつては、彼は六郎叔父に聞くところが多かつたであらう。

当時私の曾祖父有馬藤左衛門は、坂木六郎と同じく伊集院郷の郷士年寄を勤めていた。私の家に伝えられた話がある。時々新七先生がうちに見え、いつちの表(一番奥の表座敷)で藤左衛門と碁を打ち、その晩はお泊りということになると、表座敷から三室も離れた下男部屋などでも、先生の雷音で終夜寝れなかつた、というのである。私が小さい頃聞いたのは、新七先生は鼻茸の病気があつたらうということであつた。それはそれとして、石谷の行政について、彼は先輩に聞き、熱心に考え、天下に施すべき方策を僻邑石谷に施したのである。

渡辺盛衛氏はその著「有馬新七先生伝記及遺稿」において次のように述べている。

おしむらくは、彼が石谷における事跡を見る可き史料

散逸して、その全貌を見ることが出来ないことであります。故寺田望楠翁かつて著者に語りて曰く、町田久成の僧となりて三井寺に在るや、なお新七が当年石谷における趣法書を藏しておられた。望楠たまたま行きて之を見、新七の経世の才に驚きしてとあるも、今やその寺院頽廢し、斯書の行方不明となった。恐らくは紙屑屋の手に渡りしならんと。

蓋し新七は一国の宰相としての経論を此の小邑に試みているのであります。又、新七は町田氏に謀り、古来町田家に伝わりし楠公の木像を以て神體とし、楠公の祠堂を石谷に建立しました。…

さて、ここで楠公神社のことに触れなければならぬ。楠公神社の建設は、有馬新七の思想の根源から発し、彼の三十八年の生きざまを形にあらわしているものであるからである。

前記渡辺盛衛氏の本には次のように書かれている。これが大体楠公神社に関する通説となっているが、これをめぐって色々な説話もある。ともかく盛衛氏の説を紹介しよう。

楠公神社の神体とした楠公の木像は、町田氏正統系譜及び白尾国柱の「倭文麻環」に據れば、光圀（水戸の徳川光圀）が楠公の墓碑を湊川に建てし折、彼地の廣嚴寺に納

めたる三個の木像の一なりしに、故ありて町田家に伝わり、石谷の熊野神社内に祀りしを、安永六年（一七七七）町田久甫の時代に、鹿兒島の町田家の本邸内に移し、小祠を建て、南木大明神という額を掲げてありました。久甫は坂木鹿四郎に就きて河陽流の兵法を学びしによつて、楠公の遺像を崇祀したと見えております。

さて、右の楠公の神体は明治初年、更に鹿兒島に遷座（旧私学校跡―有馬注）、大中公維新公などの神靈と共に軍神として祭られました。後春日神社境内に遷座され、明治九年ごろ、当時宮之城の区長であつた辺見十郎太が請うてこれを宮之城に移して奉祀した。今宮之城にある湊川神社の御神体は即ちそれでありませう。

楠公神社を有馬新七がいつ石谷の地に創建したのか、そして、その御神体がどうして現在宮之城の楠公神社になつたか、それについての曲説を「松元町郷土史第一輯」に竹下隆二先生がいろいろ研究して記述しておられるので略記しよう。

「石谷郷土史（昭和十五年紀元二千六百年記念刊）によると、有馬新七が神戸の湊川の廣嚴寺に詣で、楠正成の木像を見たところ、『高さ六・七寸、右手に弓を執り左手に矢を携へ打鳥子に水干の凜々しき扮装なり。彫刻の妙神に入り神彩生動真に迫る。』そこで寺僧に請うてそ

の木像を貰い受け、鹿兒島に持ち帰つて石谷の丸岡に祭つた、というのである。(筆者注・右の打鳥子というのは打鳥帽子の誤記と思われる。竹下先生が宮之城の楠公神社に詣で、木像の御神体を写真に写し、その一枚をいただいたのであるが、高さは六・七寸程と見えるが鎧甲冑で烏帽子水干の姿ではない。右手は肘から折れているのでわからないが、あるいは弓を握り、左は腰にあてているからあるいは矢をたばさんでいたのかもわからない。)」

「石谷郷土史」のもう一つの説は、石谷領主町田久甫が参勤交代の帰途神戸の廣嚴寺に詣でたところ、見るかげもなく傾き壊れた堂宇の中に安置してある木像を見て、これはもったいないと住持に請うて貰い受け、領地仁田尾の御飯屋に安置した。それを有馬新七が町田家の家老飯牟礼量平と謀つて丸岡に神社を造つて移した、というのである。

竹下先生は昭和三十八年一月宮之城の楠公神社に詣で、文書などを写しておられるが、その文書の一つ、東京島津編纂所の猪谷宗五郎氏が奉納された「町田氏系譜抄」に次のような記録がある。

安永六年丁酉(一七七七)始メ楠正成ノ遺像、石谷熊野神社内ニ在リ。今茲ニ久甫迎ヘテ本第(居住の邸)ニ奉安

スト伝エ称ス。元禄四年(二六九二)水戸侯源光圀卿、楠公ノ廟ヲ撰津坂本村湊川医王山廣嚴寺ニ建テ、斯ノ遺像ヲ納ムル也。其後故有ツテ吾方石谷ニ在リ。是レ廣嚴寺ニ納ムル所ノ木像タリト云フ。

「有馬新七先生伝記及遺稿」の著者渡辺盛衛氏は、大正十五年二月七日、その友人で鹿兒島県立一中の教諭で、後鹿兒島県史編纂事業にも参加した郷土史家伊地知茂七及び同じく一中教諭の木藤長の両氏と石谷を訪ね、「新七の遺業を探りて楠公社の遺跡を訪ねました。祠堂こそありませぬが、その遺跡なお一丘上に存し、当年の状を偲ばしむるに足るものがあります。」と述べ、その頃既に神社はなかつた丸岡を踏査している。そして「丘下の飯牟礼某の家に、旧楠公社の遺物二、三点を蔵しています。その中の石塔には、『奉献文久元年辛酉夏四月五日、市来、南郷孫太夫兼氏以下八人の氏名を刻している。』これにて楠公社の建立が文久元年の四月以前であつたことだけは確かである。」と述べている。

これら専門的な学者の研究と重ねて、いま述べた町田氏系譜抄の記録はまず正当を得たものと思う。御神体であつた楠正成の木像は、水戸老公光圀が廣嚴寺に納めたものである。それが故あつてと記されているが、この〈故あつて〉の〈ゆえ〉はいろいろ説がある。いずれに

しても石谷に運ばれて、石谷の総鎮守熊野神社に安置されてあった。それを安永六年に久甫が鹿兒島の本宅に移して奉祭した。理由は、久甫は兵学を坂本廉四郎に学んで上達するところがあつたが、坂本の兵学は楠正成を源祖とし、豊臣秀吉の軍師竹中半兵衛へと伝えられたものであつた。久甫はよつて楠正成を知り、その木像が領地石谷の熊野神社に奉祭されているのを知り、驚いて鹿兒島城下の本宅に祠堂を造つて移祭したといふのである。もともと楠公精神を理想とした有馬新七がこれを見のがすはずはない。

文久元年辛酉九月四日、有馬新七正義 と後記してある楠公神社に納めた祈願文が新七の遺稿集におさめられている。彼が国学にどのような深い学識をもつていたかを示すと共に、その尽忠一徹、生命をなげうつて尊皇の実を挙げようとする火の魂の躍るに似たすさまじい彼の精神を披瀝している祝詞である。

「石谷郷土史」はこの祈願文のおさめられた文久元年九月四日に「莊嚴なる遷座式に兼ねて盛大なる竣工奉告祭を執行せり。此日来会至者大久保市藏（利通）、伊地知竜右衛門（正治）、西郷吉之助を始め此等の諸豪と志を同じうする城下の小壮有為の輩悉く参集せりと云う。」と記しているが、西郷吉之助は当時まだ大島に流されてい

て鹿兒島には居ない。

先に述べたように楠公神社の建設はその年の四月以前であることは確かである。秋、九月の大祭に新七は鹿兒島の同志に連絡し、時期はまさに討幕尊皇の実を挙げるべきだとする彼の実践活動の狼火をあげたのである。

楠公神社の建設鎮座にあつて、新七は祝詞を奏上したにちがいない。そして五月二十五日は湊川において正成公の戦死された日である。「楠公論廻弁」―天保甲辰（一八四四）の秋八月三日、平の正義記す。「楠神御伝記」、「楠公伝」―安政二年（一八五五）十一月、書いているところからも察せられる楠公心酔の新七が、五月二十五日の正成公戦死の日に祭典をしないはずはない。祝詞も必ず奏上したにちがいないと私は思っている。しかしその事跡は残っていない。

何を原典としたのかわからないが、文久元年九月四日の新七の莊重にして沈痛、しかも激烈な尊皇尽忠の祝詞は、楠公神社の竣工奉告のことは片言も触れていないので、それに関する祝詞とするわけにはゆかぬ。

私は、楠公神社はその年早く竣工し、石谷の青年達の教化のしるべとしてその役を果たしつつあつたものと考えている。そして世情の風雲急なるに当たつて、城下鹿兒島の同志に滅私以て維新回天の壮挙を鼓舞せんとして

挙行したのが九月四日のこの秋の祭典であった。祝詞の内容はそのことのみをうたっている。鹿兒島城下の志士達が来集したということであるが、新七のこの祝詞奏上に興奮したにちがいない、それは翌年の京都伏見寺田屋事件に直結すると見るべきであろう。

楠公神社については竹下先生の「松元町郷土史第一輯」に詳しいので、それをもとにして以下略記する。

「神社は現在東部落丸岡の頂上にある。参道は五〇段ばかり、急坂になつていて登ると社殿の左側に石燈籠一基と右側の老木の下に石祠に祭られた馬頭観音がある。境内の広さは三町程。現在の社殿は昭和二十七年五月に再建されたもので、紙の御幣が御神体となつてゐる。社殿左側の石燈籠には

文久元年辛酉夏四月五日

市来 南郷兼氏 伊地知秀一 益崎実次 原 恒徳

浜田信芳 満留房信 浜田信親 橋口兼好

と刻まれている。この燈籠は既に述べたように渡辺盛衛氏らが丸岡の麓の飯牟礼実正氏宅で見たものである。楠公神社の再築が成るや再び元のところに戻されたのである。」

「石谷郷土史」によると、明治初年ごろ坂木六郎（有馬新七の叔父で新七の維新運動に挺進できたのは六郎の

庇護に依るところが大きい。かつて藩校演武館の剣道師範であり、当時伊集院・郡山・市来・串木野四郷の地頭を兼ねていた。）が常備隊三十人ぐらいを引率して丸岡に来たり、射撃演習をして楠公神社御神体の木像を持ち去り、伊集院の地頭飯屋の表座敷にこれを奉斎した。明治三年三月、鹿兒島藩大参事西郷隆盛（注・西郷が藩大参事に任ぜられたのは明治三年七月である。）の主唱でこの木像を鹿兒島の軍務局に移した。明治四年七月廢藩置県によつて軍務局もそのうち廢止となり、御神体（御軍神様と呼んでいた）の奉安維持も困難となつたが、明治七年私学校が創設されるや私学校の守護神として校内に遷祀した。

明治八年辺見十郎太が宮之城区長に任ぜられたが、彼はこの木像を宮之城に奉祭したいと強く要請し、遂に明治十年一月、宮之城に移されて今に至つてゐる。県令大山綱良がこの神像の遷祀に当たつて宮之城の区長並びに戸長にあてた一札が宮之城楠公神社に藏されている。

宮之城 区長

戸長

楠公神像一躰

右ハ今般該郷へ鎮座候条 永年祭祀

行キ届キ候様 可執計候事

丁度西南戦争ぼつ発前夜のことであつた。

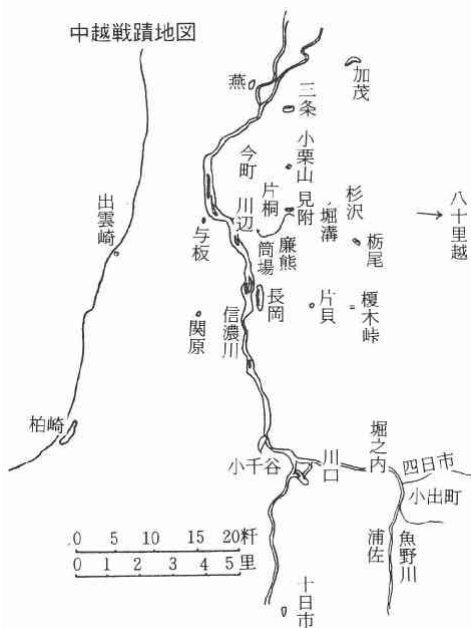
御神体がなくなつたあとの楠公神社は管理する者もなく、丁度横井の諏訪神社から建物の貰いがかり、本殿は諏訪神社本殿に、拝殿は横井の仮屋に充てられたという。

第十六章 明治維新へ

第一節 長州征伐

町田久長ら石谷部隊をはじめ、菱刈奎之助に率いられた伊集院隊が英国艦隊を向こうに回して奮戦してから丁度一年、元治元年（一八六四）七月十九日から二十日にわたつて元治甲子の變、一名蛤御門の戦が起つた。

前年の文久三年八月の政變によつて京都における政治力を失つた長州は、この年六月以来益田右衛門など三家老が数千の兵を率いて上京し、先年京都を追われた三条実美ら七卿の罪を許し、朝廷の政策を再び尊皇攘夷の方針に復すよう嘆願を続けていたが、七月十九日に至つて御所を警衛する会津・薩摩その他の藩兵と衝突し、長州兵は御所に向かつて発砲した。蛤御門における攻防が最



も熾烈を極めたが、長州側では隊長の一人来島又兵衛をはじめ吉田松陰の門下生久坂玄端・寺島忠三郎・入江九一など俊秀の聞こえ高かつた人々が次々に戦死し、遂に総崩れとなつて郷国に引き揚げた。詳しくは既に「町田久成」の項で記した。

朝廷では御所に向かつて発砲した罪を攻め、七月二十三日幕府に対して長州征伐を命じた。幕府は直ちに薩摩その他有力諸藩に出兵の内命を伝える。

出兵の命令を受けた薩藩は、八月二十六日に、先陣総

督に島津又六郎久明（日置領主）、副総督に島津主殿久傳（永吉領主）、一陣物物主に島津隼人久芳（薩摩郡黒木領主）を任命し、城下及び外城十余組に対して出動を命じた。伊集院郷は惣物主島津隼人の指揮下に一組が出動することになり、その人選が行われる。

十月二十三日になって「特に家老喜入撰津久高に従軍を命じ、既定の出軍計画を改め、総督以下城下一、二、三、四番の四組と、外城は出水、田布施、末吉、高山、大崎、帖佐、志布志の七組に、十一月一日より五日にかけて出動を命じた。」（県史第三卷三九六頁）

「県史」の右の記録には伊集院が抜けており、このとき伊集院隊の仕長（戦兵四人を伍長が率い、二伍の長が仕長である）として出征した松崎勘助の「元治二年二月 日 御軍令 長州一条並人数諸事記」（伊集院町指定文化財）という帳面は、十月二十三日午後六時に薩藩が発した公文書を写しているが、それによると、城下隊は一組増えて五組となり、外城組では出水はなく、右の六組に大口、国分、清水、伊集院、阿多、高城の六郷が記載され、都合十二組となっている。

伊集院隊は士分以上が八一人、外に夫卒が五四人計一三五人である。城下及び各郷とも一組の人数は大体一三〇人であった。物主（隊長）の参謀兼副官の役目に「談

合役」というのがあって、伊集院隊のそれは城下土蓼田伝左衛門である。伊集院隊の物主島津主殿は惣物主であるのでほとんど薩軍の本陣に居て、松崎勘助の陣中日誌をみると、平常は郷士年寄で年齢も隊中最も高かった有馬源藏（四五）が太鼓役に任ぜられて指揮をとった。伊集院隊の士分以上の名簿は「伊集院郷士史第一部」に記載されているが、松元町からの出征者は次の通りである。

隊役	住所	在郷役	氏名	年齢
伍長	春山		石原宇兵衛	四十
戦兵	〃	行司	大山藤之丞	二十八
〃	〃	無	長谷川八十八	二十五
〃	〃	〃	四元七之丞	二十五
〃	〃	〃	小倉庄五郎	二十四
〃	〃	〃	小谷武右エ門	二十五
〃	〃	〃	四元才之丞	二十五
〃	〃	〃	石原源兵衛	
〃	直木	鹿倉見廻	中村源右エ門	三十九
〃	〃	〃	中馬助四郎	
〃	〃	無	中馬清之進	二十
〃	春山	〃	小谷休右エ門	
〃	直木	〃	中馬 十藏	二十

戦兵	直木	無	内田十次郎	二十三
"	"	"	別府郷之丞	十九
"	"	鹿倉見廻	内田仙次郎	
"	入佐	無	坂本仲右エ門	三十一

伊集院隊の物主島津隼人は談合役養田伝兵衛以下数人の従者を従えて旧暦十月二十九日夕刻伊集院に着き、町田七兵衛の旅宿に一泊し、隊員一同に訓示を与え、翌十一月一日まだ夜の明けぬうちに先行する。隊員一同は夜明けを待つて伊集院小学校々庭の東北部にあつた地頭仮屋におもむき、地頭樺山四郎左衛門から一人一人盃をいただき、午前八時ごろきびしい霜を踏みしめて勇躍征途に着いた。

その日は川内の向田泊まり。翌日は阿久根。三日の昼出水に着いて国分、清水などと六組で軍団を編成し、四日出発して陸路をとり、三太郎の險を越え、六日八代に出て小川泊、八日熊本城下を通過して山鹿温泉で連日の垢と汗を流す。十日・十一日と氷雨の中を行軍し、十二日は午前四時に飯塚を出て小倉城下の祇園社境内に置かれた薩軍の陣屋に着いたが、既に夜中の十二時であつた。ここには副総督の島津主殿が大口、大崎、伊集院、志布志、高山、清水の六カ小隊と城下大砲隊を従えて陣

を張つた。今では特急で七時間足らずの伊集院―小倉間を私達の祖父・曾祖父達はまる十二日を費やしてようやく到着したのである。

翌十三日命令が出て、いよいよ十八日を期して戦鬪開始、馬関海峡を汽船で押し渡り、一気に下関に攻めかかるから、怠りなく戦備を整えよとのこと。ところがいよいよ明日は開戦と腕をなでしていた十七日、攻撃中止の命令書が回覧された。

徳川幕府は九月も末になってようやく前尾張藩主徳川慶勝を征長総督にすることに成功したが、慶勝は長州問題の処理の全権を任ずということを総督受諾の条件とし、薩藩京都軍賦役西郷吉之助を信任して長州との和平交渉に当たらせた。長州ではその軍隊が京都で敗退して帰国すると間もなく、八月になって英米仏蘭の四方国の連合艦隊が、前年五月の下関における外国船砲撃の仕かえしにやって来て、下関一帯を砲撃し、はては陸戦隊を出して占領した。

武器の差は如何ともできず、長州は涙をのんでこの四方国と講和条約を結ぶ。今や国境に迫つた長州征伐軍に對抗する力はない。京都に攻め上つた三家老の首を切り、藩主は伏罪書を提出することになった。西郷の解決案である。徳川慶勝総督もこれを了としたので右の攻撃

中止命令となつたのであつた。

中止は終止ではない。いつまた攻撃開始の命令が発せられるかもわからないので、射撃訓練など練兵は連日行われたが、年が明けた元治二年元旦、惣物主から明日陣払い直ちに帰国の命令が出た。

征長総督は西郷のすすめに従い、長州の恭順を認め、これ以上兵を用いることを不可とし、長州征伐の終結を宣言して自らも帰国の途についた。幕府は処理の全権を慶勝に委ねたいきさつから、一旦この解決を認めざるを得なかつた。ところがそのうち長州藩では高杉晋作が下関で奇兵隊を組織して藩論をくつがえし、藩主毛利敬親も本居を萩から山口に移し、拳藩幕府に対抗する態勢を固めたので、幕府内部に再び長州再征論が強くなり、四月七日慶応と改まつた年の五月二十二日、將軍家茂は京都に上り、自ら長州を征伐することを宣して大阪城をその本営とした。町田久成ら英国留学生がまさに英国の地に第一歩を記さんとする（二十八日到着）その前夜である。

第二節 京都警衛

幕府の第二次長州征伐に対しては、外国の脅威がますます加わりつつある今日、国内総協力して外敵を防ぐこ

とこそ当面の最大事であるとし、反対論もまた日に日に強くなつていった。薩藩は征長無用論者の尤なる者であつた。世論紛々として穏やかでないので、薩藩は京都御所警衛兵の強化をはかり、七月には伊集院に動員令が下る。この時召集された郷士達は五十余人で、やがて郡山の三十人ばかりと合体して砲八門を有する「伊集院・郡山隊」を編成するのであるが、いつ戦場に臨んでもよいように以来連日きびしい軍事訓練が行われる。

この隊は大砲隊であるので歩兵隊の編成と少し変わり、仕長が九人の戦兵を指揮して砲一門を操縦する。砲八門であるからそれに要する人数は八〇人である。後にこの隊の物主には城下士の大野五左衛門が任ぜられるが、談役には郷士年寄の本田愛聚院（四五）が任ぜられ、彼が実質的な伊集院衆の隊長であつた。「四役場」に西郷孫太郎（四〇）と阿多平右衛門（三六）が任ぜられたが、この二人はいずれも伊集院の名家である。

四役場は新たにつくられた隊役である。昨年の征長の際の隊役としてあつた玉葉方（弾薬係）、兵粮方（食糧係）、普請方（陣地構築、橋梁、道路係）、人馬方（軍用資材の運搬）がそれぞれ二人の係が任命されていた仕事に更に加えて対外折衝の役目をも担当するもので相当の人物でないとは勤まらない役目であつたようである。

伊集院隊の什長には上村得三（二二七）、是枝吉藏（二九）、山下六郎兵衛（五三三）、四元六兵衛（三三三）、有馬正右衛門が任ぜられた。松元町出身者は次の通りである。

什長 四元 六兵衛
戦兵 石原 源藏 戦兵 山下 弥之助
〃 田実 次兵衛 〃 別府 彦八
〃 小倉 庄太郎

第三節 伊集院郡山隊の活動

慶応元年七月以来郷里で訓練を続けていた伊集院隊に、十月十三日城下集合の命が下り、同日夕刻までに一同は鹿兒島上町かんまちの大乗院内の宿坊にはいり、郡山部隊と一緒にになった。この隊には軍医として伊集院の税所謙斎（三四）が参加したが、人夫や従卒数十人が加わって、少なくとも百二十三人に達していたと思われる。この隊のこれから一年間の動静は什長として参加した上村得三の「道中日記（伊集院町指定文化財）」に詳しい。

伊集院・郡山隊はこれから行を共にする加世田隊・国分隊・市来・串木野隊と十月十八日天保山で合同訓練を行い、翌十九日から荷物積みこみにかかり、二十一日早朝乗船して午前十時ごろ鹿兒島港を出発した。船は蒸汽

船ではあるが船腹の左右に水車のような推進器を取りつけた旧式のもので、念のため帆も取りつけた三四百トの船であった。これに五百人前後の兵が乗りこんだのである。

天候が悪く、逆風には港に停泊して動かず、順風には夜通し快走し、七日目の二十七日午後二時には大阪港に到着した。二十九日夜淀川を川舟で上がり、三十日早朝伏見に上陸し、二本松の藩邸にはいったのは十月三十日の午後二時ごろであった。

薩藩の二本松屋敷は鴨川の中にはさんで京都御所の東約一キロの所にあり、ここには五、六百人を乗に収容する長屋があり、また広場もあつて軍事訓練もできたし、藩主の住居は勿論西郷や小松帯刀の宿舎もこの中にあつた。坂元竜馬の斡旋で翌慶応二年正月二十一日、長州の桂小五郎と西郷・小松が有名な薩長盟約を結んだのは、この藩邸内の小松帯刀の宿舎であつた。

上村得三の「道中日記」を見ると、この日は是枝吉藏組の長屋で伊集院の連中は大人数の相撲とりを行つてゐる。この時同じ藩邸内で天下の密約が交わされていることなど、彼ら兵隊達が知るところではなかつた。

大砲隊といつても鹿兒島では大砲はなく、京都に着いて間もなく、十一月五日にはじめて八門の砲が支給さ

れ、翌日から操作の訓練にはいつている。

大砲の訓練は勿論であるが、伊集院・郡山隊には皇居の乾御門の警備が命ぜられる。はじめは七人ずつ三交代で八時間勤務であったが、長州再征をめぐって世論が騒然となると、慶応二年五月からは七人が一人に増加されるようになった。更にこの隊には薩藩が部隊訓練に使っている相国寺の門衛も勤めることになる。これは二人ずつで四時間交代であった。相国寺は御所の北側にある。

軍事訓練が午前中で終わり、午後には右のような御門の警備に当たっていない場合は京都見物に出かけることも出来た。四条通りの繁華街には芝居小屋があるし、河原では上村得三の日記に記されている軽話かたわらすなわち軽業のサーカスがあった。得三らはここで生きた虎や象を見て驚嘆している。生きた象を見た彼らは伊集院では最初の人であったろう。

六月になると幕府は朝廷に強訴して長州再征の勅許を取りつけ、同月六日長州藩に宣戦布告を発し、諸藩に長州進攻を命じた。幕府に従う諸藩の兵や江戸から上ってきた旗本兵は続々と京都を通過して西下する。薩藩は既に四月十五日、長州再征は無名の師であるからこれには一兵も出さないと藩主名を以て天下に公表しているの

で、西下するこれら幕兵や京都見廻組、また新選組などの薩藩に対する憎悪は次第に高まり、薩藩兵で市内見物に出かけて帰って来ない者、喧嘩を吹きかけられて傷を負って帰る者が次々に出てきたので、外出には必ず六、七人で組んで出かけるようとの厳命が出された。

四月初め江戸から英国式軍隊教練を学んできた指導者二人が京都に立ち寄り、その方式を薩藩警衛隊に伝授した。

六月二十一日朝、二本松藩邸ではとうとうと太鼓の音が鳴り響き、藩兵はすべて武装して広場に整列する。やがて物見役（偵察）の伊集院重次郎と中村半次郎が大刀をかざして先頭に立ち、その次に伊集院・郡山隊が八門の大砲を一列に曳いて続き、その次に伊作・田布施阿多の三郷で編成した一小隊、加世田隊、串木野・市來隊、国分隊、そのあとに城下士で編成の救応隊、親兵隊が、その頃日本ではまだ珍しい新式の元込め施条銃を肩にして続き、藩邸から西へ鴨川を渡って約二キロ、今出川通りを隔てて御所に相対する相国寺に到着し、ここで英国式訓練を開始した。

まず「走り足」で相国寺の周りを一周し、続いて「常足」、そして「駆け足」でそれぞれ一周して演習は終わったが、京都においての洋式訓練というのは初めてのこ

で、沿道は隙間もなく見物人でうずまり、また長州征伐に関連して京阪の地に来ていた全国諸藩の代表者達も、見逃してはならじと見学に蟻集した。

これは西郷・小松・伊地知らが計画した一大デモンストレーションで、その頃北方から長州藩境に迫った幕軍は、大村益次郎の指揮する藩兵に敗退を続けており、この際長州再征反対の薩軍の威力を全国諸藩の代表者達に見せておくのも一興と、外国製の優秀な武器で武装した一、〇〇〇人の精鋭の外国式訓練を演出したのである。

その後大村益次郎の指揮する長州隊は国境を越えて浜田藩を拠地とした幕軍を追討し、高杉晋作は下関海峡を押し渡り、八月には幕府の家老小笠原氏の居城小倉城を攻め落とし、幕府の長州征伐は幕府側の惨たる敗北となる。

鎧冑に弓矢で攻めこんだ幕軍が、薩藩からの援助で欧米の新兵器で武装され、火器戦術を知った大村益次郎や高杉晋作の寄せ集めの軍隊に全く歯が立たなかったことは、目を追うて顕著になる。

徳川幕府が全力を傾けても長州一藩に対抗し得るかどうか危ぶまれる時、徳川家茂将軍が大坂城で急死した。数え年で二十一歳。妻は和之宮、孝明天皇の妹にあたる。この時局の歴史は悲愴というか思い余るものがある。

家茂の喪はかくされ、一カ月たった八月二十日に公表されたが、孝明天皇は將軍の死去によって長州征伐は取り止めるよう幕府に命ぜられ、家茂將軍のあとを取りしきることになった徳川慶喜は、その主旨を奉じて勝安房守を長州に派遣して停戦協定を結んだ。

十一月二十六日、二本松屋敷を出た伊集院・郡山の大隊一小隊は、八門の大砲を引きずりながら京都市中を西南に、六キロ以上余をえいえい声を出して進軍し、わざわざ島原遊廓を押し通っているのは如何かと思われるが、やがて朝八時ごろには、京都市西郊の桂川の河原に出る。ここで実弾射撃が実施された。

つい先月の十月、京都駐在藩兵の総指揮者である西郷吉之助は、更に国許から新鋭の部隊を率いてきたばかりである。その西郷をはじめ小松帯刀、若年寄で家老役補欠の町田内膳たちが検分に来た。伊集院・郡山隊にとつてはこのようなお偉方えいほうの面前での演習は緊張そのものであったろう。

五〇〇のの向こうに人形の的を立て、実弾を発射した。砲弾はどろんどろんと宙を飛び、十五発打って命中したのは二発であった。これが伊集院・郡山隊大砲一小隊の一年間の訓練の成果であった。

そしてこれがまた彼らにとつては最後の訓練で、一日

において二十八日の朝蛤御門の警備を終えて帰ってみると、どうも長屋の様子がおかしい。みなそわそわして荷造りをはじめている。帰国命令が出そうだという。案の定午後になると物主から十一月三十日午前六時出発帰国の正式通達があった。

一行は十二月七日汽船翔鳳丸に乗って大阪港を発し、長崎に三日滞在して更に土産袋をふくらし、十七日午後十時無事鹿児島港に着岸した。

第四節 外城三番隊名簿

筆者の隣に開業医徳永三藏氏が住む（伊集院町元町馬場）。同氏所蔵の日本紙四つ折の帳面（たて一四・五^サ、横一八^サほど）は表紙が取れているがまさしく「外城三番隊日誌」である。隊の編成、人名、出発から解散するまでの日誌が克明に記帳されている。人名のところでは戦死あるいは負傷の日、場所、遺骸を葬った所などが書きこまれているから、陣中日誌をもとにあとで書き改めたものと考えられる節もある。

この隊は慶応四年一月三日から始まった鳥羽伏見の戦に参加し、同八日征討総督仁和寺宮嘉彰親王が錦旗を掲げて淀城から大阪へ向かわれるにあたり、外城三番隊伍長佐藤林藏、同大窪壮之丞、同上原吉兵衛、同石原宇兵

衛、同吉武正助（串木野）、伍長助月野愛次郎、同池田半之助（串木野）、同四元才之丞、戦兵有馬十九郎、同中馬助右衛門、同上村平八郎、同中馬清之進の一二人が親王警衛士に選ばれ、親王のお側近く同じ川舟で淀川を下った。外の隊員は皆その本陣であった京都九條の東寺に帰陣したのに、この一二人は十五日まで親王の警衛に当たり、その間の日記が記されているから、本誌の筆者は右一二人の内の一人であることは確かであるが、誰と指定する根拠を見出さない。本誌が徳永家にあるのは氏の祖父正藏氏が外城三番隊の夫卒として出征し、その後著者から「もうこんなものは要るまい」といつて貰ったのだという。そしてその著者の名前ははっきりと伝えられていないのである。

本誌は伊集院町指定文化財となっており、外城三番隊に関するこれからの記事は本誌に依拠する。

外城三番隊右半隊名簿（慶応三年七月）

役名	姓	名	歳数え	備	考
小隊長	有馬	誠之丞	四〇	慶応四年閏四月二十七日、小出島で負傷 小千谷病院に入り六月八日帰隊	
旗手役	中原	権助	三〇		
斤候役	中原	平七郎	二三		
同	野村	孫左衛門	三三		辰九月より本田太郎作後任小頭

斤候役	阿多 新 吾	二一	五月十九日長岡戦死、高田葬
同	中原太郎兵衛	三〇	閏四月松崎勘助後任小頭、五月二十四日杉沢負傷、小千谷入院、六月十八日帰隊
伍長	本田吉左衛門	二五	六月五日筒場負傷、七月十一日死
伍長助	山口六右衛門	三〇	
戦兵	郡山藏右衛門	三二	
戦兵	石神宅右衛門	四一	六月十日筒場負傷、小千谷入院更に高田病院、十月帰隊
伍長	大山 藤之丞	三二	六月十日筒場負傷、同二十日帰隊
伍長助	内田 十次郎	二七	
戦兵	小倉 庄五郎	二八	
同	内田勇右衛門	二九	
小頭	松崎 勘 助	二六	閏四月二十七日小出島戦死、浦佐善光寺葬
伍長	坂木 勇 藏	二九	四月より中原太郎兵衛後任斤候役
伍長助	永田 幸四郎	二五	正月六日八幡合戦負傷、帰国
戦兵	坂木 役之助	二四	
同	坂木仲右衛門	三五	
伍長	白井 半之進	三七	
伍長助	大内田 玄中	一九	六月七日筒場重傷、小千谷死去
戦兵	中馬 十 藏	二四	
同	別府 郷之丞	二三	六月四日下条にて深手負直に閩原へ送り又柏崎病院へ入、七月中旬お暇にて帰国
伍長	石神 為兵衛	三四	五月二十四日杉沢重傷、六月中旬柏崎病院にて死去、高田葬
伍長助	肥後諸右衛門	二六	
戦兵	有馬 嘉兵衛	二二	五月二十四日杉沢戦死、高田葬
同	窪田 庄之丞	一七	辰正月六日八幡合戦の節浅手負、比国へ出兵
小頭	山下 甚之丞	三六	
伍長	佐藤 林 藏	二九	閏四月二十七日小出島戦死、浦佐村量現寺葬
伍長助	松崎 祐 斎	二〇	右戦争にて重傷、八月二十九日松ヶ崎にて帰隊
戦兵	有馬 吉 二	一八	
戦兵	馬渡 十 藏	二三	六月十日筒場負傷、七月初快、八月十四日頃より病氣新発田病院に入、十月六日帰隊
伍長	石原 宇兵衛	四三	六月四日より病氣長岡城下に休居、同十六日筒場台場へ出張
伍長助	四元 才之丞	二九	正月四日上鳥羽合戦負傷三月十六日帰国
戦兵	中村源右衛門	四二	六月四日下条重傷閩原へ送り同七日死、小千谷葬
同	中馬 清之進	二四	
小頭	本田 太郎作	二一	四月二十八日より五月五日迄隊長代理、八月四日村松城攻負傷、新発田病院にて九月五日死去、新潟葬
伍長	大窪 壮之丞	三一	
伍長助	四元 七之丞	二九	六月十日筒場村台場にて負傷、間もなく帰隊
戦兵	長谷川 竜助	二九	正月四日上鳥羽合戦重傷三月十六日帰国
同	中馬助右衛門	二四	
伍長	上原 吉兵衛	二八	
伍長助	月野 愛次郎	二四	
戦兵	上村 平八郎	一八	
同	有馬 十九郎	一八	六月五日下条村にて戦死、小千谷葬
小太韓	有馬 孫兵衛	二六	六月一日より病氣、九月十五日高田病院にて死去
笛手得	有馬 愛 藏	一八	
医師	松崎 瑞 謙	二二	高田病院へ残り居り十一月二十九日帰国

四役場 有馬 十兵衛 四九
小荷駄方
 同 柏木戸右衛門 三四
九月中旬より病氣にて米沢へ残り居り、
 十二月二十九日帰国

合五拾人 外町田武輔
年二十歳、辰五月五日より隊長後見、六月七日筒場村台場にて浅手負長岡病院に入、七月朔日帰隊

主取夫	玉葉持夫	從卒	
主取夫	石谷村 末広門	仲次郎	四二
同	下谷口村奥吉門	彦左五門	二一
夫卒	大田村 有村門	三四郎	四六
同	野田村諏訪園門	善左五門	三八
同	竹山村 小園門	与助	一八
同	町田方限松尾門	新左五門	
同	福山村 新門	直左五門	四三
同	下谷口村徳永門	正藏	二九
同	恋之原村堀之内門	源太郎	二一
同	古城村西山門	善	四三
同	下神殿村桃北門	市太郎	二四
同	麦生田村米倉門	善太郎	二八
同	飯牟礼村	休次郎	四六

五月二十四日長岡陣堀溝重傷柏崎病院にて三十日死去
 病氣のため卯十二月二十三日帰国
 七月十一日より監軍方へ勤

三月十六日負傷者の看護人として帰国

慶応三年七月から九月迄上京せず
 四月二十七日小出口にて負傷

外城三番隊左半隊は串木野と市来の兵で編成され、半隊長兼串木野分隊長は串木野の加藤太郎太(四二)で串

木野分隊は隊長とも二四人、市来は分隊長高崎半兵衛(三七)以下三三人、各分隊にはそれぞれ斥候役二人四役場一人それに夫卒が付く。

第五節 京都藩兵増強

京都警衛の大任を終えて伊集院・郡山隊が大坂で帰国の便船を待っている頃徳川慶喜が征夷大將軍に任ぜられ、幕府の首班となった。

内政外交問題は山積し、慶喜は勇断を振って幕政の改革に当たったが、長州一藩すら服することが出来なかつた幕府の無力は白日にさらされ、十二月二十五日孝明天皇が崩御され、それによつての大赦で幽閉あるいは謹慎中の岩倉具視ら勤皇派の公卿が朝廷に復帰すると、既に討幕の盟約を結んだ薩長や各藩の勤王党の志士がこれと結んで、幕府の政權奉還、王政復古の世論を急速に高めていった。

やがて討幕は必至と想定した島津藩は慶応三年三月、伊達(宇和島)、松平(福井)、山之内(土佐)の三藩侯と島津氏の四侯会議が京都で開催されるに当たつて、島津久光は薩軍最精銳の城下一番から六番までの六カ小隊と大砲一番隊を率いて上京した。四侯会議は結論を得ず散会することになったが、久光は引率してきた軍隊は京に

留めて八月帰国した。

九月には重富領主島津忠鑑を隊長とし黒田清隆を参謀とする番兵一番と二番隊が上京した。

これより先七月、外城三番隊に召集令が下り、七月五日前記外城三番隊右半隊の面々は午前十時地頭飯屋に集合して、有川十右衛門地頭から盃をいだいて出立、同日午後二時には鹿児島南林寺に着いて境内の末寺二カ寺を宿所とした。ここで串木野・市来も加わって隊が編成された。

ところが都合によって帰郷して待機せよとの命が出て、九月十六日一旦帰宅した。しかしすぐ二十日には出府の命が下り、二十五日には同じ南林寺の末寺に宿営した。

「二十八日大下馬において一大隊調練、上様御覽」とあるが、この一大隊とは次の諸隊で、永吉領主島津主殿久俣を隊長とし、大山格之助と三島弥兵衛が指揮した総勢八百余人の軍隊であった。

外城一番隊 日向高岡郷、隊長は城下土村田経芳（村

田銃の考案者）

同 二番隊 加世田と伊作、隊長は城下土持雄四郎

同 三番隊 伊集院市来串木野、隊長は伊集院郷土有

馬誠之丞

同 四番隊 出水と阿久根、隊長は城下土中村源助

私領一番隊 都之城

同 二番隊 知覧（佐多）と鹿籠（島津）

一行は十月三日、豊瑞丸、平運丸、朔鳳丸の三汽船に分乗して鹿児島港を出発し、五日目の八日山口県上ノ関に着いて待機する。同月二十二日小松帯刀、大久保利通、西郷隆盛が京都から三田尻に下つて来、鹿児島島に帰って藩主を説き、更に大兵を率いて上京するのだという。そこで右の三隻の汽船は西郷らと鹿児島に引返し、これに乗船していた一行は五〇人ずつ小早舟に乗せられて瀬戸内海を東行し、中ノ関から十二日を費やして十一月六日ようやく大阪に着いた。

そして、京都に入ると京都駅のすぐ西南にある東寺内に分宿し、京都御所の警備に当たると共に日夜訓練に励むのである。

藩主茂久は十一月十三日自ら三千の兵を率い、西郷らに従えて汽船四隻に分乗して東上し、十一月二十三日京都に着き、以前到着の藩兵をも合わせてその数一万と合ずして大いに兵威を京洛の地に振るつた。

第六節 鳥羽伏見の戦

一旦大政を奉還して大阪城へ退いた慶喜は幕軍に擁せられ、明けて慶応四年戊辰正月三日、一万五千と称する大兵を京都に差し向け、所謂鳥羽伏見の戦が起こる。薩藩兵は「東寺を本陣とし、西郷が事実上の統轄者となり、伊地知正治が参謀の任に備わり、その他島津式部、相良長発：を以て本宮を構成した。：伏見には薩藩の屋敷もあり、早くより若干の藩兵が屯していたが、十二月下旬頃より旧幕兵の東上に備えて之を増強し、戦乱勃発の正月三日には城下一番乃至四番隊、外城四番隊、一番砲隊半隊、白砲隊が防禦に就き、之に長州の二中隊、土佐の二小隊が加わった。

鳥羽口には三日、城下五番隊、同六番隊、一番砲隊半隊、外城一番乃至三番隊、私領二番隊が配置された。その他の諸隊は戦況に応じて両道に逐次増援されたのである。」
(県史第三卷四七二頁)

外城三番隊日誌を見よう。わかり易く書き直す。

同三日 晴 霜強

今日四ツ時分(午前十時)東寺を出発、諸隊それぞれ警備場所を命ぜられ、三番隊は千本通り四ツ塚である。

この場所を固めていたが何事もないので十二時過ぎ上鳥羽まで出向いたところ駅間もなく一橋勢、会津勢、その外多勢やつて来て入京するから通せという。勅令により入京はならずと申し切ったが幕府の命令であるから是非通るといふ。夕方五時ごろになってこちらから発砲し、終夜砲発。左半隊は鳥羽へ残り右半隊は夜八時ごろから竹田街道を伏見へ行つたがここは何事もないので夜明前からまた上鳥羽の方へ移つた。昼夜共三番隊には負傷者なし。

東寺から鳥羽までは一里半(六キロほど)ぐらい、伏見より西の方である。

同四日 晴 霜強

今朝六時過ぎ下鳥羽の方へ進軍し直ちに銃戦にはいつたが、五、六発も打つうちに四元才之丞、長谷川竜助兩人が負傷したので中村源右衛門、中馬清之進(二人とも四元と同じ組)に石原宇兵衛(長谷川竜助組の伍長)の三人で療屋(治療所、ちよつとした繃帯所であろう)まで連れて行つた。そこで中村源右衛門をその看護人につけ、彼はそれから東寺の本陣までついてゆく。石原と中馬清之進二人は療屋から直ちに本隊に向かったがもう午前十時ごろであつたらう。

本隊の皆はその後無事で飯など食べたそうで、敵も間もなく引き揚げたので敵の居た所に移っており、石原、中馬の二人は共にそこにたどりついた。それから正午ごろには淀まで攻撃していく予定であったが、この隊は昨夕からほとんど休息していないので、監軍達から参謀（軍賦役）の方へ申し出て休息させることになり、後陣で休息した。今晩は戦争もなく終夜休息した。また外に負傷者なども出なかった。

仁和寺宮様、東寺まで御出馬あらせられ候由

正月五日 晴 霜強

今朝六時ごろ出発、山崎街道の警固を命ぜられ、竹山へ伏勢として待機していたが何事もなし。当地の百姓達が飯汁漬物など沢山持参し、皆々食べました。御昼近くなつて淀も攻め落としたということであったが、この街道筋には敵一人も通行せず、それから下の方へ進軍したところ、敗退する敵が我れらに向かつて発砲したので、こちらにも銃撃したが、大川（淀川）を隔ててのことではどこのこともなく、敵も次第に去って行った。

昼過ぎになつて銃声が聞こえ、長州勢が二小隊程つづき、我れらを敵の伏勢と見、こちらにもまた敵の伏勢と思つていたところ、向こうから小頭の合図旗を出したの

で、こちらからは我が隊の監軍種子田左門が走り出て印旗しるしはたを出し、互いに味方とわかつて喜んだ。それから長州勢も一緒に竹山に伏勢として待機していたが、何事もなく、午後五時ごろになつて淀の城下に引き返して宿陣した。今晩戦争もなく諸藩諸隊すべて淀に宿陣。三番隊は夜十時ごろから夜明けまで陣地の警備巡察に当たった。

同六日 晴

敵は淀から半道程（二キロほど）の八幡へ陣地を構えたので今朝夜明けから八幡の敵を攻撃することになり、我が隊は朝六時前出発、淀川を渡る橋を敵が焼け落としたので舟で渡ることになり、味方はこれに手間どつて八時ごろになつて攻撃を開始した。

我々は真正面から攻めこんだがぬかり田で走ることができない。お互い激しい銃撃戦を繰り返して、たちまち永田幸四郎、窪田庄之丞が負傷、左半隊では永山林仙（市来重傷）、和田軍吉、大久保誠助、西綾五兵衛が負傷、我が隊で六人となり、直ちに療所に連れて行った。それでも敵陣は正午には攻め落とした。敵は更に半道程南の橋本の台場に立てこもつたが、これも午後五時ごろには攻め落とした。なお敵は枚方ひらかたへ引きこもつたということでは

あつたが、二里（八キロほど）あまりもあるので引き揚げることになり、我が隊は淀の前夜の寺陣へ夜十寺頃帰陣した。

仁和寺宮様八幡迄御出馬あらせられ候由

正月七日 晴

今朝未明より枚方を攻撃する予定であつたが、敵は昨夜中に大阪へ引退したことがわかり、昼時分からまた淀の陣に帰った。

正月八日は先に述べたように仁和寺宮御出陣で、三番隊から一二人が選ばれてその警衛に当たり、本隊は東寺に引き揚げる。鳥羽伏見の戦に参加した郷土部隊の奮戦の様子は、右の日誌によって明らかである。何の誇張もない淡々とした事実の簡明な記述の裏に、その苦闘の様子が偲ばれる。正月四日の四元、長谷川の負傷に関しての記述を読み、かつ正月八日からの仁和寺宮警衛の記述を通じて、この外城三番隊日誌の著者は私は春山出身の伍長石原宇兵衛ではないかと想像している。この日誌は彼自身の陣中日誌も、また諸隊士のそれも参考にして、半ば編纂的に帰郷直後に老練な石原の手によって作られたものと思つてゐるのである。

かくて鳥羽伏見の戦は官軍の大勝利に帰し、外城三番

隊は江戸城攻撃に向かう薩藩部隊を歓送しつっしばし京都本営の守備を命ぜられ、三月には二本松の藩邸を宿所として東寺から移住する。

二本松藩邸は先に伊集院・郡山隊が一カ年在住したところであつた。この伊集院・郡山隊がまた鳥羽伏見の戦の直後、編成出陣の命令を受けるのである。

第七節 第二次伊集院郡山隊

鳥羽伏見の戦で薩軍は城下一番隊長市来勳兵衛以下六一二人の戦死者と数百の負傷者を出した。その補充も必要であると同時にいづれ江戸城攻撃に向かわなければならぬ。一方京都大阪の警備にもまた相当の兵力を必要とした。一月半ば先年京都警衛に当たつた伊集院・郡山隊の編成上京が下令された。勿論人員はその時と同じ人達ではないが、幾人かは同じ人もいた。この記事は有馬源市高潔の「上方表大変（かみがたのおもて）に附出兵被（しゅつべい）乞（こ）付（つ）日記（にっぴ）」（筆者蔵）による。

伊集院隊は一月十八日午前十時地頭飯屋に集合して直ちに出発、二十日出水に着いてここで編成が行われた。

伊集院・郡山一小隊、出水一小隊、加世田一小隊で一箇集団を編成、総督は島津左衛門、差引（引率者）は伊集院地頭有川十右衛門。

伊集院・郡山隊

小隊長 有馬 弥兵衛 三九 前回出征仕長伊集院町郡
半隊長 肥後善右衛門 二五 郡山隊々長
分隊長 上村 得 三 二九 前回仕長
監軍 西 徳次郎 二二 外城三番隊長有馬誠之丞弟
城下士 後年欧州各国公使外務
大臣

前記日記によると有馬隊の名簿は次の通り。

仕長 有馬 源 市 二七
伍長 阿多 勇四郎 二四
戦兵 長谷川八十八
同 石原 源 藏
同 四元竜右衛門
同 四元 太兵衛
伍長 上原 早之助
戦兵 小倉 庄五郎 二八
戦兵 小倉 岩 助
同 小谷武右衛門
同 四元 弥太郎

このほか右日記にあらわれる松元町出身者と思われる人名は四元六兵衛（三七・前回仕長）、石原源藏（前回出征）、染川喜太郎、染川玄斎、四元助八。日記には伊集

隊員は四一人しか名前は出てこないが五〇人は居たはずであり、また夫卒も十余人を数えただろう。

一行は一月二十三日出水を出発し、陸路三太郎峠の難所は敬遠し、米之津から日奈久に渡り、それから陸行して久留米、山家、飯塚を経て二月二日午後一時ごろ小倉にはいった。一行の中には四年前といってもまる三年にしかならないのだが、長州征伐のためここに在陣した者も多かった。その当時偉容を誇っていた小倉城はおとしの八月、高杉晋作の奇兵隊に焼き落とされ、無惨な有様であった。二月五日下午関を出帆した一行は八日の午前八時には大阪に着く。大阪城もまた、一月六日夜慶喜がひそかに脱出して江戸に去った後、徳川勢は九日夜城に火をかけて思い思いにその郷国に走った。わずかに戻りだけが残っている城跡を薩長の兵が交代で守備に当たっていた。

彼らには大阪の薩摩藩邸に起居し、大阪警備を命ぜられる。近く関東征伐が行われるについてはいつでも応援のため出動できるよう服装など十分準備しておくようとの命令があつて、隊服を持たない大方の者はあわてて紺の鉄砲袖の上着にばつちを注文することであつた。京都から三番隊の同僚兄弟も下つて来て、鳥羽伏見戦の実話に拳こぶしを握り血を沸かした。

ところが大阪に来てから三週間そここの二月二十八日、伊集院・郡山隊の一部に帰国命令が出た。当時は「家」を重んじたから一家の責任者で年輩の者、外城三番隊に兄弟親族などが居て、郷里にその人が居ることが必要と認められるといったような観点から賜暇帰国者の人選がすすめられたようである。

上村得三、有馬源市、森山伸太郎、四元六兵衛、四元助八、有馬隆助、染川玄齋その他がその選にはいり、それから半月余りの旅を経て帰還者の一行は、三月十七日川内の向田の旅宿で無事帰国を祝つての宴を張っている。

有馬源市の組に小倉庄五郎の名が見えるが、彼は外城三番隊士として既に前年七月五日の隊員名簿に記載されている。何らかの理由があつて三番隊が十月上京した際はその中にはいることができなかったたのであろう。彼と有馬愛藏は間もなく伊集院郡山隊からはずされて、外城三番隊に補充された。

第八節 北陸征討

三月十三、十四日の二日にわたる西郷吉之助と勝安房との会談によつて、江戸城は無血開城となつたが、会津を中心とする奥羽諸藩の動きは日を追つて活発となり、また旧幕府歩兵頭古屋佐久左衛門は江戸開城後旧幕軍の

脱走兵五七十余人を率いて衝鋒隊と称し、会津から越後に入り、これに柏崎に屯集していた旧桑名藩士が呼応して勢力を増し、信州の北部から北陸道一帯が騒然となつた。柏崎は会津藩主の弟松平定敬が支配する伊勢桑名藩の飛地であつた。桑名藩士で新政府に従うをいさぎよしとしない不平分子は皆ここに集まっていたのである。

外城三番隊は薩軍の主力が関東に向かつた後、先述の如く二本松の藩邸を宿所として皇居警衛は勿論京都市中の見回りに当たつていた。

四月十五日、城下十番隊長山口鉄之進、二番遊撃隊長西千嘉、外城三番隊長有馬誠之丞、同四番隊長中村源助、二番大砲隊長久永竜助の四人は家老島津主殿久らから、大政官軍防局から島津藩京都御留守居が呼出しを受けて参上したところ、松平肥後（会津藩主）ますます暴激に募り官軍に抗し候段相聞こえ候に付き、北国路へ人数差し向け奥羽の官兵へ応援いたし候よとの仰せ渡しがあつた。そこで（君達が）右の通り出兵するよう（殿様から）仰せつけられた、といつて出動の命令書を渡された。同月二十日には出征に備えて隊員へ帽子が支給される。同二十一日は国許への飛脚便があるというのでみんな手紙を書いて北国行きを家人に知らせた。

いよいよ出発の四月二十五日、七時ごろ御式台の前に

勢揃いして殿様に拝顔する。それからお酒、勝栗、昆布、筍、雑煮物を頂戴して九時ごろ出発する。逢阪山を越えて三里大津に午後二時ごろ着いて第一日はここで宿泊。しかしそれから琵琶湖の西岸を晴雨の別なく北上して閩四月十九日越後高田に到着、本誓寺に宿陣した。この年は例年になく雨が多かつた。

高田は徳川四天王柳原十五万石の城下町であつたが、挙藩勤王に踏みきり古屋などの旧幕軍を追放して官軍を迎えた。北陸道征討官軍の参謀は黒田清隆と山県狂介（後の有胆）で、鎮撫総督の高倉永祐は江戸におり、津軽海峡を回つて高田に着いたのは五月八日である。総督は居ないが翌二十日高田において参謀以下諸将が会同して軍議が開かれた。会津兵は国境を越えて越後にはいり、その先鋒は北魚沼郡小出島（現在の小出町）に進出し、柏崎には桑名兵が陣地を構えているということである。官軍は山之手軍と海岸沿いに進む軍との二つにわかれることになった。この日は奇しくも福島において奥州鎮撫総督参謀世良修藏が仙台藩士に殺された日で、奥州諸藩の新政府反対の気運が一気に盛り上つたときであつた。

第九節 小出島合戦

外城三番隊は閩四月二十一日高田出発、長州二小隊と

共に山手軍となつて安塚、千年、十日町、河沼、田中の難所を越え、塩沢、六日町を通り魚野川を舟で下つて浦佐に向かつた。行く行く敵は官軍の進行を知つて後退し、今は皆小手島に集結していることであつた。

閩四月二十六日の夕方浦佐を出た三番隊長有馬誠之丞は右半隊を率いて北へ間道をう回して浦佐を去る九キロ先の堀之内村の普現寺に陣し、翌早朝小出島の北一キロ先の四日市へ渡る渡場へ出た。連日の雨で魚野川は増水し川幅は一〇〇坪をはるかに越える。搦手攻撃を予想してか渡舟はみなかくされ、敵は川向こうの民家を楯に盛んに発砲してきた。

小手島の戦は北陸道における東西両軍の最初の戦で、その勝敗は北陸から奥羽全藩の向背に至大の影響を及ぼすことが予想されていたので、我が方も必死の覚悟を定め、ために戦は熾烈を極めた。そして三番隊右半隊の遮蔽物のない河原での対戦はまさに苦闘そのものであつた。七時ごろまず伍長佐藤林藏が即死、三番隊での戦死者第一号である。

八時前には副隊長格の小頭嚮導松崎勘助が戦死、戦兵松崎祐齋が重傷、続いて隊長有馬誠之丞が傷つく。戦は午前六時ごろから八時過まで続き、浦佐から小手島の正面に向かつた三番隊の左半隊と長州の奇兵五番隊及び報

国九番隊の猛攻によって、腹背に敵を受けた会津勢はやがて死体武器多数を遺棄して敗走した。左半隊でも斥候役長誠吾（三〇・串木野）、喇叭役児玉源兵衛（四五・串木野）、伍長臼井道斎（三六・串木野）、同児玉清兵衛（三四・串木野）、伍長上村珍樹（二七・市来）、戦兵野崎半左衛門（二五・市来）の六人が戦死し、斥候役高崎峇助（市来）、同東次郎太（串木野）が重傷。福山村出身の夫卒新直左衛門もまたここで重傷を負った。

都合外城三番隊士の損害は戦死八人重傷四人軽傷二人の一四人となったが、長州二個小隊でも即死六人重傷七八人を出した。戦鬪の激烈を物語っている。

小隊長有馬誠之丞が傷ついて高田病院に収容されたあととは小頭の本田太郎作が弱冠二十一歳で隊長代理となり、二十九日からは会津藩領の飛地で小千谷におもむき慈眼寺を宿所とした。慈眼寺はまた官軍の本営でもあった。

第十節 長岡城攻防戦

この慈眼寺で五月二日有名な小千谷会談が行われた。

英傑の誉れ高かった長岡藩家老河井継之助は平服のまま慈眼寺に東山道先鋒総督府軍監岩村精一郎を訪ねて会談した。岩村はまだ二十二歳、土佐藩に功を帰せしめんと

めか、河井のとうてい受諾し得ぬ条件を固守して動かなかった。継之助は慈眼寺の山門を出る時天を仰いで嘆息したという。かくて長岡藩を挙げての抗戦は決し、北越諸藩またこれに動じ、戊辰役中会津と共に最も激烈を極め、越後に行くは死ににゆくも同じと官軍を嘆かした長岡城の攻防戦が開始されるのである。

外城三番隊はその後片貝の敵を追いおとし、遊軍とともに敵の本拠長岡城の攻略に向かう。五月十九日早晩、長岡城の西方信濃川から攻めかかり、三番隊では斥候役阿多新吾が戦死したが、城は我が手に帰した。それより以前外城三番隊長として城下士町田武輔が赴任した。彼はまた二十歳の若侍であった。町田姓であるかぎり石谷の町田一族であろうが、私が調べた系図の中ではまださがし得ない。この年で隊長となるのはよほどの家柄の嫡子でなければならぬはず。但し戦鬪においての実際の指揮者は小頭本田太郎作と四月から半隊長となった串木野の児玉四郎兵衛であつたらう。

官軍は長岡城を手中におさめてここを本拠として北進した。ところがその戦線は柏崎から今の栃尾市方面に達し、現在の兵力では警備が充分でない。それを看取した

河井継之助は、奥羽北越軍を一手にまとめ、随所に官軍の前線を攻撃して逆襲に転ずる。

五月二十四日外城三番隊は北上して見附市の東北方六キロの杉沢口に進軍し、暴風雨の中に交戦して石神為兵衛、有馬嘉兵衛が戦死、中原太郎兵衛、有馬仲之進が負傷する。この頃河井継之助は新潟市の南方加茂市に本陣を置き、奥羽諸藩の援兵を得て長岡城奪回作戦をすずめていた。

六月二日正午ごろ河井は自ら指揮を取り、突如として現在は見附市内になっているが市街地より西約四キロの今町に進入して占拠した。官軍は大敗し、杉沢から片桐にかけての線で五月二十九日から昼夜をわかたぬ敵の逆襲に苦戦していた三番隊右半隊（伊集院隊）も、今町陥落で後方を断たれ長岡に退いた。

官軍は伸びきった前線を縮小し、長岡北方一〇キロの線に下ることにし、一方京都に応援を求めること切なるものがあつた。そして外城三番隊は見附の南方を西流する刈谷田川の堤防で敵を防ぐことになった。六月四日のことである。

六月始めといつても四月に閏月があつたから新暦では七月末か八月始めごろにあたる。この年はいつになく雨が多く、信濃川は本流支流とも氾濫し、このあたりの越

後平野は満満たる濁水でうずまり、わずかに川堤だけがその姿をあらわしていた。刈谷田川が北流して信濃川に入るうとする折目のところに下条村に属する鹿熊という小さな部落があつた。

現在では見附市にはいつていると思われる。この鹿熊を拠点として南側の川堤にへばりついて向こう岸の敵と対戦したのである。鹿熊の西約一キロに筒場という所があり、土地が少し高く前面にクリークもあつて楊柳が茂っている。今は信越本線が通りその押切駅付近であるが、ここに台場をきき長期防御態勢をととのえる計画で、それが完成するまで、鹿熊の川を隔てて北方数百の今町を破つてここを拠点とし、勝ちに誇つて南進する敵を食い止めようというのであつた。私はもう二十年近くになるが見附市教育委員会の案内でこれらの戦蹟を訪ねたことがある。刈谷田川の川幅は二〇メートル、増水した當時も堤の間は六〇メートルほどであつたろう。

四日、早くも春山出身の中村源右衛門が重傷を負い、後方の関原病院に送られたが三日後に息を引き取つた。更に直木の別府郷之丞と市来伊作田出身の夫卒直右衛門が重傷、串木野の宮之原銀助が軽傷。五日朝有馬十九郎が額部貫通で即死する。

中村源右衛門藤原尚則は文政九年（一八二六）中村嘉

兵衛尚次の嫡子として春山に生まれる。元治元年（一八六四）十一月の長州征伐には伊集院隊の戦兵として従軍した。慶応四年六月四日刈谷田川の川堤鹿熊付近で交戦中午後二時ごろ銃創を受け後退、負傷した別府郷之丞と共に長岡を経て同夜十時ごろ関原野戦病院に到着治療を受けたが、同七日死去した。行年四十三歳。郷里にあつては鹿倉見廻の役を勤めていた。別府郷之丞は関原から更に柏崎病院に移され、傷が癒えて七月中旬賜暇帰国した。

五日の夕刻筒場台場が出来上り、三番隊は皆ここに立てこもる。敵はすぐさま川を渡つてこの台場を取り囲み、入れかわり立ちかわり攻撃を繰り返し、六月二十四日まで昼夜をわかたぬ死闘が続く。この間即死又は戦傷後死亡した者七人、小隊長町田武輔をはじめ負傷八人、夫卒の戦死七人を出している。当時斥候役に昇進していた大山藤之丞及び四元七之丞も十日午後負傷して後退した。筒場を容易に抜くことが出来ぬとみた敵は、これに対応する向かい台場を築き、間断なく大砲を打ちこんできた。

六月二十四日早暁、京都から増援にかけつけた新鋭の外城二番隊（加世田伊作）が交代に来て、これまでに多大の損害を出し、連日連夜の戦に消耗し尽くした外城三

番隊は、この日ようやく長岡に引き揚げて一息つくことが出来た。

大黒、筒場、川辺の三砲台は長岡の正面に当たり、長岡城奪回を目指す敵の攻撃もまたここに集中した。ために三番隊に代わつた加世田伊作隊の損害もみるみるうちに急増していった。

第十一節 北越席捲

越後の急を知つた政府は六月十四日仁和寺宮嘉彰親王を会津征討越後口総督に任命し、この方面への増援部隊を陸海両面から派遣する。総督宮は七月十五日海路柏崎に到着、明石、福知山、高鍋その外諸藩の兵が随い、その頃までに薩摩長州の諸隊もまた陸続きとして長岡周辺に到着し、薩藩の吉井友実が参謀として官軍の総指揮をとつた。七月下旬を期して南北から河井らの敵軍を挟撃して粉碎しようとの作戦であつた。

外城三番隊は長岡で休息すると間もなく、六月二十八日には筒場の西北二キロの川辺砲台守備を命ぜられた。この頃になると川辺砲台は敵の主目標から外され、砲弾の落下も少なくなり、銃砲声をよそに聞きながらしばらくぶりにゆつくりした十余日を過ごした。七月十七日、突然外城三番隊に柏崎集合の命が達せられる。傷が

癒え復歸した有馬誠之丞隊長をはじめその理由がわからない。

柏崎に行つてみると我が隊の他に外城一番隊、片桐と共に苦戦した二番遊撃隊、四番砲隊半隊、それに長州芸州秋月などの藩兵などその数約二、〇〇〇。三番隊の者達はこれのおびただしい数に驚き、こんなにくさん味方の兵が居たのなら、筒場台場で苦戦して多くの戦友を死なせずにするだもの、と思うのであった。

諸隊は二十三日汽船六隻に分乗し、二十五日午前四時阿賀野川が海にそそぐ太夫浜に到着、新発田藩は降参したのでその日は新発田城下に宿陣、それから水原、保田、五泉、そして村松城へと敵の背後を攻略していく。

長岡方面にあつては、前面の官軍が次第に増援されつつあるを察知した河井継之助は、二十四日夕刻から見附の本営を出発し、決死隊六一二人、一団となつて長岡城の前方四キロ四方の大沼沢八丁沼を押しわたり、夜半長岡城に突入した。数時間後の二十五日早暁を期して総攻撃に移る予定の官軍はそれぞれの持場に待機していたので城に在る兵は少なく、たちまちに追い落とされて関原に退いた。しかし継之助はこの戦で流弾に傷つた。

北越諸藩が長岡城を奪回して意気冲天、得意の絶頂にあつた二十五日、飛報は官軍の新潟上陸を告げた。しか

も彼らの盟藩新発田はたちまち降伏して敵の案内役を勤めているという。継之助以下諸將は色を失つた。腹背に敵を受け、袋の鼠と化したことを知つたのである。

陣容を立て直した官軍は二十九日から総攻撃に移る。河井の傷は重くたつことが出来ない。戦意を失つた彼らは長岡城はじめ諸壘を次々に落とされ、栃尾から東部山岳地帯に退き、河井を担架に乗せて八十里越の難所を越え、只見川の上流を東行して会津若松に向かつたが、若松城にはまだ程遠い福島県大沼郡只見町塩沢で継之助は遂に落命した。行年四十二歳であつた。八月十六日のことである。

越後の敵を掃討した官軍は、一部は河井のあとを追つて只見川沿いに会津に向かい、一部は阿賀野川沿いに東進した。外城三番隊は新発田を本拠としていたが、越後北部の黒川、村上の諸藩が下ると米沢、庄内攻撃軍が編成され、その軍に繰り入れられることになつた。八月二十六日新発田を立て阿賀野川沿いに東進する。この軍は西郷が新たに引率してきた新鋭の兵具方二番三番隊などを加え、その数一、五〇〇。九月十四日米沢に達したが米沢藩は既に八月二十八日降伏を申し出ていた。

会津若松城の攻防戦は史上有名であり、防戦激烈を極めたが九月十六日城主容保は遂に降伏帰順を申し出で、

九月二十二日城は官軍の手に歸した。

庄内藩も九月二十三日降を請い、酒井藩主は西郷の寛大な処置に感激して二十七日城を明け渡した。

外城三番隊は同日未明庄内に達したが、二十九日には京都への凱陣が命ぜられた。即日午前十時鶴岡出發、海岸沿いを南下して十月一日新潟県境の鼠関に至る。時は既に冬に属し、山形新潟の山々は雪をいただくものもあつた。

十月十三日高田宿陣、彼らがはじめて高田の地を踏ん

だのは六カ月前の閏四月十九日であつた。以来歴戦數十回、五〇人の伊集院隊のうち一二人が戦死あるいは戦病死し、重傷を受けて帰国した者もあり、無疵で今日に至つた者は数える程しかない。半年前共に歩いて来た戦友の今はなき面影を偲びつつ、富山から福井へと往路と同じ道を辿りながら十一月二日京都に入る。大阪から海路、彼らが無事懐かしの鹿兒島城下前の浜の土を踏んだのは十一月二十六日のことであつた。